

しあわせ信州

震災対策編

長野県地域防災計画

震災対策編

令和5年度修正

(令和6年3月)

長野県防災会議

□□□ 震災対策編 □□□

第1章 総 則

第1節 計画作成の趣旨	2
第2節 防災の基本理念及び施策の概要	■ 3
第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱	4
第4節 長野県の概況	■ 10
第5節 被害想定	11

第2章 災害予防計画

第1節 地震に強い県づくり	16
第2節 情報の収集・連絡体制計画	24
第3節 活動体制計画	27
第4節 広域相互応援計画	■ 32
第5節 救助・救急・医療計画	33
第6節 消防・水防活動計画	■ 40
第7節 要配慮者支援計画	■ 40
第8節 緊急輸送計画	■ 40
第9節 障害物の処理計画	41
第10節 避難の受入活動計画	43
第11節 孤立防止対策	■ 54
第12節 食料品等の備蓄・調達計画	■ 54
第13節 給水計画	■ 54
第14節 生活必需品の備蓄・調達計画	■ 54
第15節 危険物施設等災害予防計画	55
第16節 電気施設災害予防計画	■ 62
第17節 都市ガス施設災害予防計画	63
第18節 上水道施設災害予防計画	66
第19節 下水道施設等災害予防計画	68
第20節 通信・放送施設災害予防計画	70
第21節 鉄道施設災害予防計画	■ 76
第22節 災害広報計画	■ 76
第23節 土砂災害等の災害予防計画	77
第24節 防災都市計画	■ 83
第25節 建築物災害予防計画	84
第26節 道路及び橋梁災害予防計画	89
第27節 河川施設等災害予防計画	92
第28節 ため池災害予防計画	94
第29節 農林水産物災害予防計画	95
第30節 積雪期の地震災害予防計画	97
第31節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動	102
第32節 防災知識普及計画	107
第33節 防災訓練計画	■ 113

第34節	災害復旧・復興への備え	■113
第35節	自主防災組織等の育成に関する計画	■113
第36節	企業防災に関する計画	■114
第37節	ボランティア活動の環境整備	■116
第38節	災害対策基金等積立及び運用計画	■116
第39節	震災対策に関する調査研究及び観測	■117
第40節	観光地の災害予防計画	■118
第41節	住民及び事業者による地区内の防災活動の推進	■118

第3章 災害応急対策計画

第1節	災害情報の収集・連絡活動	■120
第2節	非常参考職員の活動	■128
第3節	広域相互応援活動	■129
第4節	ヘリコプターの運用計画	■136
第5節	自衛隊の災害派遣	■136
第6節	救助・救急・医療活動	■136
第7節	消防・水防活動	■137
第8節	要配慮者に対する応急活動	■141
第9節	緊急輸送活動	■141
第10節	障害物の処理活動	■142
第11節	避難受入及び情報提供活動	■146
第12節	孤立地域対策活動	■161
第13節	食料品等の調達供給活動	■161
第14節	飲料水の調達供給活動	■161
第15節	生活必需品の調達供給活動	■161
第16節	保健衛生、感染症予防活動	■161
第17節	遺体の搜索及び処置等の活動	■161
第18節	廃棄物の処理活動	■161
第19節	社会秩序の維持、物価安定等に関する活動	■161
第20節	危険物施設等応急活動	■161
第21節	電気施設応急活動	■161
第22節	都市ガス施設応急活動	■161
第23節	上水道施設応急活動	■161
第24節	下水道施設等応急活動	■161
第25節	通信・放送施設応急活動	■161
第26節	鉄道施設応急活動	■162
第27節	災害広報活動	■167
第28節	土砂災害等応急活動	■168
第29節	建築物災害応急活動	■172
第30節	道路及び橋梁応急活動	■175
第31節	河川施設等応急活動	■175
第32節	災害の拡大防止と二次災害の防止活動	■176
第33節	ため池災害応急活動	■184
第34節	農林水産物災害応急活動	■185
第35節	文教活動	■187

震災対策編 目次

第36節	飼養動物の保護対策	■ 191
第37節	ボランティアの受入れ体制	■ 191
第38節	義援物資及び義援金の受入れ体制	■ 191
第39節	災害救助法の適用	■ 191
第40節	観光地の災害応急対策	■ 191

第4章 災害復旧計画

第1節	復旧・復興の基本方針の決定	■ 193
第2節	迅速な原状復旧の進め方	■ 193
第3節	計画的な復興	■ 193
第4節	資金計画	■ 193
第5節	被災者等の生活再建等の支援	■ 193
第6節	被災中小企業等の復興	■ 193
第7節	被災した観光地の復興	■ 193

第5章 東海地震に関する事前対策活動

第1節	総則	195
第2節	東海地震に関連する情報及び警戒宣言発令時の活動体制	196
第3節	情報収集伝達計画	199
第4節	広報計画	203
第5節	避難活動等	205
第6節	食料、生活必需品、飲料水の確保計画	209
第7節	医療救護及び保健衛生活動計画	211
第8節	児童生徒等の保護活動計画	213
第9節	消防・救急救助対策等	214
第10節	警備対策	215
第11節	防災関係機関の講ずる措置	216
第12節	売り惜しみ・買い占め等の防止	218
第13節	交通対策	219
第14節	緊急輸送	222
第15節	他機関に対する応援の要請	224
第16節	事業所等対策計画	225

第6章 南海トラフ地震臨時情報の運用

第1節	総則	227
第2節	南海トラフ地震臨時情報発表時の活動体制	229
第3節	情報の収集伝達計画	231
第4節	広報計画	233
第5節	災害応急対策をとるべき期間	236
第6節	避難対策等	237
第7節	住民の防災対応	239
第8節	企業等対策計画	240
第9節	防災関係機関のとるべき措置	242

震災対策編　目次

第10節　関係機関との連携協力の確保	246
第11節　地震防災上必要な教育及び広報活動計画	247

※ページ番号の前に■を付している節については、風水害対策編を参照

第 1 章

總 則

第1節 計画作成の趣旨

1 計画の目的

この計画は、県民生活に甚大な被害を及ぼすおそれのある大規模な地震に備え、対処するため、阪神・淡路大震災、新潟県中越地震、東日本大震災などの大規模災害の経験を教訓に、近年の社会構造の変化を踏まえ、県、市町村、公共機関、事業者及び県民が相互に協力し、総合的かつ計画的な防災対策を推進することにより、かけがえのない県民の生命、身体及び財産を地震災害から保護することを目的とする。

2 計画の性格

この計画は、災害対策基本法第40条、大規模地震対策特別措置法第6条第2項の規定に基づき、長野県防災会議が作成する「長野県地域防災計画」の「震災対策編」として、大規模な地震災害に対処すべき事項を中心て定めるものとする。

また、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第5条第2項の規定に基づく「推進計画」及び首都直下地震対策特別措置法第21条の規定に基づく「地方緊急対策実施計画」については、その定められるべき基本事項がこの「震災対策編」に含まれるため、「震災対策編」はこれら2つの計画を兼ねるものとする。

3 計画の推進及び修正

この計画は、防災に係る基本的事項等を定めるものであり、各機関はこれに基づき実践的細部計画等を定め、その具体的推進に努めるものとする。

また、防災に関する学術的研究の成果や発生した災害の状況等に関する検討と併せ、その時々における防災上の重要課題を把握し、災害対策基本法第40条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要に応じて修正を加え、本計画に的確に反映させていくものとする。

4 長野県強靭化計画の総合目標、基本目標を踏まえた防災計画の作成等

長野県強靭化計画は、大規模災害等に対する県土の脆弱性を認識し、その克服に向けて事前防災及び減災その他迅速な復旧等に資する施策を総合的に実施するため、国土強靭化の観点から本県における様々な分野の指針となる計画として「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化法」第13条に基づき策定されている。このため、地方公共団体及び地方指定公共機関は、長野県の国土強靭化に関する部分については、長野県強靭化計画の総合目標「多くの自然災害から学び、いのちと暮らしを守る県づくり」を基本とし、基本目標である

- 1 あらゆる自然災害において、人命の保護が最大限図られる
- 2 負傷者に対し、迅速に救助・救急・医療活動等が行われるとともに、被災者等の健康、避難生活環境を確実に確保する
- 3 必要不可欠な行政機能、情報通信機能を確保する
- 4 ライフラインの被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- 5 流通・経済活動を停滞させない
- 6 被災した方々の日常生活が迅速かつより良い状態に戻る

を踏まえ、本計画の作成及びこれに基づく防災対策の推進を図るものとする。

第2節 防災の基本理念及び施策の概要

→ 風水害対策編 参照

第3節 防災上重要な機関の実施責任と 処理すべき事務又は業務の大綱

第1 実施責任

1 県

県は、市町村を包括する広域的地方公共団体として、地震災害から、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て地震防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関等が処理する地震防災に関する事務又は業務を助け、かつ、その総合調整を行う。

2 市町村

市町村は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、地震災害から市町村の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するために指定地方行政機関、指定公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て地震防災活動を実施する。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、地震災害から県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、地震防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関等

指定公共機関及び指定地方公共機関等は、その業務の公共性又は公益性に鑑み自ら地震防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

第2 処理すべき事務又は業務の大綱

1 長野県

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
長野県	(1) 県防災会議、県警戒本部及び県災害対策本部に関すること。 (2) 防災施設の新設、改良等整備に関すること。 (3) 被災施設の応急措置及び復旧に関すること。 (4) 地震情報等に関する伝達、地震災害の情報収集及び被害調査に関すること。 (5) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。 (6) 地震災害時における保健衛生、文教、治安及び交通対策に関すること。 (7) 地震防災に関する調査研究、訓練の実施、教育及び広報に関すること。 (8) 自衛隊の地震災害派遣要請・撤収に関すること。 (9) その他地震防災に関すること。

2 市町村

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
市町村	<ul style="list-style-type: none"> (1) 市町村防災会議、市町村警戒本部及び市町村災対本部に関すること。 (2) 防災施設の新設、改良等整備に関すること。 (3) 被災施設の応急措置及び復旧に関すること。 (4) 地震情報等に関する伝達、地震災害の情報収集及び被害調査に関すること。 (5) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。 (6) 地震災害時における保健衛生、文教及び交通対策に関すること。 (7) 地震防災に関する調査研究、訓練の実施、教育及び広報に関すること。 (8) 公共的団体の指導、自主防災組織の育成指導に関すること。 (9) その他地震防災に関すること。

3 指定地方行政機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 関東管区警察局	<ul style="list-style-type: none"> ア 管区内各県警察の実施する災害警備活動の連絡調整に関すること。 イ 他管区警察局及び管区内防災関係機関との連携に関すること。 ウ 警察通信施設の整備及び防護並びに警察通信統制に関すること。 エ 地震災害時における管区内各県警察の相互援助の調整に関すること。
(2) 関東財務局 (長野財務事務所)	<ul style="list-style-type: none"> ア 地方公共団体に対する資金の融通のあっせんに関すること。 イ 地震災害時における金融機関の緊急措置の指示に関すること。
(3) 関東信越厚生局	<ul style="list-style-type: none"> ア 管内の災害状況の情報収集及び通報に関すること。 イ 関係機関との連絡調整に関すること。
(4) 関東農政局 (長野支局)	<ul style="list-style-type: none"> ア 地震災害時における食料の供給等に関すること。 イ 自ら管理又は運営する施設、設備に関すること。 ウ 農林漁業関係金融機関に対する金融業務の円滑な実施のための指導に関すること。 エ 地震防災上整備すべき地すべり防止施設、農業用排水施設並びに農地の保全に係る施設等の整備に関すること。
(5) 中部森林管理局	<ul style="list-style-type: none"> ア 地震防災上の治山事業の充実及び保安林の整備、管理の適正化に関すること。 イ 地震とともになう林野火災の予防及び発生時の応急措置に関すること。 ウ 地震災害応急対策用材の供給に関すること。
(6) 関東経済産業局	<ul style="list-style-type: none"> ア 生活必需品、復旧資材等地震防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること。 イ 被災商工鉱業者の業務の正常な運営の確保に関すること。 ウ 被災中小企業の振興に関すること。
(7) 中部経済産業局	電気の供給の確保に必要な指導に関すること。
(8) 関東東北 産業保安監督部	<ul style="list-style-type: none"> ア 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、ガスなど危険物等の保安に関すること。 イ 鉱山における災害防止及び災害時の応急対策に関すること。

震災対策編 第1章第3節
防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

(9) 中部近畿 産業保安監督部	電気の保安に関すること。
(10) 北陸信越運輸局	災害時における船舶、鉄道及び自動車による輸送のあっせん並びに船舶及び自動車による輸送の確保に関すること。
(11) 東京航空局 (東京空港事務所 松本空港出張所)	ア 地震災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保するためには必要な措置に関すること。 イ 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること。
(12) 東京管区気象台 (長野地方気象台)	ア 地震情報、南海トラフ地震臨時情報等の通報に関すること。 イ 地震防災知識の普及に関すること。 ウ 地震災害防止のための統計調査に関すること。
(13) 信越総合通信局	ア 災害時における通信・放送の確保に関すること。 イ 非常通信に関すること。 ウ 非常災害時における臨時災害放送局の開局等の臨機の措置に関すること。 エ 災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用機器の貸出に関すること。
(14) 長野労働局	ア 工場、事業場における自主的な避難、救助等の教育訓練に関すること。 イ 被災労働者及び被災事業主に対する応急対策の実施に関すること。
(15) 関東地方整備局、 北陸地方整備局、 中部地方整備局	ア 災害予防 (ア) 所管施設の耐震性の確保 (イ) 応急復旧用資機材の備蓄の推進 (ウ) 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施 (エ) 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の制定 (オ) 関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定 イ 応急・復旧 (ア) 防災関係機関との連携による応急対策の実施 (イ) 路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保 (ウ) 所管施設の緊急点検の実施 (エ) 緊急を要すると認められる場合の申し合わせに基づく自主的な応急対策の実施 ウ 警戒宣言時 (ア) 警戒宣言、地震予知情報等の迅速な伝達 (イ) 地震災害警戒体制の整備 (ウ) 人員・資機材等の配備・手配 (エ) 緊急輸送道路確保のための交通規制に対する協力 (オ) 道路利用者に対する情報の提供
(16) 中部地方 環境事務所	ア 有害物質の漏洩及び石綿の飛散防止に関すること。 イ 災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進に関すること。
(17) 関東地方測量部	ア 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること。 イ 復旧・復興のための公共測量の指導・助言に関すること。 ウ 地殻変動の監視に関すること。
(18) 第九管区 海上保安本部	<u>災害時における救助及び援助に関すること。</u>

4 陸上自衛隊第13普通科連隊

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
陸上自衛隊 第13普通科連隊	(1) 災害時における人命又は財産の保護のための応急救援活動に 関すること。 (2) 災害時における応急復旧活動に関すること。

5 指定公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 日本郵便株 信越支社	ア 災害時における郵便業務の確保、郵便業務に係る災害対策特別 事務取扱い及び援護対策等に関すること。 イ 災害時における窓口業務の確保に関すること。
(2) J R会社	(東日本旅客鉄道(株) (長野支社)、東海旅客鉄道(株) (飯田支店)、西 日本旅客鉄道(株) (金沢支社)) ア 鉄道施設の地震防災に関すること。 イ 地震災害時における避難者の輸送に関すること。
(3) 日本貨物鉄道(株) (関東支社長野支店)	地震災害時における鉄道貨物による救助物資等の輸送の協力に に関すること。
(4) 電気通信事業者	(東日本電信電話(株)、(株)N T T ドコモ、K D D I (株)、ソフトバンク (株)、楽天モバイル(株)) ア 電気通信設備の保全に関すること。 イ 災害非常通話の確保及び気象通報の伝達に関すること。
(5) 日本銀行 (松本支店)	ア 金融機関の支払いに対する現金の準備に関すること。 イ 損傷通貨の引換えに関すること。
(6) 日本赤十字社 長野県支部	ア 医療、助産等救助、救護に関すること。 イ 地震災害救助等の奉仕者の連絡調整に関すること。 ウ 義援金の募集に関すること。
(7) 国立病院機構 (関東信越ブロック)	医療、助産等救助、救護に関すること。
(8) 日本放送協会 (長野放送局)	地震情報等広報に関すること。
(9) 日本通運株 (長野支店)	地震災害時における、貨物自動車による救援物資等の輸送の協力 に関すること。
(10) 電力会社	(中部電力パワーグリッド(株)、東京電力ホールディングス(株)、関西電力(株)、東 北電力(株)) ア 電力施設の保全、保安に関すること。 イ 電力の供給に関すること。
(11) 独立行政法人 水資源機構 (愛知用水総合事業部 牧尾支所)	ダムの地震防災に関すること。
(12) 東日本高速道路(株) 中日本高速道路(株)	(東日本高速道路(株)) 上信越自動車道、長野自動車道 (安曇野 I C ~ 更埴 J C T)、中 部横断自動車道 (佐久小諸 J C T ~ 小諸御影 T B) の防災に関する こと。 (中日本高速道路(株)) 中央自動車道、長野自動車道 (岡谷 J C T ~ 安曇野 I C)、安房 峠道路の防災に関すること。

6 指定地方公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 土地改良区	ア ため池、ダム及び水こう門の防災に関すること。 イ 排水機場の改良及び復旧に関すること。
(2) ガス会社	(松本ガス(株)、上田ガス(株)、諏訪瓦斯(株)、大町ガス(株)、信州ガス(株)、 帝石パイpline(株)、長野都市ガス(株)) ア ガス施設の保全、保安に関すること。 イ ガスの供給に関すること。
(3) 鉄道会社	(長野電鉄(株)、アルピコ交通(株)、上田電鉄(株)、しなの鉄道(株)) 地震災害時における鉄道車両による救助物資及び避難者等の輸送の協力に関すること。
(4) 路線バス会社等	(長電バス(株)、アルピコ交通(株)、千曲バス(株)、信南交通(株)、伊那バス(株)、 おんたけ交通(株)、草軽交通(株)、(株)関電アメニックス、(公社)長野県バス協会) 災害時における路線バスによる避難者の輸送の協力に関すること。
(5) 貨物自動車運送事業者	((公社)長野県トラック協会) 災害時における貨物自動車による救助物資等の輸送の協力に関すること。
(6) 放送事業者	(信越放送(株)、(株)長野放送、(株)テレビ信州、長野朝日放送(株)、長野エフエム放送(株)、(株)インフォメーション・ネットワーク・コミュニティ、エルシーブイ(株)、(株)テレビ松本ケーブルビジョン、 <u>(株)上田ケーブルビジョン</u> 、(株)Goolight) 気象予報及び警報、災害情報等広報に関すること。
(7) 長野県情報ネットワーク協会	気象予報及び警報、災害情報等広報に関すること。
(8) 医師会、歯科医師会、看護協会	災害時における医療、助産等救護活動の実施に関すること。
(9) 薬剤師会	災害時における救護活動に必要な医薬品等の提供に関すること。
(10) (一社)長野県LPGガス協会	液化石油ガスの安全に関すること。
(11) (一社)長野県建設業協会	災害時における公共施設の応急対策業務の協力に関すること。
(12) (社福)長野県社会福祉協議会	災害ボランティアに関すること。 災害派遣福祉チーム（DWAT）に関すること。

7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 農業協同組合	<p>ア 県、市町村が行う地震被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。</p> <p>イ 農作物の地震災害応急対策の指導に関すること。</p> <p>ウ 被災農家に対する融資、あっせんに関すること。</p> <p>エ 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせんに関すること。</p> <p>オ 農産物の需給調整に関すること。</p>
(2) 森林組合	<p>ア 県、市町村が行う地震被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。</p> <p>イ 被災組合員に対する融資、あっせんに関すること。</p> <p>ウ 木材の供給と物資のあっせんに関すること。</p>
(3) 漁業協同組合	<p>ア 県、市町村が行う地震被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。</p> <p>イ 被災組合員に対する融資、あっせんに関すること。</p> <p>ウ 漁船、共同施設の地震災害応急対策及びその復旧に関すること。</p>
(4) 商工会、商工会議所等商工業関係団体	<p>ア 県、市町村が行う地震被害状況調査及び応急対策の協力に関すること。</p> <p>イ 被災組合員の融資、あっせんの協力に関すること。</p> <p>ウ 地震災害時における物価安定の協力に関すること。</p> <p>エ 救助物資、復旧資材の確保、あっせんの協力に関すること。</p>
(5) 病院等医療施設の管理者	<p>ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること。</p> <p>イ 地震災害時における入院者の保護及び誘導に関すること。</p> <p>ウ 地震災害時における病人等の収容及び保護に関すること。</p> <p>エ 地震災害時における被災負傷者の治療及び助産に関すること。</p>
(6) 社会福祉施設の管理者	<p>ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること。</p> <p>イ 地震災害時における利用者・入所者の保護及び誘導に関すること。</p>
(7) 金融機関	被災事業者等に対する資金融資に関すること。
(8) 学校法人	<p>ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること。</p> <p>イ 地震災害時における教育対策に関すること。</p> <p>ウ 被災施設の災害復旧に関すること。</p>
(9) 危険物施設及び高压ガス施設の管理者	<p>ア 安全管理の徹底に関すること。</p> <p>イ 防護施設の整備に関すること。</p>
(10) 青年団、婦人会等	県、市町村が行う地震災害応急対策の協力に関すること。

第4節 長野県の概況

→ 風水害対策編 参照

第5節 被害想定

第1 基本的な考え方

長野県に被害を及ぼすと考えられる地震は、県内あるいは隣接地域で起こる内陸地震と、東海沖などに起こるプレート境界型地震がある。

平成25、26年度の2か年で実施した県地震被害想定の結果及び中央防災会議による東海地震、東南海・南海地震の被害想定結果に基づき、予測される被害量や被害の様相、さらには地震対策の方向性について本計画における災害予防計画、災害応急活動、災害復旧対策計画等の基礎資料とするものである。

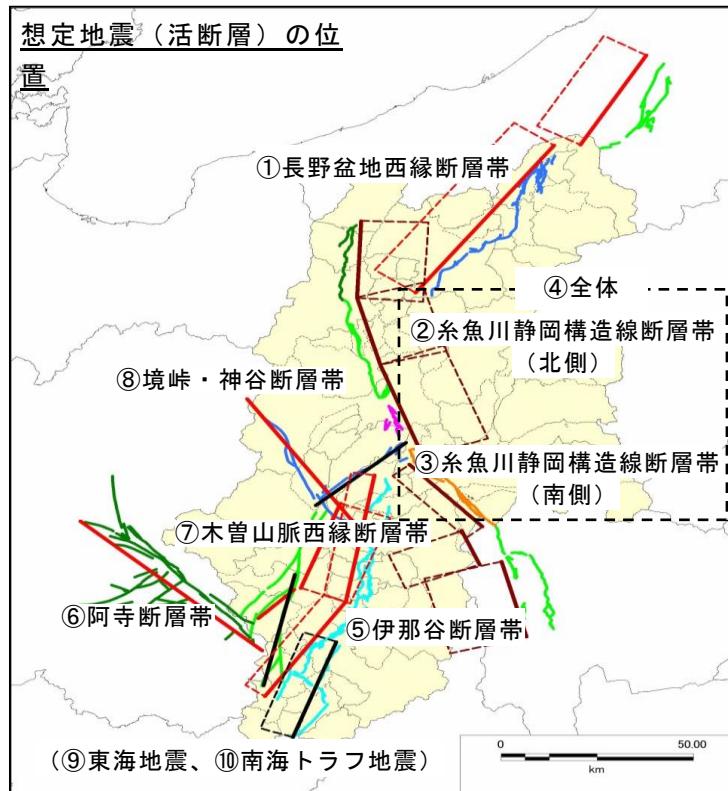
第2 想定地震

長野県における過去に被害をもたらした地震や、活断層の分布状況、現時点の科学的知見を踏まえ、県内の主要都市の被害が甚大となると考えられる地震を想定した。

想定地震の諸元

地震名	長さ (km)	マグニチュード		想定ケース*
		M _J	M _w	
長野盆地西縁断層帯 の地震 ①	58	7. 8	7. 1	4ケース
糸魚川一静岡構造線断層帯の地震	全体 ②	150	8. 5	7. 64
	北側 ③	84	8. 0	7. 14
	南側 ④	66	7. 9	7. 23
伊那谷断層帯（主部） の地震 ⑤	79	8. 0	7. 3	4ケース
阿寺断層帯（主部南部） の地震 ⑥	60	7. 8	7. 2	2ケース
木曾山脈西縁断層帯（主部北部） の地震 ⑦	40	7. 5	6. 9	2ケース
境峠・神谷断層帯（主部） の地震 ⑧	47	7. 6	7. 0	4ケース
想定東海地震 ⑨		8. 0	8. 0	1ケース
南海トラフ巨大地震 ⑩		9. 0	9. 0	基本、陸側ケース

陸型地震については、破壊開始点や強震動生成域の位置により複数ケースを想定したほか、海溝型地震（南海トラフ巨大地震）では国の設定した基本ケース、陸側ケースを想定した。



第3 被害の概要

1 地震による各ケースの被害一覧(長野県全体)

大項目	小項目	条件・定義	単位	内陸型地震				海岸型地震			
				長野盆地西縁 構造断層帯の地震 (ケース3)	糸魚川-静岡 構造断層帯 の地震(全体)	糸魚川-静岡 構造断層帯 の地震(北側)	伊那谷断層帶 (主部)の地震 (ケース3)	阿寺断層帶 (主部南側) (ケース1)	木曾山脈西縁 構造断層帯(主部 北側)の地震 (ケース1)	想定東海 地震	南海トラフ 巨大地震 (基本ケース)
建物被害 (全議)	港状化による被害		棟	440	630	180	170	140	*	20	110
	倒れによる被害※1		棟	27,760	79,880	9,660	26,810	14,770	100	2,230	1,630
	断層変位による被害※2(倒れによる被害の内数)		棟	32,550	81,940	10,570	2,980	*	40	80	*
	全壊・夏		棟	6,900	10,380	1,830	6,130	40	340	280	40
	全壊・冬		棟	840	1,880	730	60	90	0	80	80
	全壊・夏・冬		棟	810	720						760
	冬深夜強風		棟	930	0	0	0	0	0	0	0
	夏12時強風		棟	1,110	1,120	0	470	320	0	0	0
	冬18時強風		棟	6,150	13,590	300	3,530	1,730	0	110	0
	冬深夜強風		棟	35,740	84,350	11,470	27,650	15,810	140	2,590	2,050
	夏12時強風		棟	30,150	83,510	10,570	28,120	16,130	140	2,590	2,040
	冬18時強風		棟	40,960	97,940	11,770	31,180	17,540	140	2,700	2,050
	冬深夜		人	2,270	5,610	720	1,890	1,130	10	220	140
	夏12時		人	2,140	6,000	680	2,040	1,500	10	370	320
	冬18時		人	2,110	5,310	650	1,870	1,200	10	250	140
	屋内収容物移動・転倒、屋内落下物による被害(建物倒壊による被害の内数)		人	160	450	50	160	70	10	30	20
			人	130	260	30	120	50	*	20	10
	冬18時		人	130	330	40	120	50	*	20	10
	冬深夜		人	80	180	60	60	80	*	30	20
	夏12時		人	50	120	40	50	50	*	20	20
	冬18時		人	60	140	50	60	60	*	20	20
	火災による被害		人	10	0	0	0	0	0	0	0
	冬深夜強風		人	10	30	0	20	*	0	0	0
	夏12時強風		人	80	150	*	30	10	0	0	0
	冬18時強風		人	*	*	*	*	*	0	0	0
	冬深夜		人	*	*	*	*	*	*	*	*
	夏12時		人	*	*	*	*	*	*	*	*
	冬18時		人	*	*	*	*	*	*	*	*
	冬深夜強風		人	2,350	5,790	790	1,950	1,210	20	240	160
	夏12時強風		人	2,210	7,060	720	2,100	1,550	10	390	340
	冬18時強風		人	2,250	5,900	710	1,950	1,270	10	270	160
	建物倒壊による被害(負傷者数)		人	15,880	37,540	6,050	12,710	11,170	280	3,120	3,700
			人	12,550	30,930	4,560	11,290	8,440	230	1,360	300
	冬18時		人	13,790	33,080	5,160	11,310	9,650	220	2,660	1,540
	冬深夜		人	2,590	9,920	1,130	2,580	1,260	160	600	520
	夏12時		人	2,290	4,450	890	2,180	1,030	130	510	450
	冬18時		人	2,100	7,140	830	1,960	970	120	470	380
	冬深夜		人	90	220	80	80	90	*	30	30
	夏12時		人	70	160	50	50	70	*	20	20
	冬18時		人	80	180	60	60	80	*	30	20

2 東海地震の被害想定結果（中央防災会議：平成15年3月公表）

○人的被害（死者：人）

- : わずか

発生	予知情報	建物倒壊	斜面崩壊	火災	合計
5時	予知情報なし	約70	約50	約20	約100
	予知情報あり	約20	—	—	約30
12時	予知情報なし	約20	約30	—	約60
	予知情報あり	—	—	—	約10
18時	予知情報なし	約40	約30	約50	約100
	予知情報あり	—	—	約10	約20

○建物被害（全壊棟数：棟）

- : わずか

発生	予知情報	揺れ	液状化	斜面災害	火災	合計
5時	予知情報なし	約1,300	約 900	約 600	約1,500	約4,200
	予知情報あり	約1,300	約 900	約 600	—	約2,800

3 南海トラフ巨大地震（東海・東南海・南海地震の連動地震）の被害想定結果

（中央防災会議：平成24年8月公表）

○人的被害（死者：人）

- : わずか

発生	建物倒壊	急傾斜地崩壊	火災	合計
夏12時	約20	—	—	約20
冬18時	約30	約10	—	約40
冬深夜	約50	約10	—	約50

(東海地方が大きく被災するケース、地震動：陸側ケース、風速8m/s、早期避難率低)

○建物被害（全壊棟数：棟）

- : わずか

地震動	揺れ	液状化	急傾斜地崩壊	火災	合計
基本ケース	—	約600	—	—	約600
陸側ケース	約700	約1,500	約90	約10	約2,400

(東海地方が大きく被災するケース、冬深夜、風速8m/s)

第2章

災害予防計画

第1節 地震に強い県づくり

第1 基本方針

県内における構造物・施設等について、防災基本計画によるほか、地震防災対策強化地域においては地震防災基本計画、南海トラフ地震防災対策推進地域においては南海トラフ地震防災対策推進基本計画に基づき、地震防災に関する措置を実施し、耐震性の確保を図る。

また、首都直下地震緊急対策区域においては首都直下地震緊急対策推進基本計画に基づき、地震防災に関する措置を実施し、耐震性の確保を図る。なお、首都直下地震に関する防災対策に関して、切迫性の高いマグニチュード7クラスの地震は、当面の対応を要する地震として対策を推進するものとし、当面発生する可能性は低いと考えられるマグニチュード8クラスの地震は、地域の実情を勘案して必要と認めるときは、長期的な対応を要する地震として対策を推進するものとする。特に、マグニチュード7クラスの地震については、様々なタイプが考えられ、どこで発生するかは分からぬことに留意し、県及び市町村の被害が最大となるよう想定を行うものとする。

また、地震防災緊急事業五箇年計画等を作成し、それに基づく事業を推進するとともに、地域の特性に配慮しつつ、地震に強い県づくり、市町村づくりを図る。

地震防災施設の整備に当たっては、大規模地震も考慮し、効果的かつ重点的な予防対策の推進を図るとともに、ソフト対策とハード対策を組み合わせた効果的な対策の実施に配慮するものとする。

第2 主な取組み

- 1 施設等への耐震性の確保、県土保全機能の増進等地震に強い県土を形成する。
- 2 地震に強い都市構造の形成、建築物の安全化、ライフライン施設等の機能の確保等地震に強いまちづくりを推進する。

第3 計画の内容

1 地震に強い県土づくり

(1) 現状及び課題

県内には多くの活断層があり、急峻な地形、もろい地質とあいまって、地震による大きな被害が懸念されることから、地震災害に強い安全な県土の形成に取り組む必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】(全部局)

(ア) 総合的・広域的な計画の作成に際しては、地震災害から県土及び県民の生命、身体、財産を保護することに十分配慮する。

(イ) 基幹的な交通・通信施設等の整備については、各施設等の耐震設計や代替性を確保するための道路ネットワークの充実、航空交通ネットワークの機能強化、施設・機能の代替性の確保、各交通・通信施設の間の連携の強化等により、大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保に努める。

(ウ) 地すべり、崖崩れ防止などによる土砂災害対策の推進及び、森林などの県土保全機能の維持を図るとともに、住宅、学校や病院等の公共施設等の構造物、施設等の耐震性に十分配慮する。

(エ) 東海地震、南海トラフ地震及び地震防災戦略が対象とする大規模地震以外の地震について、国が策定した大規模地震防災・減災対策大綱【地震防災対策のマス

ターブラン（防災対策から発災時の応急対策、復旧・復興対策）】や地震防災戦略（期限を定めて定量的な減災目標を設定し、減災目標を達成するために必要な数値目標及び具体的な実現方策）を踏まえ、第1章第5節「被害想定」を基に減災目標を策定するとともに、減災目標を達成するための地震防災対策の実施目標を策定し、関係機関・住民等と一体となった、効果的・効率的な地震防災対策を推進する。

- (オ) 老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 総合的・広域的な計画の作成に際しては、地震災害から市町村土及び住民の生命、身体、財産を保護することに十分配慮するものとする。
- (イ) 基幹的な交通・通信施設等の整備については、各施設等の耐震設計やネットワークの充実等により、大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保に努めるものとする。
- (ウ) 地すべり、崖崩れ防止などによる土砂災害対策の推進及び、森林などの市町村土保全機能の維持増進を図るとともに、住宅、学校や病院等の公共施設等の構造物、施設等の耐震性に十分配慮するものとする。
- (エ) 東海地震、南海トラフ地震及び地震防災戦略が対象とする大規模地震以外の地震について、国が策定した地震防災戦略を踏まえ、第1章第5節「被害想定」を参考に減災目標、及び地震防災対策の実施目標を策定し、関係機関・住民等と一体となった、効果的・効率的な地震防災対策を推進するものとする。
- (オ) 老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努めるものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】(交通・通信施設管理機関)

主要な鉄道、道路等の基幹的な交通・通信施設等の整備については、各施設等の耐震設計やネットワークの充実などにより耐震性の確保に努めるものとする。

2 地震に強いまちづくり

(1) 現状及び課題

都市化の進展、建築物の高層化や多様化、ライフライン等への依存度の増大により地震の及ぼす被害は多様化しており、地震に強い都市構造、建築物への安全化、ライフライン施設の耐震化に配慮したまちづくりが必要となっている。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】(全部局)

- (ア) 地震に強い都市構造の形成

a 広域物資輸送拠点、地域内輸送拠点を経て、各指定避難所への支援物資を届けるための緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、主要な拠点と高規格道路等のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて、強靭で信頼性の高い道路網の整備を図る。また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るために、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図る。

b 幹線道路、都市公園、河川、空港など骨格的な都市基盤整備及び防災安全街区の整備、危険な密集市街地の解消等を図るための都市防災総合推進事業、土地区画整理事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化等により、地震に強い都市構造の形成を図る。

なお、事業の実施に当たっては、効率的・効果的に行われるよう配慮する。

c 不特定多数の者が利用する施設等における安全確保対策及び発災時の応急体制の整備、利用者への情報伝達体制・避難誘導体制の整備を強化する。

d 所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進する市町村に対し、必要な助言や支援を行うよう努めるものとする。

(イ) 建築物等の安全化

a 不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者利用施設等について、耐震性の確保に特に配慮する。

特に、県有施設の内、多数の者が利用する学校や防災上重要な拠点となる庁舎等で、耐震性能が低い建築物について、平成19年11月に策定した「県有施設耐震化整備プログラム（平成23年度改定）」及び「第二期県有施設耐震化整備プログラム（平成28年3月策定）」に基づき、計画的な耐震化を推進するとともに、構造躯体の耐震化に合わせ、天井や建具などの非構造部材や建築設備の耐震改修に努める。

県営住宅については、老朽化等の状況を踏まえ、改善、建替え等を実施し、その適正な維持管理に努める。

b 住宅をはじめとする建築物の耐震性の確保を促進するため、基準の遵守の指導等に努める。

c 既存建築物の耐震診断・耐震補強等を促進する施策を積極的に実施する。

d 建築物における天井材等の非構造部材の脱落防止対策、ブロック塀及び家具の転倒防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止等を図る。

e 災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。

f 指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めるものとする。

(ウ) ライフライン施設の機能の確保

a ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス、廃棄物処理施設等のライフライン施設や廃棄物処理施設の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設へのライフラインの重点的な耐震化を進める。

また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼動することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めるものとする。

b 関係機関と密接な連携をとりつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の整備を図る。

c コンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講ずるとともに、企業

等における安全確保に向けての自発的な取組を促進する。

- d ライフライン防災連絡会を設置し、関係機関の連携を図る。

(エ) 地質、地盤の安全確保

- a 施設の設置に当たっては、崩落、軟弱、液状化等による災害の発生を防止する対策を適切に実施するほか、大規模開発に当たって十分な連絡・調整を図る。
- b 個人住宅等の小規模建築物についても、地質、地盤に対応した基礎構造等について普及を図る。
- c 大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化を実施するよう努める。

(オ) 危険物施設等の安全確保

危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設やボイラーフラット等の耐震性の確保、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的実施等を促進する。

(カ) 災害応急対策等への備え

- a 次章以降に掲げる、地震が発生した場合の災害応急対策、災害復旧、復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員及び住民個々の防災力の向上を図る。
- b 指定緊急避難場所、指定避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の活用を図る。
- c 防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努めるものとする。(別記参照)
- d 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努める。

また、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する。

- e 民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務(被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等)について、あらかじめ協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努める。

- f 他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、災害対応を時系列で整理した防災行動計画(タイムライン)を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

- g 災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ市町村と救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度や救助実施市制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておくものとする。

- h 隨意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するものとする。

- i 災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。

- j 大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努めるものとする。

イ【市町村が実施する計画】

(ア) 地震に強い都市構造の形成

- a 避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図るものとする。
- b 幹線道路、都市公園、河川など骨格的な都市基盤整備及び土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化等により、地震に強い都市構造の形成を図るものとする。
なお、事業の実施に当たっては、効率的・効果的に行われるよう配慮するものとする。
- c 不特定多数の者が利用する施設等における安全確保対策及び発災時の応急体制の整備、利用者への情報伝達体制・避難誘導体制の整備を強化するものとする。
- d 立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。
- e 所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。

(イ) 建築物等の安全化

- a 不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者利用施設等について、耐震性の確保に特に配慮するものとする。
特に、防災拠点となる公共施設等の耐震化について、数値目標を設定するなど、計画的かつ効果的な実施に努めるものとする。
- b 住宅をはじめとする建築物の耐震性の確保を促進するため、基準の遵守の指導等に努めるものとする。
- c 既存建築物の耐震診断・耐震補強等を促進する施策を積極的に実施するものとする。
- d 建築物における天井材等の非構造部材の脱落防止対策、ブロック塀及び家具の転倒防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止等を図るものとする。
- e 災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。
- f 指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めるものとする。

(ウ) ライフライン施設の機能の確保

- a ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス、廃棄物処理施設等のライフライン施設や廃棄物処理施設の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。

特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設へのライフラインの重点的な耐震化を進めるものとする。

また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼動することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・

熱の供給設備を設置するよう努めるものとする。

- b 関係機関と密接な連携をとりつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の整備を図るものとする。
- c コンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進するものとする。

(エ) 地質、地盤の安全確保

- a 施設の設置に当たっては、崩落、軟弱、液状化等による災害の発生を防止する対策を適切に実施するほか、大規模開発に当たって十分な連絡・調整を図るものとする。
- b 個人住宅等の小規模建築物についても、地質、地盤に対応した基礎構造等について普及を図るものとする。
- c 大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化を実施するよう努めるものとする。

(オ) 危険物施設等の安全確保

危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設やボイラーフラント等の耐震性の確保、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的実施等を促進するものとする。

(カ) 災害応急対策等への備え

- a 被災時の対応を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員及び住民個々の防災力の向上を図るとともに人的ネットワークの構築を図るものとする。
- b 指定緊急避難場所、指定避難場所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の活用を図るものとする。
- c 防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努めるものとする。(別記参照)
- d 県、市町村との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努めるものとする。

また、協定締結などの連携強化に当たっては、実効性の確保に留意するものとする。

- e 民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努めるものとする。

- f 他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、災害対応を時系列で整理した防災行動計画(タイムライン)を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平常から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

- g 隨意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するものとする。

- h 災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。

- i 平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

(ア) 地震に強い都市構造の形成

不特定多数の者が利用する施設等における安全確保対策及び発災時の応急体制の整備を強化するものとする。

(イ) 建築物等の安全化

不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者利用施設等について、耐震性の確保に特に配慮するものとする。

(ウ) ライフライン施設の機能の確保

a ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス、廃棄物処理施設等のライフライン施設や廃棄物処理施設の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。

特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設へのライフラインの重点的な耐震化を進めるものとする。

また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼動することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めるものとする。

b ライフライン事業者は、災害時に円滑な対応が図られるよう、ライフラインの被害状況の予測・把握及び緊急時の供給について、あらかじめ計画を作成し、体制を整備しておくものとする。また、ライフライン施設の応急復旧に関して、広域的な応援を前提として、あらかじめ事業者間で広域的な応援体制の整備に努めるものとする。

c 関係機関と密接な連携をとりつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の整備を図るものとする。

d コンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進するものとする。

(エ) 地盤、地質の安全確保

施設の設置に当たっては、崩落、軟弱、液状化等による災害の発生を防止する対策を適切に実施するほか、大規模開発に当たって十分な連絡・調整を図るものとする。

(オ) 危険物施設等の安全確保

危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設やボイラーフラント等の耐震性の確保、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的実施等を促進するものとする。

(カ) 災害応急対策等への備え

a 次章以降に掲げる、震災が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための必要な資機材及び人員の配置などの備えを平常時より十分行うとともに、職員個々の防災力の向上を図るものとする。

b 指定緊急避難場所、指定避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の活用を図るものとする。

c 地方整備局は、防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努めるものとする。(別記参照)

d 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努めるものとする。

また、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて発災時の連絡先、

要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。

- e 民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努めるものとする。
- f 他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。
- g 病院、要配慮者に関する社会福祉施設等の人命に関する重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

(別記) 防災機能を有する道の駅一覧 → **風水害対策編 参照**

第2節 情報の収集・連絡体制計画

第1 基本方針

災害時には各機関が出来る限り早期に的確な対策を行うことが求められるところであり、そのためには迅速、確実な情報の収集が必要である。

地震防災緊急事業五箇年計画等に基づく県、市町村、関係機関等を結ぶ情報収集・連絡体制の整備、その情報を伝達する通信手段の整備を進めるとともに、防災関連情報の収集蓄積に努め、災害危険性の周知や災害予測システムの研究に役立てるものとする。

第2 主な取組み

- 1 防災関係機関は、情報収集ルートの設定等情報収集・連絡体制の整備を図る。
- 2 県・市町村は、防災関連情報のデータベース化を図り、住民等に周知するとともに震災時の被害予測システムの研究を推進する。
- 3 情報伝達手段の多ルート化等を推進する。

第3 計画の内容

1 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 現状及び課題

情報の収集は、災害対策の適否を左右する重要な要素であり、迅速性、確実性が求められる。県、市町村、防災関係機関は、災害時の情報収集体制をあらかじめ整備するとともに、相互の連絡を緊密にするよう努めていくことが必要である。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

(ア) 情報収集ルートを、あらかじめ設定する。（第3章災害応急対策計画第1節災害情報の収集・連絡活動参考）（危機管理部）

また、災害発生直後、被害が甚大な市町村等を早期に把握するため、県が情報収集する内容及び目標時間を予め定めると共に、関係機関に周知するものとする。
(全部局)

(イ) 円滑な情報収集の確保を図るため、毎年、訓練を実施する。（危機管理部）

(ウ) 映像による情報を収集するため、ヘリコプター・テレビシステムの効果的な運用を推進する。（警察本部）

(エ) 震度観測点の減少等により、震度の分布状況の把握に支障をきたし、初動対応に遅れが生じること等のないよう、迅速かつ円滑な初動体制等の確立のため、全市町村に震度計を設置し、県と消防庁を結ぶ震度情報ネットワークの高度化を図る。また、全国瞬時警報システム（J-ALEERT）、LAアラート（災害情報共有システム）その他の災害情報等を瞬時に伝達するシステムを維持・整備するよう努める。（危機管理部）

(オ) 道路交通状況を把握するため、交通監視用カメラの整備を推進する。（警察本部）

(カ) 毎年、防災関係機関における情報収集・連絡担当者名簿を作成し、関係機関に配布する。（危機管理部）

(キ) 情報を一元的に収集伝達する「防災情報システム」の効果的運用を推進する。
(危機管理部)

(ク) 「防災情報システム」により関係機関との情報共有、連携強化を図る。

- (ケ) 災害対策本部等に意見聴取・連絡調整のため、関係機関等の出席を求める。(危機管理部)
- (コ) 「長野県地震被害予測システム」により得た被害予測結果を災害時の応急対策活動に活用できる体制の構築に努める。
- (サ) 発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）等の氏名等の公表や安否情報の収集・精査を行う場合に備え、市町村等と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくものとする。(危機管理部)

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 被害状況等の把握及び被害調査は、関係機関、団体、住民組織等の協力を求めて実施するものとするが、あらかじめ情報収集ルート、担当者、目標時間等を定めておくものとする。
- (イ) 円滑な情報収集機能の確保を図るため、毎年訓練を実施するものとする。
- (ウ) 公共施設（学校、公民館等）を情報通信の拠点とした市町村内におけるネットワークの整備について研究するものとする。
- (エ) 「防災情報システム」により関係機関との情報共有、連携強化に努めるものとする。
- (オ) 災害対策本部等に意見聴取・連絡調整のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努めるものとする。

ウ【防災関係機関が実施する計画】

- (ア) 被害状況等の把握調査を行うため、あらかじめ情報収集ルート、担当者等を定めておくものとする。
- (イ) 円滑な情報収集機能の確保を図るため、毎年訓練を実施するものとする。

2 情報の分析整理

県及び市町村は、平常時より自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集蓄積、情報形式の標準化に努めるとともに、パソコンネットワーク等の活用により災害情報等の共有化、住民への周知を図る。

また、これらの蓄積された情報をベースに情報分析要員等の育成・活用を図ること等により、地震発生時における被害予測や的確な初動体制の確立等の災害対策に資するよう努めるものとする。

3 通信手段の確保

(1) 現状及び課題

過去の災害時においては、情報通信施設が被災し、情報通信が困難になったり不能となるケースがあった。災害対策にとって、情報収集は欠かせない前提条件であり情報通信手段は多ルートで設定することが求められる。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

- (ア) 地上系及び衛星系の防災行政無線について、老朽化した設備の更新を行い、耐震性の強化や非常用電源設備の整備を図るとともに、機器の定期的な検査等、適時適切な維持管理を行い円滑な通信の確保を図る。(危機管理部)
- (イ) 災害時にアマチュア無線局の協力により情報提供が得られる体制を構築する。(危機管理部)

- (ウ) 震災時を想定した非常通信訓練を行う。 (危機管理部、警察本部)
- (エ) 衛星携帯電話、携帯電話、MCA移動無線、公共安全LTE (PS-LTE) 等の移動系の応急対策機器の整備を図る。 (危機管理部、警察本部)
- (オ) 東日本電信電話㈱等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努める。また、災害用として配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟しておくこと。また、IP電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図ること。
- (カ) 震度情報ネットワーク、全国瞬時警報システム (J-ALERT) 、Lアラート (災害情報共有システム) その他の災害情報等を瞬時に受信するシステムを維持・整備するよう努める。

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 防災行政無線を整備し、老朽化した設備の更新を図るものとする。
- (イ) 非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備を耐震性のある堅固な場所へ設置するよう努めるものとする。
- (ウ) 災害時にアマチュア無線局の協力により情報の提供が得られる体制を構築するよう努めるものとする。
- (エ) 衛星携帯電話、MCA移動無線、公共安全LTE (PS-LTE) 等の移動系の応急対策機器の整備を図るものとする。
- (オ) 震度情報ネットワーク、全国瞬時警報システム (J-ALERT) 、Lアラート (災害情報共有システム) その他の災害情報等を瞬時に受信・伝達するシステムを維持・整備するよう努めるものとする。
- (カ) 災害用として配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟に努めるものとする。また、IP電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図るものとする。

第3節 活動体制計画

第1 基本方針

地震発生時において、迅速かつ円滑な応急対策を実施するためには、事前の活動体制の整備が重要となる。

このため、職員の非常参集体制の整備、防災関係組織の整備等発災時における活動体制の整備を図るものとする。

第2 主な取組み

- 1 職員による配備活動体制の整備、災害発生時に講すべき対策等を体系的に整理した応急活動マニュアル等の整備を推進する。
- 2 防災会議を設置し、その円滑な運営を図る。
- 3 防災中枢機能を果たす施設の安全性の確保、代替施設の確保等災害時の防災中枢機能の確保を図る。
- 4 複合災害発生の可能性を認識し、備えを充実する。
- 5 業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。

第3 計画の内容

1 職員の参集・活動体制

(1) 現状及び課題

震災による被害の拡大を防ぐためには、より迅速な職員の参集による情報収集及び応急対策への着手が必要となる。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】(全部局)

(ア) 地震に関する情報等を迅速に把握するため、関係機関との連携を強化する他、各市町村に震度計を設置し、県内の震度情報の参集体制の整備を図る。

(イ) 職員によるより迅速な配備活動体制を整備し、特に勤務時間外においても迅速な対応ができる体制とする。

なお、東南海・南海地震については、過去の発生の事例から、両地震が同時に発生する場合のほか、数時間から数日の時間差をおいて連続発生することが考えられるため、必要な応急対策要員等の配置を行う。

また、必要に応じ、見直しを行う。

(詳細は第3章第2節非常参集職員の活動に掲載)

(ウ) 大規模災害発生時には職員への連絡が取れない状況となることを想定し、指示によらない参集方法の検討を深める。

(エ) 災害発生時に講すべき対策等を体系的に整理した職員の応急対策活動マニュアル等の整備推進及びマニュアルに基づく訓練の実施を図る。

(オ) 応急対策全般への対応力を高めるため、国の研修機関等及び地方公共団体の研修制度・内容の充実、大学の防災に関する講座等との連携、専門家の知見の活用等により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるものとする。

(カ) 過去の災害対応の振り返りを行い、必要に応じて長野県災害対策本部規程、長野県警戒・対策本部設置要綱等の見直しを図る。見直しにおいては、初動期だけでなく応急期から復旧期にかけての体制についても検討するものとする。また、

体制の見直しについては、訓練等を通じP D C Aサイクルの観点から改善を図る。

- (キ) 発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 職員による非常参集及び活動体制を整備し、必要に応じ、見直しを行うものとする。その際、参集基準及び参集対象者の明確化、連絡手段の確保、参集途上の情報伝達手段の確保等について検討するものとする。

また、勤務時間外においても迅速な対応ができる体制とするものとする。

なお、東南海・南海地震防災対策推進地域においては、過去の発生の事例から、東南海・南海地震が同時に発生する場合のほか、数時間から数日の時間差を置いて連続発生することが考えられるため、必要な応急対策要員等の配置を行うものとする。

- (イ) 災害発生時に講すべき対策等を体系的に整理した応急対策活動マニュアル等の整備推進及びマニュアルに基づく訓練の実施を図るものとする。

- (ウ) 応急対策全般への対応力を高めるため、国の研修機関等及び地方公共団体の研修制度・内容の充実、大学の防災に関する講座等との連携、専門家の知見の活用等により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるものとする。

- (エ) 発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】(全機関)

- (ア) 職員による非常参集及び活動体制を整備し、必要に応じ、見直しを行うものとする。

その際、参集基準及び参集対象者の明確化、連絡手段の確保、参集途上の情報伝達手段の確保等について検討するものとする。

また、勤務時間外においても迅速な対応ができる体制とするものとする。

なお、東南海・南海地震については、過去の発生の事例から、両地震が同時に発生する場合のほか、数時間から数日の時間差を置いて連続発生することが考えられるため、必要な応急対策要員等の配置を行うものとする。

- (イ) 応急対策活動マニュアル等の整備推進及びマニュアルに基づく訓練の実施を図るものとする。

- (ウ) ライフライン事業者は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。

2 組織の整備

(1) 現状及び課題

広域的な地域にわたって被害をもたらす地震災害に対しては、各組織の防災体制の整備とともに組織間の応援協力体制が重要となる。

現在、県、市町村にそれぞれ防災会議が設置されているが、その円滑な運営により、防災関係機関の連携強化を図る必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

(ア) 県防災会議（危機管理部）

災害対策基本法第14条に基づき長野県防災会議を設置し、地域防災計画を必要により修正するとともに計画の実施を推進する。

防災会議は、知事を会長とし、防災関係機関の長又は県職員のうちから任命された委員をもって組織し、委員の属する機関の職員のうちから幹事を任命し、委員を補佐する。

組織内の部会として地震対策部会、火山対策部会等を有する。

(イ) 地震対策部会

災害対策基本法施行令第7条第4号及び長野県防災会議条例第4条1項の規定に基づき、長野県防災会議に地震対策部会を設置し、地域防災計画における地震対策の具体的樹立を行う。

(ウ) 火山対策部会

災害対策基本法施行令第7条第4号及び長野県防災会議条例第4条1項の規定に基づき、長野県防災会議に火山対策部会を設置し、地域防災計画における火山対策の具体的樹立を行う。

イ【市町村が実施する計画】

(ア) 災害対策基本法第16条に基づき、市町村防災会議を設置し、それぞれの地域の災害特性及び地域特性に対応した市町村地域防災計画の作成及び地震災害の特色を考慮した震災対策計画の作成及び修正を行い、その計画の実施を推進するものとする。

(イ) 震災対策計画未整備市町村は、速やかに整備を行うものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

県の地域を管轄し、又は県の地域内にある防災関係機関は、防災業務計画及び防災計画等の円滑な実施を図るため、自らの組織を整備するとともに、県、市町村及び他の防災関係機関が必要とする協議会、連絡会議等の組織の整備に協力するものとする。

3 防災中枢機能等の確保

(1) 現状及び課題

災害時に応急対策の中心的役割を果たす各機関の施設、設備については、災害に対する安全性の確保等に努める必要がある。

県においては、耐震化されている西庁舎に災害対策本部機能等を持つ防災センターを整備したが、県庁舎の他の部分については構造が高層で、かつ年数を経た建物もあり、外壁、内壁、天井等地震により崩落等が発生し、応急対策活動に支障をきたすことが懸念される。

また、再生可能エネルギー等の代替エネルギー・システムや電動車の活用を含めた自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備や、通信途絶時に備えた衛星通信の整備等非常用通信手段の確保が必要である。

さらに、庁舎の点検、補強等を実施する他、庁舎使用不能時に応急対策の中心となる代替施設の確保を図る必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

- (ア) 県庁舎の点検を実施し、崩落の危険個所を把握し、補強等を実施する。(総務部)
- (イ) 地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき県庁西庁舎に整備した災害対策本部室(防災センター)、県警災害警備本部の機能を活用し、迅速かつ的確な応急対策活動を実施できるようする。(危機管理部、総務部、警察本部)
- (ウ) 県庁舎被災時に防災中枢機能を確保するため、県合同庁舎等を代替施設としてあらかじめ想定し、電気設備、通信設備等防災関係機能強化に向けた検討を行う。(危機管理部、総務部)
- (エ) 長期間の停電時や、通信途絶の状況を想定した設備の整備を検討する。(危機管理部、総務部)
- (オ) 緊急防災基盤整備事業債等を活用し、警察署の装備品倉庫等を建設することにより、活動体制の強化を図る。(警察本部)

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保等に努めるものとする。
また、上記施設が機能不全となった場合の防災中枢機能確保体制の構築について検討を行うものとする。
- (イ) 長期間の停電時や、通信途絶の状況を想定した設備の整備を検討するものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】(全機関)

防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保等に努めるものとする。

4 複合災害への備え

(1) 現状及び課題

同時又は連續して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる状況の発生可能性を認識し、備えを充実する。

(2) 実施計画

【県(危機管理部)、市町村及び関係機関が実施する計画】

災害対応にあたる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができる可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行う対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めるものとする。

5 業務継続性の確保

(1) 現状及び課題

災害時の災害応急対策等の実施や、優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】(全部局)

- (ア) 災害時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。
- (イ) 実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行う。

イ【市町村及び関係機関が実施する計画】

- (ア) 災害時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。
- (イ) 実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行うものとする。

第4節 広域相互応援計画

→ 風水害対策編 参照

第5節 救助・救急・医療計画

第1 基本方針

地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき救助・救急用資機材の整備、医療用資機材、医薬品等の備蓄、調達体制の整備を図るとともに、医薬品備蓄施設、消防署所等の耐震強化を図る。

また、災害時に医療活動の拠点となる災害拠点病院として指定した県1カ所の基幹災害拠点病院及び二次医療圏に1箇所以上^の地域災害拠点病院を中心とした災害医療体制の整備を図るとともに、施設の災害対応機能の強化を図る。

このほか、医療機関の被害状況、患者受入状況及び活動体制、災害発生、交通規制の状況等について、関係機関が相互に把握できるよう情報共有、連絡体制の整備を行う。

第2 主な取組み

- 1 救助工作車の充足及び救急自動車の高規格化の促進を図るとともに、災害等緊急時に備え救助・救出用資機材の整備を図る。
- 2 医療用資機材、医薬品等の備蓄調達体制について整備を図るとともに、備蓄状況の把握方法、備蓄施設の耐震化等の検討を行う。
- 3 災害拠点病院を中心とした災害医療体制の整備を図る。
- 4 消防署所の耐震診断等を実施促進、災害拠点病院の災害支援体制強化のための段階的な施設・設備整備を図る。
- 5 災害時における被害状況把握、患者の受入れ体制、被災状況等、消防機関・医療・その他関係機関の情報共有が円滑に行える連絡体制の整備を図る。

第3 計画の内容

1 救助・救急用資機材の整備

(1) 現状及び課題

令和4年4月1日現在、県内消防本部における救助救急車両の現有台数は、救助工作車26台、救急自動車119台であり、消防力の整備指針に対する充足率は、救助工作車96.3%、救急自動車98.3%である。

これらの状況から、救助工作車及び救急自動車については、一定の充足及び高規格化は果たされてはいるが、更なる促進は必要である。さらに、消防団、自主防災組織等を中心とした救助・救急活動に必要な資機材の整備、分散配置及び平常時からの訓練の実施も必要である。

また、災害時に備え、救助・救出用資機材の整備を図るとともに、災害時に借受けが必要な資機材及び不足が見込まれる資機材については、あらかじめ借受け先を定めておく必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】（危機管理部、警察本部）

- (ア) 消防防災ヘリコプター、県警ヘリコプター等の活用による航空消防防災及び救助・救急搬送体制の確立を図る。
- (イ) 市町村において、救助工作車、救急自動車の充足及び装備の整備並びに救急自動車の高規格化が促進されるよう、「市町村消防施設整備計画」の見直しに関する助言を行う。
- (ウ) 市町村において、消防団詰所、公民館、コミュニティ防災拠点施設等に救助・

救急資機材の備蓄を行い、消防団、自主防災組織を中心に、住民の協力を得て、発災当初の救助・救急活動を行う体制の整備及び平常時からの訓練の実施が行われるよう助言する。

- (エ) 警察本部は、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備の推進に努める。また、次に掲げる資機材の整備を図る。
- a 警察署、交番、駐在所に整備すべき資機材
 - (a) スコップ、バール、ロープ、のこぎり、ナタ等及び管内地図
 - (b) 照明用資機材
 - (c) 可搬式標識、表示板
 - (d) チェーンソー、斧、エンジンカッター等救助用資機材
 - b 警察本部で整備すべき資機材
 - (a) a に掲げる装備資機材
 - (b) レスキュー車、投光車、キッチンカー、トイレカー、給水車、交通規制用バン型車、オフロード二輪車等災害警備活動用車両
 - (c) 生存者探査機、ファイバースコープ、エアージャッキ、削岩機、鉄筋カッタ等救助用資機材
 - (d) エアーテント等後方支援用資機材

イ【市町村が実施する計画】

(ア) 救助工作車は、消防力の整備指針による台数の整備を図るとともに、「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令」に基づき、装備の整備を行うものとする。また、救急自動車は、消防力の整備指針による台数の整備を計画的に図るとともに、高規格化を促進するものとする。

その際、救急救命士の計画的配置にも努めるものとする。

(イ) 大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備の推進に努めるものとする。

(ウ) 消防団詰所、公民館、コミュニティ防災拠点施設等に救助・救急資機材の備蓄を行い、消防団、自主防災組織を中心に住民の協力を得て、発災当初の救助・救急活動を行う体制の整備を図るものとする。

また、平常時から住民に対して、これらを使用した、救助方法及び応急手当等の指導を行うとともに、定期的に訓練を実施するものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

(ア) 日本赤十字社が策定した、主要救護装備基準、救護班1個班あたりの救護装備等の基準に基づき計画的に装備を進めるものとする。（日本赤十字社）

(イ) 赤十字病院に、救護用資機材等の輸送用車両及び救護要員の個人装備等の整備を進めるものとする。（日本赤十字社）

(ウ) 大規模災害等に際して、人命救助活動が実施できる人命搜索救助システムを導入するものとする。（自衛隊）

2 医療用資機材等の備蓄

(1) 現状及び課題

災害等緊急時に必要とされる医療用資機材、医療品等については、長野県医薬品卸協同組合及び長野県医療機器販売業協会において、初期治療用医薬品等43品目を県下13箇所に、衛生材料24品目を県下6箇所に常時備蓄をするとともに、同組合及び同協会と県が平成30年3月新たに協定を結び、連携体制の強化を図ったところである。ま

た、(一社)日本産業・医療ガス協会関東地域本部長野県支部との協定に基づき、医療ガスの確保を図っている。さらには日本赤十字社長野県支部、(一社)長野県医師会、(一社)長野県歯科医師会、(一社)長野県薬剤師会等の関係機関においても備蓄を行い、災害発生時に備えている。

また、血清・ワクチンについては関係機関に常時保管しており、輸血用血液については、県下2箇所の血液センターに常時備蓄している。

このほか市町村においては、これらの備蓄、調達計画の樹立に努めている。

このような中で、災害時における医薬品等の供給に関する情報収集及び連絡体制。医薬品等の搬送体制、保管・管理体制の整備が必要となるとともに、地域での中心的な役割を果たす病院における備蓄体制の強化について、災害医療体制全体の中での位置づけが必要となる。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

- (ア) 県における医薬品等の備蓄について、災害時に対応できる適正な品目・数量であるかを隨時検討し、必要に応じて見直しを図る。(健康福祉部)
- (イ) 県立病院においては、緊急用ベッド・医療機器、担架、医薬品、救護医療用具等の備蓄品について整備する。(健康福祉部)
- (ウ) 被災が広範囲にわたり、他都道府県からの医療用資器材及び医薬品の支援が必要になった場合及び他都道府県が被災し、本県からの支援が必要になった場合を想定し、広域相互応援に関する整備を行う。(危機管理部、健康福祉部)
- (エ) 災害拠点病院に備蓄してある医薬品の供給体制について関係機関と調整を行う。(健康福祉部)

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 医療用資機材、医薬品等の備蓄、調達について、あらかじめ計画を策定するものとする。
また、近隣市町村への供給体制についても、あらかじめ整備を図るものとする。
- (イ) 市町村立病院・診療所等における医薬品等の備蓄を図るものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

- (ア) 日本赤十字社長野県支部、(一社)長野県医師会、都市医師会、災害拠点病院等は、機関ごとに必要な医療用資機材、医薬品の確保を図る。また、迅速で効率的な供給体制について関係機関とあらかじめ調整を行うものとする。
- (イ) 長野県医薬品卸協同組合、長野県医療機器販売業協会及び(一社)日本産業・医療ガス協会関東地域本部長野県支部は、次に掲げる事項を行うものとする。
 - a 災害時における医薬品等の供給に関する情報収集及び連絡体制の確保に努めるものとする。
 - b 不足時の迅速な補完のため、緊急時の確保体制の整備を図るものとする。また、公安委員会への規制除外車両事前届出等により、医薬品等の輸送手段の確保を図るものとする。
 - c 使用施設の災害に対する安全性の確保に努めるものとする。

3 災害拠点病院を中心とした災害医療支援体制の整備

(1) 現状及び課題

阪神・淡路大震災を契機に示された、厚生労働省の災害拠点病院の整備方針に従い、被災地への支援活動のため、救護班の派遣を迅速に行い、救急医療資機材、仮設テント等を装備するとともに、後方病院として、患者受入のためのヘリポート、通信途絶時に備えた衛星携帯電話、簡易ベッド等を装備した地域災害拠点病院を二次医療圏ごとに指定し、更に要員の訓練、研修機能を有し、貯水槽、自家発電装置、医薬品備蓄、施設構造の強化等について整備された基幹災害拠点病院を県内に1箇所指定し、段階的な施設・設備の整備を図ってきた。

今後は、引き続き、指定を受けた病院の段階的な施設・設備の整備、充実を図るとともに、災害拠点病院を中心とした災害医療体制の整備、充実を図る。また、大規模災害時には、多数の傷病者の発生が見込まれることから、航空搬送拠点臨時医療施設（S C U）を松本空港内の信州大学附属病院ドクターへリ格納庫に設置することとした。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】（健康福祉部）

(ア) 国の指導に基づき、災害時において基幹的役割を果たす病院として県内に1か所指定した基幹災害拠点病院、及び地域の中心的な役割を果たす病院として県内に13か所指定した地域災害拠点病院を中心とした災害医療体制の充実を図るとともに、災害派遣医療チーム（D M A T）・災害派遣精神医療チーム（D P A T）・救護班・災害時小児周産期リエゾン（以下「災害派遣医療チーム（D M A T）等」という。）による支援体制を確保する。

また、医療の応援について近隣都道府県における協定の締結を促進するなど医療活動相互応援体制の整備に努めるとともに、災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン、災害派遣医療チーム（D M A T）等の充実強化や実践的な訓練、ドクターへリの災害時の運用要領の策定や複数機のドクターへリ等が離着陸可能な参考拠点等の確保の運用体制の構築等を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努める。

(イ) 災害派遣医療チーム（D M A T）等が中期的にも活動を展開できる体制の確立や、中長期的な医療を担うチームへの引継ぎ及び慢性疾患患者の搬送引継ぎについて、関係機関による合同訓練を通じ、円滑な引継ぎや搬送体制の確立に努める。
(ウ) 災害発生時における救急医療体制の整備に努める。

イ【市町村が実施する計画】

災害拠点病院を中心に、市町村の枠を越えた各地域単位の後方医療体制について、あらかじめ近隣市町村と調整を行うものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

(ア) 日本赤十字社長野県支部、(一社)長野県医師会、都市医師会、(一社)長野県歯科医師会、都市歯科医師会、(公社)長野県看護協会等は、災害拠点病院を中心とした災害医療への協力体制について整備を行うものとする。
(イ) 長野厚生連佐久総合病院佐久医療センター又は信州大学医学部付属病院は、ドクターへリによる救急搬送の協力体制について整備を行うものとする。
(ウ) 災害派遣医療チーム（D M A T）等が中期的にも活動を展開できる体制の確立や、災害派遣医療チーム（D M A T）等から中長期的な医療を担うチー

ムへの円滑な引継ぎを図るため、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンの確保に努めるものとする。また、慢性疾患患者の広域搬送についても、関係機関との合同訓練を通じて、円滑な搬送体制の確保に努めるものとする。

- (エ) 災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、県が災害時における医療提供体制及び関係団体等との連携を構築する際、県に対して適宜助言を行うものとする。

4 消防及び医療機関耐震化

(1) 現状及び課題

消防署は、災害発生時、応急活動等の最前線であり、倒壊等の事態は避けなければならないことから、早急に耐震診断等を行うとともに、その結果により、適切な対策を速やかに実施する必要がある。

また、医療機関の耐震構造の強化については、各医療機関の管理者が常に点検整備等を行い、耐震化に努めるものとしている。

県内の医療機関の中には、施設の老朽化が進んでいるものが多く、特に大規模地震の際に本来の機能が果たせるかどうかといった検討も必要となっているが、財政的な問題から対応が遅れがちである。

厚生労働省では、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、災害拠点病院の耐震構造の強化に対する補助の制度化を進めており、厚生労働省の補助制度を活用しながら県内の災害拠点病院の段階的な耐震強化を図っていくことが、必要である。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

(ア) 市町村等において、新耐震基準以前に建築された消防庁舎等を最優先として、所管する当該庁舎等の耐震診断の早期実施及び定期的な建物診断等が実施されるよう助言する。

また、診断結果に基づく耐震化計画等の策定及び「防災基盤整備事業」の活用等による、既存消防庁舎の計画的かつ速やかな耐震化が図られるよう、併せて助言する。（危機管理部）

(イ) 地域災害医療センターの耐震構造の強化を推進する。（健康福祉部）

(ウ) 県立病院においては、ライフラインを確保するための施設整備を進める。また、建物や危険物質等について、自主点検を定期的に行う。

イ【市町村が実施する計画】

(ア) 新耐震基準以前に建築された消防庁舎を最優先に、所管する当該庁舎等の耐震診断を速やかに実施し、当該診断結果に基づく耐震化計画等を策定するものとする。

また、定期的な建物診断を実施し、当該庁舎等の管理の徹底を図るものとする。

(イ) 耐震診断等の結果により、耐震化工事の必要な消防庁舎等については、計画的かつ速やかに当該工事を実施するものとする。その際、「防災基盤整備事業」の活用を図るものとする。

(ウ) 市町村立医療機関の点検整備等を行い、耐震化に努めるとともに、管内の他の医療機関に対し耐震化に関する指導を行うものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

- (ア) 医療機関は、災害が生じた場合、入院患者の安全を確保すると同時に、被災者の治療等の後方医療機関としての役割を担うこととなるため、常に施設の点検整備を行い、耐震化に努めるものとする。
- (イ) 日本赤十字社長野県支部、(一社)長野県医師会、(一社)長野県歯科医師会は、関係医療機関に対し、施設の耐震化を図るよう指導を行うものとする。

5 消防及び医療機関相互の連絡体制の整備

(1) 現状及び課題

災害時においては、被害情報や患者の受入体制等の情報を関係機関が適切・迅速に入手することが不可欠である。そのためには、関係機関による情報伝達ルートの多重化、情報交換のための収集・連絡体制の明確化等について事前に連携体制を確立しておく必要がある。

また、医療機関の患者受入状況、被害状況及び活動体制について、消防を含めた関係機関が把握できる体制を整えるとともに、日頃から関係機関の連携を密にし、災害時の医療情報が速やかに入手できるよう努める必要がある。

このほか、陸路が混乱した場合、ヘリコプターを利用して広域輸送の重要性が今後更に高まるものと思われるため、緊急輸送関係機関との事前の調整が必要である。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

- (ア) 災害拠点病院を中心に、対応する患者の分担、被害者の受入状況、医療スタッフの状況、医療施設の被害の状況等、迅速な情報交換と効率的な被害者の移送を確保するための整備を図る。(健康福祉部)
- (イ) 県立病院間での支援協力をを行うため、連絡体制を整備する。(健康福祉部)
- (ウ) 災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するため、広域災害救急医療情報システム（EMIS）の整備に努め、操作等の研修・訓練を定期的に行う。(健康福祉部)
- (エ) 市町村において、大規模地震災害等集団災害発生時の救助、救急活動が的確かつ円滑に行われるよう、市町村消防計画における救助・救急計画及び救急業務計画並びに救助活動計画の作成について助言する。(危機管理部)
- (オ) 市町村災害対策本部へ警察官の派遣を行うとともに、関係機関との緊密な連絡と、相互の協力関係の確立を図る。(警察本部)
- (カ) 被災が広範囲にわたり、他都道府県からの救護班等の応援が必要になった場合及び他都道府県が被災し本県からの応援が必要になった場合を想定し、他都道府県との広域相互応援体制に関する整備を行う。(危機管理部、健康福祉部)

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 集団災害発生時の救助、救急活動が的確かつ円滑に行われるよう、市町村消防計画における救助・救急計画及び救急業務計画並びに救助活動計画を次に掲げる事項に留意し作成するものとする。
- 出動区分及び他機関への要請（ヘリコプターを含む）等
 - 最先到着隊による措置
 - 現場指揮本部の設置基準、編成、任務等
 - 応急救護所の設置基準、編成、任務等
 - 各活動隊の編成と任務

- f 消防団の活動要領
 - g 通信体制
 - h 関係機関との連絡
 - i 報告及び広報
 - j 訓練計画
 - k その他必要と認められる事項
- (イ) 消防機関・医療機関相互の情報交換が円滑に実施されるよう、あらかじめ具体的な連絡体制を整備するとともに、傷病者の移送についても医療機関の連携がとれるよう関係機関を交え、調整を行うものとする。
- また、近隣市町村に所在する消防機関・医療機関への協力要請方法についても、事前に定めておくものとする。
- (ウ) 災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するため、広域災害救急医療情報システム（E M I S）の整備に努め、操作等の研修・訓練を定期的に行うものとする。
- (エ) 関係機関の協力を得て、市町村消防計画における救助・救急計画及び救急業務計画並びに救助活動計画に基づく訓練を毎年1回以上実施するものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

- (ア) 医療機関は、あらかじめ近隣の医療機関との協力体制の整備を図るものとする。
- (イ) (一社)長野県医師会は、他の都道府県の医師会との応援体制の整備を図るものとする。
- (ウ) 医療機関は、災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するため、広域災害救急医療情報システム（E M I S）の整備に努め、操作等の研修・訓練を定期的に行うものとする。

第6節 消防・水防活動計画

第7節 要配慮者支援計画

第8節 緊急輸送計画

→ 風水害対策編 参照

第9節 障害物の処理計画

第1 基本方針

地震直後の道路は、法面の崩壊、建築物の崩壊、街路樹、電柱等の倒壊に加えて、放置車両等の障害物により、一般の交通が不能あるいは困難な状態となることが予想されるところから、これらの所有者又は管理者は、平常時から不断の点検を実施するなど、障害物となりうる工作物の倒壊などを未然に防止するとともに、応急対策について関係機関と事前に対応を協議するなど、有事に備える。

第2 主な取組み

- 1 各種施設などの所有者又は管理者は、これら施設等の倒壊を未然に防止するための定期点検を行い、その結果に基づき、耐震のための適時適切な措置をとる。
- 2 応急対策に必要な専門的技術者を確保する体制の整備を図る。
- 3 放置車両や立ち往生車両を含む障害物除去体制について、関係機関と事前に対応を協議する。

第3 計画の内容

1 現状及び課題

各種施設等へのパトロールなどの定期点検を行い、必要に応じて耐震のための措置をとり、施設の倒壊等を未然に防止する。

地震直後の道路上には、ありとあらゆる物が散乱し、これが障害物等となり応急対策活動の妨げとなるものである。

これらの障害物等の除去に当たっては、レッカー車、クレーン車、チェーンソーなど各種機械とともに操作者が必要であるので、これらの確保体制を整備しておく必要がある。

緊急輸送道路として確保すべき広域農道など基幹農道の管理は、市町村が行っているが、障害物等除去体制について市町村と事前に対応を検討する。

2 実施計画

(1) 【県が実施する計画】(各部局)

- ア 倒木処理に係る市町村の体制づくりを支援する。(林務部)
- イ 緊急輸送道路とされている基幹農道について、速やかな障害物等除去体制の整備を行うよう市町村に対して助言する。(農政部)
- ウ 災害発生時に予想される障害物等の所有者及び所轄署と事前に対応を協議する。
(建設部)
- エ 建設業協会等と業務協定を締結し、応急対策に備える。
- オ レッカー車、クレーン車等の保有業者等の実態を把握して災害時の協力依頼を行うとともに、排除物件の保管場所確保を行う。(警察本部)
- カ 公共の広場、駐車場など排除物件の保管場所を確保する。(警察本部)
- キ 業者に対する車両、要員等除去体制・能力の充実を依頼する。

(2) 【市町村が実施する計画】

- ア 森林組合等林業関係団体と倒木処理について調整し、あらかじめ体制を整備するものとする。
- イ 緊急輸送道路とされている基幹農道について、速やかな障害物等除去体制の整備を図るものとする。

(3) 【関係機関が実施する計画】(各機関)

各機関の施設、設備などの定期的な巡回点検を行い、工作物の倒壊等を未然に防止するものとする。

(4) 【住民が実施する計画】

自己の所有又は管理する施設、設備等について、定期的な点検を行い、工作物の倒壊等を未然に防止するものとする。

第10節 避難の受入活動計画

第1 基本方針

大地震の発生時には、まず行政、住民及び防災関係機関が一体となって被害軽減のための措置をとることが重要であるが、崖崩れや火災の延焼などにより、大きな被害を生じるおそれがあり、生命に危険が及ぶような場合は、居住者や滞在者等は、速やかに安全な場所に避難することが必要となる。

このような事態に備え、迅速かつ円滑な避難活動を確保するため、地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき要配慮者及び帰宅困難者、滞留旅客（以下「帰宅困難者等」という。）に配慮した避難計画の作成、各種災害への安全性を考慮した指定緊急避難場所及び指定避難所の確保等を図るものとする。

また、避難所における感染症対策については「ウィズコロナ・アフターコロナ時代」に向けて大きな課題となっており、かつ、気候変動に伴い自然災害が頻発する中、避難所の生活環境改善が求められている。

そのため、衛生、食事、睡眠（T：トイレ（衛生）、K：キッチン（食事）、B：ベッド等（睡眠））に関する環境の重点的な向上が必要であり、備蓄や関係団体との協定締結等により発災に備えるものとする。

第2 主な取組み

- 1 避難計画を策定し、要配慮者、帰宅困難者等にも配慮した避難体制の確立を図るとともに情報伝達体制の整備を図る。
- 2 指定緊急避難場所及び指定避難所を指定するとともに避難時のための環境整備を図る。
- 3 県及び市町村は住宅の確保等を迅速に行うため、体制の整備を図る。
- 4 学校における迅速かつ適切な避難活動のための計画策定を行う。

第3 計画の内容

1 避難計画の策定等

(1) 現状及び課題

阪神・淡路大震災や東日本大震災のような激甚な災害の発生時には、大規模かつ長期の避難活動が予想され、きめ細かな避難計画が必要とされる。

特に土砂災害警戒区域等の要配慮者利用施設については、避難誘導等の体制を強化する必要がある。

(2) 実施計画

ア【県（危機管理部、県民文化部、健康福祉部、農政部、林務部、建設部、教育委員会）及び市町村が実施する計画】

(ア) 県及び市町村は、土砂災害警戒区域等の要配慮者利用施設に対して、警戒避難体制の確立など防災体制の整備について助言する。

(イ) 市町村は、予め住民に対し、ホームページ、広報誌等の様々な媒体により、親戚・知人宅等への分散避難や、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の対応に関する情報を提供するものとする。

イ【県が実施する計画】

(ア) 災害発生時、県有施設においては、建物の破損等の発生が予想され、職員以外に多数の在庁者もあることから、各施設の防火管理者は避難対策等に関する計画

を策定しておくものとする。(県有施設管理部局)

県は、土砂災害警戒区域等の要配慮者利用施設に対して、警戒避難体制の確立など防災体制の整備について助言する。(危機管理部、県民文化部、健康福祉部、農政部、林務部、建設部、教育委員会)

- (イ) 要配慮者利用施設について、施設利用者の個々の態様に応じた避難計画を策定するものとする。(健康福祉部、県民文化部)
- (ウ) 帰宅困難者等を安全かつ適切に避難誘導・保護するため、具体的な避難計画を策定するとともに、帰宅困難者等に確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。(危機管理部)
- (エ) 帰宅困難者の支援のため、株式会社デリシア、イオンリテール株式会社東海・長野カンパニー、合同会社西友、株式会社キラヤ、株式会社ツルヤ、株式会社ニシザワ、株式会社ベイシア、株式会社マツヤ、株式会社カインズ、株式会社ケーヨー、本久ケーヨー株式会社、NPO法人コメリ災害対策センター、株式会社綿半ホームエイド、長野県石油商業組合、株式会社壱番屋、株式会社セブン-イレブン・ジャパン、山崎製パン株式会社、株式会社ファミリーマート、株式会社モスフードサービス、株式会社ローソン、株式会社吉野家、長野県農業協同組合中央会、株式会社ダスキン、大塚製薬株式会社との協定に基づき連携を強化する。(危機管理部・健康福祉部・農政部)
- (オ) 市町村が策定する避難計画について、市町村地域防災計画の修正についての助言等により、要配慮者や帰宅困難者等に配慮した、迅速な避難体制の促進を図るとともに情報伝達体制の整備を図る。(危機管理部)
- (カ) 警察署、交番及び駐在所が発行するミニ広報紙や各種会合出席等の平常時の警察活動を通じて、地域住民に対して災害発生時の指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路及び避難時の留意事項等について周知徹底を図るものとする。(警察本部)
- (キ) デパート、劇場等多数の人が集まる場所の管理者に対して、非常際の誘導要領の作成、避難経路の明示、照明・予備電源の確保等についての指導を促進する。(危機管理部、警察本部)

ウ【市町村が実施する計画】

- (ア) 避難路、指定緊急避難場所、及び指定避難所の指定

- a 市町村は、避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所をあらかじめ指定し、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。
- b 市町村は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。

- (イ) 避難計画の作成

次の事項に留意して避難計画を作成するとともに、自主防災組織の育成、防災訓練の実施等避難体制の確立に努めるものとする。

- a 避難指示の具体的な発令基準及び伝達方法

(避難指示については第3章第11節を参照)

- b 指定緊急避難場所及び指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口、責任者

- c 指定緊急避難場所及び指定避難所への経路及び誘導方法

- d 指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項

- (a) 給食措置

- (b) 給水措置
- (c) 毛布、寝具等の支給
- (d) 衣料、日用品の支給
- (e) 負傷者に対する救急救護

e 指定避難所の管理に関する事項

- (a) 避難の受入中の秩序保持
- (b) 避難住民に対する災害情報の伝達
- (c) 避難住民に対する応急対策実施状況の周知徹底
- (d) 避難住民に対する各種相談業務

f 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項

- (a) 平常時における広報
 - 広報紙、掲示板、パンフレット等の発行
 - 住民に対する巡回指導
 - 防災訓練等
- (b) 災害時における広報
 - 広報車による周知
 - 避難誘導員による現地広報
 - 住民組織を通じた広報

(ウ) 避難行動要支援者対策

市町村は、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成し、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。

(エ) 帰宅困難者等対策

帰宅困難者等を安全かつ適切に避難誘導・保護するため、具体的な避難計画を策定するとともに、帰宅困難者等に確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

なお、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

エ【関係機関が実施する計画】

- (ア) それぞれの管理施設についての避難計画を作成し、避難の万全を期する。(全機関)
- (イ) 市町村の避難計画策定について、それぞれの所管事項について協力するものとする。(全機関)
- (ウ) 要配慮者利用施設の管理者は、県及び市町村の指導等に基づき、施設利用者を安全かつ適切に避難誘導するため、施設利用者の個々の態様に応じた避難計画を策定するとともに、市町村、地域住民、自主防災組織等との連携の下に、支援協力体制の確立に努め、避難誘導に係る訓練の実施等により、市町村、地域住民、自主防災組織等との連携を強化し、避難体制の確立を図るものとする。

オ【住民が実施する計画】

- (ア) 家族があわてず行動できるよう、次のことを話し合い、家族内の役割分担を決

- めておくものとする。
- a 家の中でどこが一番安全か。
 - b 救急医薬品や火気などの点検
 - c 幼児や高齢者の避難はだれが責任をもつか。
 - d 指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路はどこにあるか。
 - e 避難する時、誰が何を持ち出すか、非常持出袋はどこにおくか。
 - f 家族間の連絡方法と最終的に落ち合う場所はどこにするか。
 - g 昼の場合、夜の場合の家族の分担。
- (イ) 防災訓練に積極的に参加し、避難行動を実践的に身につけるものとする。
- (ウ) 指定避難所での生活に最低限必要な食料、水、衣類等生活必需品、医薬品、携帯ラジオ、携帯電話用モバイルバッテリー等をいつでも持ち出せるように備えておくものとする。

カ【企業等において実施する計画】

(ア) 帰宅困難者対策

- a 公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が発生した場合、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等に努めるものとする。
- b 空港、駅のターミナルビル等では飲料水、食料、毛布等を配布できる体制を整えるとともに、携帯電話等の充電サービスを提供できるよう非常用発電機の整備に努めるものとする。

2 避難場所等の確保

(1) 現状及び課題

災害の危険が切迫した場合の住民等の安全を確保するために、その危険から緊急的に逃れるための避難場所を、あらかじめ指定しておく必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】(県有施設管理部局)

- (ア) 県有施設について市町村の指定緊急避難場所の指定に協力する。
- (イ) 県有施設の避難に関する計画の策定に当たり、職員は平常時から避難経路上の障害物の除去等を行い、その確保に努める。

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 市町村は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設を対象に、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、その管理者の同意を得た上で災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図るものとする。

また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

なお、指定した指定緊急避難場所、指定避難所については、市町村地域防災計画に掲載するものとする。

- (イ) 指定緊急避難場所については、洪水、崖崩れ、土石流、地すべり、地震、大規模な火事、内水氾濫（一時的に大量の降雨が生じた場合に下水道等の排水施設又

は河川その他の公共の水域に当該雨水を排水できることによる浸水)、噴火に伴う火山現象の各現象に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのあるものがない場所であって、災害発生時に迅速に指定緊急避難場所の開放を行うことが可能な管理体制を有するものを指定するものとする。

なお指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努めるものとする。

- (ウ) 市町村が全域的に被災する場合又は被災場所の地域性により隣接市町村の方が避難に利便を有する場合も想定されるので、必要に応じ隣接市町村と指定緊急避難場所の相互提供等について協議しておくものとする。
- (エ) 指定緊急避難場所については、他の市町村からの被災住民を受け入れができるよう配慮するものとする。
- (オ) 市町村は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

- (ア) 管理施設について、市町村の指定緊急避難場所の指定に協力するものとする。
(全機関)
- (イ) 要配慮者利用施設の管理者は、施設利用者を安全かつ適切に避難誘導するため、施設利用者の個々の態様に配慮した避難体制の確立を図り、職員及び施設利用者に周知徹底するとともに、近隣の施設等との密接な連携の下に、災害発時における施設利用者の緊急受入等について、支援協力体制の確立に努めるものとする。

3 避難所の確保

(1) 現状及び課題

災害発生時に被災者の避難及び救援を円滑に実施するために、これらの用に供する適切な施設を平時から指定しておく必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

- (ア) 市町村の避難所運営の参考となるよう「長野県避難所運営マニュアル策定指針」(令和4年3月改定)について新たな知見、近年発生した災害の教訓を踏まえ適切な見直しに努めるとともに、良好な環境の確保のため、特にトイレ(衛生)、キッチン(食事)、ベッド等(睡眠)については、水準目標(以下「長野県避難所TKBスタンダード」という。)を示すよう努めるものとする。(危機管理部)
- (イ) 県有施設について市町村の指定避難所の指定に協力する。(県有施設管理部局)
- (ウ) 県有施設の避難に関する計画の策定に当たり、職員は平常時から避難経路上の障害物の除去等を行い、その確保に努める。(県有施設管理部局)
- (エ) 市町村が指定避難所として指定した学校等の県有施設については、備蓄のためのスペースや通信設備の整備等に努める。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。(県有施設管理部局)
- (オ) 避難所の感染症対策については、第3章第17節「保健衛生、感染症予防活動」を踏まえ、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染者患者が発生した場合の対応を含め、危機管理部と健康福祉部が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、市町村による可能な限り多くの避難所の確保に協力するものとする。

- (カ) 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備、要配慮者への配慮について支援を行うものとする。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備の支援を行うものとする。

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 指定避難所については、避難者を滞留するために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れることが可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。
- (イ) 指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。
- (ウ) 福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。
- (エ) 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。
- (オ) 市町村は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難していくことがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。
- (カ) 市町村は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難ができるよう努めるものとする。
- (キ) 市町村は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育の場であることに配慮するものとする。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを確認の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。
- (ク) 市町村が全域的に被災する場合又は被災場所の地域性により隣接市町村の方が避難に利便を有する場合も想定されるので、必要に応じ隣接市町村と指定緊急避難場所、指定避難所の相互提供等について協議しておくものとする。
- (ケ) 指定避難所に指定した施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の施設の整備に努めるものとする。
- なお、設備の整備に当たっては、電力、ガス等の供給が長期間停止することを想定した整備に努めるものとする。

- (コ) 避難所の感染症対策については、第3章第17節「保健衛生、感染症予防活動を踏まえ、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染者患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。
- また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。
- (サ) 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮するものとする。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。
- (シ) テレビ、携帯ラジオ等避難者による災害情報の入手に資する機器の整備を図るものとする。また、要配慮者のニーズを把握し、適切な情報保障を行うものとする。
- (ス) 指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、携帯トイレ、簡易トイレ、非常用電源、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。また、灯油、LPガスなどの常設に努めるものとする。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。
- (セ) 避難行動要支援者を安全かつ適切に避難させるため、地域住民の助け合いの力等による避難行動要支援者一人ひとりの状況に即した避難支援体制を確立する。
- なお、災害発生時に避難所となる公共施設については、段差解消やスロープの設置等要配慮者に配慮した施設整備を行うと共に、必要な物資等の備蓄に努めるものとする。
- (ソ) 医療機関、社会福祉施設等との密接な連携の下に、災害発時における避難行動要支援者の緊急受入れ等について、支援協力体制の確立に努めるものとする。
- (タ) 公有地はもとより民有地についても極力安全空間の確保に努め、今後開発される地域においても、その計画が指定緊急避難場所及び指定避難所としての条件を満たすよう協力を求めていくものとする。
- (チ) 「長野県避難所運営マニュアル策定指針」(令和4年3月改定)、長野県避難所TKBスタンダード等を参考として、各避難所の運営マニュアル等の整備に努めるものとする。
- (ツ) マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。
- 特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。
- (テ) 指定避難所として指定した学校等の施設については、備蓄のためのスペース確保や通信設備の整備等に努めるものとする。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。
- (ト) 指定避難所については、他の市町村からの被災住民を受け入れができるよう配慮するものとする。
- (ナ) 安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法に

ついてあらかじめ定めるよう努めるものとする。

- (ニ) 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。
- (ヌ) 市町村及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。

ウ 【関係機関が実施する計画】

- (ア) 管理施設について、市町村の指定避難所の指定に協力するものとする。(全機関)
- (イ) 要配慮者が利用する施設の管理者は、施設利用者を安全かつ適切に避難誘導するため、施設利用者の個々の態様に配慮した避難体制の確立を図り、職員及び施設利用者に周知徹底するとともに、近隣の施設等との密接な連携の下に、災害発生時における施設利用者の緊急受入等について、支援協力体制の確立に努めるものとする。

4 住宅確保体制の整備

(1) 現状及び課題

住居の被災により避難生活を余儀なくされた住民に対して、早期に生活基盤が安定するよう速やかな住宅の確保が必要となる。

このため県及び市町村は相互に連携し、住宅情報の提供または住宅の提供を行う体制を整備する必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】(建設部)

- (ア) 利用可能な県営住宅等の把握に努め、被災市町村に情報提供する体制を整備する。(建設部)
- (イ) 賃貸住宅管理者等から利用可能な賃貸住宅等の情報提供を受け、被災市町村に情報提供する体制を整備する。(建設部)
- (ウ) 賃貸住宅等の情報体制強化のため、(公社)長野県宅地建物取引業協会、(公社)全日本不動産協会長野県本部及び(公社)全国賃貸住宅経営者協会連合会との協定に基づき連携を強化する。(建設部)
- (エ) 災害救助法が適用された場合、災害救助法第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅等を提供するため、供給体制の整備を図る。(建設部)
- a 賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する体制を整備する。
- b (一社)プレハブ建築協会、(一社)全国木造建設事業協会及び(一社)長野県建設業協会、(一社)日本RV・トレーラーハウス協会及び(一社)日本ムービングハウス協会との「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書」に基づき連携を強化する。
- c 入居者の決定等住宅供給方法等について、市町村と相互に連携した体制の整備を図る。

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 利用可能な公営住宅等の把握に努め、被災者に住宅を提供する体制を整備する

ものとする。

- (イ) 必要に応じ、賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する体制を整備するものとする。
- (ウ) 応急仮設住宅の建設用地については、指定緊急避難場所及び指定避難所との整合を図りながら候補地を選定し、学校の敷地を用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。
- (エ) 災害救助法が適用された場合における、入居者の決定等住宅供給方法等について、県と相互に連携した体制の整備を図るものとする。
- (オ) 利用可能な賃貸住宅等の情報を被災者に提供する体制を整備するものとする。
- (カ) 被災周辺市町村は、利用可能な公営住宅等の把握に努め、被災市町村に情報提供する体制を整備するものとする。

5 在宅避難者等の支援

(1) 現状及び課題

以下の者については、支援に関する情報が届きにくくなり、生活再建に遅れが生じる恐れがあるため、速やかに避難先を把握する必要がある。

ア 在宅避難者（被災者の中で避難所に居場所を確保できず、やむを得ず被災した自宅に戻って避難生活を送っている者又はライフライン等が途絶した中で不自由な生活を送っている者をいう。以下同じ。）

イ 親戚宅等避難者（親戚・知人宅等避難所以外の多様な避難先へ避難した者をいう。以下同じ。）

加えて在宅避難者は不自由な生活が長期化すれば、健康を害する恐れが高まるため、住まいの状況を把握し適切な支援につなげる必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

在宅避難者及び親戚宅等避難者の避難先や住まいの状況を的確に把握できるよう、市町村とともに調査方法の検討を行った上で、必要な支援に努める。

イ【市町村が実施する対策】

(ア) 住家の被害認定調査、保健師等による保健衛生活動、罹災証明書の発行手続き、避難所での炊き出し等において、半壊以上の被害を受けた在宅避難者及び親戚宅等避難者の避難先や住まいの状況を把握し、関係機関で共有できるよう、体制整備に努めるものとする。

(イ) 避難行動要支援者以外の状況把握

民生・児童委員、社会福祉協議会、自治会、N P O・ボランティア等の協力や、地域の支え合い等の協力を得て、プライバシーの保護に十分配慮しつつ、避難行動要支援者以外についても保健福祉サービスの必要がある者の把握に努めるものとする。

6 学校における避難計画

(1) 現状及び課題

地震発生時、幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校（以下この節において「学校」という）においては、幼児及び児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という）の生命、身体の安全確保に万全を期すとともに、緊急事態に備え迅

速かつ的確に対応できる綿密な保護対策としての防災応急対策を実施する必要があることから、学校長は、児童生徒等の保護について次の事項に十分留意し、避難対策計画を具体的に定めておく必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

県立の学校においては、多数の児童生徒等を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、立地条件等を考慮し学校の実態に即し、避難場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達の方法等、適切な避難対策をたてておく。

また、私立学校に対し迅速かつ適切な避難行動が図られるよう避難計画の一層の充実を指導する。

(ア) 防災計画（教育委員会）

- a 学校長は、地震災害が発生した場合に児童生徒等の安全を確保するため防災計画を作成しておく。なお、この計画作成にあたっては当該市町村、警察署、消防署及びその他の関係機関と十分協議する。
- b 学校長は、防災計画を作成又は変更したときは、速やかに、県教育委員会（以下「県教委」という。）に報告するとともに、教職員、児童生徒等及び保護者に周知徹底を図る。
- c 防災計画には、以下の事項を定めておく。
 - (a) 地震対策に係る防災組織の編成
 - (b) 地震に関する情報の収集と学校、教職員及び保護者への伝達の方法
 - (c) 県教委、当該市町村、警察署、消防署及びその他関係機関への連絡方法
 - (d) 夜間、休日等における緊急時の教職員等の連絡及び招集方法
 - (e) 児童生徒等の避難・誘導と検索の方法
 - (f) 児童生徒等の帰宅と保護の方法
 - (g) 児童生徒等の保護者への引き渡し方法
 - (h) 児童生徒等が登下校の途中で地震にあった場合の避難方法
 - (i) 児童生徒等の救護方法
 - (j) 初期消火と重要物品の搬出の方法
 - (k) 施設・設備の災害予防、危険箇所、危険物（危険動物を含む）の点検方法
 - (l) 避難所の開設への協力（施設・設備の開放等）
 - (m) 防災訓練の回数、時期、方法
 - (n) 教職員、児童生徒等に対する防災上の教育及び保護者に対する広報の実施
 - (o) 震災後における応急教育に関する事項
 - (p) その他、学校長が必要とする事項

(イ) 施設・設備の点検管理（教育委員会）

学校における施設・設備の点検管理は以下の事項に留意し、適切に行う。

- a 日常的に児童生徒等がよく利用する施設空間（教室、昇降口、階段等）や遊具等が、地震の作用によりどのような破損につながりやすいかに留意して点検する。
- b 定期的に非常階段、消火栓等の防災施設や薬品庫等の施設・設備を各担当者が点検する。
- c 設備や備品等の設置方法・場所が適當か、転倒、落下等の防止の措置がされているかについて点検する。

(ウ) 防火管理（教育委員会）

地震災害での二次災害を防止するため防火管理に万全を期する。

- a 日常点検は、職員室、給食調理室、用務員室、理科室、家庭科室等火気使用場

所及び器具を点検し、消火用水や消火器等についても点検する。

- b 定期点検は、消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、避難器具、避難誘導灯及び貯水槽等の器具・設備等の機能を精密に点検する。

(エ) 避難誘導（教育委員会）

- a 避難経路及び避難先は、第一、第二の避難経路及び避難先を設定し、あらかじめ保護者に連絡し周知徹底を図る。

- b 防災計画の「児童生徒等の避難誘導と検索の方法」の作成に当たっては、以下の事項に留意する。

(a) 児童生徒等の行動基準並びに学校や教師の対処、行動を明確にする

(b) 全職員の共通理解がなされ、個々の分担を明確にする

(c) 遠足等校外活動中の災害発生等の場合にも対応できるものとする

(d) 登下校時、在宅時における災害発生時の場合にも対応できるものとする

(オ) 私立学校に対する指導（県民文化部）

私立学校については、県立学校の対策に準じて整備するよう指導する。

イ 【市町村（教育委員会）が実施する計画】

県が実施する計画の例に準じて、市町村の防災計画等を踏まえ、適切な対策を行うものとする。

第11節 孤立防止対策

第12節 食料品等の備蓄・調達計画

第13節 給水計画

第14節 生活必需品の備蓄・調達計画

→ 風水害対策編 参照

第15節 危険物施設等災害予防計画

第1 基本方針

大規模地震等により危険物、火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、毒物劇物等の危険物品、放射性物質、石綿、及び大気汚染防止法に定める特定物質（以下「危険物等」という。）を取り扱う施設又は石綿使用建築物等（以下「危険物施設等」という。）に損傷が生じた場合、重大な被害をもたらすおそれがあることから、自主保安体制の強化、耐震化の促進、緩衝地帯の整備等、安全性の向上を図り、当該施設に係る災害を未然に防止する。

第2 主な取組み

- 1 危険物施設における災害発生及び拡大防止計画を確立する。
- 2 火薬類施設における災害発生及び拡大防止計画を確立する。
- 3 高圧ガス施設における災害発生及び拡大防止計画を確立する。
- 4 液化石油ガス施設における災害発生及び拡大防止計画を確立する。
- 5 毒物・劇物保管貯蔵施設における災害発生及び拡大防止計画を確立する。
- 6 放射性物質使用施設における災害発生及び拡大防止計画を確立する。
- 7 石綿使用建築物等における災害発生及び拡大防止計画を確立する。
- 8 大気汚染防止法で定めるばい煙発生施設又は特定施設における災害発生及び拡大防止計画を確立する。

第3 計画の内容

1 危険物施設災害予防計画

(1) 現状及び課題

県内の消防法に定める危険物施設は、製造所、貯蔵所及び取扱所があり、中には、貯油能力1,000キロリットル以上の大規模な貯油施設もあることから、これら施設においては、大規模地震等発生時における危険物による二次災害の発生及び拡大を防止するため、施設・設備の安全性の確保及び防災応急対策用資機材の備蓄を図るとともに、自衛消防組織の充実強化、保安教育及び防災訓練の実施等、保安体制の強化を図る必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

(ア) 危機管理部が実施する計画

- a 市町村に対し、危険物施設における保安体制の強化及び災害に対する安全性の向上について指導する。
- b 消防法に定める危険物取扱者に対する保安講習を実施するとともに、危険物施設の管理者等関係者を対象に、災害時における保安管理技術の向上を図るため、消防機関等関係機関と連携し、講習会、研修会等を実施する。

(イ) 警察本部が実施する計画

関係機関等と連携を図り、危険物施設の実態を把握とともに、災害発生時ににおける住民の避難誘導方法等について指導する。

イ【市町村が実施する計画】

(ア) 規制及び指導の強化

- a 危険物施設の設置又は変更の許可に当たっては、地震動による慣性力等によって生ずる影響を十分考慮した位置、構造及び設備とするよう、設置者（申請者）

に対する指導を強化するものとする。

b 既設の危険物施設については、施設の管理者に対し、災害発生時の安全確保について再点検を求めるほか、必要に応じて、改修、改造、移転等の指導、助言を行い、耐震性の向上を図るものとする。

c 立入検査については、次に掲げる事項を重点に隨時実施するものとする。

(a) 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理状況

(b) 危険物施設における貯蔵、取扱い、移送、運搬及び予防規定の作成等安全管理状況

(イ) 自主防災組織の整備促進

緊急時における消防機関との連携等、総合的な地震防災体制をあらかじめ整えておくため、危険物施設の管理者に対し、自衛消防組織等の自主的な自衛体制の整備について指導するものとする。

(ウ) 化学的な消火、防災資機（器）材の整備促進

市町村は、多様化する危険物に対応する化学消防力の整備を図るものとする。

また、危険物施設の管理者に対し、発災時における災害の拡大防止対策に必要な資機（器）材の整備、備蓄の促進について指導するものとする。

(エ) 相互応援体制の整備

近隣の危険物取扱い事業所との相互応援に関する協定の締結を促進し、効率ある自衛消防力の確立について指導するものとする。

(オ) 県警察との連携

危険物施設の設置または変更の許可をした際は、警察に対してその旨連絡し、連携を図るものとする。

2 火薬類施設災害予防計画

(1) 現状及び課題

県内の火薬類取扱施設は、煙火製造所、火薬庫及び庫外貯蔵庫があり、更に火薬類の消費場所においては、火薬類取扱所及び火工所がある。

これらの施設は、火薬類取締法に基づき許可を受けて設置されており、保安物件に対する保安距離及び構造基準等が確保されている。

また、火薬類の取扱いに関しては、資格者及び詳細な技術基準が定められている。特に、災害による危険時については、事業者に対し緊急措置及び警察官等への通報が義務付けられている。

しかし、地震により火災が発生した場合は、爆発等により、周辺住民等に多大な被害を及ぼすおそれがあることから、危害防止体制の確立が必要である。

(2) 実施計画

【県が実施する計画】

ア 産業労働部が実施する計画

(ア) 火薬類取扱施設の管理者等に対し、立入検査及び保安検査を実施し、法令に基づく技術基準の徹底を図る。

(イ) 火薬類災害防止実験会及び保安教育講習会等において、事故及び盗難防止対策の徹底を図る。

(ウ) 火薬類取扱施設の管理者等に対し、災害時の緊急体制等の整備について、次に掲げる事項の指導徹底を図る。

a 自主保安体制の整備

災害発生時における従業員の任務を明確にするとともに、社内防災訓練を行う

よう努める。

b 緊急連絡体制の整備

行政機関、警察署及び消防署等の関係機関との連絡体制を整備するとともに、緊急時の応援体制の確立に努める。

c 付近住民に対する周知

付近住民に対し、災害時には施設周辺に近づかないよう、日頃から周知するよう努める。

イ 警察本部が実施する計画

関係機関等と連携を図り、火薬類取扱施設の実態を把握するとともに、災害発生時における住民の避難誘導方法等について指導する。

3 高圧ガス施設災害予防計画

(1) 現状及び課題

県内には、高圧ガス製造施設、貯蔵所、販売所及び消費施設等がある。

これらの施設は、いずれも高圧ガス保安法の規定に基づく技術上の基準によって設計され、学校及び人家等の保安物件に対する保安距離を確保して設置されている。

また、高圧ガスの取扱いについては、高圧ガス製造保安責任者等資格者の選任及び製造、消費の基準等が詳細に定められている。

災害発生時の対応は、高圧ガス保安法に基づく緊急措置等が定められているが、被害の拡大を防止するために事業者ごとの保安意識の高揚と自主保安体制の整備を一層推進する必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

(ア) 産業労働部が実施する計画

a 液化石油ガス製造施設及び一般高圧ガス製造施設に対する保安検査を年1回実施し、法令で定める技術上の基準に適合するよう指導する。

b 高圧ガス製造施設、貯蔵所、販売所及び消費施設等に対し、立入検査を隨時実施し、法令で定める技術上の基準等の遵守についての徹底を図る。

c 長野県高圧ガス地域防災協議会に対し、高圧ガス事業所及び高圧ガスの移動等における災害の発生又は拡大を防止するために、一層の防災体制の充実を図るよう要請する。

d 高圧ガス製造施設等に対し、災害時における従業員の任務を明確にし、緊急時の措置及び連絡体制について整備を図るよう指導する。

また、災害防止訓練の実施を推進する。

e 災害の拡大を防止するため、消防、警察及びその他関係機関への応援体制の確立を図る。

f 高圧ガス製造事業者等に対し（以下、1まで同じ。）高圧ガス貯蔵地盤の不同沈下による災害を防止するため、毎年1回以上不同沈下量の測定を実施するよう徹底を図る。

g 高圧ガス製造施設等における緊急遮断弁、エンジンポンプ、バッテリー等の保安設備の日常点検を強化し、機能を維持するよう指導する。

h 高圧ガス設備の倒壊を防ぐため、その設備の架台及び支持脚を補強し、防錆塗装を行うよう指導する。

i 多数の容器を取扱う施設は、容器の転倒によるガスの漏洩を防止するため、ホ

ームのブロック化及びロープ掛け等により容器の転倒転落を防止するとともに段積みを避けるよう指導する。

j 災害時に高圧ガス製造施設等に係者以外が立入らないように事業所員を配置させる等侵入防止対策の整備を図る。

k 災害時には高圧ガス製造施設等に近づかないことを付近住民に周知するよう指導する。

l 災害時における応急供給体制を確立するよう指導する。

m 事業者間をわたる協力体制を整備するよう長野県高圧ガス団体協議会に対し依頼する。

n 災害復旧工事等に高圧ガスを使用する場合の応急供給計画に対する対策を整備するよう長野県高圧ガス協会に依頼する。

o 災害発生状況を把握するため、地域振興局等に空気呼吸器などの体制整備を図る。

(イ) 警察本部が実施する計画

関係機関等と連携を図り、高圧ガス施設の実態を把握するとともに、災害発生時における住民の避難誘導方法等について指導する。

イ【関係機関が実施する計画】（高圧ガス保安協会、指定保安検査機関）

高圧ガス保安協会長野県冷凍教育検査事務所、同協会長野県CE事務検査所及び指定保安検査機関は、法令で定められた期間ごとに、該当する高圧ガス施設に対し、保安検査を確実に実施し、法令で定められた技術上の基準に適合させるように事業者等を指導するものとする。

4 液化石油ガス施設災害予防計画

(1) 現状及び課題

液化石油ガス一般消費先について、耐震自動ガス遮断器の設置、容器の転倒防止措置などの地震対策を推進するよう、液化石油ガス販売事業者等に対し、指導を一層徹底する必要がある。

また、地震時においては、消費者の適切な措置が不可欠であるため、消費者啓発も一層重点的に実施する必要がある。

(2) 実施計画

【県が実施する計画】（産業労働部）

ア 液化石油ガス販売事業者等に対する立入検査を実施し、法令遵守の徹底を図る。

イ 地震時に、容器の転倒によるガスの漏洩が生じることのないよう、液化石油ガス販売事業者等に対し、一般消費先の容器の転倒防止措置を徹底するよう指導する。

ウ 大規模地震発生時における燃焼器具の転倒及び燃焼器具への物の落下による火災の発生並びにガスマーターダウンのガス漏れを防止するため、一般消費先に対する対震自動ガス遮断機（マイコンメーターSを含む）の設置について、液化石油ガス販売事業者を把握する。

エ 大規模地震発時における容器周辺の配管等から大量のガス漏れを防止するため、一般消費先に対するガス放出防止器の設置を促進するよう、液化石油ガス販売事業者を指導する。特に学校・病院等の公共施設、地滑り・土砂崩れ発生のおそれのある地区及び高齢者世帯等は優先的に設置するよう指導する。

オ 地震発時の適切な処置について、一般消費者に対する広報を実施するとともに、液化石油ガス販売事業者等に対しても、一般消費者に対する周知を確実に行うよう

指導する。

- カ 地震発生時における液化石油ガス一般消費先に対する緊急点検活動を実施するための緊急出動体制の確立及び連絡手段の構築を図るよう、(一社)長野県L Pガス協会に要請する。
- キ 液化石油ガス一般消費先に対し、効率的な緊急点検を実施するため、消費先の巡回順路をあらかじめ定めるとともに、住宅地図を整備するよう、(一社)長野県L Pガス協会に要請する。
- ク 緊急点検等に必要な資機材を整備し、必要に応じて備蓄するよう、(一社)長野県L Pガス協会に要請する。
- ケ 埋設管、集合供給設備等については、配管図面を整備し、地震時に直ちに使用できる状態にしておくよう、液化石油ガス販売事業者等を指導する。
- コ 地震時にとるべき行動・作業等についてのマニュアルを整備し、従業員等に熟知させるよう、液化石油ガス販売事業者等を指導する。
- サ 集中監視システムの設置促進について、液化石油ガス販売事業者を指導する。
- シ 大規模地震等における避難所等への臨時供給及び設備の応急復旧に対応できる体制並びに仮設住宅等への臨時供給体制について、他支部及び他県の応援を得る場合を含め、事前に整備しておくよう、(一社)長野県L Pガス協会に要請する。
特に冬期については、一刻も早い供給が必要になるため、積雪時、渋滞時等に対応できる臨時供給方法とするよう要請する。
- ス 災害時に避難所となる学校・病院等の公共施設の管理者に対し、自己管理に万全を期し、より安全性の高い対策を講じるよう要請する。
- セ 消防、警察等関係機関との情報連絡体制を確立しておくよう、(一社)長野県L Pガス協会に要請する。
- ソ 地震防災対策強化地域内の液化石油ガス保安対策会議関係機関相互の連絡提携により、地震防災対策を推進するための情報交換を行う。

5 毒物・劇物保管貯蔵施設災害予防計画

(1) 現状及び課題

県内における毒物及び劇物取締法に基づく、毒物及び劇物の製造業、輸入業、販売業（以下「営業者」という。）及び届出を要する業務上取扱者等に対しては、保健所等による監視により災害防止のため、「危害防止規定の策定」等について指導を実施している。

また、届出を要しない業務上取扱者に対しては、実態を把握するとともに立入等により指導を実施しているが、新規取扱者に対する実態把握が難しい状況である。

なお、緊急時に必要とされる毒物劇物事故処理剤については、災害発生時に備えて常時備蓄している。

また、災害発生防止等のため研修会等の開催により、営業者、業務上取扱者及び関係機関への指導を実施している。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

(ア) 健康福祉部が実施する計画

- a 営業者及び業務上取扱者に対して、「毒物劇物危害防止規定」の作成、中和剤・吸着剤等の配置、防液堤等の設置等を指導する。
- b 災害発生緊急通報系統を作成する。
- c 中毒事故発生時における処理情報等の提供を行う。

- d 毒物劇物事故処理剤の備蓄品目・数量について、各種災害に対応できる適正備蓄数量であるかを隨時検討し、必要に応じて備蓄品目・数量について充実を図るとともに備蓄場所の整備、備蓄品目の充実のため、財政的支援を行う。
 - e 災害発生状況を把握するため、保健所等における空気呼吸器などの体制整備を図る。
 - f 災害の発生防止及び発生時に迅速に対応するため、営業者、業務上取扱者等を対象に研修会を開催する。
- (イ) 警察本部が実施する計画
- 毒物、劇物保管貯蔵施設の所在地、名称及び毒物劇物の種類・貯蔵量等を把握するとともに関係機関との情報連絡体制を確立し、災害発生時における住民の避難誘導方法等について指導する。

イ 【関係機関が実施する計画】(長野県医薬品卸協同組合)

毒物劇物事故処理剤の確保体制の整備を図るものとする。

6 放射性物質使用施設災害予防計画

(1) 現状及び課題

県内における放射性同位元素等使用事業所は、研究機関、医療機関及び民間機関等を中心にあり、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」に基づき、放射線障害に対する予防対策を講じている。

消防機関においては、放射性物質使用施設等における消火、救助及び救急活動体制の充実強化を図る必要がある。

(2) 実施計画

【県及び市町村が実施する計画】

ア 所管する放射性物質使用施設等における予防対策に万全を期すものとする。

イ 市町村は、消防機関に地域の実情に応じて、放射線測定器、放射線保護服等を整備し、放射性物質による事故等に対応できる体制の整備を図るものとする。

7 石綿使用建築物等災害予防計画

(1) 現状及び課題

石綿製品はその化学的・物理的特性から防火用、保温用、騒音防止用として建築物、工作物に多用されてきた。現在は原則として石綿の製造、輸入、使用が禁止されているが、建材あるいは吹付け石綿として使用された建築物等が残されており、震災発生時において、これらの建築物等からは倒壊や解体作業などにより石綿が飛散する恐れがあることから、石綿の飛散・ばく露防止対策を図る必要がある。

(2) 実施計画

【県が実施する計画】

アスベスト測定機器の整備及びアスベスト測定技術者の育成により、震災発時の大気中のアスベスト調査に対応できる体制の整備を図る。

8 大気汚染防止法で定めるばい煙発生施設又は特定施設災害予防計画

(1) 現状及び課題

大気汚染防止法では、ばい煙発生施設又は特定施設で事故等が発生し特定物質が大気中に多量に排出されたときは、事業者は直ちにその事故について応急の措置をとり、

かつ、その事故を速やかに復旧するよう努めるとともに、直ちに県に連絡するよう定めている。また、特定施設等の損傷等により特定物質等が大気中に排出され、周辺住民の健康被害が生じるおそれがあることから、当法の徹底により被害防止の対策を図る必要がある。

(2) 実施計画

【県が実施する計画】

事業場への立ち入り等により、事業者に対し災害時の緊急体制等の整備について次に掲げる事項の指導徹底を図る。

ア 特定物質が大気中に多量に排出されたときに、直ちにその事故について応急の措

置を講じ、かつ、その事故を速やかに復旧できるよう防災体制の整備に努めること。

イ その事故の状況を直ちに県に通報できるよう緊急連絡体制の整備に努めること。

第16節 電気施設災害予防計画

→ 風水害対策編 参照

第17節 都市ガス施設災害予防計画

第1 基本方針

都市ガス事業は、製造所又は供給所から道路に埋設した導管を利用してガスを供給している。

大規模な地震が発生した場合には、予期せぬ事態が予想されるので、数々の事態を想定したマニュアルを整備する必要がある。

地震の発生により、製造所・供給所の施設又は導管の破損によるガス漏れから、火災・爆発の二次災害発生が予想され、予防対策として施設の高耐震化を推進するとともに、供給支障を最小限にするためのバックアップ体制の整備を図る。

地震発生後の情報収集及び対応を迅速に行うため、情報手段及び情報網の整備を図るとともに、常時職員を配置する。

二次災害防止及び早期復旧を図るため、関係機関等との連携を図るとともに、協定に基づき都市ガス事業者間で応急復旧の応援を行う。

第2 主な取組み

- 1 大規模地震を想定したマニュアルを整備するとともに、定期的に見直しを行う。
- 2 製造供給施設及び導管については、耐震性の有するものとともに、供給支障を最小限にするためのバックアップ体制の整備を図る。
- 3 宿日直体制により常時職員を配置するとともに、震災時の出動体制をあらかじめ定めておき、地震発生時の対応を迅速に行う。
- 4 二次災害を防止するため、消防、警察、道路管理者、行政、電気事業者、都市ガス事業者その他関係機関との連絡ルートを確認しておく。

第3 計画の内容

1 大規模地震対応マニュアルの整備

(1) 現状及び課題

大規模地震が発生した場合には、職員の確保、交通手段、通信方法及び情報収集の困難性並びに大規模な応急対策の立案・実施と日常とは著しく異なる事態となることから、数々の事態を想定したマニュアルを整備する必要がある。

(2) 実施計画

【関係機関が実施する計画】

都市ガス事業者は、数々の事態を想定したマニュアルを整備するとともに、定期的に見直しを行い、大規模地震に備えるものとする。

2 施設・設備の安全性の確保

(1) 現状及び課題

製造施設及び供給施設は、ガス事業法、高圧ガス保安法、消防法等の法令及び(一社)日本ガス協会の設計基準に準拠して耐震性に配慮している。

緊急措置としてガス供給を停止する緊急ガス遮断装置を適所に設置し、消防設備等の保全設備も配置している。

以前設置した導管の中には、材料・接合方法の耐震性が低いものがあり、取り替える必要があり、ガス導管の設備対策として耐震性に優れた溶接鋼管、ポリエチレン管を採用し、耐震化率が概ね90%を超える信頼性の高い導管ネットワークを構築して

いる。

また、バックアップとしての導管の複線化及び応急復旧を迅速に行うための供給区域の分割（ブロック化）を推進している。

需要家の安全対策として、震度5強以上の地震に自動的にガスを遮断するマイコンメータの全戸設置を推進している。

情報収集を迅速に行えるよう通信設備の整備を図っている。

製造施設、供給施設及び導管の被害を発生直後的確に判断する手段として、建築物の被害と相關のある数値（S I値又は最大速度値）を表示する地震計を設置している。

(2) 実施計画

【都市ガス事業者が実施する計画】

- ア 経年管対策の推進
- イ マイコンメータの全戸設置
- ウ 地震計の設置

3 職員の配置計画

(1) 現状及び課題

地震発生時における迅速な供給施設の点検・情報収集等を行うため、事前に職員の配置計画を策定する必要がある。

(2) 実施計画

【都市ガス事業者が実施する計画】

休日・夜間の震災に対応できるよう宿日直者を配置し、発生後は直ちにガス供給施設の点検・情報収集・各種連絡を行うこととしている。

また、震度5強以上の地震が発生した場合は、職員は連絡が無くてもあらかじめ定められた場所に出動して災害対策本部を迅速に設置し、速やかに応急復旧活動を行うものとする。

4 関係機関との連携

(1) 現状及び課題

ガス漏えいによる火災・爆発等の二次災害の防止と応急復旧を円滑に実施するため、被害の情報収集手段をあらかじめ定めておくとともに、関係機関との連絡方法及び連携方法を確認しておく必要がある。

また、都市ガス事業者間では、震災の規模により当該都市ガス事業者だけでは対応できない場合の相互応援体制が確立されている。

さらに、ガス漏洩による社会不安や、生活への支障を除去するため、住民等に対して迅速な情報提供が重要となることから、各関係機関相互の連携を強化する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【県が実施する計画】

都市ガス事業者との間において、情報収集系統を確立するとともに、平常時より連携を強化する。

イ 【市町村が実施する計画】

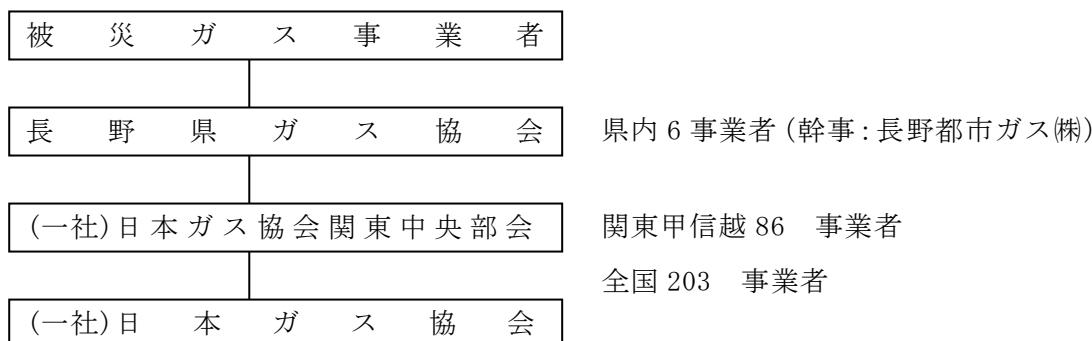
市町村は、それぞれの地域防災計画等の定めるところにより、都市ガス事業者と

の連携を図るものとする。

ウ【都市ガス事業者が実施する計画】

- (ア) 被害の情報収集手段をあらかじめ定めておくとともに、県及び地域振興局・消防・警察・道路管理者・市町村等関係機関との連絡方法及び連携方法を確認しておくものとする。
- (イ) 都市ガス事業者間では、震災の規模により当該都市ガス事業者だけでは対応できない場合、次のような相互応援体制が確立されており、この連携を図るものとする。
- a (一社)日本ガス協会
「地震・洪水等非常事態における救援措置要領」
 - b (一社)日本ガス協会関東中央部会
「地震・洪水等非常事態における救援措置要領」
「帝石パイプライン事故対策要領」

都市ガス事業者応援系統図



第18節 上水道施設災害予防計画

第1 基本方針

水道施設・設備の安全性の確保については、施設の耐震性の強化の他、非常用施設・設備を常に正常に稼働できる状態に維持し、かつ非常用施設・設備が被災を受けにくくものにすることが必要である。これらについては、施設・設備の更新時に十分考慮することとし、通常のメンテナンス体制の充実を図る。

第2 主な取組み

老朽施設の更新、改良等を行うとともに、施設の安全性の確保を図る。

第3 計画の内容

水道施設・設備の整備及び安全性の確保

1 現状及び課題

水道事業者等については、施設の耐震化、老朽施設の更新等を計画的に進めているが、施設の建設には多大な費用が必要となるため、施設整備が十分とは言えないのが現状である。

またライフラインの確保として、他事業と調整し、緊急時連絡管等の整備が必要である。

水道事業者相互の応援体制については、長野県市町村災害時相互応援協定及び長野県水道協議会水道施設災害等相互応援要綱により他市町村及び他水道事業者へ応援を依頼することが可能であり、また長野県水道協議会水道施設災害等相互応援要綱により、(公社)日本水道協会を通じて全国的に応援を依頼することが可能である。

2 実施計画

ア【県が実施する計画】(環境部)

水道事業者に対し、石綿セメント管等老朽管の更新及び施設の安全性の確保等に関する指導を行う。

イ【水道事業者等が実施する計画】

(ア) 県企業局が実施する計画

- a 基幹管路及び重要給水施設へ至る管路の耐震化を推進する。
- b 净水場等の基幹施設の耐震化を推進する。
- c 隣接事業体と緊急時連絡管の設置について検討を行う。
- d 無線設備の維持管理を行い、非常時における通信の確保を図る。
- e 非常時において重要な役割を果たす施設・設備については、定期的な点検を実施し、非常時における作動確保を図る。
- f 「大規模地震時の初動マニュアル」に職員の任務、配備、参集について定め、災害時の迅速な対応を図る。
- g 復旧資材の備蓄を行う。
- h 避難所、病院等の災害時の拠点となる施設の情報を反映した配管図等の整備を行う。
- i 予備電源の確保を図る。

(イ) 市町村が実施する計画

- a 管路の耐震化、老朽管の布設替並びに耐震性機材の採用により、整備の推進を

図るものとする。

- b 配水系統の相互連絡のブロック化を図るものとする。
- c 水道事業者相互の緊急時連絡管の整備促進を図るものとする。
- d 復旧資材の備蓄を行うものとする。
- e 水道管路図等の整備を行うものとする。

第19節 下水道施設等災害予防計画

第1 基本方針

下水道施設等は、水道、電気、ガス等と並び、住民の安全で清潔かつ快適な生活環境の確保のために必要不可欠なライフラインの一つであり、地震災害発生時においてもその機能の確保を図る必要がある。

このため、地震による被害が予想される地域の施設、老朽化の進んだ施設等については補強・改築を進めるとともに、今後建設する施設については、必要な耐震性能を有した施設とする。

また、地震により施設に被害が生じた場合は、応援協定等に基づく復旧体制の確立、応急対策により早期復旧を図る。

第2 主な取組み

- 1 新耐震基準に基づき、施設の整備、補強、改築を実施する。
- 2 緊急連絡体制、被災時の応急及び復旧体制の確立を図る。
- 3 緊急用、復旧用資機材の計画的な備蓄を図る。
- 4 下水道施設台帳等の整備・充実を図る。
- 5 管渠及び処理場施設等の、系統の多重化を図る。

第3 計画の内容

1 新耐震基準に基づく施設整備

(1) 現状及び課題

下水道施設等の中には、軟弱地盤に建設されたものや、老朽化が進んでいるものがある。

このため、既存施設の調査、補強等の対策が必要であるとともに、施設の新設に当たっては、耐震対策を講ずる必要がある。

(2) 実施計画

【県（環境部）及び市町村が実施する計画】

- ア 重要な管渠及び処理場施設のうち、地盤が軟弱な地域に設置されているもの、老朽化の著しいものから重点的に調査を実施し、必要に応じて補強等の対策を講ずるものとする。
- イ 新たに建設する管渠、処理場施設については、土質調査等を実施し、新耐震基準に適合した耐震対策を講ずるものとする。

2 緊急連絡体制、被災時の復旧体制の確立

(1) 現状及び課題

災害発生時において、迅速かつ的確に情報を収集し、速やかに応急対策を実施するため、緊急連絡体制、復旧体制、災害時の緊急的措置等を定めた災害対策要領等をあらかじめ策定する必要がある。

また、復旧体制については、県、市町村とも、被災時には関係職員、関係業者、手持ち資機材だけでは対応不十分となることが予想されるため、あらかじめ他の地方公共団体との間での広域応援協定や民間事業者等との災害時の支援協定を締結する必要がある。

(2) 実施計画

【県（環境部）及び市町村が実施する計画】

- ア 災害時の対応を定めた業務継続計画や災害対策要領等を策定するものとする。
- イ 業務継続計画や災害対策要領等に定められた対応が確実に機能するよう、訓練を実施していくものとする。
- ウ 復旧体制について、他の地方公共団体との広域応援体制、関係団体等との協力体制を確立するものとする。なお、「長野県生活排水事業における災害時応援に関するルール」及び「下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール」により、他の地方公共団体に応援要請をすることができる。

3 緊急用・復旧用資材の計画的な備蓄

(1) 現状及び課題

被災時には、被災の状況を的確に把握し、ライフラインとしての下水道の機能を確保するため、緊急用・復旧用資機材が必要となることから、これらの資機材について、平常時から計画的に購入、備蓄していく必要がある。

(2) 実施計画

【県（環境部）及び市町村が実施する計画】

発電機、ポンプ等の緊急用・復旧用資機材を計画的に購入、備蓄するものとする。

4 下水道施設台帳、農業集落排水施設台帳、浄化槽台帳等の整備・拡充

(1) 現状及び課題

下水道施設台帳は、下水道の諸施設を適切に管理するため、下水道法においてその調製・保管が義務付けられている。

下水道施設等が地震により被災した場合、その被害状況を的確に把握するためには、下水道施設台帳等の整備が不可欠であり、また、確実かつ迅速に、データの調査、検索等ができるようにしておく必要がある。

(2) 実施計画

【県（環境部）及び市町村が実施する計画】

下水道施設台帳等を適切に調製・保管するものとする。

また、必要に応じて台帳のデータベース化を図り、確実かつ迅速なデータの調査、検索等が実施できる体制を整備するものとする。

5 管渠及び処理場施設等の系統の多重化

(1) 現状及び課題

下水道施設等が被災した場合においても、ライフラインとしての機能を確保するため、管渠の2系統化、処理場施設のバックアップ体制の確保等、代替性の確保に努めることが必要である。

(2) 実施計画

【県（環境部）及び市町村が実施する計画】

必要に応じて、系統の多重化、拠点の分散化、代替施設の整備等による代替性の確保に努めるものとする。

第20節 通信・放送施設災害予防計画

第1 基本方針

災害時において通信・放送の途絶は、災害応急対策の遅れ、情報の混乱を招くなど社会に与える影響は非常に大きい。これらを未然に防止するよう各機関ごとに予防措置をとる。

第2 主な取組み

- 1 各機関は緊急時における通信手段の確保、整備を図る。
- 2 県は通信施設の地震対策、災害に強い通信手段の整備および災害情報収集処理システムの整備を図る。
- 3 市町村は通信施設の地震対策、災害に強い通信手段の整備を図る。
- 4 電気通信事業者は通信施設の地震対策、迅速な情報収集体制の確立を図る。
- 5 放送機関は通信施設の地震・停電対策、災害時の運用体制の確立を図る。
- 6 警察機関は通信機器の地震対策、情報収集体制の強化を図る。
- 7 通信ケーブルの地中化を推進する。

第3 計画の内容

1 緊急時のための通信確保

(1) 現状および課題

災害時においては、通信施設の被災、通信量の飛躍的な増大などにより通信回線が一時的に利用不能またはふくそうの発生する恐れがある。このため被災情報の収集伝達、災害対策に必要な通信を確保するため緊急時用通信施設、機器及び運用体制の確立が必要である。

(2) 実施計画

各機関において、有線・無線系および地上・衛星系による通信回線の多ルート化、中枢機能の分散化、機器の二重化、移動体通信機器の整備を図るほか、緊急時のための通信施設、機器を整備する。通信施設の整備に当たっては、自機関関係各所はもとより、自機関以外の防災関係機関との情報伝達ができる手段についても配慮するものとする。

また、非常通信を行う場合に備え、あらかじめ通信を依頼する無線局を選定しておくこととする。この場合、非常通信協議会とも連携し、訓練等を通じて、実効性の確保に留意する。

2 県防災行政無線通信施設災害予防

(1) 現状および課題

県と市町村および防災関連機関相互間の災害時における迅速かつ的確な情報の収集・伝達を図るため、地上系防災行政無線及び衛星系防災行政無線を整備している。

また、現場の情報を伝達するため、衛星携帯電話を県機関に配備している。

今後も設備の老朽化に伴う更新を計画的に行う必要がある。

通信施設については、次の災害予防対策を行っている。

- ア 各無線通信施設の耐震診断を実施済である。
- イ 各無線局には、非常用電源装置として発動発電機を設置している。
- ウ 各無線局の通信機器の据付にあたっては転倒防止・搖れ止め施工をしている。

(2) 実施計画

【県が実施する計画】(危機管理部、総務部、建設部)

- ア 幹線系の途絶を防止するため、衛星系を含めた通信経路の多ルート化および中枢機能の分散化を図る。(危機管理部、総務部、建設部)
- イ 被災地との通信確保のため、移動体通信機器、施設の充実化を推進する。(危機管理部、建設部)
- ウ 被災情報の迅速な処理、災害予測を図るため、情報処理機器を活用した防災情報処理システムについて研究を行う。(危機管理部、建設部)
- エ 各無線局において通信機器および予備電源装置の取扱の習熟のため訓練を行う。(危機管理部、総務部、建設部)
- オ 通信機器の動作状態を遠隔監視するほか定期保守点検を実施し、常時運用可能な状態に維持する。(危機管理部、総務部、建設部)

3 市町村防災行政無線通信施設災害予防

(1) 現状および課題

市町村と住民および防災関連機関への災害時における情報の収集伝達に有効である市町村防災行政無線の整備については、令和4年度末現在次のとおりである。

方式別	<u>令和4年度末</u> 市町村数
同報系（一斉通報）	69 (89.6%)
移動系（移動局）	<u>51 (66.2%)</u>

※複数種類を整備している市町村は、複数計上。

(2) 実施計画

【市町村が実施する計画】

地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき未整備市町村については整備推進を図るほか、住民への情報伝達手段として有効な同報系ならびに防災・生活関連機関、自主防災組織などで相互間通信を行える移動系の防災行政無線の整備を図る。また、IP通信網やケーブルテレビ網等の活用を図り、通信施設については、耐震性など災害予防対策を図るものとする。

4 電気通信施設災害予防

(1) 現状および課題

従来の地震対策は、関東大震災クラス（震度6弱）を想定した災害対策を実施してきたが、震度7を想定した耐震対策との危機管理体制を整備する必要がある。

また、電話の不通による社会不安や、生活への支障を除去するため、住民等に対して迅速な情報提供が重要となることから、各関係機関相互の連携を強化する必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

東日本電信電話（株）等の電気通信事業者との間において、情報収集系統を確立するとともに、平常時より連携を強化する。

イ【市町村が実施する計画】

市町村は、それぞれの地域防災計画等の定めるところにより、東日本電信電話（株）等の電気通信事業者との連携を図るものとする。

ウ【東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株)が実施する計画】

非常用電源の整備等による通信設備の被災対策、地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策の推進など、電気通信設備の安全信頼性強化に向けた取り組みを推進することに努めるものとする。

また、災害に強い通信サービスの実現にむけて下記の施策を逐次実施するものとする。

(ア) 建物・鉄塔および端末機器等の耐震対策

- a 震度7でも通信設備の機能が最低限維持できるように、建物・鉄塔等耐震診断を実施し、耐震性の低いものについて、耐震補強を実施するものとする。
- b 事務室設置のシステム等端末設備類の耐震性についても、震度7に耐えられるよう補強するものとする。

(イ) 電気通信設備の停電対策

予備エンジンの配管設備を含めた予備電源装置の耐震確保、及び蓄電池の維持等の停電対策強化を図るものとする。

(ウ) 設備監視体制

通信ネットワークの集中監視・制御センターが被災しても対応できるよう、他のセンターからの相互バックアップ機能を確立するものとする。

(エ) 重要ファイルの管理

交換機の運転ファイル、社内情報処理システム等の重要ファイルを複数拠点で分散保管し、信頼性の向上を図るものとする。

(オ) 緊急受付窓口の強化

災害時に多発する故障受付、臨時電話の申込時に迅速に対応できるよう、緊急受付窓口体制を確立するものとする。

(カ) 災害時優先電話の活用

現状の災害時優先電話の範囲を災害対策基本法に基づく、指定機関の災害対策の指揮・指導する立場の責任者宅まで拡大するものとする。

(キ) 災害時用公衆電話（特設公衆電話）の早期設置による通信確保

指定避難所に合わせた災害時用公衆電話（特設公衆電話）設置台数等のマニュアル化を行い、緊急時における早期通信を確保するものとする。

(ク) 被災状況の早期把握

通信孤立地域を早期に把握し、解消するため、県及び市町村等防災関係機関との情報連絡体制の強化を図るものとする。

(ケ) 危機管理、復旧体制の強化

- a 社内情報連絡ツールの充実
- b 災害発生直後に勤務できる被害調査隊と復旧隊の編成準備・配置

(コ) 電気通信設備の停電対策

移動電源車、移動用発動発電装置の配備及びバックアップ蓄電池による保持に努めるものとする。

5 放送施設災害予防

(1) 現状および課題

ア 日本放送協会（長野放送局）

地震災害に際して放送の送出および受信を確保するため、災害対策を確立して、対策措置を円滑に実施し、公共放送としての協会の使命を達成するため平常時から

放送所や機器等の整備に努めている。

・放送施設、局舎の耐震補強

長野放送会館、松本支局、美ヶ原放送所、富竹ラジオ放送所、島立ラジオ放送所の電源設備、保管庫などについては、耐震補強対策は完了している。

イ 信越放送㈱

地震等の非常災害に備えてラジオ・テレビ放送の送信・受信を確保するために、「地震・災害緊急放送マニュアル」を作り、「地震報道対策会議」を設置し災害対策を確立して平常時から対策の円滑な実施が図れるよう心掛け、放送局としての使命を果たすべく努力している。

(ア) 放送施設、局舎の補強

高圧受電設備、自家用発電設備、送信設備の耐震対策は完了している。

(イ) 自家用発電装置は、放送用、一般用と別に備えてあり、放送用は110時間連続運転可能であり、また無停電装置もラジオ、テレビと別に設置している。

(ウ) 衛星を使った移動中継設備SNGを長野と松本に配備している。

ウ 株長野放送

地震等の災害に際し放送を確保するため、「非常災害時の基本マニュアル」を策定、以下の項目について放送施設を整備し有事に備えている。

(ア) 演奏所、送信所、各中継所については、できるだけ予備系統を設ける。(放送装置の現用予備2台化等)

(イ) 上記の放送施設内には、予備電源を設置し、商用電力の停電に備える。

(ウ) 上記の放送施設内には、放送設備に耐震対策(固定化)を施す。

(エ) 毎年、冬季前に無線設備の総点検を実施し、劣化機器の洗い出しを行う。

エ 株テレビ信州

災害の発生に際し、放送を確保するため、「非常災害対策要綱」を策定し放送設備等の被害を最小限にとどめるよう以下の措置をとっている。

(ア) 局舎の耐震性について

演奏所、送信所、中継局の建物は、十分な耐震構造だが、更新時には見直しをし万全を期すようにしている。

(イ) 電源設備について

演奏所、送信所、中継局には、自家発電設備等非常用電源設備を設置している。

(ウ) 非常災害対策訓練の実施

非常時に迅速適切な措置がとれるよう会社規模の訓練を実施している。

オ 長野朝日放送㈱

地震災害などの非常災害が発生または発生する可能性がある場合は、当社「非常災害対策要領」に基づき、放送の送出および受信を確保し、防災および取材体制の充実を図る。また、放送設備等については、以下の措置をとっている。

(ア) 社屋の耐震性について

社屋は平成3年竣工であり新法規により建設されているため耐震性は十分ある。

(イ) 電源設備について

自家発電および無停電設備により停電時に備えている。

(ウ) 放送設備について

災害時に必要な情報を早急に最小限の人員で放送できるようにテロップ・スーパ

一は準備している。

カ 長野エフエム放送(株)

非常災害時における放送を確保するために、「非常災害対策要領」を策定しこれに基づいた放送施設の防災対策を実施している。

- (ア) 放送施設の耐震固定の実施
- (イ) 予備放送設備の整備
- (ウ) C S衛星経由によるネットキー局との放送回線の確保
- (エ) 非常災害時緊急音声割込み設備およびF M文字多重放送の文字「緊急警報情報」チャンネルの稼働

(2) 実施計画

ア【日本放送協会が実施する計画】

平常時から実施している災害予防対策に加えて、施設の耐震補強、放送機器の落下・転倒防止等の対策を図る。当面は、テレビモニター、パソコンラック（ディスプレイ、プリンター）などの耐震補強対策を行う。また、停電対策として非常電源設備の充実を図るものとする。

イ【信越放送(株)が実施する計画】

演奏所などの施設の防護、耐震補強、放送機器などの落下・転倒防止対策を行う。また、無停電装置のバックアップを図り、老朽化している受電設備の更新、局舎の耐震を加味した改修、連絡無線網の整備、機能向上を図るものとする。

ウ【(株)長野放送が実施する計画】

- (ア) 定期的な放送施設の補修、耐震対策箇所の点検、補強を行うものとする。
- (イ) 予備電源の燃料、バッテリーの定期的な補充点検と更新を行うものとする。
- (ウ) 陸上移動局等、無線通信機器の増強に努めるものとする。

エ【(株)テレビ信州が実施する計画】

- (ア) 災害復旧および取材活動を迅速に進めるための連絡手段（V H F無線機等）を充実させるものとする。
- (イ) 演奏所と送信所を結ぶS T Lの予備回線を検討している。

オ【長野朝日放送(株)が実施する計画】

放送回線・通信回線の拡充を図るものとする。

- (ア) 衛星通信基地局に送信装置を追加。
- (イ) 衛星通信サービスを受けるための設備に可搬型を追加導入し、災害時の通話回線確保の実施。
- (ウ) 衛星通信車載局の随時の整備点検。

カ【長野エフエム放送(株)が実施する計画】

- (ア) 設備の耐震基準（震度4以上）の見直しを行うものとする。
- (イ) S T L送受信空中線導波管の耐震フレキシブルへの改修を行うものとする。
- (ウ) F M送信空中線給電系の2ルート化を行うものとする。
- (エ) 演奏所電源系改修を行うものとする。
- (オ) S T L非常回線の設置を検討するものとする。

(カ) 非常用送信機設置等を実施するものとする。

6 警察無線通信施設災害予防

(1) 現状および課題

警察通信施設は、警察本部、各警察署及び無線中継所のそれぞれの設備に耐震対策を実施している。特に無線中継所にあっては、平成6年度以降に建設されたものは、鉄骨造りALCとする等、耐震性、不燃堅牢性について強化を図っている。また、地震による長期停電に備え、警察本部、各警察署及び主要無線中継所には、発動発電機が整備されている。無線多重回線については、2ルート化及びグループ化の構成となり、信頼性の向上を図っている。平成27年度から4カ年にわたってヘリコプターレビューシステムの整備を行い、被災現場における情報収集体制の強化を図っている。災害に強い情報収集並びに連絡体制の強化を図るため、衛星通信設備の整備を行う。

(2) 実施計画

【警察本部が実施する計画】

- ア 県警本部通信施設の機能損傷に対処するため、本部設備の一部2重化、応急用通信機器の保管場所の整備を推進する。
- イ 災害現場における情報収集活動を効率的に行うため映像機器、映像伝送機器の拡充整備を行う。
- ウ 情報の同報性、共時性を図るため衛星通信車の導入整備を行う。
- エ 無線中継局および無線基地局の増設整備を行い、サービスエリアの拡張整備を行う。

7 道路埋設通信施設災害予防

(1) 現状及び課題

架空の通信ケーブルは、地震発生時に倒壊するおそれがあり倒壊した場合には、交通を遮断し緊急車両の通行や資材の搬入に支障をきたす。このため架空から地中化を進める必要がある。

(2) 実施計画

【道路管理者が実施する計画】(建設部、市町村、地方整備局)

道路管理者は、通信事業者等と調整のついた箇所より、電線共同溝または、共同溝の整備をおこない、通信ケーブルの地中化の推進を図るものとする。

第21節 鉄道施設災害予防計画

第22節 災害広報計画

→ 風水害対策編 参照

第23節 土砂災害等の災害予防計画

第1 基本方針

本県は、その地形・地質から土砂災害等が発生する危険がある場所を多く抱えており、地震に起因する土砂崩壊、地すべり等による被災が懸念される。

これら土砂災害を防止するため、国、県、市町村等関係機関が中心となり危険箇所を把握し、地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき、総合的かつ長期的な対策を講ずる。

第2 主な取組み

- 1 土砂災害等の危険箇所を的確に把握し、防災上の観点からそれら箇所の土地に法律に基づき指定を行い、周知徹底を図るとともに、開発行為の制限や有害行為の防止、防災工事の推進に加え、適切な警戒避難体制の整備を実施し、住民への周知を図る。
- 2 土砂災害特別警戒区域には原則として要配慮者利用施設の新築等は行わないものとする。地域の状況等特別な理由があり、やむを得ず新築等を行なう場合は、土砂災害に備えた警戒避難体制を構築する。
- 3 要配慮者利用施設が所在する土砂災害警戒区域等について防災対策を推進する。
- 4 住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域を土砂災害警戒区域、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

第3 計画の内容

1 地すべり対策

(1) 現状及び課題

本県は複雑な地質構造を有しており、特に県中北部の第三紀層地帯、及び南部の結晶片岩地帯を中心に全国屈指の地すべり地帯が分布している。令和5年4月1日現在、土砂災害警戒区域（地すべり）は1,520区域、地すべり危険箇所は732箇所（林務部所管412箇所、農政部所管320箇所）ある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

- (ア) 地すべりの発生するおそれのある箇所を調査し、必要に応じ地すべり防止区域の指定を行う。（建設部、林務部、農政部）
- (イ) 所掌している地すべり防止施設の現況を把握するため、定期的に施設点検を行う。（建設部、林務部、農政部）
- (ウ) 点検により地すべりが認められた場合は、移動現象を把握するための観測施設の整備を図る等適切な処置を講ずる。（建設部、林務部、農政部）
- (エ) 地すべりの発生により被害を受けるおそれのある箇所を調査し、調査結果を市町村へ提供するとともに、住民等に危害が生じるおそれのある区域について土砂災害警戒区域等の指定を行う。（建設部）
- (オ) 地すべり防止工事を要する箇所について、積極的に対策事業を実施する。（建設部、林務部、農政部）
- (カ) 地すべり防止施設の状況把握に努め、機能が低下した施設については更新・機能回復を行う。（建設部、林務部、農政部）

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 防災パトロール等、情報の収集、気象警報・注意報等の伝達、周知方法等について定めるものとする。
- (イ) 土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）を配布しその他必要な措置をとる。
- (ウ) 地すべり災害の発生の発生する恐れがある場合に迅速かつ適切な高齢者等避難または避難指示を行えるような具体的な基準及び伝達方法等について避難計画を確率するものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】（地方整備局、中部森林管理局）

- (ア) 直轄で所掌している地すべり防止施設の現況を把握するため、定期的に施設点検を行うものとする。
- (イ) 点検により地すべりが認められた場合は、移動現象を把握するための観測施設の整備を図る等適切な処置を講ずるものとする。

エ【住民が実施する計画】

ハザードマップ等についての知識を深めるとともに、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路の確認をしておくものとする。

2 山地災害危険地対策

(1) 現状及び課題

山腹崩壊、土砂流出のおそれのある山地災害危険地区については、令和4年4月1日現在、山腹崩壊危険地区3,727箇所、崩壊土砂流出危険地区4,645箇所である。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】（林務部）

山地災害危険地区については、地震による山腹崩壊危険度、断層の有無、落石発生危険度を加えた地震対策にも留意しており、毎年見直し調査を実施している。

また、市町村及び関係住民の理解と協力を得ながら、常にその状態について把握し、加えて平成26年度から航空レーザ測量データを活用して、崩壊等の危険箇所の抽出を行っている。

これらの情報をもとに、市町村との連携も図りつつ対策を要する箇所について治山施設整備と森林整備による災害に強い森林づくりを積極的に推進する。

イ【関係機関が実施する計画】（中部森林管理局）

国有林野内等国が直轄で所掌する山地災害危険地区については、必要に応じて見直しを行い、対策を要する箇所について、治山施設整備及び森林整備による災害に強い森林づくりを積極的に推進する。

3 土石流対策

(1) 現状及び課題

一見、安定した河床、林相を呈している地域でも、豪雨によって土石流が発生し、人家集落が壊滅的被害を受けている事例が多い。特に本県は、糸魚川－静岡構造線と

中央構造線が縦断し、土石流が発生しやすい急峻で脆弱な地質の土地が多く、令和5年4月1日現在、土砂災害警戒区域（土石流）は6,715区域で、全国でも有数の土石流の発生地を有している。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】(建設部)

- (ア) 土石流の発生により被害を受けるおそれのある箇所を調査し、住民等に危害が生じるおそれのある区域について土砂災害警戒区域の指定を行い、その結果を市町村へ提供する。
- (イ) 砂防工事を要する箇所について、計画的に対策事業を実施するとともに、砂防指定地の指定を促進する。

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 防災パトロール等、情報の収集、気象警報・注意報等の伝達、周知方法等について定めるものとする。
- (イ) 土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）を配布しその他必要な措置をとる。また、土石災害警戒区域を住民に周知するものとする。
- (ウ) 土石流災害の発生するおそれがある場合等に迅速かつ適切な高齢者等避難または避難指示を行えるような具体的な基準及び伝達方法等について避難計画を確立するものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】(地方整備局)

- (ア) 直轄で所掌している砂防施設について、定期的に点検を行い施設の現況を把握するものとする。
- (イ) 土石流による災害を未然に防ぐための予警報システムの整備を図るとともに、土石流監視装置の整備を図るものとする。

エ【住民が実施する計画】

ハザードマップ等についての知識を深めるとともに避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路の確認をしておくものとする。

4 急傾斜地崩壊対策

(1) 現状及び課題

急峻な地形が多い本県では、山裾だけでなく市街地など広範囲で崖崩れが発生している。令和5年4月1日現在、土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）は18,989区域で全国でも上位となっている。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

- (ア) 崖崩れが発生するおそれのある箇所を調査し、必要に応じ急傾斜地崩壊危険区域に指定し、急傾斜地の崩壊を助長し、又は誘発するおそれのある行為の規制を行うとともに、必要に応じてその所有者、管理者等に対して擁壁、排水施設、その他必要な防災工事を施すなど改善処置をとることを勧告する。また、防止工事

として所有者、管理者等が施工することが困難または不適当と認められるものについて、防止対策事業の推進を図る。（建設部）

- (イ) 崖崩れの発生により被害を受けるおそれのある箇所を調査し、調査結果を市町村へ提供するとともに、住民等に危害が生じるおそれのある区域について、土砂災害警戒区域等の指定を行う。（建設部）
(ウ) 土砂崩壊危険箇所台帳等に基づき、緊急度の高いものから補強・改修工事を実施する。（農政部）

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 防災パトロール等、情報の収集、予報、警報の発令及び伝達、周知方法等について定めるものとする。
(イ) 土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）を配布しその他必要な措置をとる。また、土砂災害警戒区域を住民に周知するものとする。
(ウ) 崖崩れ災害の発生するおそれがある場合等に迅速かつ適切な高齢者等避難または避難指示を行えるような具体的な基準及び伝達方法等について避難計画を確立するものとする。
(エ) 農業用用排水路について危険箇所を調査し、「土砂崩壊危険箇所台帳」を整備するものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

農業用用排水路等を管理する団体においては、災害に備えた監視体制を組織化し、非常事態が発生した場合は、市町村に緊急連絡ができるようにするものとする。

エ【住民が実施する計画】

ハザードマップ等についての知識を深めるとともに、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路の確認をしておくものとする。

5 要配慮者利用施設が所在する土砂災害警戒区域等対策

(1) 現状及び課題

急峻な地形が多く、急流河川も多い長野県内には、多くの要配慮者利用施設が土砂災害警戒区域等に立地している。

これらの地区については、要配慮者対策の観点から効果的かつ総合的な土砂災害対策の実施が必要である。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

- (ア) 土砂災害警戒区域等のうち、要配慮者利用施設が所在している箇所については、計画的な事業の推進を図る。（建設部）
(イ) 警戒避難体制の整備を図るため、土砂災害防止法に基づく基礎調査を実施し、当該要配慮者利用施設及び市町村へ調査結果を通知する。（危機管理部、県民文化部、健康福祉部、農政部、林務部、建設部、教育委員会）
(ウ) 市町村地域防災計画書への掲載及び要配慮者利用施設周辺の自主防災組織や近隣居住者等の協力を得た避難誘導・搬送体制の整備について、関係機関と調整

を図り、その推進に努める。(建設部)

- (エ) 梅雨時期や台風時期前に、要配慮者利用施設管理者とともに、周辺の土砂災害警戒区域等のパトロールをおこない、周辺の状況を把握することに努める。(建設部)
- (オ) 要配慮者利用施設に対する災害の未然防止に配慮した農地地すべり防止事業を推進する。(農政部)
- (カ) 要配慮者利用施設に対する農地の保全に関する地すべり危険箇所に関する情報を提供する。(農政部)
- (キ) 要配慮者利用施設に隣接した山地災害危険箇所等のうち緊急に対策を講じる必要のある箇所について、治山事業を推進する。(林務部)
- (ク) 緊急点検調査結果の周知等
- a 当該施設が所在する市町村への通知、市町村地域防災計画への掲載についての助言をする。(林務部)
 - b 関係機関との連携・協力し、防災マップ等を利用して施設管理者等に土砂災害防止に関する情報の提供を行う。(林務部)
- (ケ) 土砂災害等が多発する出水期前等に施設に隣接した裏山等において山地の荒廃状況や治山施設等の状況を把握し、施設管理者等に通知する。(林務部)

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 市町村は、防災マップ等の作成・配布や避難訓練等の機会を通じて住民に対して土砂災害警戒区域等の周知を図っていくものとする。
- (イ) 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設については、利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項について、地域防災計画に定めておくものとする。

6 土砂災害警戒区域等の対策

(1) 現状及び課題

本県では、令和5年4月1日現在で27,224区域が土砂災害警戒区域に指定されている。

また、土砂災害警戒区域のうち、土砂災害特別警戒区域は21,505区域あり、区域内には住宅もある。このため、開発行為等に対する規制及び適切な指導、あるいは住民への情報の提供に留意する必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】(危機管理部、健康福祉部、農政部、林務部、建設部)

- (ア) 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定の推進
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定その他土砂災害防止のための対策に必要な基礎調査として、急傾斜地の崩壊、土石流又は地すべり等のおそれのある土地について、地形・地質・降水等の状況及び土地の利用状況等の調査を実施し、関係市町村長の意見を聴いて土砂災害警戒区域等の指定を行う。
- (イ) 基礎調査の結果を公表し、住民等への周知に努める。
- (ウ) 土砂災害特別警戒区域については、以下の措置をとる。
- a 住宅宅地分譲地、社会福祉施設等のための開発行為に関する許可
 - b 建築基準法に基づく建築物の構造規制
 - c 助告による移転者または移転を希望する者への建物除却等費、建物助成費による支援及び相談窓口の確保

(エ) 土砂災害警戒区域については、以下の措置をとる。

区域ごとに土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について市町村へ助言する。

(オ) やむを得ず土砂災害警戒区域等に要配慮者利用施設の新築等を行う場合は、施設設置者に対して警戒避難体制の構築等について助言を行う。

イ【市町村が実施する計画】

(ア) 市町村は、住民へ土砂災害警戒区域等を周知し、情報伝達体制を整備する。また、土砂災害警戒区域等における円滑な警戒避難体制の整備に努めるものとする。

(イ) 土砂災害特別警戒区域については、以下の措置をとるものとする。

- a 建築基準法に基づく建築物の構造規制
- b 効告による移転者または移転を希望する者への建物除却等費、建物助成費による支援及び相談窓口の確保

(ウ) 土砂災害警戒区域については、以下の措置をとるものとする。

- a 地域防災計画において、土砂災害警戒区域ごとに以下の事項について定める。
 - (a) 土砂災害に関する情報及び気象警報等の伝達方法
 - (b) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路
 - (c) 土砂災害に係る避難訓練に関する事項
 - (d) 警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設の名称及び所在地
 - (e) 要配慮者利用施設及び学校への土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項
 - (f) 救助に関する事項
 - (g) その他警戒避難に関する事項
- b 土砂災害警戒区域ごとに警戒避難に関するうえで必要な事項を記載した防災マップ等を作成し、住民等に周知する。

(エ) やむを得ず土砂災害警戒区域等に要配慮者利用施設の新築等を行う場合は、施設設置者に対して警戒避難体制の構築等について助言を行うものとする。

ウ【住民等が実施する計画】

(ア) 住民は、平時より土砂災害の前兆現象に注意を払い、前兆現象を確認した時は、遅滞なく市町村長、警察官等へ連絡する。また、土砂災害警戒区域等、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路について把握しておくなど、日ごろから土砂災害関連情報を収集する。更に土砂災害警戒情報発表に伴いその内容を理解し自主避難等、避難行動ができるよう努めるものとする。

(イ) 土砂災害警戒区域等には原則として要配慮者利用施設の新築等は行わないものとする。やむを得ず新築等を行う場合は、警戒避難体制等に関する事項について県、市町村に助言を求めるものとする。

第24節 防災都市計画

→ 風水害対策編 参照

第25節 建築物災害予防計画

第1 基本方針

地震による建築物の被害を最小限に抑え、県民の生命、財産等を保護するため、地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき建築物の耐震性を確保し安全性の向上を図る。

第2 主な取組み

- 1 建築基準法の現行耐震基準（昭和56年）以前に建築された建築物について、耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修等を行う。
- 2 建築物の落下物、ブロック塀等屋外構造物及び屋外設置物による被害の防止対策を講ずる。
- 3 文化財保護法等により指定された文化財は、災害発生後の火災等に備える。

第3 計画の内容

1 公共建築物

(1) 現状及び課題

公共建築物の中には災害発生後、復旧活動の拠点ともなる建築物も多く、また要配慮者が利用する建築物も多いことから特に耐震性が要求される。これらの中には昭和56年以前に建築された建築物もあり、今後、計画的に耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修等を行う。また、地震による被害の軽減を図るために、緊急地震速報を有効に活用できる体制を構築する。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

(ア) 県有施設の耐震診断及び耐震改修の実施（全機関）

庁舎、社会福祉施設、病院、県営住宅、県立学校等で、昭和56年以前に建築された建築物は、計画的に耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修等を行う。

また、耐震診断の実施状況や実施結果をもとにした、耐震性に係るリストの作成及び公表を行う。

(イ) 耐震診断・耐震改修のための技術的な指導等（建設部）

建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき耐震診断・耐震改修について必要な指導・助言等をする。

(ウ) 防火管理者の設置（全機関）

学校、病院等で消防法第8条の規定により定められた防火対象物については、防火管理者を設置し火災に備える。

(エ) 県有施設を新築又は建て替える場合の措置

県有施設の新築又は建て替えに当たっては、「県有施設の耐震対策要綱」に基づき建築する。

(オ) 緊急地震速報の活用

県が管理、運営する施設の管理者は、緊急地震速報を受信した際の対応行動について、あらかじめ明確にしておくとともに、定期的に訓練を実施するよう努める。（県有施設管理部局）

イ【市町村が実施する計画】

(ア) 市町村有施設の耐震診断及び耐震改修の実施

庁舎、社会福祉施設、病院、市町村営住宅、市町村立学校等で、昭和56年以前に建築された建築物は、計画的に耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修等を行うものとする。

なお、東海地震に係る地震防災対策強化地域及び東南海・南海地震防災対策推進地域においては、耐震診断の実施状況や実施結果をもとにした、耐震性に係るリストの作成及び公表に努めるものとする。

(イ) 耐震診断・耐震改修のための技術的な指導等（特定行政庁）

建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき耐震診断・耐震改修について必要な指導・助言等をするものとする。

(ウ) 防火管理者の設置

学校、病院等で消防法第8条の規定により定められた防火対象物については、防火管理者を設置し火災に備えるものとする。

(エ) 緊急地震速報の活用

市町村が管理、運営する施設の管理者は、緊急地震速報を受信した際の対応行動について、あらかじめ明確にしておくとともに、定期的に訓練を実施するよう努めるものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】（全機関）

(ア) 昭和56年以前に建築された関係機関の建築物は、耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修等を行うものとする。

(イ) 防火管理者の設置

関係機関は、消防法第8条の規定により定められた防火対象物については、防火管理者を設置し火災に備えるものとする。

2 一般建築物

(1) 現状及び課題

昭和56年以前に建築された建築物は、比較的耐震性に乏しく、倒壊等の恐れがあるので、耐震診断・耐震改修を実施し、地震に対する安全性の向上を図る必要がある。

また、地震保険等は被災者の住宅再建に有効であるので活用を図る必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】（危機管理部、建設部）

(ア) 耐震診断・耐震改修のための技術的な指導等

a 建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき耐震診断・耐震改修について必要な指導・助言等をする。

b 耐震診断・耐震改修の促進を図るため、講習会を実施し耐震診断士を養成する。

(イ) 耐震診断・耐震改修のための支援措置

a 住宅・建築物耐震改修総合支援事業による助成

(a) 住宅、市町村長が指定した民間の避難施設及び特定既存耐震不適格建築物について、市町村と連携を図り耐震診断への助成を行う。

(b) 賃貸を除く戸建住宅及び共同住宅について、市町村と連携を図り耐震改修への助成を行う。

b 住宅金融支援機構のリフォームローンにより耐震改修の融資を行う。

(ウ) がけ地近接等危険住宅の解消を図るため、関係市町村と調整のうえ、移転事業の促進を図る。

(エ) 地震保険や共済制度の活用（危機管理部）

地震保険や共済制度は、地震等による被害者の生活の安定に寄与することを目的とした制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段であることから、県はそれらの制度の普及促進に努める。

イ【市町村が実施する計画】

(ア) 耐震診断・耐震改修のための技術的な指導等（特定行政庁）

建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき耐震診断・耐震改修について必要な指導・助言等をするものとする。

(イ) 耐震診断、耐震改修のための支援措置

a 住宅及び市町村長が指定した民間の避難施設について、県と連携を図り耐震診断への助成を行うものとする。

b 賃貸を除く戸建住宅及び共同住宅について、県と連携を図り耐震改修への助成を行うものとする。

(ウ) がけ地近接等危険住宅移転事業計画を策定し、移転事業の推進を図るものとする。

(エ) 地震保険や共済制度の活用

地震保険や共済制度は、地震等による被害者の生活の安定に寄与することを目的とした制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段であることから、市町村はそれらの制度の普及促進に努めるものとする。

ウ【建築物の所有者等が実施する計画】

(ア) 必要に応じて耐震診断を実施し、耐震改修を行うとともに、建築物の適正な維持保全に努めるものとする。

(イ) 「わが家の耐震診断表」を利用し、住宅の自己診断を実施するものとする。

(ウ) 地震保険や共済制度の活用

地震保険や共済制度は、住宅再建にとって有効な手段であることから制度の活用を図るものとする。

3 落下物・ブロック塀等

(1) 現状及び課題

建築物の外壁タイル、窓ガラス等の落下、ブロック塀等屋外構造物の倒壊及び広告看板や自動販売機等の屋外設置物の落下・転倒に伴う人的、物的被害を防止する必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】（建設部）

(ア) 落下物の防止を図るため、定期的に外壁タイル等の状態を点検し、必要に応じて改修工事を行うよう指導する。

(イ) ブロック塀等の倒壊を防止するため、技術基準の周知に努めるとともに既存のブロック塀等について修繕、補強等の技術指導をする。

(ウ) 屋外設置物の落下・転倒による被害を防止するため、管理者及び住民に対し、安全対策について広報活動を行い、意識の啓発を図る。

イ【市町村が実施する計画】

(ア) 特定行政府

- a 落下物の防止を図るため、定期的に外壁タイル等の状態を点検し、必要に応じて改修工事を行うよう指導するものとする。
- b ブロック塀等の倒壊を防止するため、技術基準の周知に努めるとともに、既存のブロック塀等について修繕、補強等の技術指導をするものとする。
- c 屋外構造物及び屋外設置物による被害の安全対策について、普及・啓発を図るために広報活動を行うものとする。

(イ) (ア)以外の市町村

屋外構造物及び屋外設置物による被害の安全対策について、普及・啓発を図るために広報活動を行う。

ウ【住民が実施する計画】

(ア) 外壁タイル等及びブロック塀等の状態を点検し、必要に応じて修繕、補強等を行うものとする。

(イ) 地域における屋外構造物及び屋外設置物の状態をあらかじめ把握し、被害の防止対策について検討を行うとともに対策を講じるものとする。

4 文化財

(1) 現状及び課題

文化財は、文化財保護法又は文化財保護条例等により、その重要なものを指定し保護することになっている。これらは貴重な国民的財産であり、正しく次世代に継承していくことが必要である。

本県における国、県指定文化財（資料編参照）のうち、建造物については、そのほとんどが木造であるため、震災等の災害対策とともに防火対策に重点をおき、それぞれの文化財の性質・形状及びその環境に応じて保全を図り、あわせて見学者の生命・身体の安全にも十分注意する。

また、建造物内には未指定の美術工芸品や文書等の文化財が存在している場合が多いため、その把握に努め、被災した文化財に対する応急措置に備えておくことが必要である。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】（教育委員会）

教育委員会は、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進するため、次の事項を実施し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る。

(ア) 市町村教育委員会を通じ、所有者又は管理者に対して、文化財の管理保護についての指導と助言を行う。

(イ) 防災施設の設置促進とそれに対する助成を行う。

(ウ) 被災した文化財に対する応急措置に関する連携体制を整えるとともに、必要な備品の配備を行う。

イ【市町村が実施する計画】

市町村文化財所管部局は、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進するため、次の事項を実施し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図るものとする。

(ア) 所有者又は管理者に対して、文化財の管理保護についての指導と助言を行うものとする。

- (イ) 防災施設の設置促進とそれに対する助成を行うものとする。
- (ウ) 区域内の文化財の所在の把握に努めるものとする。

ウ【所有者が実施する計画】

- (ア) 防災管理体制及び防災施設の整備（資料編参照）をし、自衛消防隊の確立を図るものとする。
- (イ) 建造物内にある文化財の把握に努めるものとする。

第26節 道路及び橋梁災害予防計画

第1 基本方針

震災時に生じる道路及び橋梁の機能障害が災害応急対策活動等に妨げにならないよう、地震に強い道路及び橋梁づくりを行うにあたり構造物・施設等の耐震性を確保する必要がある。

構造物・施設等は一般的な地震動（供用期間中に1～2度程度発生する確率の地震）に際して機能に重大な支障が生じないことを目標に設計する。

道路及び橋梁の基幹的な交通確保の整備にあたっては地震防災緊急事業五箇年計画等に基づきネットワークを充実させ、震災に対する安全性の確保を図る。機能に重大な支障が生じた場合は、代替路の確保及び応急対策により機能の確保を行なう。震災後の応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結し平常時より連携を強化しておく。

第2 主な取組み

- 1 道路及び橋梁の耐震性を確保する。
- 2 震災後の応急活動及び復旧活動に関し、関係団体との協力体制を整えておく。

第3 計画の内容

1 道路及び橋梁の震災に対する整備

(1) 現状及び課題

大地震が発生すると道路は法面崩壊、路肩決壊、路面陥没・亀裂、橋梁・トンネル等構造物の破損、電柱等の倒壊、地下埋設物の破損、沿道建築物の落下倒壊等によって交通不能あるいは困難な状態になると予想される。この対策として各道路管理者ならびに警察等関係機関は道路・道路施設及び橋梁について耐震性の強化を図る必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

- (ア) 落石等の危険か所点検（平成8・9年道路防災総点検）に基づき緊急度の高い箇所から順次整備する。（建設部、道路公社）
- (イ) 橋梁の危険か所点検（平成8・9年道路防災総点検）に基づき緊急度の高い橋梁から順次耐震補強を実施する。（建設部、道路公社）
- (ウ) 信号機、信号柱等を震災に強い施設にするよう計画的に整備する。
また、停電に備えて信号機電源付加装置を計画的に設置する。（警察本部）
- (エ) 道の駅の道路ネットワーク上の防災拠点としての整備を進める。（建設部）
- (オ) 一次緊急輸送道路、二次緊急輸送道路を定めて、緊急度の高い箇所から順次整備し、災害に強い道路交通網整備を推進する（資料編参照）。特に、災害時も含めた安定的な輸送を確保するため、道路法に基づき指定された「重要物流道路」の機能強化を推進する。（建設部）

イ【市町村が実施する計画】

市町村は、それぞれの施設整備計画により耐震性に配慮し、整備を行うものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

- (ア) 緊急輸送道路ネットワーク計画による道路においては、道路防災総点検による橋梁等の耐震補強を社会資本整備重点計画等に基づき計画的に推進するものとする。(地方整備局)
- (イ) 「道路橋示方書」「既設道路橋の耐震補強に関する参考資料」に基づき既存の橋梁の内、跨線橋・復断面区間等の緊急性の高い橋梁から順次、橋脚等の耐震補強を推進するものとする。(地方整備局)
- (ウ) 緊急輸送道路のネットワークにおいては、地震災害応急対策を円滑に実施するため、広域的な応急対策の輸送等を考慮し、長野県緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会において関係機関と総合的な調整を行うものとする。(地方整備局)
- (エ) 長野県内における供用中の高速道路は中央自動車道・長野自動車道・上信越自動車道及び中部横断自動車道の4路線であり、県内の総延長は317.1kmである。構造は、高架・橋梁・トンネル・土工部からなり、高架橋・橋梁などは道路橋耐震設計等に従い、地質・構造等の状況に応じて耐え得るよう設計している。日常から、これらの施設の点検調査とこれに基づく補修工事及び耐震診断に基づく耐震補強を実施し、災害に強い施設の確保に努めるものとする。(東日本高速道路株、中日本高速道路株)
- (オ) 災害応急復旧用各種車両、資機材等の備蓄、拡充に努めるものとする。(東日本高速道路株、中日本高速道路株)
- (カ) 地震災害等に備え防災訓練を実施するものとする。(東日本高速道路株、中日本高速道路株)

2 関係団体との協力体制の整備

(1) 現状及び課題

大地震が発生し道路・道路施設及び橋梁が被災した場合、速やかに応急復旧活動を行い、交通の確保を図る必要がある。応急復旧は各道路管理者ならびに警察の機関単独では対応が遅れるおそれがある。この対策として震災後の応急活動及び復旧活動に關し、各関係機関において相互応援の協定を締結し平常時より連携を強化しておく。また、応急復旧のために建設業協会等と事前に業務協定を締結しておき交通の確保を図る。

各道路管理者、関係機関及び県は災害時の道路規制情報等について、情報共有できる体制の整備を行う必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

- (ア) 現在、関東知事会・中部圏知事会における協定及び中央日本四県の協定を締結しており、より効果的な内容への見直しを図るとともに、訓練の実施等平時から連携強化に努める。(危機管理部)
- (イ) 各関係機関においてそれぞれ必要な相互応援の協定を締結し平常時より連携を強化しておく。(全機関)
- (ウ) 災害時における応急対策業務に関する協定等に基づく活動体制を確認し、訓練の実施等平時から連携強化に努める。(建設部、道路公社)
- (エ) 災害時の道路規制情報等について、各道路管理者、関係機関及び市町村が情報共有できる体制の整備に努める。(建設部)

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 市町村は、それぞれの地域防災計画等の定めるところにより関係機関との協力体制を整備するものとする。
- (イ) 災害時の道路規制情報等について、各道路管理者、関係機関及び県が情報共有できる体制の整備に努める。

ウ【関係機関が実施する計画】

- (ア) 各関係機関は、それぞれの防災業務計画等の定めるところにより協力体制を整備するとともに、県・市町村の協定等に協力するものとする。(全機関)
- (イ) 大震災時における資機材の調達及び応急復旧の協力を要請する場合に備え、建設業各団体等との協定等を締結しておくものとする。(地方整備局)
- (ウ) 災害時の道路規制情報等について、各道路管理者、県及び市町村が情報共有できる体制の整備に努める。

第27節 河川施設等災害予防計画

第1 基本方針

河川施設等は、地震の発生に伴い破堤等につながることが想定されるため、安全度の向上を図るとともに耐震点検、整備等を行い安全の確保に努める。

第2 主な取組み

- 1 堤防等の耐震点検を行い、耐震性の不十分なものは安全性の向上を図るため河川施設の補強を行う。
- 2 既存のダム施設等に関して、定期点検を行い施設の維持管理に努める。
- 3 出水時の的確な情報収集や情報提供に努める

第3 計画の内容

1 河川施設災害予防

(1) 現状及び課題

地震による河川の被害は、河川堤防の亀裂・沈下・のり面のはらみ・崩れ等があり、さらにこれらに伴う護岸・水門・樋門・橋梁等のコンクリート構造物の亀裂及び沈下が予想される。特に洪水時に地震が発生した場合には、堤体の地震に対する安全度が低下し、破堤につながるおそれがある。県内には洪水時にいったん破堤すれば、背後地に甚大な被害を及ぼす諏訪湖があるため堤防の耐震点検を行い、安全度の向上を図っている。又水害に強い県土作りを目指し、未改修河川の整備が必要である。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】(建設部)

- (ア) 国庫補助事業、県単独事業による河川改修事業を促進し、災害危険箇所の解消に努める。
- (イ) ダム、堤防等の河川管理施設の状況や河道の土砂堆積状況を把握し、必要に応じて維持的な対策を講ずる。

イ【市町村が実施する計画】

それぞれの施設整備計画により河川管理施設の耐震性を向上させるもとする。

ウ【関係機関が実施する計画】(地方整備局)

改善の必要性があると認められた施設について整備を図るものとする。

2 ダム施設災害予防

(1) 現状及び課題

ダム施設においては、河川管理施設等構造令及び各種基準により、構造計算に用いる設計震度が定められ、これに基づき設計されている。また、完成ダムでは定期的に点検整備を行っている。

我が国では、過去多くの地震が発生しているが、ダム機能に影響するような被害を受けたことはない。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】(農政部、建設部、企業局)

- (ア) ダムの漏水量、変形、揚圧力等を定期的に計測し異常がないことを確認する。
また、定期点検を行いダム及び貯水池の維持管理に努める。
- (イ) ダム施設の新設及び改築等を行う場合は、耐震対策として関係法令等を最低基準として設計及び施工する。

イ【市町村が実施する計画】

ダムを管理する市町村においては、ダムの漏水量、変形、揚圧力等を定期的に計測し異常がないことを確認する。また、定期点検を行いダム及び貯水池の維持管理に努めるものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】(地方整備局、水資源機構、電力会社)

- (ア) ダムの漏水量、変形、揚圧力等を定期的に計測し異常がないことを確認する。
また、定期点検を行いダム及び貯水池の維持管理に努めるものとする。
- (イ) ダム施設の新設及び改築等を行う場合は、耐震対策として関係法令等を最低基準として設計及び施工するものとする。

第28節 ため池災害予防計画

第1 基本方針

下流域に人家や公共施設等がある農業用ため池が大規模地震により被災した場合には、受益農地の営農に支障をきたすばかりでなく、甚大な被害が生じるおそれがある。

このため、適切な維持管理や監視体制についてため池管理者を指導するとともに、耐震性が確保されていない施設について耐震化工事を実施し、災害の発生を未然に防止する。

第2 主な取組み

決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある「防災重点農業用ため池」について、優先して対策に取り組む。

1 緊急時の迅速な避難行動につなげる対策

ハザードマップの作成及び公表により、地域住民にわかりやすい防災情報を提供する。

2 施設機能の適切な維持・補強に向けた対策

防災重点農業用ため池の耐震化工事を推進するとともに、農業用水として利用されなくなったため池は、所有者等の合意を得た上で、廃止を促進する。

第3 計画の内容

1 現状及び課題

県内には、約1,800余りの農業用ため池が存在し、市町村や土地改良区等により維持管理されている。これらの半数以上が江戸時代以前の築造であり、下流に人家や公共施設等があるため池が決壊した場合には、甚大な被害を及ぼすおそれがあることから、適切な維持管理や耐震化工事が必要である。

2 実施計画

(1) 【県が実施する計画】(農政部)

- ア 管理の基本となる県全体の「ため池カルテ」を管理し、毎年度更新する。
- イ 地震耐性評価の結果、耐震性が確保されていないため池について、計画的に耐震化工事を実施する。
- ウ 市町村が実施するため池ハザードマップ作成を支援する。
- エ 市町村・ため池管理者を対象に、管理体制強化のための研修会を開催する。

(2) 【市町村が実施する計画】

- ア ため池の諸元、改修履歴等について明記した「ため池カルテ」を整備し、変更が生じた場合は、県に報告するものとする。
- イ ため池管理者との緊急連絡網を作成するものとする。
- ウ ため池ハザードマップを作成し、住民に周知するものとする。

(3) 【関係機関が実施する計画】

- ア ため池管理者は、非常事態が発生した場合、直ちに市町村に緊急連絡ができるよう、災害に備えた監視体制を組織化するものとする。
- イ ため池サポートセンターは、ため池管理者と連携し、定期的に点検を実施するとともに、市町村に点検結果を報告するものとする。

第29節 農林水産物災害予防計画

第1 基本方針

地震による農林水産関係の被害は、温室、畜舎、きのこ栽培施設、果樹支柱、養魚場等生産施設の損壊や立木の倒壊、農産物集出荷貯蔵施設、製材施設、農林水産物処理加工施設等の損壊が予想されるとともに、施設被害に伴い、農林産物の減収や家畜・水産物の死亡被害なども予想される。

そこで、予防技術対策の充実、森林の整備、生産・流通・加工施設の安全性の確保等を推進する。

また、新たな施設の設置にあたっては、活断層等の存在に留意するとともに、被害を最小限にするための、機械・施設の固定や工法の検討を行うなどの安全対策を指導する。

第2 主な取組み

- 1 農作物等災害対策指針における予防技術対策の充実を図るとともに、農業農村支援センター等を通じ、市町村、農業団体、農業者等に対し周知徹底を図る。
また、農林水産物の生産施設、集出荷貯蔵施設等の安全性確保について、指導徹底を図る。
- 2 長野県ふるさと森林づくり条例に基づく森林づくり指針及び市町村森林整備計画に基づき森林の整備を実施する。

第3 計画の内容

1 農水産物災害予防計画

(1) 現状及び課題

生産施設等の損壊に伴う農作物被害の軽減を図るため、農作物等災害対策指針を策定し、農業農村支援センター等を通じ予防技術対策の周知徹底を図っている。

集出荷貯蔵施設等においては、建築後かなりの年数が経過するなど耐震性の劣る施設も見られることから、施設管理者による耐震診断と補強工事が求められる。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】(農政部)

- (ア) 農作物等災害対策指針の充実を図るとともに、農業農村支援センター等を通じ、市町村、農業団体、農業者等に対し予防技術対策の周知徹底を図る。
- (イ) 家畜・水産物の死亡等に伴う伝染性疾病の発生及びまん延防止対策を推進する。
- (ウ) 集出荷貯蔵施設等における耐震診断や補強工事等の実施を指導する。

イ【市町村が実施する計画】

農業農村支援センター、農協等と連携し、農業者等に対し予防技術対策の周知徹底を図るものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

- (ア) 市町村等と連携し、農業者等に対し予防技術対策の周知徹底を図るものとする。
- (イ) 必要に応じ、集出荷貯蔵施設等における耐震診断や補強工事等を実施し、施設の安全性を確保するものとする。
- (ウ) 新たな施設の設置にあたっては、活断層等の存在に留意するとともに、被害を最小限にするための安全対策に努めるものとする。

エ【住民が実施する計画】

- (ア) 生産施設等における補強工事等を実施し、施設の安全性を確保するものとする。
- (イ) 新たな施設の設置にあたっては、活断層等の存在に留意するとともに、被害を最小限にするための安全対策に努めるものとする。

2 林産物災害予防計画

(1) 現状及び課題

立木の倒壊防止のため、適地適木の原則を踏まえた森林造成を図るとともに壮齢期の森林にあたっては、間伐による本数密度の調整を行い、適正な形状比の立木仕立てを指導している。

林産物の生産、流通、加工施設の設置にあたっては、活断層等の存在に留意するとともに機械、施設を固定するなど安全対策を普及する必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】(林務部)

- (ア) 長野県ふるさと森林づくり条例に基づく森林づくり指針に基づき多様な森林の整備を図る。
- (イ) 健全な森林を育成するため、適正かつ計画的な間伐等を実施するとともに、適正な方法による主伐・再造林を推進する。
- (ウ) 林産物生産、流通、加工現場において、事業者が施設管理を適切に行うよう指導又は助言する。
- (エ) 市町村との連携を図りつつ、防災・減災の観点からの森林整備を行うとともに、間伐材の利用を推進する。

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 市町村森林整備計画に基づき、健全な森林づくりを推進するものとする。
- (イ) 県と連携をとって林産物生産、流通、加工現場において、事業者が施設管理を適切に行うよう指導又は助言するものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

- (ア) 国有林の地域別森林計画、国有林野施業実施計画等に基づく適正な森林施業の実施により、国有林の防災機能の維持向上を推進する。(中部森林管理局)
- (イ) 指導指針に基づいた適正な森林施業を実施するものとする。
- (ウ) 関係業界は、県、市町村と連携をとって林産物生産、流通、加工現場において安全パトロールを実施するものとする。

エ【住民が実施する計画】

- (ア) 市町村等が計画的に行う森林整備に協力するものとする。
- (イ) 施設の補強等対策の実施に努めるものとする。

第30節 積雪期の地震災害予防計画

第1 基本方針

積雪期の地震は、他の季節の地震に比較して、より大きな被害を及ぼすことが予想されるため、県、市町村及び防災関係機関は、除雪体制の強化、雪崩危険箇所における雪崩防止施設の整備、屋根雪処理等家屋倒壊の防止、避難体制の整備等、総合的な雪に強いまちづくりを推進するものとし、積雪期の地震被害の軽減を図る。

第2 主な取組み

- 1 地域の特性に配慮しつつ、積雪期の地震に強い県づくり、市町村づくりを行う。
- 2 冬期道路交通確保を確保するための迅速かつ適切な除雪体制の強化を図る。
- 3 適時適切な運転規制及び迅速な除雪による鉄道運行の確保を図る。
- 4 ヘリコプター等による航空輸送の確保を図る。
- 5 雪崩発生危険箇所における雪崩対策事業を計画的に実施する。
- 6 建築物の所有者に対し、安全対策の推進についての周知及び雪下ろしが軽減される住宅の普及を図る。
- 7 積雪時の地震火災時における消防活動の確保に努める。
- 8 積雪時においても住民が円滑に避難することができるよう避難場所および避難路の確保等を図る。
- 9 冬期の災害に対処できる備蓄等の確保に努める。
- 10 スキー場利用客の避難・救助などの対策についての計画を定めるように努める。

第3 計画の内容

1 雪対策の推進

(1) 現状及び課題

積雪期の地震の災害予防対策は、除雪体制の整備、雪に強い町づくり等の雪害予防対策の総合的、継続的推進により確立されるものである。

そのため、「長野県地域防災計画（雪害対策編）」、「長野県総合雪対策計画」及び「長野県雪害予防実施計画」を策定し、雪対策を推進している。

(2) 実施計画

【県が実施する計画】（危機管理部）

長野県地域防災計画（雪害対策編）」、「長野県総合雪対策計画」及び「長野県雪害予防実施計画」に基づき、各防災関係機関が緊密に連携し、総合的かつ具体的な雪害予防対策の実施を推進する。

2 道路交通の確保

(1) 現状及び課題

積雪期の地震においては、雪崩等が発生し、道路交通に支障が生じるおそれがあるため、県、市町村、関係機関は除雪機械及び要員の増強を図り、除雪体制の強化に努めることが重要である。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

（ア） 地震時に道路交通を緊急に確保するため、迅速かつ適切な除雪活動を実施し

るよう緊急確保路線について除雪機械、除雪要員等の動員並びに連絡系統その他必要な事項に 関し、あらかじめ所要の体制を確立する。(建設部)

- (イ) 応急復旧のために建設業界と事前に役割分担を定めておき緊急交通の確保を図る。(建設部)
- (ウ) 有料道路においては、除雪機械及び要員の増強体制を整え、除雪体制の強化に努める。(道路公社)

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 市町村は、それぞれの計画の定めるところにより除雪体制を整備し、地震時には、道路交通を緊急に確保し、道路機能の確保を図るものとする。
- (イ) 住民に対して、住宅周辺等の自主的な除雪について呼びかけるものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

- (ア) 地震時の円滑な道路交通を確保するための除雪体制の整備を行うとともに、降雪量・積雪量・気温等の気象状況や路面の状況を観測し、これらの情報を迅速かつ正確に収集、伝達するための機器等の整備を行うものとする。(地方整備局)
- (イ) 地震時の高速道路の交通を確保するため除雪体制を整備するとともに、災害による交通規制の状況の周知を図るものとする。(東日本高速道路㈱、中日本高速道路㈱)

エ【自主防災組織・住民が実施する計画】

地震時には通常の除雪を実施することが困難となることが想定されるため、住宅の近く等については自力除雪あるいは圧雪による避難路の確保に努めるものとする。

3 鉄道運行の確保

(1) 現状及び課題

特に積雪時の地震においては、雪崩等の発生により、公共交通網が混乱し、住民生活や地域経済に大きな影響を与えることが予想されるため、雪害に強い除雪等の体制整備が必要である。

(2) 実施計画

【関係機関が実施する計画】(鉄道会社)

- (ア) 排雪車両及び除雪機械等による除雪体制の強化
- (イ) 雪崩防止冊、流雪溝等の防融雪施設の整備充実
- (ウ) 利用者に対する運行（遅延）情報の提供体制の整備

4 航空輸送の確保

(1) 現状及び課題

積雪期の地震による道路交通の一時的マヒ、孤立集落の発生等が考えられる。このため、孤立集落に対するヘリコプターによる航空輸送の確保を図ることが重要である。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

- (ア) 消防防災ヘリコプターの活用により積雪時における輸送機能の充実強化を図る。(危機管理部)
- (イ) 空港管理者は、空港の除雪体制を確保するとともに、除雪機械の計画的な整備

を推進する。(企画振興部)

イ【市町村が実施する計画】

孤立が予想される集落のヘリポートの確保を促進するとともに、緊急時のヘリポート（場外離発着場を含む）の除・圧雪体制を整備するものとする。

5 雪害予防計画

(1) 現状及び課題

積雪地帯で発生する雪害を防止するため、雪崩発生危険箇所における雪崩対策事業等を計画的に実施することが重要である。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

- (ア) 雪崩危険箇所には、人家、道路、公共施設の保全を目的になだれ防止保安林を指定して、森林の造成を基本目標に、柵工、植栽工を中心に、その他の阻止工法の有機的組み合わせにより、対策事業を実施する。(林務部)
- (イ) 雪崩危険区域の点検を隨時実施し、計画的な対策事業の実施を図るとともに、防災林としての森林が成林するまでの維持管理についても、市町村及び関係住民の理解と協力を得ながら、計画的に実施していく。(林務部)
- (ウ) 雪崩災害から人命・財産を守る雪崩対策事業を実施する。(建設部)
- (エ) 融雪時の出水、雪崩等に伴う土砂流出対策として砂防事業を実施する。(建設部)
- (オ) 豪雪地域における液化石油ガス一般消費設備について、液化石油ガス容器の転倒防止措置を徹底するとともに、設備破損及び容器流出によるガスの大量漏えいを防止するため、ガス放出防止器の設置を促進するよう液化石油ガス販売事業者を指導する。(産業労働部)
- (カ) 積雪による園芸施設等の農業用建物の倒壊を防止するよう指導する。(農政部)

イ【市町村が実施する計画】

市町村内の雪崩危険箇所の住民周知を図るとともに、雪崩対策の事業推進を図るものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

各機関が管理する施設が雪崩の危険区域にある場合、必要に応じ予防措置をとるものとする。

6 家屋倒壊の防止

(1) 現状及び課題

建築基準法施行細則第9条で指定された多雪区域の建築物の所有者等に対し、建築物の安全対策の推進について、周知及び指導を行うことが重要である。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】(建設部)

- (ア) 災害を防止するため、多雪区域を重点に建築物の所有者等に対し安全対策を周知する。
- (イ) 多数の者が利用する建築物の所有者等に対し、建築物の維持保全計画の作成及

- び定期報告制度の周知を図る。
- (ウ) 建築物パトロールを実施し、雪害防止のための指導を行う。
- (エ) 克雪住宅の対策について、積雪を見込んだ木造住宅の構造方法等を手引きとして示すなど、雪に強い住宅建設の促進を図る。
- (オ) 豪雪地帯の市町村に対し、住宅マスタープランの策定による克雪住宅等の普及推進について助言を行う。

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 建築物の雪害防止のための指導及び啓発を行うものとする。
- (イ) 地域の実情に応じて雪に強い住宅の普及、市街地形成の誘導等を行うものとする。

ウ【建築物の所有者等が実施する計画】

- (ア) 建築基準法第12条第1項に規定する旅館、ホテル、物品販売店舗等多数の者が利用する建築物の所有者等は、建築物の維持保全計画の作成及び定期報告を行い、建築物の安全性の確保に努めるものとする。
- (イ) 雪下ろし等を行い、建築物の安全性の確保に努めるものとする。

7 消防活動の確保

(1) 現状及び課題

積雪時に地震火災が発生すると、積雪によって消防活動が制約されやすい状態になることが予想される。

このため、各消防機関は消防水利の確保と消防施設・設備の充実を図り、積雪時の地震火災時における消防活動の確保に努める必要がある。

(2) 実施計画

【関係機関が実施する計画】

- (ア) 雪に強い消防資機材の整備拡充を図るものとする。
- (イ) 防火水槽および自然水利の取付箇所付近の除雪を励行するものとする。
- (ウ) 防火水槽の積雪型への切り替えを推進するものとする。
- (エ) 多雪式消火栓の整備を図るものとする。

8 避難場所及び避難路の確保

(1) 基本方針

積雪時において地震が発生した場合においても住民が円滑に避難することができるよう避難場所および避難路の確保等を図ることが重要である。

(2) 実施計画

積雪時において地震が発生した場合に備え、住民が円滑に避難場所等に避難することができるよう次の対策を講ずるものとする。

ア【県及び市町村が実施する計画】

- (ア) 積雪および堆雪に配慮した体系的街路の整備
- (イ) 小型除雪車の増強による歩道除雪の推進
- (ウ) 機械による除排雪が困難な人家連たん地域や冬期交通のあい路となる箇所における重点的な消融雪施設等の整備

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 地域の人口および地形、なだれ等の危険性、施設の耐震性・耐雪性等を考慮し、避難場所をあらかじめ指定するものとする。
- (イ) 避難誘導のための標識は、住民が、安全に避難場所に到達することができるよう、降積雪の影響を考慮して設置するものとする。

9 寒冷対策の推進

(1) 現状及び課題

豪雪時は、積雪の影響による長期間のライフラインの停止あるいは、雪崩災害などにより避難が必要となる場合がある。

寒冷期間においては、避難施設において暖房が必要になるなど、冬期の災害に対処できる備蓄等を整えることが重要である。

(2) 実施計画

【市町村が実施する計画】

- (ア) 市町村は、避難施設における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材（長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ、雪上車等）の備蓄に努めるものとする。
- (イ) 電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、非常電源等のバックアップ設備等の整備に努めるものとする。
- (ウ) 積雪のため応急仮設住宅の早期着工が困難となることが想定されるため、積雪の状況により長期避難が必要な場合は、住宅の確保対策など避難者の生活確保のための長期対策を検討するものとする。

10 スキー客等に対する対策

(1) 現状及び課題

多数のスキー客が集中するスキー場で大規模な地震が発生した場合、リフト、ゴンドラ施設、ロッジ等の損壊や雪崩の発生等により多数のスキー客の被災が懸念される。

また、スキー場は、山間地に存するため、地震時に道路が寸断され、多数のスキー客が孤立する可能性が高い。

(2) 実施計画

ア【市町村が実施する計画】

スキー場を有する市町村にあっては、スキー場利用客の避難・救助・孤立などの対策について地域防災計画等で定めるよう努めるものとする。

イ【スキー場事業者が実施する計画】

スキー場事業者はスキー客に対する食料・燃料・医療などの孤立対策計画を定めるよう努めるものとする。

第31節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動

第1 基本方針

地震発生時に被害を最小限に抑えるためには、その後の余震、火災、降水等により発生が予想される二次災害を防止することが重要である。有効な二次災害防止活動を行うためには、そのための日頃からの対策及び活動が必要である。

第2 主な取組み

- 1 建築物や宅地に係る二次災害予防のため被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士（以下「危険度判定士」という。）の養成、体制の整備等を行うとともに、構造物についても二次災害予防のための体制の整備等を行う。
- 2 それぞれの危険物施設等に応じた二次災害予防のための措置をとる。
- 3 河川施設の整備を図る等の二次災害予防のための措置をとる。
- 4 土砂災害警戒区域等の把握、緊急点検体制整備に努める。

第3 計画の内容

1 建築物や宅地、構造物に係る二次災害予防対策

(1) 現状及び課題

[建築物や宅地関係]

災害時において、被災建築物や宅地の余震等による倒壊等の危険から県民を守り、二次災害を防止するため、被災建築物や宅地の危険度を判定できる資格者の養成を行う必要がある。

[道路・橋梁関係]

地震発生後の余震等による道路・橋梁等の被害を防ぐため、あらかじめ点検すべき箇所を把握しておくとともに、被災箇所の危険度を判定する基準等の整備が必要である。

(2) 実施計画

[建築物や宅地関係]

ア【県が実施する計画】(建設部)

- (ア) 建築士を対象にした被災建築物応急危険度判定士の養成・登録を行う。
- (イ) 建築士等を対象にした被災宅地危険度判定士の養成・登録を行う。

イ【市町村が実施する計画】

被災時に危険度判定を行う判定士の受入体制を整備するものとする。

[道路・橋梁関係]

ア【県が実施する計画】

- (ア) 重要施設についてはあらかじめ位置等を十分把握しておくとともに、施設の点検作業が速やかに実施できる体制を整備しておくよう市町村を指導する。(林務部)
- (イ) 被災時に落石等の状況や盛土、トンネル及び橋梁等の点検が速やかに実施できるようあらかじめ体制を整備しておく。(建設部、道路公社)

イ【市町村が実施する計画】

市町村はそれぞれの計画の定めるところにより整備するものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

関係機関それぞれの計画の定めるところにより整備するものとする。

2 危険物施設等に係る二次災害予防対策

(1) 現状及び課題

[危険物関係]

消防法に定める危険物施設における地震発生時の二次災害の発生及び拡大を防止するため、施設・設備の耐震性の確保、緩衝地帯の整備、防災応急対策用資機材の備蓄等を推進するとともに、保安体制の強化も必要である。

[火薬関係]

火薬類取扱施設は、地震による直接的被害よりも地震後の火災による火薬類の誘爆等の二次災害の危険性が高く、爆発等による被害を防止するための危害防止体制の確立が必要である。

[高圧ガス関係]

高圧ガス製造施設、貯蔵所、販売所、及び消費施設等における災害発生時の対応については、高圧ガス保安法に基づく緊急措置等が定められているが、被害の拡大を防止するため事業者ごとの保安意識の高揚と自主保安体制の整備を一層推進する必要がある。

[液化石油ガス関係]

液化石油ガス一般消費先における地震用安全器具の設置、容器の転倒防止措置の徹底など、地震対策の促進について液化石油ガス販売事業者等に対する指導を徹底する。また、消費者が適切な措置をとれるよう、消費者に対する啓発も必要である。

[毒物劇物関係]

毒物劇物における火災や有毒ガスの発生等の二次災害を予防するため、「毒物劇物危険防止規定」の作成、流出等の防止施設の整備、及び事故処理剤備蓄体制の充実が必要である。

(2) 実施計画

[危険物関係]

ア【県が実施する計画】(危機管理部)

- (ア) 危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等に対する保安教育の実施
(イ) 立入検査の実施等指導の強化についての市町村に対する指導

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等に対する保安教育の実施
(イ) 立入検査の実施等指導の強化
(ウ) 防災応急対策用資機材等の整備についての指導

- (エ) 自衛消防組織の強化についての指導
- (オ) 近隣の危険物取扱事業所との協定の締結の促進等の指導

ウ【関係機関（危険物取扱事業所）が実施する計画】

- (ア) 危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等の研修会等への積極的参加
- (イ) 危険物施設の耐震性の向上
- (ウ) 防災応急対策用資機材等の整備
- (エ) 自衛消防組織の強化促進
- (オ) 近隣の危険物取扱事業所との相互応援体制の促進

[火薬関係]

ア【県が実施する計画】（産業労働部）

- (ア) 行政機関、警察署及び消防署等の関係機関との連絡体制、緊急時の応援体制の整備及び確立
- (イ) 火薬類取扱施設管理者が講すべき対策についての指導徹底

イ【火薬類取扱施設の管理者が実施する計画】

- (ア) 日頃から、行政機関、警察署及び消防署等の関係機関との連絡体制を整備し、緊急応援体制を確立しておくものとする。
- (イ) 日頃から、近隣住民に対して、災害時に火薬類取扱施設に近寄らないよう周知しておくものとする。

[高圧ガス関係]

ア【県が実施する計画】（産業労働部）

高圧ガス製造事業者等が、講すべき対策についての指導の徹底

イ【高圧ガス製造事業者等が実施する計画】

- (ア) 高圧ガス貯蔵地盤の不同沈下による災害の防止のため、年1回以上の不同沈下量の測定の実施
- (イ) 高圧ガス製造施設等における緊急遮断弁、エンジンポンプ、バッテリー等の日常点検による機能の維持
- (ウ) 高圧ガス設備の倒壊防止のため、架台及び支持脚の補強、防錆塗装の実施
- (エ) ガス漏洩の防止のため、ホームのロック化及びロープ掛け段積をしない等の転倒防止措置の実施
- (オ) 近隣住民に対し、災害時に高圧ガス施設に近寄らないことの周知徹底
- (カ) 警察署及び消防署等の関係機関との緊急時の応援体制の確立

[液化石油ガス関係]

ア【県が実施する計画】（産業労働部）

- (ア) 液化石油ガス販売事業者等において実施すべき対策についての指導を徹底するとともに、立入検査を実施し、法令遵守の徹底を図る。
- (イ) 地震発生時の適切な処置について、一般消費者に対する広報活動を実施する。
- (ウ) 学校・病院等の公共施設の管理者に対して、管理体制、安全対策について、より適正なものとするよう要請する。

イ【(一社)長野県LPGガス協会が実施する計画】

地震発生時に緊急点検活動が速やかに実施できるよう、マニュアル及び体制を整備するものとする。

ウ【液化石油ガス販売事業者等が実施する計画】

- (ア) 地震発生時に、容器の転倒によるガスの漏洩事故が発生することの無いよう、一般消費先の容器について転倒防止措置を徹底するものとする。
- (イ) 地震発生時の燃焼器具の転倒及び燃焼器具への物の落下による火災の発生、ガスマーターダウン流のガス漏れを防止するため、一般消費先に対する対震自動ガス遮断機（マイコンメーターSを含む）を設置するものとする。
- (ウ) 地震発生時の容器周辺の配管等からの大量ガス漏れを防止するため、一般消費先に対するガス放出防止器の設置を促進するものとする。
特に、学校・病院等の公共施設、地滑り・土砂崩れ等の発生の恐れのある地区及び高齢者世帯等を優先するものとする。
- (エ) 地震発生時の適切な処置について、一般消費者に対して周知するものとする。

[毒物劇物関係]

ア【県が実施する計画】（健康福祉部）

- (ア) 毒物劇物営業者及び業務上取扱者の毒物劇物取扱責任者等に対する危害防止教育の実施
- (イ) 毒物劇物営業者及び業務上取扱者に対する「毒物劇物危害防止規定」の作成、中和剤・吸収剤等の配置、防液堤等の設置等の指導
- (ウ) 二次災害発生時の安全対策についての情報の提供
- (エ) 毒物劇物事故処理剤の整備、充実

イ【関係機関が実施する計画】（毒物劇物営業者及び業務上取扱者）

- (ア) 毒物劇物営業者及び業務上取扱者の毒物劇物取扱責任者等の研修会等への積極的参加
- (イ) 毒物劇物貯蔵施設の耐震性の向上
- (ウ) 防災応急対策用資機材等の整備

3 河川施設の二次災害予防対策

(1) 現状及び課題

地震により河川の堤防護岸等に衝撃が加わった後に、余震、降水等が加わった場合、河川施設等に二次的な災害が発生する可能性がある。

今後、さらに河川施設の整備を進めていく必要がある。

また、ダム施設については、過去に地震によりダム機能に直接影響する被害が発生したことはないが、定期的に点検を実施し、適切な維持管理を行っていくことが二次災害防止の観点からも必要である。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】（建設部）

- (ア) 補助河川改修事業を推進し、併せて県単独事業も推進して河川の整備を図る。
- (イ) 現在工事中の箇所及び危険箇所等、二次災害の発生が考えられる箇所を事前に把握しておく。

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 河川管理施設の耐震性を向上させるものとする。
- (イ) 現在工事中の箇所及び危険箇所等、二次災害の発生が考えられる箇所を事前に把握しておくものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】(地方整備局)

改善の必要があると認められる施設について整備を図るものとする。

エ【ダム管理者が実施する計画】

ダムの漏水量、変形、揚圧力等を定期的に計測し異常がないことを確認する。また、定期点検を行いダム及び貯水池の維持管理に努めるものとする。

4 山腹・斜面及び渓流並びに施設に係る二次災害予防対策

(1) 現状及び課題

災害時において、地盤の緩みによる山腹・斜面の崩壊、地すべり及び渓流における土石流の発生などの危険性があり、二次災害予防のためそれら災害が発生するおそれのある箇所（土砂災害警戒区域等）を予め把握しておくとともに緊急に点検実施できるよう体制を整備しておく必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】(建設部)

- (ア) 土砂災害警戒区域等の把握
- (イ) 緊急点検マニュアルの作成及び点検体制の整備

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 情報収集体制の整備
- (イ) 警戒避難体制の整備

第32節 防災知識普及計画

第1 基本方針

「自らの命は自らが守る。」が防災の基本であり、県、市町村及び防災関係機関による対策が、有効に機能するためには、食料・飲料水の備蓄など住民が平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、災害発生時には、自らの安全を守るような行動をとることができることが重要である。

また、広域かつ甚大な被害が予想される大地震に対処するためには、住民、企業及び自主防災組織等の連携による総合的な防災力の向上が不可欠である。

しかし、実際に災害が発生する頻度はそれほど高くないため、災害時における行動を経験から学ぶことは、困難である。

このため、県、市町村及び指定行政機関等は、災害文化の伝承や、体系的な教育により住民の防災意識の高揚を図るとともに、防災知識の普及、徹底を図り、自主防災意識を持った災害に強い住民の育成、地域の総合的な防災力の向上に努めるものとする。

第2 主な取組み

- 1 住民等に対する実践的な防災知識の普及・啓発活動を行う。
- 2 防災上重要な施設の管理者等に対して防災知識の普及を図る。
- 3 学校における実践的な防災教育を推進する。
- 4 地方公共団体の職員に対する防災知識の普及・防災意識の高揚を図る。
- 5 過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を後世に伝えていく。

第3 計画の内容

1 住民等に対する防災知識の普及活動

(1) 現状及び課題

災害発生時に、自らの安全を守るためにどのような行動が必要か、要配慮者に対しては、どのような配慮が必要かなど、災害発生時に役立つ実践的な防災知識を身につけた災害に強い住民を育成することが、被害を最小限にとどめるうえで重要である。

現在も各種の研修、訓練、講演会等の取組みや、広報活動がなされているが、今後は、防災マップの作成・配布等の、より実践的な活動が必要である。また、企業等に対する防災知識の普及も重要な課題である。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】(全部局)

(ア) 県民に対して防災知識を普及させるため、新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディア、県ホームページ、住民向け講座及び各種広報資料等により次の事項の啓発活動を行う。

- a 最低でも3日分、可能な限り1週間分程度の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出袋（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油
- b 飼い主による家庭動物の同行避難や避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策
- c 地震及び津波に関する一般的な知識
- d 警報等や、避難指示等の意味や内容
- e 警報等発表時や緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令時にとるべき行

動

- f 地震発生時の地震情報（震度、長周期地震動階級、震源、マグニチュード、地震活動の状況等）及び津波に関する知識
- g 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること
- h 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認
- i 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
- j 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動
- k 「自らの命は自らが守る」という「自助」の防災意識
- l 地域、職場、家庭等のコミュニティにおいて相互に協力し、助け合う「共助」の防災意識
- m 地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動、応急手当、避難行動、自動車運転の自粛等様々な条件の下で防災上とるべき行動に関する知識
- n 正確な情報入手の方法
- o 要配慮者に対する配慮
- p 男女のニーズの違いに対する配慮
- q 指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」という意識
- r 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- s 各地域における避難対象地域、土砂災害警戒区域等に関する知識
- t 各地域における緊急避難場所及び避難経路に関する知識
- u 避難生活に関する知識
- v 平常時から住民が実施し得る、概ね3日分の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- w 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の実施
- x 南海トラフ地震（東海地震を含む）に関する知識
 - (a) 南海トラフ全域を対象として、異常な現象を観測した場合や地震発生の可能性が相対的に高まっていると評価した場合等に、南海トラフ地震臨時情報を気象庁が発表するという知識
 - (b) 南海トラフ地震防災対策推進地域においては、南海トラフ地震臨時情報が發せられた場合にとるべき行動等の知識
 - (c) 南海トラフ地震防災対策推進地域においては、南海トラフ地震の発生形態には多様性があるという知識
 - (d) 東海地震に係る地震防災対策強化地域においては、東海地震に関連する情報、警戒宣言が発せられた場合にとるべき行動等の知識
- y 緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動
- z 「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するよう努める。
- aa 被害想定区域外にも被害が及ぶ可能性があることについて

- (イ) 市町村に対して防災マップ、地区別防災カルテ、災害時の行動マニュアル、ハザードマップ等の作成について促進する。
- (ウ) 県所有の地震体験車を、貸出計画に基づき市町村等に貸し出し、住民が地震の恐ろしさを身をもって体験できる機会を提供する。
- (エ) 企業等に対しても地域社会の一員として研修会、講演会等への参加を呼びかける。
- (オ) 教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修会や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を実施する。
- (カ) 住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。
- (キ) 大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。
- (ク) 地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 上記ア(ア)の事項に加え、次の事項について防災知識の普及を図るものとする。
 - a 各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
 - b 各地域における指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路に関する知識
- (イ) 県所有の地震体験車等を、利用して住民が地震の恐ろしさを身をもって体験し、どのように行動すべきか身をもって体験できる機会を設けるものとする。
- (ウ) 防災マップ、地区別防災カルテ、災害時の行動マニュアル、ハザードマップ等を作成配布し、徹底した情報提供を行う。
- (エ) 自主防災組織における、防災マップ、地区別防災カルテの作成に対する協力について指導推進するものとする。
- (オ) 上記の防災マップ、地区別防災カルテの配布にあたっては、それらが持っている意味、活用方法について充分な理解が得られるよう啓発の機会を設定するものとする。この際、被害想定区域外にも被害が及ぶ可能性があることも併せて周知するものとする。
- (カ) 教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修会や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を実施するものとする。
- (キ) 住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。
- (ク) 大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。
- (ケ) 地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災

害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

ウ【自主防災組織等が実施する計画】

地区別防災カルテ等は、自主防災組織等が作成に参画することが、きめ細かな防災情報を掲載するうえからも、防災知識の普及、防災意識の高揚、的確な災害対応といった観点からも望ましく、自主防災組織等においても、地区別防災カルテ等の作成に参画するものとする。

エ【報道機関等が実施する計画】

報道機関等は、防災知識の普及啓発に努めるものとする。

オ【住民等が実施する計画】

各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等へ積極的に参加するとともに、家庭防災会議を定期的に開き、以下の様な活動を通じて、防災意識を高めるものとする。

- (ア) 避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所の確認
- (イ) 発災時の連絡方法等（連絡方法や避難ルールの決め等）
- (ウ) 幼児や高齢者の避難についての役割の確認
- (エ) 災害用の非常持出袋の内容、保管場所の確認
- (オ) 備蓄食料の試食及び更新
- (カ) 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策
- (キ) 地域の防災マップの作成
- (ク) 地域の防災訓練など自発的な防災活動への参加
- (ケ) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え

カ【企業等が実施する計画】

企業等においても、災害発生時に企業が果たす役割を踏まえた上で、災害時の行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練の実施等防災活動を推進するよう努めるものとする。

キ【関係機関が実施する計画】

日本赤十字社長野県支部及び消防機関は、それぞれの普及計画に基づき、住民を対象に応急手当（救急法）の講習会を実施するものとする。

長野地方気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努めるものとする。

2 防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及

(1) 現状及び課題

危険物を使用する施設、病院及び社会福祉施設等の要配慮者利用施設、旅館・ホテル、駅、デパート等不特定多数の者が利用する施設の管理者の発災時の行動の適否は、非常に重要である。

したがって、これらの防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及を積極的に行っていく必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

防災上重要な各施設の指導部局は、その管理者等に対して発災時における行動の仕方、避難誘導について配慮すべき事項、どのような危険があるか、要配慮者に対する配慮等防災思想の普及徹底を行う。

イ【市町村が実施する計画】

市町村において管理している防災上重要施設については、その管理者等に対して発災時における行動の仕方、避難誘導について配慮すべき事項、どのような危険があるか、要配慮者に対する配慮等防災思想の普及徹底を行うものとする。

ウ【防災上重要な施設の管理者等が実施する計画】

防災上重要な施設の管理者等は、発災時に適切な行動をとれるよう各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等に積極的に参加し、防災知識の習得に努めるとともに、その管理する施設においても防災訓練を実施するものとする。

3 学校における防災教育の推進

(1) 現状及び課題

幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校（以下この節において「学校」という）において幼児及び児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という）が正しい防災知識を身につけることは、将来の災害に強い住民を育成するうえで重要である。

そのため、体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、指導時間の確保などを行ったうえで、学校における防災訓練等をより実践的なものにするとともに、学級活動等をとおして、防災教育を推進する。

(2) 実施計画

【県及び市町村が実施する計画】（県民文化部、教育委員会）

（ア） 学校においては、大規模災害にも対処できるように市町村その他関係機関と連携したより実践的な防災訓練の実施に努めるものとする。

（イ） 消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。

（ウ） 児童生徒等の発達段階に応じて、防災教育用教材やパンフレット等を活用して以下の事項等について指導を行い、自らの安全を確保するための行動及び他の人や集団、地域の安全に役立つことができる態度や能力を養うものとする。

- a 防災知識一般
- b 避難の際の留意事項
- c 登下校中、在宅中に災害が発生した場合の対処の方法
- d 具体的な危険箇所
- e 要配慮者に対する配慮

（エ） 教職員向けの指導資料の活用や研修会の実施等により、教職員の安全・防災意識の高揚を図るものとする。

4 地方公共団体の職員に対する防災知識の普及

(1) 現状及び課題

防災関係の業務に従事した経験のない職員の防災知識は、必ずしも十分とは言えない、そこで防災関係の職員はもちろん、それ以外の職員に対しても防災知識の普及を

図っていく。

(2) 実施計画

【県及び市町村が実施する計画】

県及び市町村は、各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等への参加を通じて、防災関係以外の職員に対しても次の事項について防災知識の普及、防災意識の高揚を図るものとする。

- ア 地震及び津波に関する一般的な知識
- イ 地震発生時の地震動及び津波に関する知識
- ウ 地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- エ 地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- オ 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- カ 地震対策として取り組む必要のある課題

5 大規模災害の教訓や災害文化の伝承

(1) 現状及び課題

過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていく必要がある。

(2) 実施計画

ア 【県及び市町村が実施する計画】(危機管理部)

過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努めるものとする。

また、国土地理院と連携して、自然災害伝承碑（災害に関する石碑やモニュメント等）の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

さらに、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。

イ 【住民が実施する計画】

住民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。

第33節 防災訓練計画

第34節 災害復旧・復興への備え

第35節 自主防災組織等の育成に関する計画

→ 風水害対策編 参照

第36節 企業防災に関する計画

第1 基本方針

災害時、企業には、従業員の生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生など、多岐にわたる企業の果たす役割が求められている。

各企業において、これら的重要性を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、災害時に重要業務を継続できる体制の整備や訓練、事業所の被害軽減方策の検討や耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進が必要となる。

また、施設、設備の安全性、耐震性等を確保するため、建築物の耐震診断や定期的な点検、検査を実施し、保守、補強などの整備を計画的に推進するものとする。

第2 主な取組み

- 1 施設・設備の点検を定期的に実施し、保守、補強を計画的に推進し安全性の向上を図る。
- 2 災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（B C P）を策定するとともに、防災訓練を実施し企業及び地域の防災力の向上に努める。

第3 計画の内容

(1) 現状及び課題

大規模災害の発生時には、社屋や設備等の被災により企業活動が停止する可能性がある。活動停止から復旧に至るまでは、ある程度日数を要することが予想され、企業の経済的損失や地域経済に与える影響も大きくなる。また、火災、建築物の倒壊、薬液の漏洩などは周辺地域に与える影響も大きく企業の社会的損失も大きい。企業は、企業活動が停止したり、二次災害が発生することのないよう、あらかじめ各種災害に対処する企業の防災体制を充実する必要がある。

また、火災や建物倒壊、洪水などによる被害の拡大防止を図るために、地域住民等による自主防災活動が重要であることから、企業においても地域の一員として地域住民と共に積極的に防災活動に参加し、地域に貢献する姿が望まれる。

(2) 実施計画

ア【県（全部局）、市町村が実施する計画】

- (ア) 職員の住民向け講座などの啓発活動や研修により、企業のトップから従業員に至るまでの防災知識の向上、防災意識の高揚を図るとともに、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図るものとする。
- (イ) 中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組み等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。
- (ウ) 企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。
- (エ) 要配慮者利用施設の所有者または管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。

イ【企業が実施する計画】

- (ア) 企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（B C P）を策定・運用するよう努めるものとする。
- (イ) 社屋内外の耐震化・安全化を推進し、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（B C M）の取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。特に食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、県、市町村等との協定の締結や、防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。
- (ウ) 組織力を生かした地域活動への参加、防災市民組織との協力など地域社会の安全性向上への貢献に努めるものとする。
- (エ) 防災資機材や水、食料等の非常用品の備蓄等、従業員や顧客の安全確保対策、安否確認対策に努めるものとする。
- (オ) 地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。

第37節 ボランティア活動の環境整備

第38節 災害対策基金等積立及び運用計画

→ 風水害対策編 参照

第39節 震災対策に関する調査研究及び観測

第1 基本方針

地震による災害は、その災害事象が広範かつ複雑であり、震災対策の推進においては、様々な分野からの調査研究が重要となる。

既に、国においても、地震予知研究をはじめ様々な研究が行われているところであるが、近年の都市部への人口集中、建物の高層化、ライフライン施設への依存度の増大等災害要因は一層多様化しているため、関係各機関においても科学的な調査研究を行い、総合的な地震対策の実施に結びつけていくことが重要である。

県においては、地震被害想定調査を実施し、県内における被害想定を行っているところであるが、さらに、最新のデータを用い、科学技術等の進歩に対応した最も有効な手法を活用した調査研究を検討する必要がある。

第2 主な取組み

県・市町村・各機関が協力し、活断層及び地質の調査、地震に関する情報の収集整理等を推進する。

第3 計画の内容

1 【県が実施する計画】(危機管理部)

- (1) 国が行う、活断層の調査研究、観測施設の設置等に積極的に協力し、県内のデータの累積に努める。
- (2) 国が行う東南海・南海地震に関する長周期地震動や時間差発生等の調査研究に協力し、データの収集、累積に努める。
- (3) 松代地震センターの運営に参加し、地震関連データの収集、解析に努める。
- (4) 東京大学地震研究所、長野地方気象台から地震活動のデータの提供を受け整理・分析を行う。
- (5) 被害想定は、社会的条件の変化等によりその内容の更新が必要となるため、必要に応じ、見直しを図る。
- (6) 古文書の分析等の歴史学等も含めた総合的な研究について検討する。

2 【市町村が実施する計画】

- (1) 地域の災害特性や災害危険性を科学的・総合的に把握するため、防災アセスメントを実施し、その結果を計画の中で明らかにするものとする。
- (2) 国、県が行う、活断層の調査研究、観測施設の設置等に積極的に協力し、市町村内のデータの累積に努めるものとする。

第40節 観光地の災害予防計画

第41節 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

→風水害対策編 参照

第3章

災害応急対策計画

第1節 災害情報の収集・連絡活動

第1 基本方針

地震が発生し、緊急地震速報を受信した県、市町村及び放送事業者は、直ちに住民等への伝達に努めるものとする。

災害が発生した場合、各防災関係機関はただちに災害時における被害状況調査体制をとり、迅速・的確な被害状況の調査を行うものとする。この場合における調査責任機関、調査報告様式及び連絡ルート等は次によるものとする。

第2 活動の内容

1 緊急地震速報の伝達

(1) 伝達体制及び通信施設、設備の充実

緊急地震速報の伝達を受けた県、市町村及び放送事業者は、直ちに住民等への伝達が出来るように、その伝達体制及び通信施設、設備の充実に努める。

(2) 実施計画

ア 【県及び市町村が実施する対策】(危機管理部、県有施設管理部局)

伝達を受けた緊急地震速報を住民及び来庁者に直ちに伝達するため、その伝達体制及び通信施設、設備の充実を図るよう努めるものとする。

イ 【放送事業者が実施する対策】

緊急地震速報の伝達を受けた放送事業者は、直ちに住民等への伝達に努めるものとする。

2 報告の種別

(1) 概況速報

災害が発生したとき、災害対策本部を設置したとき、またはその他異常と思われる事態（大量の119番通報等）が発生したときは直ちにその概況を報告するものとする。

(2) 被害中間報告

被害状況を収集し逐次報告するとともに、先に報告した事項に変更のあった場合はその都度変更の報告をするものとする。

(3) 被害確定報告

同一の災害に対する被害調査が終了し、被害が確定したときに報告するものとする。

3 被害状況等の調査と調査責任機関

(1) 被害状況の調査は、次表に掲げる機関が関係の機関及び団体の協力を得て実施する。

調査に当たっては、関係機関は相互に連絡を密にし、正確な情報の把握に努めるものとする。

(2) 市町村は、被害が甚大である等、市町村において被害調査が実施できないときは、次表の協力機関に定める県現地機関等に応援を求めるものとし、県現地機関等は速やかに必要な応援を行い、被害情報等の把握に努める。

(3) 地域振興局長は、被災地における被害の状況から情報の収集・連絡体制の強化が必要であると認められる場合は、県危機管理防災課（総括調整班）に情報連絡員（県本部リエゾン）等の応援派遣を求めるものとする。この場合、県危機管理防災課（総括調整班）は必要な職員を速やかに派遣するものとする。

なお、派遣先において、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生及びまん延が

懸念される場合は、感染対策を適切に行うものとする。

- (4) 県・市町村は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努めるものとする。
- (5) 市町村は、特に行方不明者の数については捜索・救助体制の検討に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、当該市町村の区域内で行方不明となった者について、県警察本部の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

調査事項	調査機関	協力機関
概況速報	市町村	県関係現地機関
人的及び住家の被害	市町村	地域振興局
・高齢者等避難 ・避難指示等避難状況	市町村	地域振興局
社会福祉施設被害	施設管理者	保健福祉事務所
農・畜・養蚕・水産業被害	市町村	農業農村支援センター・家畜保健衛生所・食肉衛生検査所・水産試験場・農業協同組合
農地・農業用施設被害	市町村	地域振興局・土地改良区
林業関係被害	地域振興局・市町村・森林管理署	森林組合
公共土木施設被害	建設事務所・砂防事務所・市町村・地方整備局関係機関	
土砂災害等による被害	建設事務所・砂防事務所	
都市施設被害	市町村・流域下水道関係事務所	建設事務所
水道施設被害	市町村・企業局	地域振興局
廃棄物処理施設被害	市町村・施設管理者	地域振興局
感染症関係被害	市町村	保健福祉事務所
医療施設関係被害	施設管理者	保健福祉事務所
商工関係被害	市町村	地域振興局・商工会議所・商工会
観光施設被害	市町村	地域振興局
教育関係被害	設置者・管理者・市町村	教育事務所
県有財産被害	県関係機関	
市町村有財産被害	市町村	
公益事業関係被害	鉄道・通信・電力・ガス等関係機関	地域振興局
警察調査被害	警察署	市町村・警備業協会
火災速報	市町村	
危険物等の事故による被害	市町村	
水害等速報	水防関係機関	

4 被害状況等報告内容の基準

この計画における被害の程度区分の判定は、法令等に特別の定めがある場合を除くほか次表のとおりとする。

被害種類	認定基準
死 者	当該災害が原因で死亡し、遺体を確認したもの、または遺体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。
重 傷 者 軽 傷 者	災害のため負傷し、医師の治療を受けまたは受け必要のあるもののうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは1月未満で治療できる見込みのものとする。
住 家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
非 住 家	住家以外の建築物をいうものとする。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
住家全壊 (全焼・全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のものまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
住家半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
一部損壊	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
罹 災 世 帯	災害により全壊、半壊および床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
罹 災 者	罹災世帯の構成員とする。

5 災害情報の収集・連絡系統

(1) 報告様式

被害状況等の部門別及び被害種別の報告様式は、調査機関より県関係課にいたる報告様式、県関係課及び関係機関より県危機管理防災課（災害対策本部室）への報告様式、及び総括表とからなるが、それぞれの様式は資料編に掲載のものとする。なお、各報告について最終的な報告には市町村別内訳を添付するものとする。

(2) 連絡系統

被害状況等の収集・連絡系統は、本節末「別記」災害情報収集連絡系統に図示するところとする。これらのうち緊急を要する等の場合は、市町村は直接県関係課に報告し、その後において地域振興局等の機関に報告する。

(3) 関係機関における実施事項の概要

関係機関における被害状況等の収集、報告、通報等の実施事項の概要は次のとおりである。

ア 被害報告等

(ア) 県（本庁）の実施事項

- a 危機管理防災課（災害対策本部室）は、発災後直ちに県警察本部と連携し、ヘリコプターによる画像情報・目視情報等の概括的な情報の収集を行うとともに、得られた被害情報等を関係各課、関係機関及び消防庁に報告する。
- b 各課は、市町村単位または施設の種類別に被害状況をとりまとめる。
- c 各課は、とりまとめた被害状況を危機管理防災課（災害対策本部室）、関係行政機関（本省）、及び関係課に報告するものとする。
- d 危機管理防災課（災害対策本部室）は、各課及び関係機関の被害状況等をとりまとめ、すみやかに国（総務省消防庁）、その他関係省庁及び関係地方公共団体に報告するとともに、別節災害広報計画により報道機関に発表する。

この場合において、国に報告すべき災害は次のとおりとする。

- (a) 県において災害対策本部を設置した災害
- (b) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、特に報告の必要があると認められる程度の災害
- (c) (a)又は(b)に定める災害になるおそれのある災害

なお、この国への報告は、消防組織法第40条に基づく災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）により行う消防庁への報告と一体的に行うものとする。

- e 危機管理防災課（災害対策本部室）は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市町村等と連携の上、安否不明者等の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者等の絞り込みに努める。
- f 危機管理防災課（災害対策本部室）は、掌握した被害状況を必要に応じ自衛隊の連絡班に連絡する。
- g 危機管理防災課（応援・受援本部）は、地域振興局長から情報連絡員（県本部リエゾン）等の応援派遣を求められたときは、危機管理部長（災害対策本部室長）の指示により派遣の要否を決定する。
- h 危機管理防災課（災害対策本部室）は、県等が実施する応急対策等について、長野県防災情報システム等により、地域振興局、被災市町村、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関へ連絡する。

- i 危機管理防災課（災害対策本部室）は、市町村において通信手段の途絶等が発生し、災害情報の報告が十分なされていないと判断するときは、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等により、あらゆる手段を尽くして災害情報等の把握に努める。また、通信途絶地域の被害状況について、「長野県地震被害予測システム」を用いて被害を予測し、迅速な応急救助活動を行う。
- j 国が開催する連絡会議及び調整会議において、自らの対応状況や被災市町村等を通じて把握した被災地の状況等を関係省庁等に共有し、必要な調整を行うよう努める。

(イ) 県現地機関等の実施事項

- a 各課（所）は、市町村の被害状況について、長野県防災情報システム、情報連絡員（地方部リエゾン）等を通じて収集する。
- b 各機関の管理に属する施設の被害状況をとりまとめる。
- c 掌握した被害状況等を長野県防災情報システム等により、地域振興局総務管理（・環境）課及び県（本庁）の主管課に報告又は連絡する。
- d 地域振興局長は、被害規模が甚大である場合等で市町村及び関係現地機関における情報収集の円滑な実施が困難であると認められる場合は、県危機管理防災課（応援・受援本部）に情報連絡員（県本部リエゾン）等の応援派遣を求めるものとする。

(ウ) 市町村の実施事項

- a あらかじめ定められた「市町村地域防災計画」等における情報収集連絡体制をとり、第2の3において市町村が調査機関として定められている事項については被害状況等を調査のうえ、第2の4に定める様式及び連絡系統により県現地機関等に報告するものとする。なお、火災・災害等即報要領第3直接即報基準に該当する災害が発生した場合は、消防庁に対しても直接報告するものとする。
- b 市町村における体制のみでは、円滑な情報収集連絡の実施が困難であると認められる場合は地域振興局長に応援を求めるものとする。
- c 県庁舎の被災、通信の途絶等により、県との情報連絡がとれない場合は、国（総務省消防庁）に直接被害情報等の連絡を行うものとする。

この場合の対象となる災害は(ア)のdに定めるとおりとする。

なお、県との情報連絡が可能となった時点で、直ちに通常ルートに戻すものとする。

(エ) 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の実施事項

各機関は、その所管する施設について被害状況を調査し、その状況を県危機管理防災課（災害対策本部室）に連絡するものとする。

(オ) 「防災情報システム」が運用開始された際には、被害情報等による関係機関との情報共有に努める。

イ 地震情報

気象庁及び長野地方気象台は、地震発生後、地震に関する情報を次のとおり発表・伝達する。

(ア) 緊急地震速報（警報・予報）

緊急地震速報は、地震の発生直後に震源に近い地震計でとらえた観測データを解析して震源や地震の規模（マグニチュード）を直ちに推定し、これに基づいて各地での主要動の到達時刻や震度を推定し、可能な限り素早く知らせる地震動の警報及び予報である。

県、市町村、放送事業者等は、伝達を受けた緊急地震速報を市町村防災行政無線（個別受信機を含む。）等により住民への伝達を行うものとする。

市町村は、住民への緊急地震速報等の伝達に当たっては、市町村防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

a 緊急地震速報（警報）

最大震度5弱以上又は長周期地震動階級3以上^{の揺れが予想された場合に、震度4以上又は長周期地震動階級3以上}が予想される地域に対し、揺れにより重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表するもの。一般にはテレビ等を通じて伝えられる。

なお地震に対する特別警報は、震度6弱以上又は長周期地震動階級4の揺れが予想される場合に発表される緊急地震速報が該当する。これについては他の特別警報と異なり、県から市町村への通知、市町村から住民等への周知の措置が義務とはなっていない。

b 緊急地震速報（予報）

最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上もしくは長周期地震動階級1以上等と予想されたときに、主に高度利用者向けとして伝えられる。

(イ) 震度速報

震度3以上を観測した場合に発表する情報。

地震発生後約1分半で、震度3以上を観測した地域名と地震の揺れの検知時刻を速報。

(ウ) 地震情報（震源に関する情報）

震度3以上を観測した場合に発表する情報。ただし、津波警報または注意報を発表した場合は発表しない。

「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。

(エ) 地震情報（震源・震度に関する情報）

震度3以上を観測、津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想される、緊急地震速報（警報）を発表のいずれかに該当する場合に発表する情報。

地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表。

震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。

(オ) 地震情報（その他の情報）

顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。

(カ) 地震情報（各地の震度に関する情報）

震度1以上を観測した場合に発表する情報。

震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。

震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。

※地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表。

(キ) 地震情報（推計震度分布図）

震度5弱以上を観測した場合に発表する情報。観測した各地の震度データとともに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。

(ク) 長周期地震動に関する観測情報

震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上を観測した場合に発表する情報。

地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表（地震発生から10分程度で1回発表）。

ウ 水防情報

(ア) 雨量の通報（システム障害が発生した場合）

- a 県水防本部（災害対策本部設置後は水防班。以下同じ。）は、建設事務所長からの通報をとりまとめ、必要な情報を県危機管理防災課（災害対策本部設置後は災害対策本部室。以下同じ。）に通報する。
- b 建設事務所長は、各観測員等からの通報を受けて水防本部長に通報するとともに関係建設事務所長に通報する。
- c 雨量観測員は、「県水防計画書」に定める要領により観測した雨量を、所轄建設事務所長に通報する。

(イ) 水位の通報（システム障害が発生した場合）

- a 県水防本部は、建設事務所長からの通報をとりまとめ、必要な情報を県危機管理防災課（災害対策本部室）に通報する。
- b 建設事務所長は、各観測員等からの通報を受けて水防本部長に通報するとともに関係建設事務所長に通報する。
- c 水位観測員は、「県水防計画書」に定める要領により観測した水位を、所轄建設事務所長に通報する。

6 通信手段の確保

各防災関係機関は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能の確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧をすみやかに行うものとする。また、支障が生じた施設の復旧がなされるまでの間は、航空機、無人航空機等による目視・撮影、衛星携帯電話、各種移動無線通信機器及びアマチュア無線等の活用を図る。

(1) 【県が実施する事項】

- ア 県防災行政無線を活用し、必要に応じ統制を行う。（危機管理部）
- イ 可搬型移動無線、衛星携帯電話等の移動系無線機器の活用を図る。（危機管理部）
- ウ （一社）日本アマチュア無線連盟長野支部との協定に基づく活動を依頼する。（危機管理部）
- エ 必要に応じて、信越総合通信局に対し、災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車の貸出要請を行う。（危機管理部）
- オ NTT等の電気通信事業者に対し、通信の優先的な取扱いを要請する。（危機管理部）
- カ 県消防防災ヘリコプター又は県警ヘリコプターによるテレビ画像情報の送信を行う。（危機管理部、警察本部）

(2) 【市町村が実施する事項】

- ア 災害情報の共有ならびに通信手段確保のため市町村防災行政無線及び県防災行政無線の活用を図るものとする。
- イ 災害情報の共有ならびに通信手段確保のため可搬型移動無線、衛星携帯電話等移動無線機器の活用を図るものとする。
- ウ 必要に応じて、信越総合通信局に対し、災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車の貸出要請を行う。

(3) 【電気通信事業者が実施する事項】

- ア 災害時における県、市町村及び防災関係機関の重要通信確保を優先的に行うものとする。
- イ 速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害、復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び住民に対してわかりやすく情報提供（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）するよう努めるものとする。

別記 災害情報収集連絡系統

→ **風水害対策編 参照**

第2節 非常参集職員の活動

→風水害対策編 参照

第3節 広域相互応援活動

第1 基本方針

災害発生時において、その規模及び被害状況等から、被災市町村単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難な場合、地方公共団体相互、消防機機関相互及び公共機関等相互においては、法令及び応援協定に基づき、また、表の左欄に掲げる場合に行う具体的な広域応急対策活動は、それぞれ同表の中・右欄に掲げる応急対策活動要領及び計画に定めるところにより、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施するものとする。

また、県は、県内被災市町村における人的支援ニーズの把握に努め、県及び市町村による応援職員の派遣等だけでは対応が困難な場合は、応急対策職員派遣制度に基づく派遣要請を被災市区町村応援職員現地調整会議等において行うものとする。

なお、被災市町村にあっては、発災直後の概括的な被害状況等を迅速に把握し、応援要請に遅れが生じないようにするとともに、災害が発生した場合、災害応急業務等が急激に増加し、災害マネジメント、避難所運営、罹災証明書交付等のための要員の確保が必要になり、当該市町村の職員だけで対応していくことが困難な状況になることから、応援要請に当たっては、受入れ体制に十分配慮の上、総括支援チーム、応援職員の派遣要請を行うものとする。

また、被災地以外の市町村にあっては、被災地の被害状況等の情報収集を積極的に行うとともに、被災状況によっては、応援要請ができない可能性があることから、相互応援協定等により、必要に応じて先遣隊を派遣し、支援の必要性を判断することとする。

なお、派遣先において、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行うものとする。

<p>①東海地震に関する情報の1つである東海地震注意情報が発表された場合 ②東海地震に係る警戒宣言が発せられ、地震災害警戒本部が設置された場合 ③東海地震が発生し、その災害に対処するために緊急災害対策本部が設置された場合 また、事前の情報が発表されることなく、東海地震が突発的に発生した場合</p>	<ul style="list-style-type: none">「東海地震応急対策活動要領」（平成15年12月16日中央防災会議決定、平成18年4月21日修正）「東海地震応急対策活動要領」に基づく具体的な活動内容に係る計画」（平成16年6月29日中央防災会議幹事会申合せ、平成18年4月21日修正）
<p>①地震発生時の震央地名の区域が、「南海トラフの巨大地震モデル検討会」において設定された想定震源断層域と重なる区域であり、中部地方、近畿地方及び四国・九州地方のいずれの地域においても、震度6強以上の震度の観測又は大津波警報の発表のいずれかがあった場合 ②「南海トラフの巨大地震モデル検討会」において設定された想定震源断層域と重なる区域でM8.0以上の地震が発生し、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表される可能性がある場合</p>	<ul style="list-style-type: none">南海トラフ地震防災対策推進基本計画（平成26年3月28日中央防災会議決定）「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（平成27年3月30日中央防災会議幹事会決定、令和5年5月改定）

東京23区の区域において、震度6強以上の震度が観測された場合、又は東京23区の区域において震度6強以上の震度が観測されない場合においても、1都3県（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）の区域において相当程度の被害が生じていると見込まれる場合	・「首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（平成28年3月29日中央防災会議幹事会決定、令和5年5月改定）
<p>①地震発生時の震央地名の区域が、「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデル検討会」において設定された想定震源断層域と重なる区域であり、青森県、岩手県、宮城県のいずれの地域においても、震度6弱以上の震度が観測され、かつ、1道6県（北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県をいう。以下同じ。）のいずれの地域においても、大津波警報の発表があった場合</p> <p>②地震発生時の震央地名の区域が、「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデル検討会」において設定された想定震源断層域と重なる区域であり、北海道において震度6強以上の震度が観測され、かつ、1道6県のいずれの地域においても、大津波警報の発表があった場合</p> <p>③ただし、①又は②のいずれにも該当しない場合において、1道6県の地域で相当程度の被害が生じていると見込まれる場合</p>	・「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（令和5年5月23日中央防災会議幹事会決定）

第2 主な活動

- 1 被害の規模及び状況に応じ、広域受援計画に基づき速やかに応援を要請する。
- 2 災害覚知時に速やかな応援体制を整える。
- 3 応援要請側の円滑な受入れ体制を確立する。
- 4 応援活動に伴う経費を負担する。

第3 活動の内容

1 応援要請

(1) 基本方針

被災地方公共団体等においては、被害状況等の情報収集を早急に行い、他の地方公共団体等に対して応援要請を行う必要性の有無を速やかに判断するとともに、必要があると認めた場合は、直ちに応援要請、先遣隊の受入等を行い、効果的な応急措置が実施できる体制の確立を図るものとする。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】

(ア) 消防に関する応援要請（危機管理部）

a 市町村長等に対する指示

知事は、大規模地震災害等の非常事態の場合において、緊急の必要があるとき

は、市町村長、市町村（消防の事務を処理する一部事務組合を含む。）の消防長又は水防法に規定する水防管理者に対して相互応援協定の実施その他災害防御の措置に関して必要な指示を行う。

b 他都道府県に対する応援要請

(a) 知事は、大規模地震災害等の非常事態の場合において、これらの災害が発生した市町村長から消防の応援に関して、他都道府県の応援を要請され、かつ県内の消防力をもってはこれに対処できない、又は緊急性、地理的条件、被害状況等により、近隣都県に応援を要請することがより効果的等必要があると認められる場合は、次に掲げる事項について、消防組織法第44の規定により、速やかに消防庁長官に応援を要請する。また、その結果は要請市町村長に通知する。

- 緊急消防援助隊
- 「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づくヘリコプター
- その他、他都道府県からの消防隊

(b) 知事は、前項の場合において、災害の規模及び被害の状況等から緊急を要し、要請を待ついとまがなく、かつ必要があると認められる場合は、速やかに消防庁長官に応援要請をし、その旨及びその結果を被災市町村長に通知する。

(イ) 警察に関する応援要請（警察本部）

県公安委員会は、災害発生に伴う県内の警備対策等の実施に関し、必要があると認めるときは、次の事項を明らかにして、警察庁又は他の都道府県警察に対し、警察法第60条の規定に基づき、警察災害派遣隊の援助の要求を行うものとする。

〈援助の要求事項〉

- a 援助を必要とする理由
- b 援助を依頼する先の都道府県警察
- c 援助のための派遣を受けることが必要な人員及び装備
- d 派遣の日時、場所
- e 援助を必要とする期間等

(ウ) 消防・警察以外に関する応援要請等（危機管理部）

a 市町村長に対する要請

知事は、市町村において実施する応急措置等が的確かつ円滑に行われるため、特に必要があると認めるときは、他の市町村に対して応援すべきことを要請する。

この場合において、知事は次の事項を示さなければならない。

- (a) 応援すべき市町村名
- (b) 応援の範囲又は区域
- (c) 担当業務
- (d) 応援の方法

b 他の都道府県等に対する応援要請

(a) 知事は、大規模地震災害等が発生した場合において、その災害応急対策の実施に当たり、自己のもつ人員、資機材、物資等のみではこれに対処できない、又は緊急性、地理的条件、被害状況等により、他の都道府県等に応援を要請することがより効果的等必要があると認められる場合は、次に掲げる相互応援協定に基づき、速やかに他の都道府県知事等に応援を要請する。

また、次に掲げる相互応援協定以外の場合にも、一層の連携強化が図られるよう努めるとともに、国〔総務省〕と協力し、応急対策職員派遣制度（災害マ

ネジメント総括支援員による支援を含む。)に基づき、全国の地方公共団体による被災市町村への応援に関する調整を実施するものとする。

○ 「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」

全国知事会 47都道府県

○ 「震災時等の相互応援に関する協定」 関東地方知事会 1都9県

○ 「災害時等の応援に関する協定」 中部圏知事会 9県1市

○ 「中央日本四県（新潟県、山梨県、長野県、静岡県）の災害時の相互応援等に関する協定」 新潟県、山梨県、静岡県

(b) 知事は、前項の場合における相互応援協定に基づく応援を受けても十分な災害応急対策が実施できないと認められるときは、次に掲げる事項を明らかにして、災害対策基本法第74条の規定に基づき、他の都道府県知事等に応援を要請する。

〈応援の要請事項〉

○ 応援を求める理由及び災害の状況

○ 応援を必要とする職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間等

○ 応援を必要とする物資、資機材等の品名、数量、搬入場所等

○ その他必要な事項

(c) 大規模災害発生時等に、応援の要求を行うべき適当な相手方が見つからない場合や、仮に要求を行ってもなお不十分な場合には、国を介してその他都道府県に対して応援を要求する。

c 指定行政機関等に対する応急措置の実施要請等

(a) 知事は、応急措置を実施するため、又は、県内の市町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、災害対策基本法第70条第3項の規定に基づき、指定行政機関の長等に対し道路の啓開等について、応急措置の実施を要請する。

なお、職員の派遣要請については、「第2節 非常参集職員の活動」による。

(b) 被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に関する技術的な支援のため、国の緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)の出動を要請する。

イ【市町村が実施する対策】

(ア) 消防に関する応援要請

a 県内市町村に対する応援要請

市町村長（消防の事務を処理する一部事務組合の長を含む。）は、大規模地震災害等の非常事態の場合において、災害の規模及び被害状況等から、自己のもつ消防力のみではこれに対処できない、又は、緊急性、地理的条件、被害状況等により、県内の他市町村等に応援を要請することがより効果的等必要があると認められる場合は、長野県消防相互応援協定に基づき、速やかに他の市町村等の長に対し、応援を要請するものとし、その旨知事に連絡するものとする。

b 他都道府県への応援要請

市町村長（消防の事務を処理する一部事務組合の長を含む。）は、前項の場合における相互応援協定に基づく県内の他市町村からの応援を受けても十分に対処できないと認められるときは、次に掲げる消防組織法第44条の規定による他都道府県からの消防の応援を知事に要請するものとする。

(a) 緊急消防援助隊

(b) 「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づくヘリコプ

タ一

(c) その他、他都道府県からの消防隊

(イ) 消防以外に関する応援要請

a 他市町村に対する応援要請

市町村長は、大規模地震災害等の非常事態の場合において、災害の規模及び被害状況等から、自己のもつ人員、物資、資機材等のみでこれに対処できない、又は、緊急性、地理的条件、被害状況等により、他市町村に応援を要請することがより効果的等必要があると認められる場合は、事前に締結されている長野県市町村災害時相互応援協定に基づき、速やかにブロックの代表市町村の長等に対して応援を要請するものとし、その旨知事に連絡するものとする。

この場合において、当該代表市町村（代表市町村が被災した場合は、あらかじめ決められたブロック内の他の市町村）は被災市町村に先遣隊を派遣し、応援の必要性を判断するものとする。

なお、震度6強以上の地震が観測された市町村へは、自動的にブロックの代表市町村が先遣隊を派遣するものとする。

また、被災した市町村は、先遣隊に対し必要な情報を提供するものとする。

ただし、ブロックを構成する市町村の大半が被災し、当該ブロック内から先遣隊の派遣をおこなうことができない場合は、長野県市町村災害時相互応援協定に定められた応援ブロックから先遣隊を派遣し、応援の必要性を判断するものとする。

〈応援の要請事項〉

- 応援を求める理由及び災害の状況
- 応援を必要とする職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間等
- 応援を必要とする物資、資機材等の品名、数量、搬入場所等
- その他必要な事項

b 県に対する応援要請等

市町村長等は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、知事等に対し、前項に掲げる事項を明らかにして、災害対策基本法第68条の規定に基づき、応援を求め、又は、災害応急対策の実施を要請するものとする。

c 指定地方行政機関等に対する職員の派遣要請等

市町村長等は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、災害対策基本法第29条及び第30条の規定により、職員の派遣の要請、又は、あっせんを求めるものとする。

ウ【公共機関及びその他事業者が実施する対策】

公共機関及びその他事業者は、大規模地震災害等の非常事態の場合において、災害の規模及び被害の状況等から、自己のもつ人員、資機材等のみではこれに対処できない、又はできないことが予測される場合は、事前に締結されている相互応援協定等に基づき、速やかに他の公共機関及びその他事業者に応援を要請をするものとする。

2 応援体制の整備

(1) 基本方針

ア 相互応援協定等に基づく迅速な応援

応援活動は、被災地方公共団体等が必要とする応急措置等を、迅速かつ的確に行

うことが重要となることから、地方公共団体等は、災害時は、事前に締結されている相互応援協定等に基づき、速やかに情報収集を行うとともに、応援体制を整え、要請を受けた場合は、早急に出動する必要がある。

なお、地方公共団体等は職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。

イ 要請を待たない自主的出動等

通信の途絶等により要請がない場合でも、災害の規模等から緊急を要し、要請を待つことまがないと認められる時は、要請を待たないで自主的に出動等をする必要がある。

この場合、相互応援協定等により先遣隊を派遣し、情報収集等を行うものとする。

ウ 県外被災自治体への支援

県外で大規模災害が発生した場合も、被災した県外地方自治体に対し、県と市町村が一体となって支援を行うものとする。

(2) 実施計画

ア 【県（危機管理部、関係各部局）、市町村、公共機関及びその他事業者が実施する対策】

(ア) 情報収集及び応援体制の確立

県、市町村、公共機関及びその他事業者（以下「応援側」という。）は、災害時は、速やかに災害規模等の情報収集を行うとともに、応援体制を整え、被災地方公共団体等（以下「要請側」という。）から要請を受けた場合は、直ちに出動するものとする。

(イ) 指揮

応援側は、要請側の指揮の下で、緊密な連携を図りながら応援活動を実施する。

(ウ) 自給自足

応援側は、要請側の負担とならないよう、自給自足の応援体制及び応援期間が長期に及ぶ場合も想定した職員等の交替について留意するものとする。

(エ) 自主的活動

通信の途絶等により要請がなく、かつ連絡ができない場合において、災害の規模等から緊急を要し、要請を待つことまがないと認められるときは、事前に締結されている相互応援協定等に基づき、自主的に応援活動を行うものとする。

イ 【長野県合同災害支援チームが実施する対策】

(ア) 長野県外で大規模な災害が発生した場合、被災した県外地方自治体に対し、県と市町村が一体となって的確な支援を行うものとする。

(イ) 県及び市町村は、「長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に関する協定書」（資料編参照）に基づき支援を行うものとする。

(ウ) 主な支援内容は以下のとおり。

a 被災県等への職員派遣及び物資の提供

b 被災者の受入及び施設の提供

(a) 県内医療機関での傷病者の受入

(b) 県内での避難所、応急仮設住宅等の提供

c その他被災県等との協議の中で必要と認めた支援

3 受援体制の整備

(1) 基本方針

他の地方公共団体等から応援を受ける場合において、応援側地方公共団体等が要請側地方公共団体等と協力して、円滑かつ効果的な応急措置を実施するためには、要請側地方公共団体等の円滑な受け入れ体制の整備が重要になる。

(2) 実施計画

【県（危機管理部、関係各部局）、市町村、公共機関及びその他事業者が実施する対策】

円滑な受け入れ体制の整備のため、予め、応急対応業務に必要な物資、人員等について、地域防災計画、受援計画、避難所運営マニュアル、業務継続計画等に規定し、不足が見込まれる場合は、協定等、他からの応援により確保する方法を検討しておくものとする。

また、応援を受けた場合の配置、指揮命令系統等、応援活動に必要な基本的事項の整備をするものとする。

4 経費の負担

- (1) 国から県又は市町村に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法並びに他都道府県、他市区町村から県又は市町村に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は所定の方法による。（災害対策基本法施行令第18条）
- (2) 前項以外の応援に要した経費は、法令その他に特別の定めがある場合を除き、事前に締結された相互応援協定等に定められた方法によるものとする。

広域相互応援体制図

長野県市町村災害時相互応援協定連絡調整系統 → 風水害対策編 参照

第4節 ヘリコプターの運用計画

第5節 自衛隊の災害派遣

第6節 救助・救急・医療活動

→風水害対策編 参照

第7節 消防・水防活動

第1 基本方針

大規模地震等発生時においては、建築物の倒壊等の直接的な被害とともに、二次的に発生し、多くの人的、物的被害を及ぼす同時多発火災に対する初期消火、延焼拡大防止活動及び救助・救急活動等の消防活動並びに当該地震により、堤防その他の施設が損壊し、浸水等の被害が発生し又は発生するおそれがある場合における水防活動を、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ効果的に実施する。

また、自らの消防力又は水防力のみでは、充分な応急措置が実施できない、又は実施することが困難と認められるときは、相互応援協定等に基づき、速やかに他の地方公共団体等に応援を要請し、応急措置に万全を期する。

第2 主な活動

- 1 二次的に発生する同時多発火災による被害の拡大を防止するため、初期消火、延焼拡大防止活動及び救助・救急活動等の消防活動を行う。
- 2 堤防その他、施設の損壊による浸水等の被害を防止するため、監視、警戒及び水防作業等の水防活動を行う。

第3 活動の内容

1 消防活動

(1) 基本方針

大規模地震発生時においては、二次的に発生する同時多発火災による被害の拡大防止を図る必要があり、まず住民等による火災発生防止対策及び火災発生時の初期消火活動が重要になる。

また、当該火災が発生した場合、消防機関は、関係機関、自主防災組織等と連携し、自らの消防力及び必要に応じて他の地方公共団体に応援を要請し、延焼拡大防止及び救助・救急等の消防活動を行うものとする。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】(危機管理部)

(ア) 知事は、被害状況等を速やかに把握し、緊急の必要があるときは、市町村長、市町村（消防の事務を処理する一部事務組合を含む。）の消防長又は水防法に規定する水防管理者に対して、相互応援協定の実施その他消防活動に関し、必要な指示をするとともに、市町村長等からの要請又は必要に応じて、他の地方公共団体等への応援要請等を「第3節 広域相互応援活動」及び「第5節 自衛隊の災害派遣」により行う。

(イ) 市町村長等の要請に基づき、消防防災ヘリコプター等による、偵察、救助活動等を実施する。

イ【市町村が実施する対策】

(ア) 消火活動関係

a 出火防止及び初期消火

住民及び事業者等に対し、出火防止及び初期消火の徹底についての広報を行うものとする。

b 情報収集及び効率的部隊配置

管轄区域内の火災発生状況、消火栓・防火水槽等の被害状況及び県警察・道路管理者との連携、出動隊の報告等による道路状況等の情報収集を速やかに実施し、重点的、効果的な部隊の配置を行うものとする。

特に、大規模な同時多発火災発生時においては、あらかじめ定めた火災防ぎよ計画等により、重要防ぎよ地域等の優先等、消防力の効率的運用を図るものとする。

また、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ的確な消火活動を行うものとする。

c 応援要請等

(a) 市町村長（消防の事務を処理する一部事務組合の長を含む。）は、速やかな被害状況等の把握を行い、当該状況から、消火活動に関して自らの消防力のみでは対処できない、又は対処できないことが予測される等緊急の必要があると認めるときは、他の地方公共団体等に対する応援要請等を「第3節 広域相互応援活動」及び「第5節 自衛隊の災害派遣」により行うものとする。

(b) 市町村長は、ヘリコプターの支援を求めようとするときは、「第4節 ヘリコプターの運用計画」により要請するものとする。

(イ) 救助・救急活動

大規模地震発生時においては、救助・救急需要が増大し、かつ広範囲にわたることが予想されることから、住民、自主防災組織等の協力及び県警察、医療機関等関係機関との連携を図るとともに、必要に応じて、相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、迅速かつ的確な救助・救急活動を行うものとする。

なお、本項については、第6節「救助・救急・医療活動」に定める。

ウ【住民、事業所及び自主防災組織等が実施する対策】

(ア) 出火防止、初期消火活動等

住民等は、地震発生時には、使用中のコンロ、ストーブ、その他火災発生原因となる火気器具等は、直ちにその使用を中止して、火災の発生を防止するとともに、火災が発生した場合は、積極的な初期消火活動の実施及び消防機関への協力に努めるものとする。

また、自主防災組織等においても初期消火活動を実施するとともに、消防機関に協力して延焼拡大の防止に努めるものとする。

なお、住民等は、避難の際、ブレーカーの遮断を行い、避難後における電気器具からの出火防止を図るものとする。

(イ) 救助・救急活動

住民同士等により、自発的に負傷者の救助・救急活動を行うとともに（共助）、消防機関等に協力するものとする。

特に、道路交通網の寸断が予想されることから、消防機関等の現場到着前の初期における救助・救急活動は、人命救助の上から重要となるので、積極的に行うよう努めるものとする。

2 水防活動

(1) 基本方針

大規模地震発生時において、河川等の護岸、堤防の損壊及び山腹の崩壊等によるせき止め、溢流、氾濫等により水害が発生し、又は発生が予想される場合、これを警戒し、防御し、また、これによる被害を軽減するため、水防体制を確立して、諸情勢の

的確なる判断のもとに円滑な水防活動を実施する。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】(建設部)

大規模地震発生時において、その区域における水防管理団体が行う水防活動が十分に行われるよう、長野県水防本部を設置し、次に掲げる事項を行う。

(ア) 情報の収集・伝達

地震による河川等の護岸、堤防の損壊及び山腹の崩壊等によるせき止めの情報並びに水防に関する雨量・水位等の情報を速やかに収集し、水防管理者（市町村長）、関係機関等へ伝達する。

(イ) 警報等

県が管理する河川において、河川等の護岸、堤防の損壊及び山腹の崩壊等によるせき止め、溢流、氾濫等により水防活動の必要が認められるときは、水防警報を発令する等の方法により、水防管理者（市町村長）及び関係機関等へ伝達する。

(ウ) 被害状況等の把握・指示

浸水等による被害の状況等の情報を収集し、水防管理者（市町村長）、関係機関等へ伝達するとともに、緊急を要する場合等は、必要な指示等を行う。

(エ) 水防資器材の貸与等

水防管理者の備蓄する水防資器材に不足が生じたときは、所管する水防資器材の貸与等を行う。

(オ) 市町村長（水防管理者）から水防活動に関して他都道府県の応援を要請された場合又は必要に応じて、他の地方公共団体等に対する応援要請等を「第3節 広域相互応援活動」及び「第5節 自衛隊の災害派遣」により行う。

イ【市町村（水防管理団体）が実施する対策】

(ア) 監視・警戒活動

水防管理者（市町村長）は、地震発生後、その管轄する水防区域において、ダム、河川、ため池等の護岸、堤防等の巡視を行い、早期に損壊箇所及び危険箇所等を把握し、必要な応急措置をとるものとする。

(イ) 通報・連絡

水防管理者（市町村長）は、監視・警戒活動によって損壊箇所及び危険箇所等を発見したときは、直ちに施設の管理者等へ通報するとともに、水防活動に必要な人員及び資器材を確保するものとする。

(ウ) 水防活動の実施

水防管理者（市町村長）は、損壊箇所及び危険箇所等に対して、できる限り氾濫等による被害が拡大しないように、その応急措置として現場の状況、工作物の構造及び使用材料等を考慮して、迅速かつ適切な水防活動を実施するものとする。

また、重機による水防活動が必要な場合等においては、必要に応じて、民間業者等の協力を得るものとする。

(エ) 応援による水防活動の実施

a 市町村長（水防管理者）は、速やかな被害状況等の把握を行い、当該状況から、水防活動に関して自らの水防力のみでは対処できない、又は対処できないことが予測される等緊急の必要があると認めるときは、他の地方公共団体等に対する応援要請等を「第3節 広域相互応援活動」及び「第5節 自衛隊の災害派遣」により行うものとする。

b 市町村長（水防管理者）は、ヘリコプターの支援を求めるようとするときは、「第4節ヘリコプターの運用計画」により、要請するものとする。

ウ【ダム・水門等の管理者が実施する対策】

ダム等の管理者は、地震発生後、所管するダム等の巡視を行い、破損又は決壊の危険が生じた場合は、速やかに下流域の被害を及ぼす範囲の市町村、警察、その他関係機関にその状況を連絡し、地域住民の避難等が迅速に行えるように措置するものとする。

また、河川等の護岸、堤防の損壊及び山腹の崩壊等によるせき止め、溢流、氾濫等による水害時又は水害のおそれがあると認めたときは、それぞれ定められた操作規則等に基づいて、的確な操作を行うものとする。

特に、施設からの放流の影響が極めて大きいダム等の操作にあたっては、下流域の水防管理者及びその他関係機関へその状況を迅速に通報するものとする。

エ【関係機関が実施する対策】(地方整備局)

(ア) 警報等

国が管理する河川において、河川等の護岸、堤防の損壊及び山腹の崩壊等によるせき止め、溢流、氾濫等により水防活動の必要が認められるときは、水防警報を発令する等の方法により関係機関等へ伝達するものとする。

(イ) 水防資器材の貸与等

水防管理者の備蓄する水防資器材に不足が生じたときは、所管する水防資器材の貸与等を行うものとする。

第8節 要配慮者に対する応急活動

第9節 緊急輸送活動

→ 風水害対策編 参照

第10節 障害物の処理活動

第1 基本方針

発災後は、直ちに復旧作業、救援活動を開始することから、これら活動を阻害する道路上の放置車両や立ち往生車両、被災車両及び倒壊物件等による交通障害を直ちに除去し、作業車両、救援車両の交通路を優先して確保しなければならない。

障害となる物件の除去は、その所有者又は管理者が行うものであるが、先遣隊等を派遣して障害情報を早期に収集し、障害物除去に対処することが必要である。また、障害物の集積、処分に当たっては、その集積場所の確保に加え、複雑な権利関係をも考慮に入れた、速やかな物件の集積、処分ができるよう措置する必要がある。

第2 主な活動

- 1 障害物の除去処理については、関係機関との連携のもと、原則として、障害となる物件の所有者又は管理者が行う。
- 2 除去障害物の集積、処分方法については、原則として除去障害物の所有者又は管理者が集積場所の事前選定と速やかな処分を行う。

第3 活動の内容

1 障害物除去処理

(1) 基本方針

障害となる物件の除去は、その所有者又は管理者が行うものであるが、復旧作業車両、救援車両の交通路を優先して確保するため、障害物の権利関係に留意しつつ、緊急輸送道路上の放置車両、被災車両及び倒壊物件等の交通障害物を直ちに除去する。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】(各部局)

(ア) 実施機関

- a 県管理の道路施設上の障害物の除去は、建設部が警察本部等関係部局の協力を得て行う。
- b その他の施設、敷地内の障害物の除去は、その所有者又は管理者が行う。

(イ) 障害物除去の方法

- a 自らの組織、労力、機械器具を用い又は建設業者等の協力を得て、速やかに行う。
- b 除去作業は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行う。
- c 緊急輸送道路の障害物を確認するため、発災と同時に当該輸送道路を通行止めとする。(警察本部)
- d 交通障害の早期把握のため、先遣隊を派遣する。(警察本部)
- e 障害の除去のため、レッカー車、クレーン車の出動要請を行う。(警察本部)
- f 障害物排除用車両誘導のため、パトカー等による誘導を行う。(警察本部)

(ウ) 放置車両等の移動等

- a 通行禁止区域等において緊急車両の通行の妨害となり災害応急対策に著しい障害が生じるおそれがあると認められる場合には、放置車両等を付近の道路外の場所に移動等する。(警察本部)
- b 県管理の道路上で、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動

等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。(建設部)

- c 道路管理者である市町村に対し、必要に応じて、緊急通行車両の通行ルートを確保するため広域的な見地から指示を行う。(建設部)

(エ) 必要な資機材等の整備

- a 資機材及び要員の調達、提供については、建設業協会等との協定に基づき、資機材等を確保する。
 - b 建設業協会等との協定に基づき調達された資機材等の集積場所又は要員の集合場所は、除去作業現場等とする。
- (オ) 応援協力体制
- a 緊急輸送道路として確保すべき農林道上の障害物については、速やかに除去されるよう市町村を支援する。(農政部、林務部)
 - b 市町村等から応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置をとる。

イ【市町村が実施する対策】

(ア) 障害物の除去作業は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行うものとする。

(イ) 放置車両等の移動等

- a 市町村管理の道路上で、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。

- b 運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。

(ウ) 応援協力体制

- a 市町村に所在する各機関等から応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置をとるものとする。

- b 市町村限りでの実施が困難なときは、知事等に応援協力を要請するものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】(各機関)

(ア) 実施機関

自己の所有又は管理する障害物(工作物を含む。)の除去は、その者が行うものとする。

(イ) 障害物除去の方法

除去作業は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行うものとする。

(ウ) 放置車両等の移動等

- a 道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。

- b 運転者がいない場合等においては、道路管理者は自ら車両の移動等を行う。

(エ) 必要な資機材等の整備

障害物の除去範囲及び多寡により、それぞれ対策を立てるものとする。

(オ) 応援協力体制

- a 各機関限りで実施困難のときは、市町村長に応援協力を要請するものとする。

- b 市町村等から応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置をとるものとする。

2 除去障害物の集積、処分方法

(1) 基本方針

障害物の集積、処分は、その障害物の所有者又は管理者が行うものであるが、一時的に多量に出る障害物が二次災害の原因となるなどの事後支障を生じさせないため、集積場所の確保、障害物の権利関係を事前又は発災後直ちに確認し、速やかな物件の集積、処分を行う。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】(各部局)

(ア) 実施機関

- a 県管理の道路施設上の障害物に係る集積は建設部が行い、処分は環境部等関係部局の協力を得て、その所有者又は管理者が行う。
- b その他の施設、敷地内の障害物の集積、処分は、その所有者又は管理者が行う。

(イ) 障害物の集積、処分の方法

- a 自らの組織、労力、機械器具を用い又は建設業者等の協力を得て、速やかに行う。
- b 集積、処分は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行う。

(ウ) 必要な資機材等の整備

- a 資機材及び要員の調達、提供については、建設業協会等との協定に基づき、資機材等を確保する。
- b 建設業協会等との協定に基づき調達された資機材等の集積場所又は要員の集合場所は、集積又は処分作業現場等とする。

(エ) 障害物の集積場所（全部局）

それぞれの実施者において判断するものとするが、おおむね次の場所に保管又は処分するものとし、用地管理者等と協議し、あらかじめ選定した場所とする。

なお、災害の状況によっては、河川敷、緑地帯等を一時使用する。

- a 保管するものについては、その保管する障害物に対応する適当な場所
- b 処分するものについては、実施者の管理する遊休地及び空地その他処分に適当な場所
- c 障害物が二次災害の原因にならないような場所
- d 広域避難場所として指定された場所以外の場所

(オ) 応援協力体制

市町村等から応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置をとる。

イ【市町村が実施する対策】

- (ア) 障害物の集積、処分は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行うものとする。

(イ) 応援協力体制

- a 市町村に所在する各機関等から集積、処分について応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置をとるものとする。
- b 市町村限りでの実施が困難なときは、知事等に応援協力を要請するものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】(各機関)

(ア) 実施機関

各機関の施設、敷地内の障害物に係る集積、処分は、その所有者又は管理者が

行うものとする。

(イ) 障害物の集積、処分の方法

- a　自らの組織、労力、機械器具を用い又は建設業者等の協力を得て、速やかに行うものとする。
- b　集積、処分は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行うものとする。

(ウ) 必要な資機材等の整備

障害物の多寡により、それぞれ対策を立てるものとする。

(エ) 障害物の集積場所

それぞれの実施者において判断するものとするが、おおむね次の場所に保管又は処分するものとし、用地管理者等と協議し、あらかじめ選定した場所とするものとする。

- a　保管するものについては、その保管する障害物に対応する適当な場所
- b　処分するものについては、実施者の管理する遊休地及び空地その他処分に適当な場所
- c　障害物が二次災害の原因にならないような場所
- d　広域避難場所として指定された場所以外の場所

(オ) 応援協力体制

- a　各機関限りで実施困難のときは、市町村長に応援協力を要請するものとする。
- b　市町村等から応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置をとるものとする。

第11節 避難受入及び情報提供活動

第1 基本方針

地震時においては、建築物の破損、火災、崖崩れ等が予想され地域住民の身体、生命に大きな被害を及ぼすおそれがあるので、避難に係る的確な応急対策は第1次的実施責任者である市町村長が中心に計画作成をしておくものとする。

その際、要配慮者についても十分考慮するものとする。

特に、県内には、多くの要配慮者利用施設が土砂災害警戒区域等内に所在しているため、避難指示、警戒区域の設定並びに避難誘導の実施にあたっては、これらの施設に十分配慮するものとする。

第2 主な活動

- 1 市町村長等は適切に避難指示を発令し、速やかにその内容を住民に周知する。
- 2 市町村長等は必要に応じ警戒区域の設定を行う。
- 3 避難誘導に当たっては、要配慮者に配慮し、誘導員は的確な指示を行う。
- 4 市町村は避難者のために指定避難所を開設し、良好な避難生活を確保する。
- 5 県及び市町村は、広域的な避難が必要な場合は、相互に連携し、速やかな避難の実施に努める。
- 6 県及び市町村は、速やかに住宅の確保等を行う。
- 7 県、市町村及び関係機関は、被災者等への的確な情報伝達を行う。

第3 活動の内容

1 避難指示

(1) 基本方針

地震に伴う災害により、人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要と認められる場合には、住民に対して避難指示を発令する。

発令者は、関係機関相互に緊密な連携を図りながら、地域住民の積極的な協力を得て、災害情報の迅速かつ的確な収集に努めるとともに、避難指示を行った場合は、速やかにその内容を住民に周知するものとする。

(2) 実施計画

ア 実施機関

(ア)	実施事項	機 関 等	根 拠	対象災害
避難指示	市町村長	災害対策基本法第60条	災害全般	
	<u>知事</u>	<u>災害対策基本法第60条</u>	<u>災害全般</u>	
	水防管理者	水防法第29条	洪水	
	知事又はその命を受けた職員	水防法第29条・地すべり等防止法第25条	洪水及び地すべり災害全般	
	警察官	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条	災害全般	
	自衛官	自衛隊法第94条	災害全般	
	指定避難所の開設、受入	市町村長		

- (イ) 知事は、災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、前表における市町村長の事務を、市町村長に代わって行う。
- (ウ) 県、指定行政機関及び指定地方行政機関は、市町村から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、避難指示の対象地域、判断時期等について助言するものとする。

イ 避難指示の意味

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときに、必要と認める地域の必要と認める居住者等（居住者、滞在者その他の者をいう。以下同じ。）に対し、避難のための立退きを指示することをいう。

ウ 措置及び報告、通知等

- (ア) 市町村長及び消防機関の長の行う措置

a 避難指示

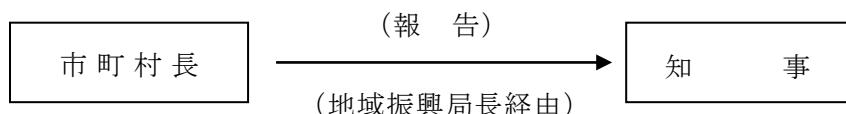
災害時において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、国の「避難情報に関するガイドライン」等を参考に、次の地域の居住者等に対し、避難指示を発令するものとする。

- (a) 火災が随所に発生し、炎上火災の危険があり人的災害が予測される地域
(b) 炎上拡大地域の風下に隣接し、延焼の危険が大きな地域
(c) 避難路の断たれる危険のある地域
(d) 爆発火災が発生し、再爆発の危険圏内にある地域
(e) 酸素欠乏もしくは、有毒ガス等が大量に流出し、広域にわたり人的被害が予想される地域

このほか、土砂災害や洪水については、風水害対策編に準じて対応するものとする。

なお、地震発生時には、気象警報等の発表基準が引き下げられる場合があることに留意する。

b 報告（災害対策基本法第60条）



(報告様式は第1節災害情報の収集・連絡活動第2の4参照)

※ 避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに、知事に報告する。

- (イ) 水防管理者の行う措置

a 指示

水防管理者は、洪水のはん濫により危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し、避難の立ち退きを指示する。

b 通知（水防法第29条）



(ウ) 知事又はその命を受けた職員の行う措置

- a 洪水のための指示
水防管理者の指示と同じ
- b 地すべりのための指示（地すべり等防止法第25条）
地すべりにより危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し、避難の立ち退きを指示する。



(エ) 警察官の行う措置

a 指示

二次災害等の危険場所等を把握するため、各警察署毎に調査班を編成し、住宅地域を中心に区域を定めて調査を実施する。

把握した二次災害危険場所等については、市町村災害対策本部等に伝達し、避難指示等の発令を促す。

さらに、的確な避難の指示・誘導を行うため、災害警備本部等が各現場における避難の指示・誘導を一元的に統制できる体制の整備と通信手段を確保する。

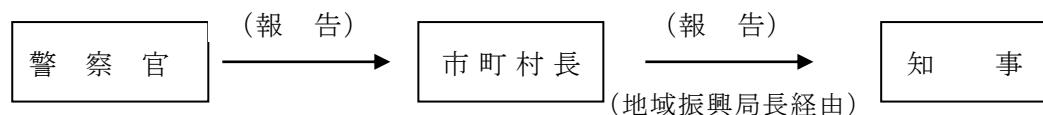
- (a) 住民の生命、身体の安全を最優先とした避難・誘導に努めること。
- (b) 市町村関係者と緊密な連絡体制を保持すること。
- (c) 市町村長による避難の指示ができないと認めるとき、又は市町村長から要求のあったときは、警察官は災害対策基本法第61条により、必要と認める地域の必要と認める居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退き又は緊急安全確保措置を指示する。

この避難指示に従わない者に対する直接強制は認められない。

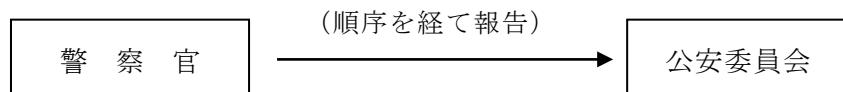
- (d) 被害発生の危険が急迫した場合には、警察官職務執行法第4条に基づいて関係者に警告を発し、または避難させる強制手段を講ずる。
- (e) 避難のための指示を行うにあたっては、関係機関と協力し、広報車等により、避難の理由、指定緊急避難場所、避難路等を明確に指示し、迅速な周知徹底を図る。
- (f) 被災地域、災害危険個所等の現場の状況を把握したうえ、安全な避難経路を選定し、避難場所へ避難誘導を行う。
- (g) 避難誘導にあたっては、高齢者及び障がい者等避難行動要支援者については可能な限り車両等を活用して避難誘導を行うなど、その措置に十分配慮する。
- (h) 警察署に一次的に受け入れた避難住民については、市町村等の指定避難所の整備が整った段階で当該施設に適切に誘導する。
- (i) 被留置者の避難等の措置につき、迅速に判断し、これを的確に実施する。

b 報告、通知

- (a) 上記 a (c)による場合（災害対策基本法第61条）



(b) 上記 a (d)による場合（警察官職務執行法第4条）

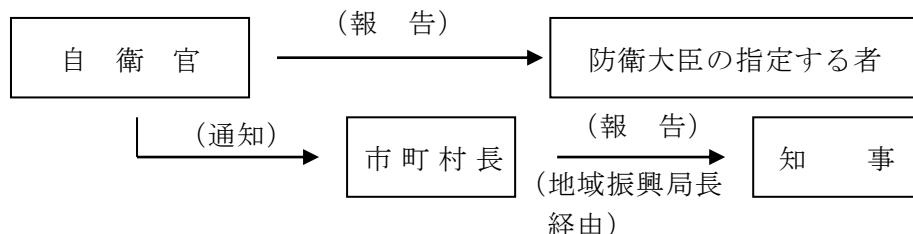


(オ) 自衛官

a 避難等の措置

自衛隊法第83条により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官がその場にいない場合に限り「(エ) a 警察官職務執行法第4条による措置」による避難等の措置をとる。

b 報告（自衛隊法第94条）



工 避難指示の時期

地震災害時の火災の拡大延焼、ガス等の流出拡散、崖崩れ等により広域的に人命の危険が予測される場合、その他住民の生命及び身体を災害から保護するため必要とする場合に発する。

なお、避難指示を解除する場合には、十分に安全性の確認に努めるものとする。

オ 避難指示の内容

避難指示の発令に際して、次の事項を明確にする。

- (ア) 発令者
- (イ) 発令日時
- (ウ) 避難情報の種類
- (エ) 対象地域及び対象者
- (オ) 緊急避難場所
- (カ) 避難の時期・時間
- (キ) 避難すべき理由
- (ク) 住民のとるべき行動や注意事項
- (ケ) 避難の経路または通行できない経路
- (コ) 危険の度合い

カ 住民への周知

(ア) 避難指示の発令者は、速やかにその内容を市町村防災行政無線、広報車等のあらゆる広報手段を通じ又は直接住民に対し周知する。

避難の必要が無くなった場合も同様とする。

特に、避難行動要支援者については、個々の態様に配慮した避難支援計画により、確実に伝達する。

(イ) 市町村長以外の発令者は、住民と直接関係している市町村長と緊密な連絡を取り、周知徹底を図る。

震災対策編 第3章第11節 避難受入及び情報提供活動

- (ウ) 市町村長は、災害による危険地域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるため、警鐘、サイレン等による周知方法を定めておき、あらかじめ周知しておくものとする。
- (エ) 避難のため立ち退くべき地域が広範囲であるとき、ラジオ、テレビ放送による周知がより効果的であるとき、市町村長は、県に連絡し、ラジオ、テレビによる放送を要請する。
- 県は「災害時における放送要請に関する協定」に基づき放送機関に対して放送を要請する。要請を受けた放送機関は危険地域の住民に周知徹底するため、放送時間、放送回数等を考慮して放送する。
- (オ) 県及び市町村は、関係事業者の協力を得つつ、市町村防災行政無線、Lアラート（災害情報共有システム）、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等あらゆる広報手段を活用して、警報等の伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。
- (カ) 避難情報や災害情報の周知のため、防災行政無線をはじめとして、コミュニティ放送、ケーブルテレビ、有線放送、電子メール等のほか、地域住民の協力による伝達など多様な手段を用い、避難に関する情報及び被災状況や生活支援等に関する各種情報の伝達を適時に行うとともに、災害の状況によっては臨時災害放送局の開設を検討するものとする。

キ 避難行動要支援者の状況把握及び避難支援

県及び市町村は、災害発生後直ちに避難支援計画に基づき、民生・児童委員、自主防災組織、消防、警察等関係機関の協力を得て、避難行動要支援者の安否、保健福祉サービスの要否等について迅速かつ的確な把握に努める。

また必要に応じて、避難行動要支援者名簿を活用した避難行動要支援者の避難支援を行うものとする。

ク 県有施設における避難活動

地震等災害発生時においては、火災、ガス管の破損等により、来庁者及び職員に被害を及ぼすおそれがあるため、在庁者の避難に係る的確な応急対策を行い、その際、要配慮者に十分配慮する。

- (ア) 施設の管理者は、災害時において在庁者に危険があると予測される場合又は在庁者の生命及び身体を災害から保護するために必要な場合は避難の誘導を行う。
- (イ) 避難指示が発令された場合は、速やかに内容を庁内放送、自衛消防団員等による伝令等あらゆる広報手段を通じ周知を行う。

2 警戒区域の設定

(1) 基本方針

災害が発生し又は発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとときに警戒区域を設定する。

(2) 実施計画

ア 実施者

- (ア) 市町村長、市町村職員（災害対策基本法第63条）
- (イ) 水防団長、水防団員、消防職員等（水防法第21条）
- (ウ) 消防吏員、消防団員（消防法第28条）
- (エ) 警察官（上記法で各実施者が現場にいない場合、又は依頼された場合）

(オ) 自衛隊法第83条第2項の規定により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（災害対策基本法第63条第3項－市町村長又はその職権を行う者がその場にいない場合に限る）

なお県は、被災により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、応急措置を実施するため市町村に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退却を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、又は土砂等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部または一部を、当該市町村に代わって行う。

イ 警戒区域設定の内容

警戒区域を設定するとは、必要な区域を定めてロープ等によりこれを明示し、その区域への立入を制限、禁止、又はその区域から退去を命ずることをいう。警戒区域の設定が避難の指示と異なる点は、以下の3点である。

(ア) 避難の指示が対人的にとらえて指示を受ける者の保護を目的としているのに対し、警戒区域の設定は、地域的にとらえて、立入制限、禁止及び退去命令によりその地域の住民の保護を図ろうとするものである。

(イ) 警戒区域の設定は、避難の指示より災害が急迫した場合に行使される場合が多い。

(ウ) 避難の指示についてはその罰則規定が無いのに対し、警戒区域の設定は罰則規定がある。

ウ 警戒区域の設定を行った者は、避難の指示と同様、関係機関及び住民にその内容を周知する。

エ 上記(2)ア(オ)の自衛官が警戒区域の設定を行った場合は、直ちに、その旨を市町村長に通知する。

3 避難誘導活動

(1) 基本方針

避難指示の発令者は、人命の安全を第一に混乱を避け、安全かつ円滑な避難誘導に努めるとともに、避難行動要支援者の避難に十分配慮するものとする。

(2) 実施計画

ア【上記1(2)アの実施機関が実施する対策】

(ア) 誘導の優先順位

高齢者、障がい者、傷病者、幼児、その他歩行が困難な者、特に避難行動要支援者を優先するものとする。

(イ) 誘導の方法

- a 誘導員は、指定緊急避難場所、経路及び方向を的確に指示するものとする。
- b 誘導経路は、できる限り危険な橋、堤防、その他災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定するものとする。
- c 危険地域には、標示、縄張りを行うほか、状況により誘導員を配置するものとする。

震災対策編 第3章第11節 避難受入及び情報提供活動

- d 浸水地にあっては、舟艇又はロープ等を使用し、安全を期するものとする。
 - e 誘導中は、水没、感電等の事故防止に努めるものとする。
 - f 高齢者、障がい者、幼児、その他歩行が困難な者及び災害の状況により自力により立ち退くことが困難な者については、市町村が車両、舟艇及びヘリコプターの要請等により移送するものとする。
また、地域住民の協力を得ながら、それぞれの態様に十分配慮した迅速かつ適切な避難誘導を行うものとする。
 - g 市町村は、避難行動要支援者の避難については、避難行動要支援者名簿を使用し、予め定めた避難支援等に携わる関係者の協力を得て行うものとする。
 - h 災害地が広範囲で大規模な避難のための移送を必要とし、市町村において処置できないときは、市町村は所轄の地域振興局を経由して県へ応援を要請するものとする。要請を受けた県は、自衛隊の出動を求める等適切な処置を行う。
被災市町村は、状況によっては、直接他の市町村、警察署等と連絡して実施するものとする。
 - i 夜間においては、特に危険を防止するため、投光器などの照明具を最大限活用するものとする。
 - j 誘導員の退避を指示できる通信手段及び受傷事故を防止するための装備の充実を図るものとする。
- (ウ) 避難時の携帯品
- 避難誘導をする者は、避難立ち退きに当たっての携帯品を必要に応じ、最小限度（貴重品、必要な食料、衣類、日用品等）とするよう適宜指導するものとする。

イ【住民が実施する対策】

住民等は、電気のブレーカーの遮断、使用中の火気の消火等出火防止措置をとった後、互いに協力して直ちに安全な場所へ避難するものとする。
この場合にあっては携帯品は食料、日用品等必要最小限とするものとする。

4 避難所の開設・運営

(1) 基本方針

市町村は受入れを必要とする被災者の救出のために指定避難所を設置するとともに、自主防災組織や施設管理者等の協力を得て、良好な避難生活が行われるように必要な措置をとる。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】

- (ア) 市町村長の報告により、避難所の開設状況を把握し、国〔内閣府〕に共有するとともに、市町村の要請に応じ指定避難所に必要な資機材の調達及びあっせんに努める。（危機管理部）
- a 市町村からの要請に備え、協定締結先の（一社）日本建設機械レンタル協会長野支部に調達可能な在庫量等について、主な品目別に確認し、市町村から要請があった場合調達及びあっせんを図る。
 - b 市町村からのテントの要請があった場合は、協定締結先の長野県テントシート装飾工業組合に対し、調達及びあっせんを図る。
- (イ) 指定避難所の管理運営に当たり、市町村から職員の派遣要請があり、必要があると認めた場合は、可能な範囲において、職員を派遣する。

なお、派遣先において、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生及びま

ん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行うものとする。

- (ウ) 災害の規模、避難者の収容状況、避難の長期化等にかんがみ、被災市町村の区域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等への受入れが必要であると判断した場合には、国の政府本部等に支援を要請する。（危機管理部）
- (エ) 県立学校における対策（教育委員会）
- a 指定避難所としてあらかじめ指定を受けている県立の高等学校及び特別支援学校が利用される場合、校長は、できるだけ速やかに学校を開放するものとする。そのため、夜間や休業日の災害発生に備え、開錠の方法や、教職員の緊急の招集方法、連絡方法を周知徹底しておく。
また、学校としての教育機能維持の観点から、あらかじめ指定避難所として使用させる場所についての優先順位等を定めておく。
 - b 校長は、指定避難所の運営について、必要に応じ市町村に協力する。なお、市町村の災害対策担当者が配置されるまでの間の教職員の対応方法を明確にしておき、避難者の受入れ、保護に努める。
 - c 幼児及び児童生徒が在校時に地震が発生し、指定避難所として利用される場合、校長は、幼児及び児童生徒と避難者との混乱を避けるため、それぞれに対する情報・指令の伝達に万全を期するとともに、避難所内に避難者と幼児及び児童生徒のための場所を明確に区分する。
- (オ) やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努める。

イ【市町村が実施する対策】

- (ア) 災害のため現に被害を受け又は受けるおそれのある者で避難しなければならない者を、一時的に収容し保護するため指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。また要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設するものとする。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。さらに、要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。
- (イ) 災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるものとする。
- (ウ) 指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。
- (エ) 避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。
- (オ) 避難所を開設したときは、市町村長はその旨を公示し、避難所に受入れるべき者を誘導し保護するものとする。
- (カ) 指定避難所における正確な情報の伝達、食料、水、清掃等について以下の者の協力が得られるように努めるものとする。
- a 避難者
 - b 住民
 - c 自主防災組織

- d 他の地方公共団体
 - e ボランティア
 - f 避難所運営について専門性を有したNPO等の外部支援者
- (キ) 指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。
- (ク) 避難者に係る情報の早期把握及び指定避難所で生活せず食料や水等を受け取りに来ている避難者等に係る情報の把握に努めるものとする。
- (ケ) 避難の長期化など必要に応じ、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等に配慮するものとする。
- (コ) 指定避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、段ボールベッド等、パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置をとるよう努めるものとする。また必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保等、同行避難について適切な体制整備に努めるものとする。
- (サ) 指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、受付時の確認、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト、感染症を発症した避難者や疑いのある者の専用スペース又は個室の確保等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。
- (シ) 指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努めるものとする。
- (ス) 指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。
- (セ) 災害の規模、避難者の収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、ホテル・旅館等への移動を避難者に促すものとする。
- (ソ) 指定避難所への収容及び指定避難所の運営管理に当たっては、要配慮者の態様に合わせ、次に掲げる事項に十分配慮し、地域住民やNPO・ボランティア等の協力を得つつ、計画的に生活環境の整備を図るものとする。
- a スロープや洋式仮設トイレの設置、段差の解消、車椅子や障がい者用携帯便器の供給等の整備を行うものとする。
 - b 介護用品、育児用品等必要に応じた生活必需品の調達確保に努めるものとする。
 - c 災害発生後できる限り速やかに、全ての避難所を対象として要配慮者把握調査

を行い、次のような組織的・継続的な保健福祉サービスの提供が開始できるよう努めるものとする。

- (a) 介護職員等の派遣
- (b) 入浴サービス等在宅福祉サービスの実施
- (c) 病院や社会福祉施設等への受入れ
- d 要配慮者的心身両面の健康状態に特段の配慮を行い、メンタルケア、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。
- e 大画面のテレビ、ファクシミリ、パソコン、ホワイトボード等の設置、アナウンス、外国語・手話通訳者の派遣等要配慮者に対する情報提供体制を確保するものとする。
- (タ) 指定避難所の管理運営に当たり、災害の規模が大きく、市町村において人員が不足し困難を来たした場合、県職員の派遣を要請し、協力を依頼するものとする。
- (チ) 市町村教育委員会及び学校長は、県が実施する対策の例（ア(エ)参照）に準じて、市町村の地域防災計画をふまえ、適切な対策を行うものとする。
- (ツ) 指定避難所のライフラインの回復に時間をおると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合には、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。
- (テ) やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。
- (ト) 避難所を開設した場合には、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告するよう努めるものとする。
- (ナ) 指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。
- (ニ) 必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】

- (ア) 指定避難所の運営について必要に応じ市町村長に協力するものとする。
- (イ) 被災地の周辺地域の社会福祉施設等においては、入所者・利用者の処遇の継続を確保した後、余裕スペースなどを活用し、マンパワー等を勘案しながら、要介護者等援護の必要性の高い者から優先的に、被災者の受入れを行うものとする。
- (ウ) 日本赤十字社長野県支部は、当該市町村の災害対策本部並びに当該日赤地区（各市及び郡の日赤窓口）・分区（各町村の日赤窓口）と連携をとり、被災者救援に協力するものとする。
 - a 日本赤十字社長野県支部「災害救援物資配分基準」による、毛布・安眠セット・緊急セットの提供
 - b 赤十字防災ボランティアによる労力の提供（炊き出し、救援物資の輸送等）
- (エ) 民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報については県、市町村に提供するものとする。

エ【住民が実施する対策】

指定避難所の管理運営については市町村長の指示に従い、必要に応じて管理運営に協力するとともに、相互に助け合い良好な環境のもとで避難生活ができるよう努めることとする。

めるものとする。

5 広域避難及び広域一時滞在を要する場合の活動

(1) 基本方針

広域避難及び広域一時滞在については、県、市町村及び関係機関は相互に連携し、速やかな避難の実施に努めるものとする。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】(危機管理部)

(ア) 広域避難の対応

a 協議及び調整

市町村から他の都道府県の市町村への広域避難に関する協議要求があった場合には、他の都道府県と協議を行うものとする。なお、市町村の広域避難に関して必要な調整を行うよう努めるものとする。

b 市町村への助言

市町村から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を行うものとする。

c 実施

あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。

d 避難者への情報提供

避難者のニーズを十分把握するとともに、政府本部、指定行政機関、公共機関、他の地方公共団体及び事業者と相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努めるものとする。

(イ) 広域一時滞在の対応

a 協議及び調整

市町村から他の都道府県の市町村への広域一時滞在に関する協議要求があつた場合には、他の都道府県と協議を行うものとする。

また、市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町村からの要求を待ついとまがないと認められるときは、市町村の要求を待たないで、広域一時滞在のための協議を当該市町村に代わって行うものとする。なお、市町村の広域一時滞在に関して必要な調整を行うよう努めるものとする。

b 市町村への助言

市町村から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言を行うものとする。

c 広域的避難収容活動の実施

県は、政府本部が作成する広域的避難収容活動計画に基づき適切な広域的避難収容活動を実施するものとする。

イ【市町村が実施する対策】

(ア) 広域避難の対応

a 協議等

災害の予測規模、避難者数にかんがみ、市町村の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。なお、広域避難に関して必要な調整を行うよう県に求めることができる。

b 実施

あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。

c 避難者への情報提供

避難者のニーズを十分把握するとともに、政府本部、指定行政機関、公共機関、他の地方公共団体及び事業者と相互に連絡をとりあい、放送事業者等を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努めるものとする。

(イ) 広域一時滞在の対応

a 協議等

被災市町村は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等にかんがみ、被災市町村の区域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めることができる。なお、広域一時滞在に関して必要な調整を行うよう県に求めることができる。

b 広域的避難収容活動の実施

政府本部が作成する広域的避難収容実施計画に基づき、適切な広域的避難収容活動を実施するものとする。

ウ【運送事業者等の関係事業者が実施する対策(広域避難)】

(ア) 活動実施

運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、国、地方公共団体等の関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。

(イ) 避難者への情報提供

関係事業者は、避難者のニーズを十分把握するとともに、政府本部、指定行政機関、公共機関及び地方公共団体と相互に連絡をとりあい、放送事業者等を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努めるものとする。

6 住宅の確保

(1) 基本方針

住居の被災により避難所生活を余儀なくされた住民に対して、早期に生活基盤が安定するよう県及び市町村は相互に連携し、公営住宅のあっせん等により速やかに住宅の提供または住宅情報の提供を行う。

なお、災害救助法が適用された場合は県が、適用されない場合は必要に応じて市町村が住宅の提供を行う。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】（建設部）

- (ア) 利用可能な県営住宅等を把握し、被災市町村に情報提供を行う。（建設部）
 - (イ) 賃貸住宅管理者等から利用可能な賃貸住宅等の情報提供を受けた場合、被災市町村に情報提供を行う。（建設部）
 - (ウ) (公社)長野県宅地建物取引業協会(公社)全日本不動産協会長野県本部及び(公社)全国賃貸住宅経営者協会連合会、(一社)全国木造建設事業協会との協定に基づき、民間賃貸住宅の情報提供及び媒介の協力を求める。（建設部）
 - (エ) 災害救助法が適用された場合、市町村と連携し、災害救助法第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅等を提供する。（建設部）
 - a 既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。なお、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。
 - b 応急仮設住宅等の提供戸数は、全焼、全壊、又は流失戸数以内で市町村長から要請のあった戸数とする。（国から通知があった場合はこの限りでない。）
 - c 応急仮設住宅は、県有地又は市町村が提供する敷地等に建設する。
 - d (一社)プレハブ建築協会、(一社)全国木造建設事業協会、(一社)長野県建設業協会、(一社)日本RV・トレーラーハウス協会及び(一社)日本ムービングハウス協会との協定に基づき住宅建設を要請する。
 - また、応急仮設住宅の提供に必要な資機材の調達等が適正かつ円滑に行われるよう、関係業界団体等との連絡調整を行うものとする。
 - e 入居者の決定は、市町村の協力を得て行う。
 - f 応急仮設住宅の維持管理は、原則として市町村長に委任する。
- (オ) 市町村からの要請に応じて、生活衛生同業組合（12団体）との協定に基づき、以下について協力を求める。（健康福祉部）
 - a 避難所としてのホテル・旅館の提供
 - b 食材の供給・炊き出し
 - c 入浴、理・美容、クリーニング等の支援

イ【市町村が実施する対策】

- (ア) 利用可能な公営住宅等を把握し、被災者に提供するものとする。
- (イ) 必要に応じ、賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供するものとする。
- (ウ) 災害救助法が適用された場合、県に対して、災害救助法第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅等の提供を要請するものとする。
 - a 応急仮設住宅等の要望戸数は、全焼、全壊、又は流失戸数以内で被災者が居住に必要な戸数とするものとする。
 - b 応急仮設住宅の建設のため、市町村公有地又は私有地を提供するものとする。
 - c 被災者の状況調査を行い、入居者決定の協力を行うものとする。

- d 知事の委任を受けて、公営住宅に準じ応急仮設住宅の維持管理を行うものとする。
- (エ) 利用可能な賃貸住宅等の情報を被災者に提供するものとする。
- (オ) 被災周辺市町村は、利用可能な公営住宅等を把握し、被災市町村に情報提供を行うものとする。
- (カ) 応急仮設住宅の運営管理に当たっては、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心にケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受け入れにも配慮するものとする。

7 被災者等への的確な情報伝達

(1) 基本方針

被災者のニーズを十分把握し、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(2) 実施計画

ア【県及び市町村が実施する対策】

(ア) 県及び市町村は、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

(イ) 市町村は半壊以上の被害を受けた在宅避難者及び親戚宅等避難者について住家の被害認定調査、保健師等による保健衛生活動、罹災証明書の発行手続き、避難所での炊き出し等において、在宅避難者及び親戚宅等避難者の避難先や住まいの状況を把握し、被災者台帳等へ反映するよう努めるものとする。

(ウ) 市町村自らの調査では避難先が把握出来ない場合は、民生・児童委員、社会福祉協議会、自治会、N P O・ボランティア等の協力や、広報による申出の呼びかけ等により、把握に努めるものとする。

(エ) 県及び市町村は、被災者のニーズを十分把握し、被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関、スーパー・マーケット、ガソリンスタンドなどの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。なお、その際、要配慮者、在宅避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した伝達を行うものとする。

(オ) 県及び市町村は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるものとする。

(カ) 県及び市町村は、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅等への避難者等に配慮した正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。

(キ) 県及び市町村は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災

者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、県及び市町村は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、警察、消防及び関係機関と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。

(ク) 県及び市町村は、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(ケ) 県及び市町村は、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

イ【関係機関が実施する対策】

- (ア) 指定行政機関及び公共機関は、被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関、スーパー・マーケット、ガソリンスタンドなどの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。
- (イ) 指定行政機関及び公共機関は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるものとする。
- (ウ) 要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅等への避難者等に配慮した正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。

- 第12節 孤立地域対策活動
- 第13節 食料品等の調達供給活動
- 第14節 飲料水の調達供給活動
- 第15節 生活必需品の調達供給活動
- 第16節 保健衛生、感染症予防活動
- 第17節 遺体の搜索及び処置等の活動
- 第18節 廃棄物の処理活動
- 第19節 社会秩序の維持、物価安定等に関する活動
- 第20節 危険物施設等応急活動
- 第21節 電気施設応急活動
- 第22節 都市ガス施設応急活動
- 第23節 上水道施設応急活動
- 第24節 下水道施設等応急活動
- 第25節 通信・放送施設応急活動

→ 風水害対策編 参照

第26節 鉄道施設応急活動

第1 基本方針

災害が発生した場合、鉄道施設の被害を最小限にとどめ、輸送の確保を図るため、県及び関係機関は、密接な連携をとりつつ、被害状況を早急に把握するとともに、的確な応急復旧体制を樹立し迅速に対処することが必要である。

このため、関係機関は部内規程等の定めるところにより対策本部を設置し、非常出動態勢を整え、直ちに応急復旧活動に入れる体制がとれるよう、あらかじめ整備しておくものとする。

また、復旧活動が円滑に行われるよう、あらかじめ鉄道施設の復旧に必要な資機材及び車両を整備するものとする。

さらに、関係機関は、被災鉄道施設の早期復旧のため、関係機関が実施する災害復旧工事と関連する道路や河川等の災害復旧工事の事業者と連携するよう努めるものとする。

第2 主な活動

鉄道施設の被害を最小限にとどめるため、地震発生時の危険防止、動員体制、資機材の確保等の措置について整備を図り、的確な応急体制を樹立する。

第3 活動の内容

1 基本方針

(1) 県

道路との交差部においては、鉄道施設の早期応急復旧のため、復旧工事に係る許可手続の迅速化を図るものとする。

また、道路内には、色々なライフラインが地下埋設されていることから、道路を掘削する場合には、他の占用埋設物件の情報を提供し、他のライフラインの損傷の防止を図る。

同一箇所での2者以上の応急活動がある場合には、工事現場が輻輳しないよう必要に応じ調整する。

(2) 東日本旅客鉄道(株)

鉄道施設を災害から未然に防止し、災害時には早期復旧に努め、輸送の確保を図り、その社会的使命を發揮しうるよう、線路、施設等が自然現象から受ける環境変化を的確に把握し、広域自然災害に対応する防災施策を樹立するとともに、関係行政機関、地方自治体その他関係機関との密接な連携のもとに万全の措置をとるものとする。

(3) 東海旅客鉄道(株)

- ア 部内規程の定めるところにより、危険防止措置をとるものとする。
- イ 部内規程等の定めるところにより、被害を最小限にとどめ、的確な応急体制を樹立し迅速に対処するものとする。
- ウ 災害発生時の緊急出動は、部内規程の定める非常召集計画によるものとする。
- エ 鉄道復旧に必要な資機材及び車両の確保を図るため、常に生産者、工事業者等の在庫量の確認を行うとともに、その確保に努めるものとする。

(4) 長野電鉄株

災害が発生した場合、社規程の鉄道災害対策要綱により対策本部を設置し、非常出動態勢を整え、直ちに災害対策活動に入るとともに被害の拡大防止と旅客の安全確保に努め、早期復旧と輸送の早期再開を図るものとする。

(5) アルピコ交通株

災害が発生した時は、災害復旧心得に基づき、併発防止をしつつ、人命の救助を最優先とし、被害を早期に復旧し輸送の再開を図るものとする。

(6) しなの鉄道株

災害が発生した場合は、人命救助を最優先するとともに鉄道施設の被害を最小限にとどめるため、的確な応急体制を樹立し被害の拡大防止とお客様の安全確保に努め早期復旧と輸送の早期再開を図るものとする。そのためには、関係行政機関、地方自治体その他関係機関との密接な連携のもとに万全の措置をとるものとする。

(7) 北陸信越運輸局

- ア 鉄道の被害状況を把握するとともに、鉄道事業者に対して早期復旧の要請を行うものとする。
- イ 被災鉄道等の早期復旧のため、「鉄道等の災害復旧に係る事業間連携に関する地方連絡調整会議」等を通じて、鉄道事業者及び道路や河川等の関連する事業を施行する者が、相互に連携・協力するよう調整する。
- ウ 緊急自動車の通行に支障を及ぼさないよう、優先して開放する踏切の指定に向けた関係者間の協議や地震後の踏切の状況等に関する情報共有のための緊急連絡体制などを整備する。
- エ 被災した鉄道路線の早期運転再開に向け、道路・河川等関係者と連携した取組を行うための体制を整備する。

2 実施計画

(1) 【県が実施する対策】(建設部)

- ア 県は、特に道路との交差部の被害状況を早急に把握し、これに対し鉄道施設管理者は、県に協力する。
- イ 鉄道施設管理者が、道路区域内で応急活動する場合は、道路管理者に協議のうえ、応急活動に入るものとし、掘削工事を伴う場合は、道路管理者は他の占用物件の情報を提供するとともに、2者以上の応急工事がある場合は、工事現場が輻輳しないよう調整する。

(2) 【東日本旅客鉄道株が実施する対策】

災害に関するあらゆる状況を迅速かつ的確に把握し、現地の状況を報告する方法、報告事項の基準等を定めておくものとし、また、関係会社、関係行政機関、地方自治体等と綿密な情報連絡を行いうるよう、これに必要な措置等を定めておくものとする。

ア 被害状況の把握

東日本旅客鉄道株管内で震度6弱以上の地震が発生した場合等被害が甚大で、かつ広域に及ぶときは、被害状況の早期把握ができるよう、情報連絡拠点及び救助中継基地を指定し、この拠点を介して周辺の被害状況、救助要員の参集状況等を把握する方法を定めておくものとする。

イ 旅客公衆等の避難

災害時における旅客公衆及び社員の避難について、その指示、警報伝達、誘導及び収容の方法並びに緊急輸送のための計画を定めておくものとする。

ウ 水防、消防及び救助に関する措置

(ア) 出水、火災等の災害から人命及び施設を守るため、必要な機器、用具等を整備するとともに、救難、救護等に必要な措置をとるものとする。

(イ) 東日本旅客鉄道㈱管内で震度6弱以上の地震が発生した場合は、本社災害対策本部の指示に基づき、非被災支社から被災支社の救助中継基地等に救助要員を派遣するものとする。

エ 建設機材の現況の把握及び運用

当社内のみならず、部外の関係機関等における応急用建設機材の配置状況及びその種別、数量等を把握し、災害時には緊急使用しうるよう、その方法及び運用について、定めておくものとする。

オ 駅構内等の秩序の維持

災害時における混乱を防止し、秩序を維持するため、鉄道警察隊との密接な連携のもとに、駅構内、列車等における犯罪の予防、旅客公衆の適切な誘導等、災害警備活動の実施要領を定めておくとともに、隨時、関係社員の訓練を行い、旅客公衆の安全の確保を期するものとする。

カ 災害復旧

(ア) 災害復旧の実施の方針

災害に伴う社会経済活動を早急に回復し、再び同様の災害を被ることのないよう、関係行政機関が行う復旧事業を考慮して、迅速かつ適切な災害復旧を実施するものとする。

(イ) 災害復旧計画及び実施

災害の復旧については、応急工事の終了後可及的すみやかに、本復旧計画をたて、これを実施するものとする。本復旧計画の実施にあたっては、被害原因の調査分析の結果に基づく必要な改良事項を考慮して、その適正を期するものとする。

(3) 【東海旅客鉄道㈱が実施する対策】

ア 危険防止措置

(ア) 地震を感じた場合、乗務員は危険な場所をさけ、運転を一時停止するものとする。

(イ) 駅長は、その震度に応じて各列車に一時停止、徐行運転等の必要な措置をとるものとする。

(ウ) 保守担当区長は、線路及び周辺について地上巡回を行い、安全点検を実施し列車運転の可否を決定するものとする。

イ 応急体制の樹立

部内規程の定めるところにより、対策本部、現地に復旧本部を設置し、応急対策の推進を図るものとする。

ウ 災害発生時の動員体制

非常呼び出し体制をとり、社員の召集を行うものとする。

(4) 【長野電鉄株が実施する対策】

- ア 災害対策本部の設置
- イ 本部は、次の業務を行うものとする。
 - (ア) 被害情報の収集と本部への伝達
 - (イ) 職員の非常召集
 - (ウ) 災害箇所の調査及び報告
 - (エ) 応急復旧工事用機器資材の調達
 - (オ) 不通箇所の代行振替輸送の検討手配を行うものとする。
- ウ 運転指令は、地震が発生して列車の運転が危険と判断した場合は、直ちに列車無線により列車の停止手配を指令し、次の処置をするものとする。
 - (ア) 停止した列車番号・位置を把握し、被害の状況確認に努めるものとする。
 - (イ) 震度4以下の場合は、運転を再開する。この場合、状況が確認できないときは注意運転を指令するものとする。
 - (ウ) 震度5弱以上の場合は、線路の状態を総点検し、指示あるまで運転を再開してはならないものとする。
- エ 災害復旧にあたっては、早期復旧に全力をつくし危険個所の点検後安全を十分に確認したのち運送業務にあたるものとする。

(5) 【アルピコ交通株が実施する対策】

- ア 災害が発生した時は、状況により、対策本部、復旧本部を開設するものとする。

区分	本社	現場
・重大事故が発生したとき	対策本部	復旧本部
・本線が5時間以上不通の見込みのとき		

- イ 対策本部
 - 事故の復旧、動員、救援の計画及び応急対策並びに広報事務、その他の処理。
- ウ 復旧本部
 - 事故現場における死傷者の救出、応急救護、応急処置、復旧計画並びに復旧、事故原因調査及び状況の連絡、その他の措置。
- エ 運転指令は、地震が発生して列車運転が危険と判断した時は、直ちに列車無線により停止手配を指令し、次の処置をとるものとする。
 - (ア) 停止した列車の位置把握と被害状況の確認。
 - (イ) 震度4の場合、15m/h以下注意運転、5弱以上は運転中止。
 - (オ) 災害復旧にあたっては、早期復旧に全力を尽くし、危険個所の点検後、安全を十分確認した後、運転を再開するものとする。

(6) 【しなの鉄道株が実施する対策】

災害に関するあらゆる状況を迅速かつ的確に把握し、災害対策本部を設置して早期復旧に努めるものとする。

- ア 被害状況の把握
 - 被害の情報の収集と災害箇所の調査を実施するものとする。
- イ 旅客公衆等の避難及び誘導
 - 災害時における旅客公衆及び社員の避難についての指示、警報伝達・誘導及び収容の方法並びに緊急輸送は社内の定めによるものとする。

ウ 水防、消防及び救出に関すること

出水、火災等の災害から人命及び施設を守るため、必要な機器、用具を整備するとともに、救難、救護等に必要な措置をとっておくものとする。

エ 災害発生時の動員体制

災害警備計画に非常時呼出し体制を定めておき、災害の状況により、必要人数を招集する。また、協力会社の連絡、呼出し体制も整備しておくものとする。

オ 施設復旧に必要な機材の把握及び整備

鉄道施設の復旧に必要な、災害予備品の在庫の確認及び関係機関における、応急用建設機材の配備状況及び種別・数量を把握しておくものとする。

第27節 災害広報活動

→ 風水害対策編 参照

第28節 土砂災害等応急活動

第1 基本方針

地震により土砂災害等が発生した場合、再度の災害及び規模の拡大に備え、的確な避難、応急工事等がスムーズにできるよう現場での早急かつ適切な判断を行う。

第2 主な活動

被災状況、土砂災害等の規模を早急に調査し、崩壊、地すべり、土石流等現象ごとに今後考えられる状況、情報を提供し応急工事を進める。

第3 活動の内容

1 大規模土砂災害対策

(1) 基本方針

大規模な土砂災害が急迫している状況において、市町村が適切に住民の避難指示の判断等を行えるよう被害の想定される区域・時期の情報を提供する。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】

- (ア) 地すべりにより、地割れや建築物等に亀裂が発生し、おおむね10戸以上の人間に被害が想定される場合は、緊急調査を実施する。
- (イ) 緊急調査の結果に基づき地すべりによる被害が及ぶおそれがある土地の区域及び時期に関する土砂災害緊急情報を関係自治体の長に通知する。
- (ウ) 必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請する。
- (エ) 情報収集で得た航空写真・画像、地図情報等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、G I Sの活用等による情報提供に努めるものとする。

イ【国が実施する対策】(地方整備局)

- (ア) 河道閉塞に起因する土砂災害で天然ダムの高さがおおむね20m以上あり、おおむね10戸以上の人間に被害が想定される場合は、緊急調査を実施するものとする。
- (イ) 緊急調査の結果に基づき土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する土砂災害緊急情報を関係自治体の長に通知するものとする。
- (ウ) 必要に応じて緊急災害対策派遣隊（T E C - F O R C E）等を派遣し、被災状況、被災地方公共団体のニーズ等の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策など、施設・設備の応急復旧活動に関して被災地方公共団体等が行う活動に対する支援を実施するものとする。また、派遣された緊急災害対策派遣隊（T E C - F O R C E）は、救助・救急活動を実施する警察・消防・自衛隊等の部隊が活動する災害現場において活動を実施する場合には、必要に応じて、合同調整所等を活用し、当該部隊との間で、情報共有及び活動調整、相互協力をを行うものとする。

ウ【市町村が実施する対策】

- (ア) 土砂災害緊急情報を住民に提供し、適時適切に避難指示等の処置を講じるものとする。
- (イ) 必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請するものとする。

(ウ) 情報収集で得た航空写真・画像、地図情報等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、G I Sの活用等による情報提供に努めるものとする。

エ【住民が実施する対策】

土砂災害緊急情報に注意を払い、避難指示が出された場合これに迅速に従うものとする。

2 地すべり等応急対策

(1) 基本方針

監視体制を整え、規模、活動状況を把握し、警戒避難に関する情報を提供するとともに被害を最小限に留めるために応急工事を実施する。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】

(ア) 早急に監視体制を整え、警戒避難に関する情報を提供するとともに地すべり等にとっての有害要素の除去等を目的とした応急工事を実施する。(建設部、農政部、林務部)

(イ) 土砂災害の危険がある箇所及び土砂災害防止施設における被害状況の把握を緊急に行う必要がある場合は、長野県砂防ボランティア協会との協定に基づき救援要請を行う。(建設部)

(ウ) 必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請する。

(エ) 市町村から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、避難指示の対象地域、発令及び解除の判断時期等について助言する。

イ【市町村が実施する対策】

(ア) 警戒避難に関する情報を住民に提供し、必要に応じて避難指示等の処置を講じるものとする。

(イ) 地すべり被害拡大を防止するための排土・雨水浸透防止等の応急処置及び監視を行うものとする。

(ウ) 必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請するものとする。

(エ) 災害の危険性が高まり、避難指示の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求めるものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】(地方整備局)

(ア) 直轄で所掌している地すべり防止施設の現況を把握し、応急対策活動またはその指導の円滑を期するための点検を実施するものとする。

(イ) 余震、豪雨等に伴う二次災害を防止するため、地すべり防止施設等の被災状況を迅速かつ的確に把握し、被害を軽減するよう必要な措置をとるものとする。

(ウ) 地すべりの移動状況、地すべり防止施設等の被災状況について、速やかに県及び関係機関に必要な情報を提供するものとする。

(エ) 要請に基づき緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣するものとする。

(オ) 市町村から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、避難指示の対象地域、発令及び解除の判断時期等について助言するものとする。

エ【住民が実施する対策】

警戒避難に関する情報に注意を払い、避難指示が出された場合これに迅速に従うものとする。

3 土石流対策

(1) 基本方針

監視体制を整え、被災状況、不安定土砂の状況を把握し、警戒避難に関する情報を提供するとともに被害を最小限に留めるために応急工事を実施する。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】(建設部)

- (ア) 土砂災害発生状況等を調査する。
- (イ) 二次災害に備えて必要に応じ警戒避難に関する情報を市町村、住民等に提供する。
- (ウ) 不安定土砂の除去等応急工事を実施する。
- (エ) 土砂災害の危険がある箇所及び土砂災害防止施設における被害状況の把握を緊急に行う必要がある場合は、長野県砂防ボランティア協会との協定に基づき応援要請を行う。
- (オ) 必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請する。
- (カ) 市町村から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、避難指示の対象地域、発令及び解除の判断時期等について助言する。

イ【市町村が実施する対策】

- (ア) 警戒避難に関する情報を住民に提供し、必要に応じて避難指示等の措置を講じるものとする。
- (イ) 必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請するものとする。
- (ウ) 災害の危険性が高まり、避難指示の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求めるものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】(地方整備局、気象台)

- (ア) 直轄で所掌している砂防施設の被害状況を把握し、応急対策活動又はその指導の円滑を期するための点検を行うものとする。
- (イ) 余震、豪雨等に伴う二次災害を防止するため、砂防設備等の被災状況を迅速かつ的確に把握し、被害を軽減するよう必要な措置をとるものとする。
- (ウ) 防災施設の被災状況、土石流の発生状況等について、速やかに県及び関係機関に必要な情報を提供するものとする。
- (エ) 要請に基づき緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣するものとする。
- (オ) 市町村から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、避難指示の対象地域、発令及び解除の判断時期等について助言するものとする。

エ【住民が実施する対策】

警戒避難に関する情報に注意を払い、避難指示が出された場合これに迅速に従うものとする。

4 崖崩れ応急対策

(1) 基本方針

監視体制を整え、規模、崩壊状況を把握し、警戒避難に関する情報を提供するとともに被害を最小限に留めるために応急工事を実施する。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】(建設部)

- (ア) 早急に監視体制を整え、警戒避難に関する情報を提供するとともに崩壊被害の拡大を防ぐ応急工事を実施する。
- (イ) 土砂災害の危険がある箇所及び土砂災害防止施設における被害状況の把握を緊急に行う必要がある場合は、長野県砂防ボランティア協会との協定に基づき応援要請を行う。
- (ウ) 必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請する。
- (エ) 市町村から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、避難指示の対象地域、発令及び解除の判断時期等について助言するものとする。

イ【市町村が実施する対策】

- (ア) 警戒避難に関する情報を住民に提供し、必要に応じて避難指示等の処置を講じるものとする。
- (イ) 崩壊被害の拡大を防止するための雨水浸透防止等の応急処置及び監視を行うものとする。
- (ウ) 必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請するものとする。
- (エ) 災害の危険性が高まり、避難指示の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は県、指定行政機関及び指定地方行政機関速やかに助言を求める。

ウ【関係機関が実施する対策】(地方整備局、気象台)

- (ア) 要請に基づき緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣するものとする。
- (イ) 市町村から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、避難指示の対象地域、発令及び解除の判断時期等について助言するものとする。

エ【住民が実施する対策】

警戒避難に関する情報に注意を払い、避難指示が出された場合これに迅速に従うものとする。

第29節 建築物災害応急活動

第1 基本方針

地震により被害が生じた場合、建築物の所有者等は建築物内の利用者の安全を確保するために避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置をとる。

第2 主な活動

- 1 災害発生後、建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置をとる。また、緊急地震速報を有効に活用し、被害の軽減を図る。
- 2 文化財は貴重な国民的財産であることを認識し、被災した場合は見学者の生命・身体の安全を確保するとともに、文化財の被害状況を把握し被害の拡大防止等の応急措置をとる。

第3 活動の内容

1 公共建築物

(1) 基本方針

災害発生後、復旧活動の拠点ともなる建築物であるため、速やかに被害状況を把握し必要な措置をとる。また、緊急地震速報を受信した場合は、利用者を適切に誘導するとともに、職員も適切な対応行動をとることにより、被害の軽減を図る。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】

- (ア) 庁舎、社会福祉施設、病院、県営住宅、県立学校等については、利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置をとる。(全機関)
- (イ) 緊急地震速報を受信した場合は、来庁者に対し、慌てずに、身の安全を確保するよう誘導するとともに、職員も周囲の状況に応じて、身の安全を確保する等必要な措置をとる。(県有施設管理部局)
- (ウ) 応急危険度判定士の派遣の準備を行う。(建設部)

イ【市町村が実施する対策】

- (ア) 庁舎、社会福祉施設、病院、市町村営住宅、市町村立学校等については、利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置をとるものとする。
- (イ) 緊急地震速報を受信した場合は、来庁者に対し、慌てずに、身の安全を確保するよう誘導するとともに、職員も周囲の状況に応じて、身の安全を確保する等必要な措置をとるものとする。
- (ウ) 被害状況により応急危険度判定士の派遣要請を行うものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】(全機関)

利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置をとるものとする。

2 一般建築物

(1) 基本方針

災害発生後、建築物の所有者等は、速やかに建築物等の被害状況を把握し必要な措置をとる。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】(建設部)

(ア) 危険度判定士の派遣の準備を行う。

(イ) 市町村から、被災住宅や宅地の危険度判定の支援を要請され、必要があると認められた場合は、職員を派遣するほか、広域的な支援の調整を行う。

なお、職員の派遣先において、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行うものとする。

イ【市町村が実施する対策】

(ア) 住宅や宅地が被災した場合、二次災害から住民の安全の確保を図るため、必要に応じて被害状況を調査し、危険度判定を行い、危険防止のため必要な措置をするものとする。

(イ) 災害の規模が大きく、市町村において人員が不足する場合は、危険度判定士の派遣要請を行うほか、県若しくは近隣市町村に対して支援を求めるものとする。

(ウ) 必要に応じ、住宅事業者の団体と連携して、応急対策により居住継続が可能な被災住宅や宅地の応急修繕を推進するものとする。

ウ【建築物の所有者等が実施する対策】

建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、被害状況を把握し危険箇所への立ち入り禁止等必要な措置をとるものとする。

3 文化財

(1) 基本方針

文化財は貴重な国民的財産であるため、被災した場合は見学者の生命・身体の安全を確保するとともに、被害状況を把握し被害の拡大防止等の応急措置をとる。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】(教育委員会)

(ア) 災害が発生した場合の所有者または管理者が実施すべき対策について万全を期すよう、市町村文化財所管部局を通じて指導する。

(イ) 国指定文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について文化庁に報告する。

(ウ) 被災した建造物内の文化財について、所有者や市町村文化財所管部局等の関係機関と連携して応急措置をとる。

イ【市町村が実施する対策】

(ア) 市町村文化財所管部局は、災害が発生した場合の所有者または管理者が実施すべき対策について万全を期すよう指導するものとする。

(イ) 国・県指定文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について県教育委員会に報告するものとする。

(ウ) 被災した建造物内の文化財について、所有者や県教育委員会等の関係機関と連

携して応急措置をとるものとする。

ウ【所有者が実施する対策】

- (ア) 見学者の避難誘導を行うとともに、被害状況の調査を行うものとする。
- (イ) 文化財の火災による焼失を防ぐための措置をとるものとする。
- (ウ) 災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項を調査し、市町村文化財所管部局へ報告し、被害の状況に応じ、被害の拡大防止のための応急修理の措置を文化庁、県教育委員会、市町村文化財所管部局の指導を受けて実施するものとする。
- (エ) 被災した建造物内の文化財について、県教育委員会や市町村文化財所管部局等の関係機関と連携して応急措置をとるものとする。

第30節 道路及び橋梁応急活動

第31節 河川施設等応急活動

→ 風水害対策編 参照

第32節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動

第1 基本方針

地震発生時に、被害を最小限に抑えるためには、その後の余震、火災、降水等により発生が予想される二次災害を防止するための活動が重要である。

第2 主な活動

- 1 建築物や敷地に係る二次災害を防止するため危険度判定士の派遣等の活動を行う。また、構造物の二次災害を防止するための活動を行う。
- 2 危険物施設等に係る二次災害を防止するため、それぞれの危険物に応じた活動を行う。
- 3 河川施設の二次災害を防止するための活動を行い、被害の拡大を防ぐ。
- 4 危険箇所の緊急点検等の活動を行う。

第3 活動の内容

1 建築物、構造物に係る二次災害防止対策

(1) 基本方針

[建築物関係]

被災した建築物や敷地について余震等による倒壊等の二次災害から県民を守るために措置をとる。

[道路及び橋梁関係]

道路・橋梁等の構造物についても余震等による倒壊等の二次災害を防止するための措置をとる必要がある。

(2) 実施計画

[建築物関係]

ア【県が実施する対策】（建設部）

災害時において、被災建築物の余震等による倒壊等の危険から県民を守るため、被災地に応急危険度判定士を派遣する。

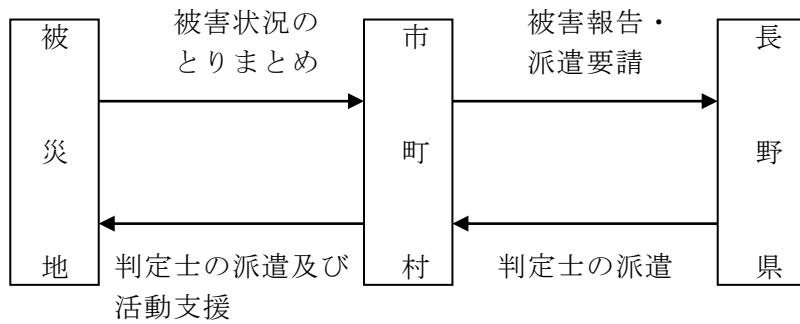
また、建築技術者等の派遣等により、積極的に市町村の活動を支援するものとする。

イ【市町村が実施する対策】

（ア）被災地において、危険度判定士が、安全かつ迅速な判定作業が行えるよう次の事項を整備するものとする。

- a 危険度判定士の派遣要請
- b 危険度判定を要する建築物や敷地又は地区の選定
- c 市町村内の被災地域への派遣手段の確保
- d 危険度判定士との連絡手段の確保

（イ）市町村長は、必要に応じ倒壊等の危険のある建築物や敷地について立入禁止等の措置をとるものとする。



(ウ) 災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。

ウ【建築物や敷地の所有者等が実施する対策】

危険度判定士により、危険度を判定された建築物や敷地の所有者等は、判定結果に基づき必要な措置をとるものとする。

[道路及び橋梁関係]

ア【県が実施する対策】

- (ア) 林道の重要施設については、管理者である市町村に協力し、状況に応じて速やかに応急点検を実施する。(林務部)
- (イ) 道路及び橋梁の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、自転車やバイク等の多様な移動手段の活用によりパトロール等を実施するとともに、道路情報モニター及び官民のプローブ情報の活用等により情報収集を行う。(建設部、警察本部、道路公社)
- (ウ) パトロール結果及び道路情報モニター等からの情報をもとに、必要に応じて迂回道路の選定を行い、交通規制が必要な箇所は、関係機関と調整を図り、必要な措置をとる。道路及び橋梁に被害が発生した場合は、当該施設管理者へ通報する。(建設部、警察本部、道路公社)
- (エ) 災害発生箇所、内容、通行規制状況、迂回路等の情報（以下「道路情報等」という。）について、ビーコン、ETC2.0、道路情報板、路側放送、インターネット等により、迅速かつ的確に道路利用者に対して一元的な情報提供を行う。また、日本道路交通情報センターを通じ、住民、道路利用者等に対して道路情報等及び道路の混雑状況を適時適切に提供する。(建設部、警察本部、道路公社)
- (オ) パトロール等による巡視の結果等をもとに、路上の障害物の除去及び被災道路の応急復旧計画を策定し、建設業協会各支部と結んだ業務協定に基づき、緊急輸送道路の機能確保を最優先に応急復旧工事を行う。

また、路上の障害物の除去及び応急復旧対策の工法は、被害の状況、本復旧までの工期施工量、資機材の有無等を考慮し適切な方法を選択する。

(建設部、警察本部、道路公社)

イ【市町村が実施する対策】

行政区域内の道路及び橋梁の被害について、速やかに県に報告し、各関係機関と連携を図りながら交通規制、応急復旧を行うものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】（地方整備局）

- (ア) 道路及び橋梁の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、事務所、出張所において自転車やバイク等の多様な移動手段の活用により速やかにパトロール等を実施するとともに、道路情報モニター及び官民のプローブ情報の活用等により情報収集を行う。
- (イ) パトロール等による巡回の結果及び道路情報モニター等からの情報をもとに、必要に応じて迂回道路の選定を行い、交通規制等が必要な箇所は関係機関と調整を図り、必要な措置をとるものとする。
- (ウ) 災害発生箇所、内容、通行規制状況、迂回路等の情報（以下「道路情報等」という。）について、ビーコン、ETC2.0、道路情報板、路側放送、インターネット等により、迅速かつ的確に道路利用者に対して一元的な情報提供を行う。また、日本道路交通情報センターを通じ、住民、道路利用者等に対して道路情報等及び道路の混雑状況を適時適切に提供する。
- (エ) パトロール等による巡回の結果等をもとに、路上の障害物の除去及び被災道路の応急復旧計画を策定し、速やかに応急復旧工事を行うものとする。

2 危険物施設等に係る二次災害防止対策

(1) 基本方針

[危険物関係]

地震の発生後、危険物施設の損傷等による危険物の流出、爆発や火災による被害から関係者及び住民の安全を確保するため、被害の拡大防止のための活動が必要である。

[火薬関係]

火薬類取扱施設は、地震による直接的被害よりも地震後の火災による火薬類の誘爆等の二次災害の危険性が高い。

このため、地震災害時には、火薬類の安全な場所への移設あるいは施設の監視等が重要になる。

[高圧ガス関係]

高圧ガス製造施設等は、地震後の火災、爆発、漏洩等により周辺住民に対して被害を与えるおそれがある。

被害を最小限にとどめ、周辺住民、従業員に対する危害防止のため、関係機関は相互に協力し、被害軽減のための活動を行う必要がある。

[液化石油ガス関係]

地震発生後の二次災害を防止するためには、液化石油ガス一般消費先に対する緊急点検活動を効果的に実施することが重要であり、そのためには、他地区からの応援等も含めた体制が必要である。

[毒物劇物関係]

毒物及び劇物を取り扱う者は、毒物劇物保管施設が被害を受け二次災害発生のおそれがある場合は、直ちに保健所、警察署、消防署等関係機関に対して通報するとともに危害防止のため必要な措置をとる。県は事故処理剤の供給等を行うとともに必要な情報の提供を行う。

(2) 実施計画

[危険物関係]

ア【県が実施する対策】

- (ア) 緊急時における指示及び応援要請（危機管理部）

危険物施設において火災等が発生した場合は、必要に応じて指示及び応援要請

を行う。（本章第7節 消防・水防活動参照）

(イ) 避難誘導措置等（警察本部）

関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに、危険区域への人、車両の立入を禁止する。

また、移動可能な危険物を他の施設に移動するよう、危険物施設の管理者等に要請する。

イ【市町村が実施する対策】

(ア) 危険物施設の緊急時の使用停止命令等

市町村長は、災害防止等のため緊急の必要があると認められるときは、当該市町村の区域における危険物施設の管理者等に対し、製造所等の一時停止等を命じるものとする。

(イ) 災害発生時等における連絡

危険物施設において災害が発生し又は発生するおそれがある場合における連絡体制を確立するものとする。

(ウ) 危険物施設の管理者等に対する指導

危険物施設の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう次項に掲げる項目について指導するものとする。

ウ【関係機関（危険物施設の管理者等）が実施する対策】

(ア) 危険物施設の緊急時の使用停止等

危険物の流出、爆発等のおそれがある場合には、操業の停止又は制限をするとともに、危険物の移送を中止するものとする。

(イ) 危険物施設の緊急点検

危険物施設の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに、施設周辺の状況把握にも努めるものとする。

(ウ) 危険物施設における災害防止措置

危険物施設に損傷箇所等の異常が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置をとり、混触発火等による火災の防止、タンク破壊等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止するとともに、消火設備の起動準備、防油堤の補強等災害発生に備えた措置も合わせて講じるものとする。

(エ) 危険物施設における災害発生時の応急措置等

a 応急措置

危険物の流出、火災等の災害が発生したときは、自衛消防組織による現状に応じた初期消火、延焼防止活動及び土のう積み、オイルフェンス等による流出防止措置を迅速かつ的確に行うものとする。

b 関係機関への通報

危険物の流出等の事態を発見した場合は、速やかに消防、警察等関係機関に通報するものとする。

(オ) 相互応援体制の整備

必要に応じて、あらかじめ締結されている相互応援協定に基づき、近隣の危険物取扱事業所に応援を要請するものとする。

(カ) 従業員及び周辺地域住民に対する措置

消防、警察等関係機関と連携し、広報を行う等、従業員及び周辺地域住民の安全確保のための措置をとるものとする。

[火薬関係]

ア【県が実施する対策】

- (ア) 知事は、災害防止のため緊急の必要性があると認められるときは、火薬類取扱施設の管理者等に対し、火薬類取扱施設の一時停止を命ずる。（産業労働部）
(イ) 下記のイの(ア)から(イ)までの応急対策について、火薬類取扱施設の管理者等に対して指導徹底を図る。（産業労働部）
(ウ) 関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに危険区域への人、車両の立入を禁止する。

また、移動可能な火薬類の他施設への移動及び盗難防止措置について、火薬類施設の管理者等に対して要請する。

さらに、火薬類の運搬規制及び運搬証明書の発行制限を行う。（警察本部）

イ【火薬類取扱施設の管理者が実施する対策】

- (ア) 保管又は貯蔵中の火薬類を安全な場所に移す余裕がある場合には、速やかに安全な場所に移し、見張りを付け、関係者以外近づけないよう措置するものとする。
搬出が危険な場合又は搬出の余裕がない場合には、火薬類を付近の水槽等に沈めるものとする。
(イ) 搬出に余裕がない場合には、火薬庫にあっては、入口、窓を目塗土等で完全に密閉し、木部は防火措置をとり、関係機関の協力を得て、爆発により被害を受けるおそれのある地域は総て立入禁止の措置をとり、危険区域内の住民を非難させるものとする。

[高圧ガス関係]

ア【県が実施する対策】（産業労働部）

下記のイの(ア)から(イ)までの応急対策について、高圧ガス製造事業者等に対して指導徹底を図る。

イ【高圧ガス製造事業者等が実施する対策】

- (ア) 高圧ガス関係事業所においては以下の応急対策を実施するものとする。
- 災害時に、高圧ガス製造施設等に関係者以外が立入らないように事業所員を配置させる等侵入防止のための措置を実施するものとする。
 - 施設の保安責任者は、災害が発生した場合は、高圧ガス保安法に基づく応急の措置をとるとともに警察官及び消防機関に通報するものとする。
 - 高圧ガスの漏洩、あるいは爆発等のおそれのある施設の配管の弁類等の緊急停止と施設の応急点検と出火防止の措置をとるものとする。
 - 製造作業を中止し、設備内のガスを安全な場所に移し、又は放出し、この作業に必要な作業員の他は退避させるものとする。
 - 貯蔵所又は充填容器が危険な状態となったときには、直ちに充填容器を安全な場所に移すものとする。
 - 漏洩ガスが、静電気、摩擦等により発火し、火災が発生した場合には状況を的確に把握し、初期消火に努めるものとする。
 - 状況に応じて、従業員、周辺住民に対して火気の取扱を禁止するとともに、ガスの種類に応じた避難誘導を行い、特に毒性ガスについては風向きを考慮し人命の安全を図るものとする。
 - 状況に応じて、長野県高圧ガス地域防災協議会が指定した防災事業所（資料編

参照)に応援要請するものとする。

- (イ) 高圧ガス運送者は以下の応急対策を実施するものとする。
- a 状況に応じて、車両を安全な場所に移動させるとともに、火気を近づけないようにするものとする。
 - b 輸送している容器が危険な状態になったときには、近隣の住民等を安全な場所に退避させるものとする。また、通行者に対する交通遮断をし、状況に応じて安全な場所に退避させるものとする。
 - c 状況に応じて、長野県高圧ガス地域防災協議会が指定した防災事業所(資料編参照)に応援要請するものとする。

[液化石油ガス関係]

ア【県が実施する対策】(産業労働部)

地震発生時に液化石油ガス一般消費先に対して、速やかに緊急点検活動を実施するよう、(一社)長野県LPGガス協会に要請する。

イ【(一社)長野県LPGガス協会が実施する対策】

地震発生時に液化石油ガス一般消費先に対して、速やかに緊急点検活動を実施するものとする。

ウ【液化石油ガス販売事業者等が実施する対策】

自社の液化石油ガス設備を点検し、安全の確保に必要な措置をとるものとする。

[毒物劇物関係]

ア【県が実施する対策】

(ア) 毒物劇物営業者及び業務上取扱者に対する対策(健康福祉部)

- a 地震発生時に速やかに緊急点検活動が実施できるように毒物劇物営業者及び業務上取扱者に対して指導を実施する。
- b 応急点検等の結果、二次災害の危険がある場合には、応急対策について指導の徹底を図る。
- c 応急対策実施に関する関係情報の提供を行う。

(イ) 緊急時における指示及び応援要請(健康福祉部)

毒物劇物取扱施設において災害が発生した場合は、必要に応じて指示及び応援要請を行う。

(ウ) 避難誘導措置等(警察本部)

関係機関と連携して、危険区域住民の避難誘導措置を実施するとともに、危険区域内への人、車両の立入を禁止する。

イ【市町村が実施する対策】

(ア) 周辺住民に対する避難誘導、広報等の活動を行うものとする。

(イ) 飲料水汚染のおそれがある場合は、水道事業者と連携をとり、水道使用者井戸水使用者に対する通報を行うものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】(毒物劇物営業者及び業務上取扱者)

(ア) 毒物劇物営業者及び業務上取扱者の緊急点検

貯蔵設備等の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに、貯蔵設備等周辺の状況把握に努めるものとする。

(イ) 毒物劇物貯蔵設備等における災害防止措置

毒物劇物貯蔵設備等に損傷箇所等の異常が発見されたときは、応急補修、毒物劇物の除去等適切な措置をとり、混合による有毒ガスの発生等の防止、タンク破損等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止するものとする。

(ウ) 毒物劇物貯蔵設備等における災害発生時の応急措置等

a 応急措置及び関係機関への通報

毒物劇物の流出等が発生したときは、中和剤、吸収剤等による除去活動及び流出拡大防止措置を実施するとともに保健所、警察署又は消防機関へ連絡するものとする。

b 従業員及び周辺地域住民に対する措置

保健所、警察署、消防機関及び市町村と連携し、広報を行う等、従業員及び周辺地域住民の安全確保のための措置をとるものとする。

3 河川施設の二次災害防止対策

(1) 基本方針

地震発生後の洪水又は、余震等により河川施設等に二次的な災害の発生が考えられる場合は、危険箇所の点検を行い、その結果必要な応急活動を実施する必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】（建設部）

(ア) 河川管理施設に二次的な災害の発生が考えられる場合は、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視する。

(イ) その結果危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図る。

(ウ) 災害防止のため応急工事を実施する。

イ【市町村が実施する対策】

(ア) 河川管理施設に二次的な災害の発生が考えられる場合は、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視するものとする。

(イ) その結果危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図るものとする。

(ウ) 災害防止のため応急工事を実施するものとする。

(エ) 災害発生のおそれがある場合は、速やかに適切な避難対策を実施するものとする。

(オ) 必要に応じて水防活動を実施するものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】（地方整備局）

(ア) 河川管理施設に二次的な災害の発生が考えられる場合は、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視するものとする。

(イ) その結果危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図るものとする。

(ウ) 災害防止のため応急工事を実施するものとする。

エ【ダム管理者が実施する対策】

(ア) あらかじめ定めた規模以上の地震が発生した場合は、速やかにダム施設の臨時点検を実施するものとする。

- (イ) 臨時点検の結果、漏水、変形、揚圧力等に異常が認められ、かつ急速に増加の傾向を示す場合は、臨機に止水措置、貯水制限、水位低下等の措置をとるものとする。
- (ウ) この際、各ダムの操作規則等の規定により関係機関及び一般住民への連絡及び警報等を行うものとする。

4 山腹・斜面及び渓流並びに施設に係る二次災害防止対策

(1) 基本方針

地震発生に伴い、地盤に緩みが生じた場合、その後の余震等により山腹・斜面の土砂崩壊、地すべり及び渓流における土石流の発生などの危険性があり、これによる二次災害から県民を守るためにの措置をとる。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】（建設部）

- (ア) 緊急点検マニュアルにより土砂災害危険箇所及び施設の点検を実施する。
- (イ) 土砂災害の危険がある箇所及び土砂災害防止施設における被害状況の把握を緊急に行う必要がある場合は、長野県砂防ボランティア協会との協定に基づき応援要請を行う。
- (ウ) 防災アドバイザー制度を活用する。
- (エ) 緊急点検の結果、二次災害発生の危険性が高い箇所について関係者・関係機関に情報提供を行う。また、必要に応じ応急活動を実施する。
- (オ) 県と長野地方気象台と共同で発表する土砂災害警戒情報について、降雨に伴う二次災害を防止するため、必要に応じて発表基準の引き下げを実施する。
- (カ) 専門技術者等を活用して二次災害の危険性を見極めつつ、必要に応じ、住民の避難、応急対策を行う。

イ【市町村が実施する対策】

- (ア) 緊急点検結果の情報に基づき、避難指示等の必要な措置をとるものとする。
- (イ) 専門技術者等を活用して二次災害の危険性を見極めつつ、必要に応じ、住民の避難、応急対策を行うものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】

- (ア) 長野地方気象台が発表する大雨警報等について、降雨に伴う二次災害を防止するため、必要に応じて発表基準の引き下げを実施するものとする。（長野地方気象台）
- (イ) 必要に応じて緊急災害対策派遣隊（T E C – F O R C E）等を派遣し、被災状況、被災地方公共団体のニーズ等の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策など、二次災害防止施策に関して被災地方公共団体等が行う活動に対する支援を実施するものとする。また、派遣された緊急災害対策派遣隊（T E C – F O R C E）は、救助・救急活動を実施する警察・消防・自衛隊等の部隊が活動する災害現場において活動を実施する場合には、必要に応じて、合同調整所等を活用し、当該部隊との間で、情報共有及び活動調整、相互協力をを行うものとする。（地方整備局）

第33節 ため池災害応急活動

第1 基本方針

地震によるため池決壊の災害を軽減するため、点検の結果、安全管理上必要があると認めた場合は、速やかに応急措置を行い、ため池の安全を確保する。

第2 主な活動

被害状況の的確な把握と被害の拡大防止のため、関係機関と調整を図る。

第3 活動の内容

1 基本方針

あらかじめ定めた規模の地震が発生した場合には、対象となるため池について速やかに緊急点検を実施する。

ため池が決壊した場合又は決壊のおそれが生じた場合は、速やかに位置及び被害状況を把握するとともに、応急工事を実施する。

2 実施計画

(1) 【県が実施する対策】(農政部)

- ア 地震発生後の緊急点検の結果を速やかに把握し、国へ報告する。
- イ ため池が決壊した場合等においては、速やかに被害状況について情報を入手し、応急工事が早急に実施できるよう、市町村及び関係機関に協力する。

(2) 【市町村が実施する対策】

- ア 地震発生後の緊急点検の結果及び被害が生じた場合の状況は、速やかに県及び関係機関へ報告するものとする。
- イ 人命を守るため、ため池下流の住民を安全な場所へ避難させるものとする。
- ウ 被害を拡大させないよう、早急に応急工事を実施するものとする。

(3) 【関係機関が実施する対策】

- ア ため池管理者は、地震発生後にため池の緊急点検を実施し、結果を速やかに市町村へ報告するものとする。
- イ ため池管理者は、地震により堤体に亀裂等が確認され、決壊のおそれが生じた場合、緊急に取水施設を操作し、貯留水を放流するものとする。
- ウ ため池管理者は、市町村が実施する応急対策に協力するものとする。

第34節 農林水産物災害応急活動

第1 基本方針

被害状況の早期・的確な把握に努め、農作物等被害の拡大防止のための栽培・管理技術指導の徹底を図るとともに、農作物、森林の病害虫や家畜等の伝染性疾病の発生・まん延防止のための防除、倒壊した立木等による二次災害防止のための除去を行うものとする。また、被災した農林水産物の生産、流通、加工施設等について、速やかな復旧に努めるものとする。

第2 主な活動

被害状況の早期・的確な調査を実施し、関係機関が連携を取りながら、被害の拡大防止と迅速な復旧に向けて、技術指導等必要な措置をとる。

第3 活動の内容

1 農水産物災害応急対策

(1) 基本方針

被害を受けた作物の技術指導は、県、市町村及び農業団体等が協力して行うとともに、病害虫、家畜疾病の発生・まん延防止の徹底に努める。

また、被災した生産施設、集出荷貯蔵施設等の速やかな復旧を進める。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】(農政部)

(ア) 県及び農業農村支援センターは、市町村、農業団体等と連携を取り、被害状況の早期・的確な把握を行う。

(イ) 被害の状況に応じ、県又は現地機関において農作物等被害の拡大防止、病害虫の発生防止に対する技術対策を作成し、農業農村支援センター、病害虫防除所等を通じて、指導の徹底を図る。

(ウ) 家畜等の伝染性疾病の発生・まん延防止のため、家畜保健衛生所、水産試験場において、被災農家等の状況把握・検査の実施及び消毒等の指導を行う。

(エ) 被災地における家畜への飼料供給及び生乳の集送体制を確保するため、国・市町村及び関係団体との調整を行う。

(オ) 被災した生産施設、集出荷貯蔵施設等の速やかな復旧を支援する。

(カ) 必要に応じて、市町村や関係機関と連携して、被災地における農業関係のボランティアニーズの把握に努めるとともに、受入が必要となる場合には技術支援を行う。

イ【市町村が実施する対策】

(ア) 農業農村支援センター、農協等関係機関と連携を取り、被害状況の早期・的確な把握を行い、その結果を農業農村支援センターに報告するものとする。

(イ) 農作物等被害の拡大防止、病害虫の発生防止に対する技術対策を農協等関係機関と連携を取り、速やかに農業者に周知徹底するものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】

(ア) 市町村等と連携を取り、被害状況の把握を行うとともに、農業者に対する講習会等の実施により、農作物等被害の拡大防止、病害虫の発生防止に努めるものと

する。

- (イ) 被災した生産施設、集出荷貯蔵施設等の速やかな復旧を進めるものとする。

エ【住民が実施する対策】

- (ア) 市町村等が行う被害状況調査や応急復旧対策に協力するとともに、農協等の指導に基づき農作物等被害の拡大防止、病害虫の発生防止対策を実施するものとする。
- (イ) 被災した生産施設、集出荷貯蔵施設等の速やかな復旧を進めるものとする。

2 林産物災害応急対策

(1) 基本方針

- 倒木や損傷した素材、製材品については、二次被害の拡大防止のため速やかに除去するとともに、森林病害虫の発生防除等の徹底に努める。
また、被災した生産、流通、加工施設等の速やかな復旧を進める。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】(林務部)

- 被災状況を調査し、関係機関と連携をとりながら迅速な復旧に向けて技術指導など必要な措置をとる。

イ【市町村が実施する対策】

- 被災状況を調査し、その結果を県に速やかに報告するとともに応急復旧のため、技術指導など必要な措置をとるものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】

- (ア) 国有林野内の被災状況を調査し、必要な応急措置をとるとともに二次災害のおそれがある場合は、下流域等の関係市町村及び関係機関と連携を図り、その防止に努めるものとする。(中部森林管理局)
- (イ) 市町村と連携をとって被災状況を調査し、その結果を速やかに市町村、県に報告するとともに応急復旧措置をとるものとする。

エ【住民が実施する対策】

- 市町村等が行う被災状況調査や応急復旧に協力するものとする。

第35節 文教活動

第1 基本方針

幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校（以下この節において「学校」という）は多くの児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という）を収容する施設であり、災害発生時においては児童生徒等の安全及び教育を確保する必要がある。

このため、県及び市町村は、あらかじめ定められた計画に基づき避難誘導活動に努めるとともに、速やかな応急教育の実施、被災した児童生徒等に対する教科書の供与及び授業料の減免等の措置をとる。

第2 主な活動

- 1 児童生徒等に対する安全な避難誘導、保護者への引き渡し
- 2 被害状況の把握、授業継続のための措置、学校給食の確保
- 3 被災した児童生徒等に対する教科書の供与、授業料減免、就学援助

第3 活動の内容

1 児童生徒等に対する避難誘導

(1) 基本方針

学校長は、災害発生に際して、あらかじめ定めた計画に基づき、児童生徒等の人命の保護を第一義とした避難誘導活動に努める。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】(県民文化部、教育委員会)

(ア) 県立の学校において、学校長は地震発生時、建物、器物などの倒壊、破損、落下による危険を回避し、児童生徒等の心理的動搖を防いで、安全を確保するために、あらかじめ定めた計画及び以下の事項に留意し適切な避難誘導措置をとる。

a 第一次避難場所への避難誘導

(a) 被害状況を把握し、適切な緊急避難の指示を与え、児童生徒等を整然と速やかに、校庭など指定した第一次避難場所へ誘導する。

(b) 全校の児童生徒等の避難状況を正確に把握し、所在不明の児童生徒等がいる場合は、捜索・救出にあたる。

b 第二次避難場所への避難誘導

(a) 第一次避難場所が危険になった場合は、市町村長の指定する避難場所施設等、より安全な場所（第二次避難場所）に児童生徒等を誘導する。

(b) 保護者にはあらかじめ第二次避難場所を周知しておくとともに、学校に連絡員を残すか、避難先を掲示しておく。

(c) 第二次避難場所に到着次第、速やかに児童生徒等の避難状況を把握し、所在不明の児童生徒等がいる場合は、捜索・救出にあたるとともに、避難状況を県教育委員会（以下「県教委」という）、当該市町村及び関係機関に報告又は連絡する。

c 児童生徒等の帰宅、引き渡し、保護

(a) 児童生徒等を帰宅させる場合、道路の状況、交通機関の運行状況、火災や崩落などの状況を十分把握した上で、児童生徒等の安全に配慮し、下校の方法を決定する。

(b) 災害の状況によっては、教職員が引率して各地区まで集団で下校するか、保

護者に直接引き渡す等の措置をとる。

- (c) 災害の状況及び児童生徒等の状況により帰宅させることが困難な場合は、学校又は避難所において保護する。
- (イ) 県は、私立学校に対して県立学校の対策に準じて適切な対策を行うよう指導する。

イ【市町村（教育委員会）が実施する対策】

県（教育委員会）が実施する対策に準じて市町村の地域防災計画を踏まえ、適切な対策を行うものとする。

2 応急教育計画

(1) 基本方針

学校においては、災害時の教育活動に万全を期するため、教職員及び学校施設・設備等を早期に確保し、応急教育の円滑な実施を図る。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】（県民文化部、教育委員会）

- (ア) 県教委は災害時における教育活動に万全を期するため、下記事項に留意し、災害発生時の対応、応急教育に関する対策について県立学校及び市町村教育委員会を指導及び支援する。

a 県立学校施設・設備の確保

- (a) 学校施設・設備に係る被害の状況を調査し、授業実施の具体策を立てて応急措置を実施する。
- (b) 学校施設・設備の被害の程度が大きく、残存施設・設備で授業実施困難な場合及び避難所として施設を提供したため長期間利用できない施設が生じている場合には、仮設校舎の建設や被災を免れた近接の県立・市町村立学校の施設、その他公共施設の利用を図るための総合調整を行う。

b 教職員の確保

災害により教職員に不足をきたし、教育活動の継続に支障が生じている学校がある場合、教職員を確保し、教育活動が行える態勢を整える。

c 学校給食の確保

学校給食用物資の補給に支障をきたしているときは、(財)長野県学校給食会等と連絡をとり、必要な措置をとる。

- (イ) 県立の学校において、校長は、災害が発生した場合、あらかじめ定めた防災計画及び以下の事項に留意して応急教育の円滑な実施を図る。

a 被害状況の把握

児童生徒等、教職員及び施設・設備の被害状況を速やかに把握し、県教委、当該市町村、及び関係機関へ報告又は連絡する。

b 教職員の確保

災害の推移を把握するとともに教職員を掌握し、できるだけ早期に平常の教育に復するよう努め、教職員に不足を生じたときは、県教委と連絡をとり、その確保に努める。

c 教育活動

- (a) 災害の状況に応じ、県教委と連絡の上、臨時休業等適切な措置をとる。
この場合、できるだけ早く平常授業に戻すよう努め、その時期については早急に保護者に連絡する。

- (b) 被災した児童生徒等を学校に収容することができる場合は、収容して応急の教育を行う。
 - (c) 避難所等に避難している児童生徒等については、地域ごとに教職員の分担を定め、実情の把握に努め、指導を行う。
 - (d) 授業の再開時には、当該市町村及びその他関係者と緊密な連絡のもとに登下校の安全確保に努めるとともに、健康・安全指導及び生徒指導に留意する。
 - d 児童生徒等の健康管理
 - (a) 必要に応じ建物内外の清掃、飲料水の浄化、伝染病の予防措置等保健衛生に関する措置をとる。
 - (b) 授業再開時には、必要に応じ教職員を含めた臨時の健康診断及び健康相談を実施するよう努める。
 - e 教育施設・設備の確保
 - (a) 学校施設の点検、安全確認を行い、危険箇所への立入り禁止等の措置をとる。
 - (b) 施設・設備に災害を受けた場合は、授業継続に利用できる残存教育施設・設備について調査し、校舎内外の整備復旧に努める。
 - (c) 残存施設・設備のみで授業を実施することが困難な場合及び避難所として施設を提供したため、長期間利用できない施設が生じている場合には、仮設校舎の建設や被災を免れた近接の県立・市町村立学校の施設、その他公共施設の利用を図り授業の実施に努める。
 - f 学校給食の確保
 - (a) 学校給食用物資の補給に支障をきたしているときは、県教委と連絡をとり、必要な措置をとる。
また、災害の状況に応じ、学校給食用施設・設備の提供など被災者対策に可能な限り協力するものとする。
- (ウ) 県は、私立学校に対して県立学校の対策に準じて適切な対策を行うよう指導する。

イ 【市町村（教育委員会）が実施する対策】

県（教育委員会）が実施する対策の例に準じて、市町村の地域防災計画を踏まえ、適切な対策を行うものとする。

3 教科書の供給及び授業料の減免等

(1) 基本方針

県及び市町村は、被災した児童生徒等の学習を支援するために教科書の供与や、授業料の減免等の措置を実施する。

(2) 実施計画

ア 教科書の供与

(ア) 【県が実施する対策】（県民文化部、教育委員会）

国公立学校及び私立学校における教科書の必要数量を把握して、県立学校に対する配分及び、必要に応じ市町村立、国立及び私立学校の教科書調達のための斡旋を教科書供給所と協力して行う。

(イ) 【市町村（教育委員会）が実施する対策】

所管する学校における教科書の必要数量を把握し、調達及び配分を行う。市町村における調達が困難な時は、教育事務所を経由して県教委に調達の斡旋を依頼するものとする。

イ 授業料の減免

【県が実施する対策】(県民文化部、教育委員会)

- (ア) 県立高等学校長は、被災により授業料を納付することが困難な生徒に対し、減免の措置をとる。
- (イ) 県は、被災により授業料を納付することが困難な者に対して学校法人が授業料を減免した場合、当該学校法人の申請に基づき補助を行う。

ウ 就学援助

(ア) 【県が実施する対策】(教育委員会)

県教委は、必要に応じて学校長からの報告に基づき、特別支援学校就学奨励費支弁区分の変更を行い、被災した児童生徒等の就学を援助する。

(イ) 【市町村が実施する対策】

市町村教育委員会は、被災した児童生徒等のうち就学困難な状態の者に対して、就学援助の方法を定めその実施に努めるものとする。

- 第36節 飼養動物の保護対策
- 第37節 ボランティアの受入れ体制
- 第38節 義援物資及び義援金の受入れ体制
- 第39節 災害救助法の適用
- 第40節 観光地の災害応急対策

→ 風水害対策編 参照

第4章

災害復旧計画

第1節 復旧・復興の基本方針の決定

第2節 迅速な原状復旧の進め方

第3節 計画的な復興

第4節 資金計画

第5節 被災者等の生活再建等の支援

第6節 被災中小企業等の復興

第7節 被災した観光地の復興

→ 風水害対策編 参照

第5章

東海地震に関する 事前対策活動

第1節 総 則

第1 強化計画の目的

この計画は、大規模地震対策特別措置法第6条第2項の規定に基づき、東海地震に係る地震防災対策強化地域について、東海地震に関する情報及び警戒宣言が発せられた場合にとるべき対策を定め、当該地域における地震防災体制の推進を図ることを目的とする。

第2 東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合の対応方針

警戒宣言が発せられる前において、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、必要な準備的行動を実施する。

第3 防災関係機関が地震防災応急対策として行う事務又は業務の大綱

震災対策編第1章第3節「防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱」とおり。

第2節 東海地震に関する情報及び 警戒宣言発令時の活動体制

第1 県の体制

1 東海地震に関する調査情報(臨時)、東海地震注意情報、東海地震予知情報及び警戒宣言が発せられた場合、県はその情報の内容に応じ必要な活動体制をとる。

なお、各体制の人員については、別表「『東海地震に関する情報』に対応する県の活動体制」による。

(1) 東海地震に関する情報等の種別と活動体制

情報の種別	活動体制	業務 内 容
東海地震に関する調査情報(臨時)	東海地震観測体制	○東海地震に関する調査情報(臨時)の収集及び伝達
東海地震注意情報 (東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合)	東海地震注意体制	○東海地震注意情報等の収集、伝達及び防災対応等に関する広報 ○地震災害警戒本部設置の準備 ○地震防災応急対策の準備 ・警戒宣言が発せられた際の対応等の確認 ・地震防災応急対策上必要な部隊の派遣・受入れの準備や物資、資機材等の確認 ・管理している施設の緊急点検 ・必要により県立学校の児童、生徒の引き渡し等の安全確保対策
警戒宣言及び東海地震予知情報	東海地震警戒体制	○地震災害警戒本部の設置 ○地震予知情報等の収集及び伝達 ○地震防災応急対策の実施 ・市町村、防災関係機関等の地震応急対策状況の収集及び国への報告 ・県内における地震応急対策の総合調整及び推進

※「東海地震に関する情報等」とは「警戒体制をとるべき旨の公示、地震防災応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、東海地震予知情報、東海地震注意情報及び東海地震に関する調査情報(臨時)の内容その他これらに関する情報」をいう。

なお、平成29年11月1日から「南海トラフ地震に関する情報」の運用が開始されたことに伴い、東海地震のみに着目した情報(東海地震に関する情報)の発表は行われないこととされている。

(2) 地震災害警戒本部の設置

警戒宣言が発せられたときは、大規模地震対策特別措置法第16条に基づき、長野県地震災害警戒本部を設置する。

ア 本部の組織

長野県地震災害警戒本部条例及び同規定に定めるところによる。

イ 本部の位置及び活動要領

(ア) 地震災害警戒本部は原則として、県庁西庁舎防災センターの災害対策本部室に置く。

- (イ) 地震災害警戒本部は、大規模地震対策特別措置法第17条第7項、長野県地震防災強化計画の地震防災応急計画に係る措置及び長野県震災対策応急計画の応急対策に係る事項を行う。
- 2 東海地震発生のおそれがなくなった旨の情報が発表された時並びに警戒宣言が解除された時、または他の体制に移行したときは、活動体制を解除するものとする。
- 3 職員は、東海地震予知情報、東海地震注意情報及び東海地震に関する調査情報(臨時)等の収集に積極的に努め、参集に備えるとともに、東海地震注意情報、警戒宣言の発令に接したときは、動員命令を待つことなく、自己の判断により定められた場所に参集する。

第2 市町村の体制

1 東海地震に関する情報時の体制

東海地震に関する調査情報(臨時)、東海地震注意情報及び東海地震予知情報が伝達されたとき、または東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合は、それぞれの地域防災計画等に定めるところにより配備体制をとり次の業務を行う。

- (1) 地震予知情報等の収集、伝達及び防災対応等に関する広報
- (2) 地震災害警戒本部設置の準備
- (3) 地震防災応急対策の準備、また、
 - a 警戒宣言が発せられた際の対応等の確認
 - b 地震防災応急対策上必要な部隊の派遣・受入れの準備や物資、資機材等の確認
 - c 管理している施設の緊急点検
 - d 公立学校の児童、生徒の引き渡し等の安全確保対策

2 警戒宣言発令時の体制

警戒宣言が発せられたときは、「市町村地震災害警戒本部」を設置し、それぞれの地域防災計画等に定めるところにより、次の業務を行う。

- (1) 地震予知情報等の収集及び住民、防災関係機関等への伝達
- (2) 自主防災組織、防災関係機関等からの応急対策の状況の収集及び県への報告
- (3) 市町村内における地震防災対策の実施

第3 防災関係機関の体制

1 東海地震に関する情報時の体制

各機関は、東海地震に関する調査情報(臨時)、東海地震注意情報が伝達されたとき、または東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合は、その所掌業務について、各機関の防災業務計画に基づき警戒宣言の発令に備えて準備を行うものとする。

- a 警戒宣言が発せられた際の対応等の確認
- b 地震防災応急対策上必要な資機材等の確認
- c 管理している施設の緊急点検

2 警戒宣言時の体制

各機関は、活動体制等について各機関の防災業務計画にあらかじめ定めておくものとする。

また、その所掌業務について発災時に備えての準備を行う。

別表「『東海地震に関連する情報』に対応する県の活動体制」

危 険 度	東海地震関連情報		県地域防災計画に規定する対応		
	名称	発表基準等	主な防災対策活動	活動体制	配備人員
	東海地震 に関連す る調査情 報(臨時)	○観測データに通 常とは異なる変 化が観測され、 東海地震に関連 する現象につい て調査が行われ た場合	①連絡要員の確保 ②情報収集	東海地震 観測体制	(警戒二 次相当)
	東海地震 注意情報	○東海地震の前兆 現象である可能 性が高まった場 合	①地震注意情報等の収集・伝 達・防災対応等に関する広報 ○住民に対する適切な広報 ②地震災害警戒本部設置準備 ③地震防災応急対策の準備 ○警戒宣言時の対応確認 ○地震防災応急対策上必要な部 隊の派遣・受入準備、物資、資 機材等の確認 ○管理施設の緊急点検 ○県立学校の児童・生徒の引渡 し等安全確保等	東海地震 注意体制	(全職員)
	東海地震 予知情報	○警戒宣言発令 ○東海地震が発生 するおそれがあ ると認められた 場合	①地震災害警戒本部の設置 ②防災関係機関等の対策状況の 収集・国への報告 ③地震防災応急対策の実施・総 合調整 ④広域的応急対策の実施	東海地震 警戒体制	(全職員)
	発災		①地震災害対策本部の設置 ②応急対策活動	全体体制	(全職員)

第3節 情報収集伝達計画

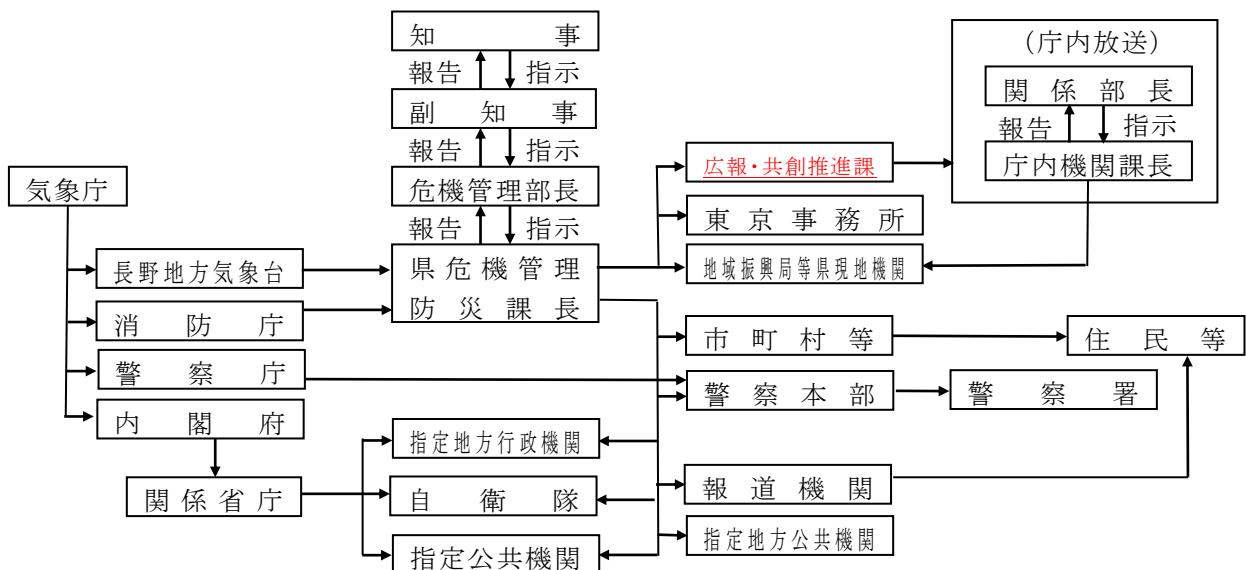
第1 地震予知に関する情報等の伝達

警戒宣言及び地震予知情報等の伝達については、次により迅速かつ的確に行うものとする。

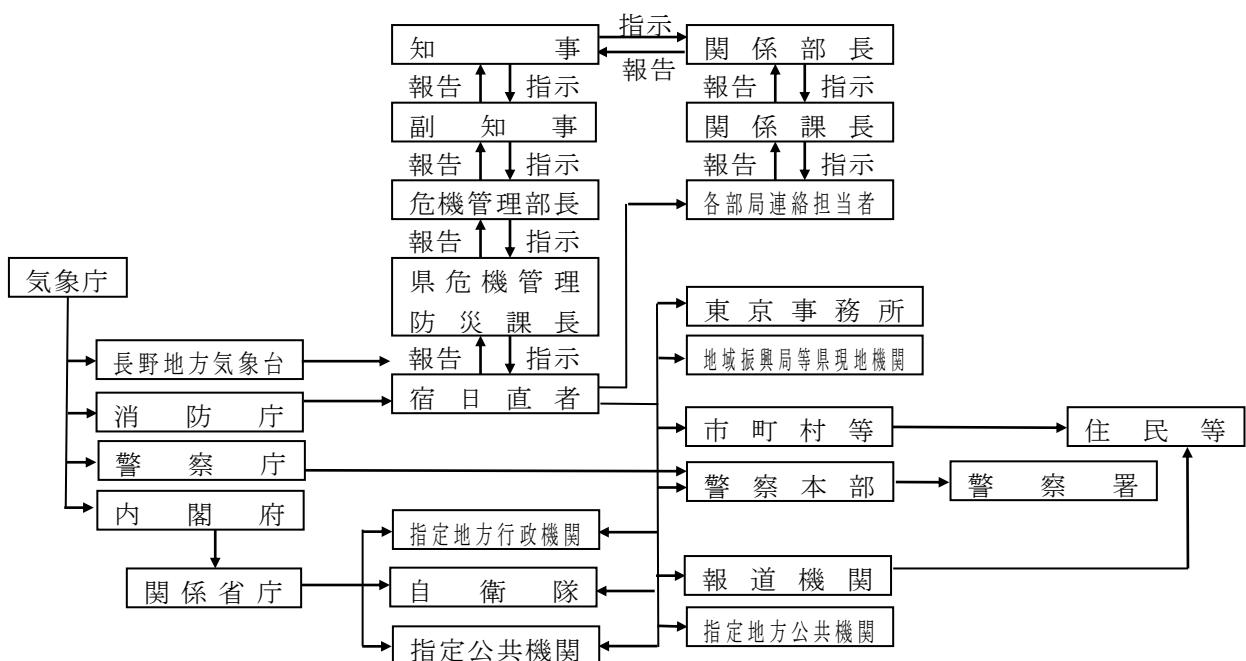
1 東海地震に関する調査情報、東海地震注意情報及び東海地震予知情報

(1) 伝達系統図

ア 勤務時間内



イ 勤務時間外及び休日



(2) 勤務時間内の伝達要領

ア 勤務時間内に、消防庁又は長野地方気象台から東海地震に関連する調査情報、東海地震注意情報及び東海地震予知情報を受理した危機管理防災課長は、直ちに系統図に従い知事へ報告するとともに、県防災行政無線等により市町村、県出先機関、警戒本部員の属する指定地方行政機関等へ伝達する。

イ 庁内職員に対する伝達は、放送設備による一斉庁内放送により行う。

(3) 勤務時間外、休日の伝達要領

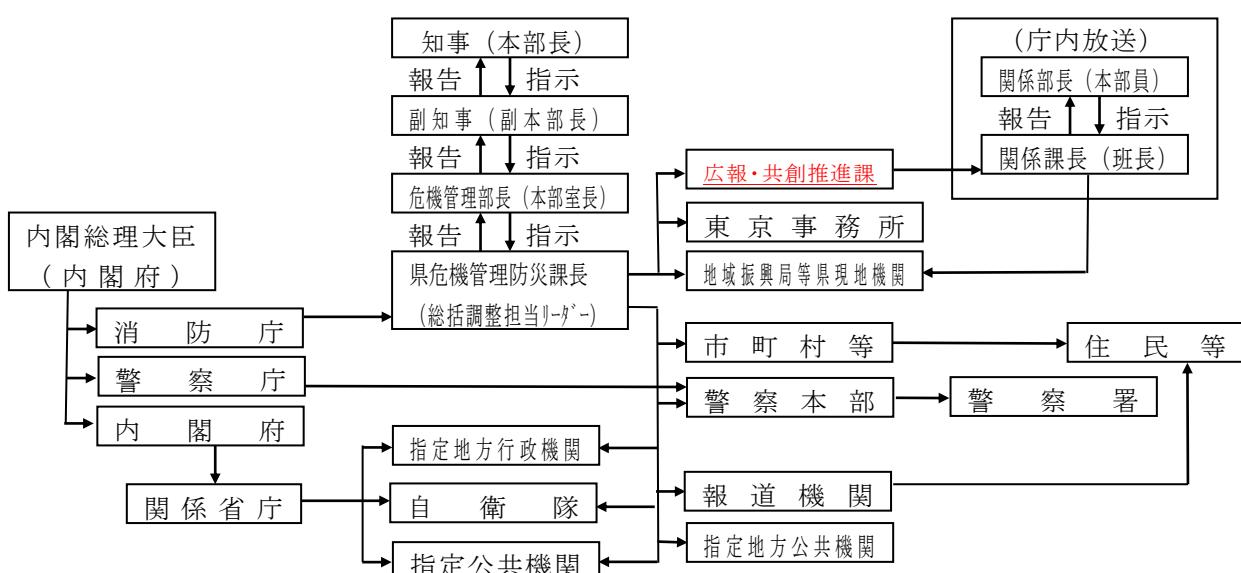
ア 勤務時間外及び休日に、東海地震に関連する調査情報、東海地震注意情報及び東海地震予知情報を受理した宿日直者は、直ちにこの旨を危機管理防災課長へ報告する。

イ 報告を受けた危機管理防災課長は、課職員の登庁を指示するとともに、系統図に従い知事へ報告し、必要な指示を受ける。

ウ 危機管理防災課職員は、速やかに登庁し、県防災行政無線等により市町村、県現地機関、警戒本部員の属する指定地方行政機関等へ伝達するとともに、各部局連絡担当者を通じて配備職員の参集指示を伝達する。

2 警戒宣言

(1) 伝達系統図



(2) 伝達要領

ア 警戒宣言は、内閣総理大臣が報道機関を通じて発するので、それにより覚知する。なお、発する前に、警戒宣言を発することについて閣議決定がなされた旨の通知を危機管理防災課長が受理した場合は、知事の指示により市町村に対して(1)の伝達系統図に準じて伝達する。

イ 警戒宣言後、消防庁より警戒宣言文及び東海地震予知情報の内容等の通知を受理した危機管理防災課長（県警戒本部総括調整担当リーダー）は、直ちに系統図に従い知事（県警戒本部長）へ報告するとともに、指示に基づき、県防災行政無線により市町村、県現地機関等へ伝達する。また、県警戒本部要員、その他の配備職員へは、放送設備による一斉庁内放送により伝達するとともに、必要な資料を配付する。

情報名称	情報の発表基準等
東海地震予知情報	<p>【発表基準】</p> <p>東海地震が発生するおそれがあると認められ、「警戒宣言」が発せられた場合 (3箇所以上のひずみ計で有意な変化が観測され、前兆すべりによるものと「判定会」が判断した場合等)</p>
東海地震注意情報	<p>【発表基準】</p> <p>観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合 (2箇所のひずみ計で有意な変化が観測され、前兆すべりによる可能性が高まったと「判定会」が判断した場合等)</p>
東海地震に関する調査情報(臨時)	<p>【発表基準】</p> <p>観測データに通常とは異なる変化が観測された場合 (1箇所のひずみ計で有意な変化が観測された場合等)</p>
東海地震に関する調査情報(定例)	<p>【発表基準】</p> <p>毎月の定例の「判定会」で調査が行われ、「東海地震」に直ちに結びつくような変化が観測されていないと判断された場合</p>

【参考】「東海地震に関する情報」の発表基準等

各情報発表後、東海地震発生のおそれがなくなったと判断された場合は、その旨が各情報で発表される。

第2 応急対策実施状況等の収集伝達

県、市町村、防災関係機関は、相互に連絡をとり、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合及び警戒宣言後の避難状況、応急対策実施状況等の収集・伝達を行う。

なお、県警戒本部が収集する主な情報は、次のとおりである。

調査事項	報告ルート
病院の診療状況、救護班の出動体制	病院管理者－市町村－保健福祉事務所(保健所)－県警戒本部(健康福祉部)
金融機関の営業状況	金融機関－長野財務事務所－県警戒本部(危機管理部) (農協－市町村－地域振興局－県警戒本部)(農政部) (労働金庫－県警戒本部)(健康福祉部) (その他の金融機関－地域振興局－県警戒本部)(危機管理部)
主要食料の在庫状況等	関東農政局長野支局－県警戒本部(農政部)
列車の運転状況、旅客の状況	J R各社－県警戒本部(企画振興部)
バスの運転状況、旅客の状況	路線バス会社－県警戒本部(企画振興部)
電話等の疎通状況、利用制限の状況	電気通信事業者－県警戒本部(危機管理部)
救護医療班の出動体制	日本赤十字社長野県支部－県警戒本部(健康福祉部) (公社)県医師会－県警戒本部(健康福祉部)
道路の交通規制の状況・車両通行状況	東日本高速道路(株)・中日本高速道路(株)－県警戒本部(建設部) 地方整備局－県警戒本部(建設部) 市町村－建設事務所－県警戒本部(建設部)
緊急輸送車両の確保台数	(公社)県トラック協会－県警戒本部(危機管理部)
避難、救護の状況、旅行者数、社会福祉施設の運営状況、デパート・スーパーの営業状況	市町村－地域振興局－県警戒本部(危機管理部)
幼稚園、小中学校の授業実施状況等	市町村教育委員会－教育事務所－県警戒本部(教育委員会) 私立学校－県警戒本部(県民文化部)

第4節 広報計画

第1 基本方針

地震予知情報等の周知不徹底あるいは突然の発表等に伴う混乱の発生を未然に防止し、地震防災応急対策が迅速かつ的確に行われ、被害の軽減に資するよう、各防災関係機関は、地震予知情報等などに対応する広報計画を作成し、これに基づき、広報活動を実施するものとする。

なお、強化地域外の居住者等に対しても、的確な広報を行い、これらの者の冷静かつ適切な対応を促すよう努めるものとする。

第2 活動の内容

1 東海地震注意情報受理時の広報

【県が実施する計画】(危機管理部、企画振興部、県警察本部)

県は、東海地震注意情報が伝達された場合は、次により広報を行う。

(1) 広報内容

- ア 東海地震注意情報の内容及び東海地震注意情報に続いて発表される東海地震に関連する情報の内容
- イ 関係機関の対応状況など地域住民が行動を的確に判断するための事項
- ウ 強化地域内への不要不急の旅行の自粛等、居住者等が留意すべき事項
- エ その他必要な事項

(2) 報道機関との応援協力関係

東海地震注意情報を受理した場合は、「災害時における放送要請に関する協定」により、放送機関に要請してテレビ、ラジオを通じて県民に呼びかける。

2 警戒本部設置時の広報

【県が実施する計画】(危機管理部、企画振興部、県警察本部)

県は、警戒本部が設置された場合は、次により広報を行う。

(1) 広報内容

- ア 警戒宣言及び地震予知情報等
- イ 主な交通機関運行状況及び道路交通状況
- ウ 車両運転の自粛と運転者のとるべき措置
- エ ライフラインに関する情報
- オ 強化地域内外の生活関連情報
- カ 事業者等がとるべき措置
- キ 避難対象地域外で耐震性が確保されている小規模小売店に対する営業確保の呼びかけ
- ク 家庭において実施すべき事項
- ケ 自主防災組織に対する防災活動の要請
- コ 犯罪予防等のために住民のとるべき措置
- サ 金融機関等が講じた措置に関する情報
- シ その他必要な事項

(2) 広報手段

報道機関の協力を得てテレビ、ラジオ、新聞等で行うほか、ヘリコプター、広報車等により実施する。

なお、外国籍県民等の情報伝達について特に配慮を要する者に対する対応について

は、外国語による表示、冊子又は外国語放送など様々な広報手段を活用して行う。

(3) **問い合わせ窓口**

居住者等の問い合わせに対応できるよう、警戒本部に問い合わせ窓口等の体制を整える。

(4) **報道機関との応援協力関係**

知事は、警戒宣言が発せられた場合は、「災害時における放送要請に関する協定」により、放送機関に要請してテレビ、ラジオを通じて直接県民に呼びかける。

3 【市町村が実施する計画】

市町村においては、前記1及び2に準じた、内容、手段、方法により、県及び防災関係機関等から得た情報等について広報を実施するとともに、同報無線、有線放送、広報車、半鐘等を活用するほか、状況に応じて自主防災組織の協力を得て、住民に周知するものとする。

4 【防災関係機関が実施する計画】

(1) **放送機関**

臨時ニュース、特別番組等により迅速かつ的確な情報提供を行うとともに、協定に基づく報道要請があったときは適切な放送を行うものとする。

(2) **電力供給機関**

報道機関、広報車等を通じ、発災時に備えての電気の安全措置等に関する広報を行うものとする。

(3) **ガス供給機関**

報道機関、広報車等を通じ、ガス事業者の警戒態勢及び地震発生時のガスに関する安全喚起について広報を行うものとする。

(4) **NTT東日本(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株)**

報道機関、広報車等を通じ、通信の通状況、利用制限措置等について住民に周知するものとする。

(5) **JR会社**

報道機関、駅等における掲示等を通じ、警戒宣言前の段階から警戒宣言時の運行規制等の内容や不要不急の旅行を控える必要がある旨、運転状況等について住民に周知するものとする。

(6) **路線バス会社**

報道機関及び構内等における掲示等を通じ、警戒宣言前の段階から警戒宣言時の運行規制の内容や不要不急の旅行を控える必要がある旨、運転状況等について住民に周知するものとする。

(7) **道路管理者**

報道機関、道路情報提供装置等を通じ、警戒宣言前の段階から警戒宣言時の通行規制の内容や不要不急の旅行を控える必要がある旨等について住民に周知するものとする。

(8) **水道管理者**

報道機関、広報車等を通じ、緊急貯水及び飲料水確保の指導、発災時の対応等について住民に周知するものとする。

(9) **その他の防災関係機関**

状況に応じ、適時適切な広報活動を行うものとする。

第5節 避難活動等

第1 基本方針

東海地震に関する「警戒宣言」が発せられた場合は、地震発生に伴う被害を最小限にとどめ、また、避難に伴う混乱、事故を防止することを基本として、迅速、的確な避難措置をとるものとする。

その際、高齢者、乳幼児、傷病者等に対する支援や外国籍県民等、観光客等に対する誘導など、要配慮者の避難誘導にあたっては、特に配慮し、屋内避難を考慮に入れた対策を講ずるものとする。

また、避難指示の対象となるがけ地崩壊危険地域等の範囲（以下「避難対象地区」という。）における避難は、徒歩を原則とする。ただし、徒歩による避難が著しく困難な避難対象地区（以下「車両避難対象地区」という。）については、必要最小限の車両避難についても検討するなど避難活動の実効性を確保するものとする。

なお、避難対象地区以外の住民等は、耐震性の確保された自宅での待機等安全な場所で行動するものとする。このため、あらかじめ自宅の耐震点検等を行い、耐震性を十分に把握しておくものとする。

第2 活動の内容

1 避難指示

(1) 【県が実施する計画】

- ア 地震防災対策強化地域の市町村に対し、避難指示の実施に関する連絡調整及び助言を行う。（危機管理部）
- イ 警察署は、地元市町村と密接な連携を図り、市町村が行う避難に関する広報、伝達等の活動に協力する。（警察本部）
- ウ 警察官は、警戒宣言が発せられた場合は、大震法第25条に基づき、避難に伴う混雑等において危険な事態が発生するおそれがあると認めるとときは、危険事態発生防止のため、次の事項を実施することができる。
 - (ア) 危険を生じさせ、又は危害を受けるおそれのある者その他関係者に対する必要な警告又は指示
 - (イ) (ア)の場合において特に必要な場合における危険な場所への立ち入りの禁止若しくはその場所からの退去
 - (ウ) (ア)の場合において特に必要な場合における危険を生ずるおそれのある道路上の車両その他の物件の除去その他必要な措置
- エ 市町村長による避難の指示ができないと認めるとき、又は市町村長から要求のあったときは、警察官は大規模地震対策特別措置法第26条で準用する災害対策基本法第61条により、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを指示する。
- オ 次の事項について市町村に協力する。（各部局）
 - (ア) 県が管理する施設の開放
 - (イ) 県が管理する介護施設等への該当者の収容
 - (ウ) 県が把握する物資等の供給、あっせん
 - (エ) 給水資機材の配備

(2) 【市町村が実施する計画】

- ア 避難対象地区は、おおむね次の基準によりあらかじめ市町村長が定める地区とする。

(ア) がけ地、山崩れ崩落危険地区

(イ) 崩壊危険のあるため池等の下流地区

(ウ) その他市町村長が危険と認める地域

イ 避難対象地区の住民等に広報車、無線施設、有線放送等の手段を活用し、地区の範囲、指定緊急避難場所、避難路及び避難指示の伝達方法等について十分徹底を図るものとする。

ウ 警戒宣言が発せられた時、市町村長は、避難対象地区に避難指示を行い、また必要と認める地域に危険防止のための警戒区域の設定を行うものとする。

また、市町村長は、自主防災組織、住民及び関係者に対し、次の指導を行うものとする。

(ア) 防災用具、非常持出品及び食料の準備

(イ) 避難路の把握及び避難誘導、避難の際の携行品制限

(ウ) 避難場所の点検及び収容準備

(エ) 収容者の安全管理

(オ) 負傷者の救護準備

(カ) 避難行動要支援者の避難救護

(3) 【住民が実施する計画】

平常時から避難場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法を確認しておく等地震発生に備えて万全を期するよう努め、警戒宣言が発せられた場合には、避難対象地区の住民等は、市町村の指示に従いあらかじめ指定された避難場所に速やかに避難するものとする。

2 車両による避難

(1) 【県が実施する計画】(危機管理部、警察本部)

市町村が、必要最小限の車両による避難を行う地域について、その実情を把握し、必要な連絡調整を行う。

なお、市町村から事前に車両避難対象地区について協議があった場合、警察本部及び危機管理部において、基本的事項についての確認を行い、管轄の警察署において、災害時における交通管理に支障が発生する可能性の有無や避難路における交通障害発生のおそれの有無等、具体的な事項について精査・調整を行う。

(2) 【市町村が実施する計画】

ア 市町村は、警察本部、危機管理部と協議のうえ、あらかじめ避難対象地区のうち、必要最小限の車両避難を認める地区について、定めておくものとする。

イ 車両避難対象地区は、山間地等で、避難場所までの距離がおおむね4km以上離れているなど、徒歩による速やかな避難が著しく困難な地区であること等を要件とするほか、災害時の交通管理に支障のないよう地域の実態に応じて、警察本部、管轄の警察署と調整しておくものとする。

ウ 車両避難対象地区については、各地域における避難場所の設置等環境の変化に応じて、その都度必要な検討・見直しを行うものとする。

エ 車両を避難に活用する場合は、対象車両、対象人員を確実に把握しておくとともに、対象車両数や指定緊急避難場所の駐車スペースを考慮し、具体的な避難の方法等を定めておくものとする。

オ 災害時には、直ちに停車する等、地震情報、交通情報に応じた安全な行動を行うよう周知を図るものとする。

(3) 【住民が実施する計画】

車両による避難を実施する場合は、地震情報、交通情報に応じた安全な行動を心掛けるとともに、発災時の停車または、避難場所における駐車にあたっては、緊急通行車両等の走行を妨げないよう配慮するものとする。

3 屋内避難

(1) 【県が実施する計画】

- ア 市町村が、屋内避難施設を選定する際にその実情を把握し、必要な調整及び助言を行う。(危機管理部、建設部)
- イ 県は、屋内避難に適する県有施設の活用について市町村に協力する。(各部局)

(2) 【市町村が実施する計画】

- ア 警戒宣言が発せられた場合の避難は、屋外を原則とするが、避難対象地区内の住民のうち、高齢者、傷病者、幼児等の要配慮者で在宅の者及びその介護等に必要な付添者については、「東海地震の防災対策強化地域に係る屋内避難施設の選定及び安全確保のための指針」(以下「屋内避難指針」という。)(資料編参照)の基準を満たす避難施設の選定が可能な場合は、必要に応じて屋内避難の対象とするものとする。
- イ 市町村は、指針に従い、公立小中高校等の公共施設の中から、屋内避難が可能な施設を選定するとともに、避難対象地区内の屋内避難の対象とすべき者の概数をあらかじめ把握しておくものとする。
- ウ 屋内避難が可能な施設の収容力が、屋内避難対象者に対して不足している場合は、避難対象地区外の知人・親戚宅等への避難も含め要配慮者に配慮した対策を講じるものとする。

4 要配慮者利用施設における避難対策

(1) 【県が実施する計画】

県は、避難対象地区内の要配慮者利用施設について状況を把握するとともに、避難対策等について市町村へ助言を行う。

(2) 【市町村が実施する計画】

市町村は、避難対象地区内の要配慮者利用施設の有無を確認し、これらの施設が所在している場合は、下記事項に留意しつつ避難方法等を調整しておくものとする。

- ・警戒宣言等が発せられた場合の迅速な情報伝達(夜間等を含む)
- ・徒歩避難困難者の避難についての具体的な避難方法、使用車両等
- ・屋内避難指針に適合した施設、知人・親戚宅等、避難先についての検討

(3) 【要配慮者利用施設の管理者が実施する計画】

要配慮者利用施設の管理者は、市町村と調整の上、それぞれの施設の耐震性を十分考慮して、その利用実態、宿泊者等の有無等に応じて下記事項について定めておくものとする。また、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、利用者・入所者等の安全確保のために必要な対策を講ずるものとする。

- ・夜間・休日を含めた連絡体制
- ・避難行動要支援者の避難方法、使用車両等
- ・利用者・入所者等の態様に応じた避難先

5 避難活動

(1) 【県が実施する計画】

- ア 避難生活維持のための食料、生活必需品等の調達等について、市町村からの要請に基づき、調達、提供及びあっせんについて協力する。
- イ 県は、交通規制等の結果生じる帰宅困難者、滞留旅客に対して市町村が実施する避難誘導、保護等の活動が円滑に行われるよう協力するとともに、必要に応じて市町村間の調整等を行う。
- ウ 警察は、市町村と連携し、避難誘導の措置等について協力するものとする。また、避難所及び避難後の地域の治安維持のためのパトロールを行う。

(2) 【市町村が実施する計画】

- ア 市町村は、避難の状況、避難所の設置、避難者の数、必要な救助、保護の内容等について状況を把握するとともに、県へ報告するものとする。
- イ 避難所の設置及び運営については、次により行うものとする。
 - (ア) 避難所の生活が円滑に行えるように、必要に応じて、仮設トイレ、寝具、テント等必要な物品の調達・備品等について定めておくものとする。
また、避難生活の維持にあたっては、自主防災組織の協力を得るものとする。
 - (イ) 避難所で避難生活をする者は、避難指示を受けた者、帰宅困難者、滞留旅客などで、居住する場所を確保できない者とする。
なお、帰宅困難者、滞留旅客の保護等のため、帰宅支援等必要な支援を講ずるものとする。
 - (ウ) 設置場所は、計画に基づく危険のない場所とする。
 - (エ) 避難所の設置期間は、警戒宣言が発せられてから解除されるまで又は地震発生に伴う避難所が設置されるまでの間とする。
 - (オ) 避難所の運営は、自主防災組織の協力を得て市町村が行うものとする。
 - (カ) 避難所には、運営のため必要な市町村職員を派遣するとともに、必要により、安全の確保と秩序維持のため、警察官の配置を要請するものとする。

(3) 【住民が実施する計画】

- 住民及び自主防災組織は、避難及び避難場所の運営に関し市町村に積極的に協力するとともに、役割分担を確立し、相互扶助の精神により自主的な秩序ある避難生活をおくるように努めるものとする。

第6節 食料、生活必需品、飲料水の確保計画

第1 基本方針

警戒宣言時に必要な食料及び生活必需品は、住民が自主防災活動により確保するものとする。

県及び市町村は、住民の自助努力で確保できないものについて、緊急物資としてあっせんするほか、物資流通の円滑化に配慮するものとする。なお、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、緊急物資の調達及びあっせん等を円滑に実施するため、利用可能な備蓄物資量の確認、調達可能量の把握等の準備を行うものとする。

また、地震発生時の飲料水確保について、県及び市町村は必要な措置をとるものとする。

第2 活動の内容

1 食料及び生活必需品の確保

(1) 【県が実施する計画】(危機管理部、県民文化部、産業労働部、農政部)

ア 市町村の要請に基づき、協同組合長野アーツ、松本流通センター協同組合、上田卸商業協同組合、飯田卸商業協同組合、長野県商店街振興組合連合会、諏訪商業協同組合、長野県化粧品日用品卸組合、長野県商店会連合会、長野県石油商業組合、(一社)長野県L Pガス協会、長野県生活協同組合連合会、長野県農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会長野県本部と連携して物資の調達を図る。

この場合の調達先は、県と緊急物資の供給協定を締結した物資保有者を中心として、広く各業界に協力を求める。

イ 緊急物資の在庫状況や関係業界からの調達状況を勘案し、国に対して調達又はその準備措置を要請する。

ウ 緊急物資の円滑な流通のため、適切な広報を行うとともに、必要により物資の保有者等に対し、収容命令や保管命令を発する。

エ 広域物資拠点の開設準備を行う。

(2) 【市町村が実施する計画】

ア 緊急避難等で非常持出しができなかった住民等に緊急物資の供給の必要が生じたときの物資の調達又はあっせんを行うものとする。

イ 平常時から緊急物資の在庫状況を把握しておくとともに、必要に応じて物資等の供給協定の締結を行うものとする。

ウ 県に対する緊急物資の調達又はあっせんの要請を行うものとする。

エ 市町村は、避難対象地区以外において住民が、食料等生活必需品を確保し、日常生活の維持が可能となるよう、小規模小売店等に対し、営業の継続を要請するものとする。

また、上記の要請が可能となるよう、各市町村における主要な店舗等と警戒宣言時における安全性を確保しながらの営業のあり方について協議しておくものとする。

オ 生活必需品等の備蓄について、住民に対して周知するものとする。

カ 物資拠点の開設準備を行うものとする。

(3) 【関係機関が実施する計画】(農林水産省政策統括官付)

「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」第4章のIの第11に基づき知事又は市町村長からの要請を受けて、緊急売却の措置をとるものとする。

(4) 【住民が実施する計画】

住民は、避難対象地区の内外を問わず、平常時から、食料等生活必需品の備蓄に努めるものとする。

住民は、緊急物資、非常持出品の整備、搬出を行うものとするが、パニックに陥って買いだめ等に走ることなく、冷静に行動するものとする。

2 飲料水の確保計画

(1) 【県が実施する計画】(危機管理部、環境部、企業局)

- ア 住民に対して貯水の励行に関する広報を行う。
- イ 市町村が実施する飲料水確保対策について助言を行う。
- ウ 広域的な応援体制を確立する。
- エ 水道用水供給施設については、飲料水を確保するための必要な措置をとる。
- オ 広域物資拠点の開設準備を行うものとする。

(2) 【市町村が実施する計画】

- ア 住民に対して貯水の励行に関する広報を徹底するものとする。
- イ 応急給水計画に基づき、他の地方公共団体からの応援給水を含む応急給水活動の準備を行うものとする。
- ウ 水道施設の安全点検を実施し、二次災害防止措置の準備を行うものとする。
- エ 応急復旧体制の準備を行うものとする。
- オ 物資拠点の開設準備を行うものとする。

(3) 【住民が実施する計画】

飲料水及び生活用水を、可能な範囲で貯水するものとする。

第7節 医療救護及び保健衛生活動計画

第1 基本方針

県及び市町村は、地震発生に備え、関係機関との連携を密にして、医療救護及び保健衛生活動体制を確立するものとする。

なお、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、地震防災応急対策を迅速かつ的確に実施するための準備的措置を最大限に行うものとする。

第2 活動の内容

1 医療救護体制の確立

地震防災対策強化地域を中心とする地震発生時の人的被害に備え、強化地域以外からの支援体制を含め、医療救護体制の準備を整えるものとする。

(1) 【県が実施する計画】(健康福祉部)

- ア 市町村、日赤長野県支部、医師会等に対して医療救護活動の準備を要請するとともに、県立医療機関での医療救護活動の準備を整える。
- イ 長野県医薬品卸協同組合及び長野県医療機器販売業協会に対し、備蓄医薬品等の緊急配分の準備を要請する。
- ウ 強化地域以外の医療関係機関を含め、救護班派遣可能数及び搬送患者受入可能数を把握する。
- エ 強化地域内の医療搬送拠点の確保を図る。

(2) 【市町村が実施する計画】

- ア 郡市医師会等に対し、救護班の出動準備を要請するものとする。
- イ 医薬品、医療用資機材等の必要量及び医薬品卸業者、薬局等の備蓄量を迅速に把握し、必要に応じて、県または関係機関に対して供給の要請を行うものとする。
- ウ 救護所等に医薬品、衛生材料、救護用資機材等を配備し、受入体制を整えるものとする。
- エ 傷病者の搬送準備をするものとする。
- オ 住民に対し、救護所及び応急救護に携わる指定医療機関の周知を図るものとする。

(3) 【関係機関が実施する計画】

- ア 日本赤十字社長野県支部
日本赤十字社長野県支部長は、救護資機材等の装備の確認を行い、医療救護班の出動に備えるものとする。
県から協力要請があったとき、又は支部長が必要と認めたときは、救護班等を派遣するものとする。
- イ (一社)長野県医師会、都市医師会
市町村又は県から協力要請があったとき、又は医師会長が必要と認めたときは、救護班等を派遣するものとする。
- ウ 災害拠点病院
発災に備えて、傷病者の受入体制について万全を期すとともに、関係機関からの要請により、医薬品、医療用資機材等の提供を行うものとする。
- エ 国立病院機構、大学病院
県から協力要請があったとき、又は病院長が必要と認めたときは、救護班を派遣

するものとする。

オ 長野県医薬品卸協同組合、長野県医療機器販売業協会

県から緊急配分について要請があった場合は、備蓄医薬品等の指定場所への速やかな搬送を行い、使用後の迅速な補充を図るものとする。

カ (一社)長野県薬剤師会

県から要請があったときは、薬剤師班を派遣するものとする。

2 保健衛生体制の確立

県及び市町村は、地震発生に備えて体制を確立するとともに応急用資機材を準備し、住民は、自己完結の努力をするものとする。

(1) 【県が実施する計画】(健康福祉部)

保健衛生活動全般の連絡調整を行うとともに、保健所等保健衛生機関での出動準備を整える。

(2) 【市町村が実施する計画】

し尿処理、ごみ処理、感染症予防等の活動について、資機材を準備するものとする。

(3) 【住民が実施する計画】

し尿処理、ごみ処理等の自家処理に必要な器具を準備し、可能な限り自己完結するものとする。

第8節 児童生徒等の保護活動計画

第1 基本方針

幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校（以下この節において「学校」という。）においては、平常時から地震予知情報等が発せられた時の対処のための行動等を指導するとともに、警戒宣言前に提供される情報の内容、通学方法、通学距離、通学時間、通学路、交通機関の状況等を勘案し、保護者等と密接な連携を図り、幼児及び児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という。）の安全確保を最優先とした対策を講ずるものとする。

なお、学校においては、地域の特性や学校の置かれた状況等を踏まえ、児童生徒等の在校時、登下校時、在宅時等の別、学校施設の避難場所及び避難所指定等の実態に即した計画の策定や対策を実施するものとする。

第2 活動の内容

1 【県が実施する計画】（教育委員会）

県立の学校は、児童生徒等が在校中に警戒宣言が発せられた場合、授業又は学校行事を直ちに中止し、警戒宣言が解除されるまでの間又は地震発生後安全が確認されるまでの間、原則として休校とする。また、児童生徒等が在宅中に警戒宣言が発せられた場合は、登校又は登園しないこととする。

なお、遠距離通学・通園などの事情により警戒宣言発令後に対策を講じたのでは児童生徒の安全確保ができないと予想される場合、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った時点で、必要により授業等を中止し、児童生徒等の帰宅や保護者の引き渡し等の安全確保対策をとることができるものとする。

- (1) 児童生徒等の安全確保に十分留意し、必要に応じ、教職員が引率してその集団下校や直接保護者への引き渡しを行う。
- (2) 児童生徒等については帰宅させることを原則とするが、留守家庭、交通機関利用通学者、避難対象地区内在住者等で、帰宅、引き渡しが困難と考えられる場合は、市町村が設置した避難場所又は学校で保護する。この場合、事前に保護者と打ち合わせのうえ、個々についての対応の仕方を確認しておく。
- (3) 保護にあたっては不安、動搖を与えないよう配慮するものとし、保護する児童生徒の氏名、人数を確実に把握し、当該市町村警戒本部及び県教育委員会へ報告する。
- (4) 保護した児童生徒等の生活に必要な主要食料、水、生活必需品等の確保については、当該市町村警戒本部と協議のうえ、対策を講ずる。
- (5) 警戒宣言が登下校中に発せられた場合に備え、児童生徒等に対し、以下の事項を徹底しておく。
 - ア ブロック塀、橋、がけ下等の危険箇所から離れる。
 - イ 学校か自宅か近い方に急いで避難することを原則とする。
 - ウ 交通機関利用者については、その場の指揮者（乗務員、添乗員、車掌等）の指示により行動し、勝手な行動はとらない。

2 【市町村（教育委員会）及び私立学校が実施する計画】

県（教育委員会）が実施する計画の例に準じて、市町村の地震防災計画等を踏まえ、適切な対策を行うものとする。

第9節 消防・救急救助対策等

第1 基本方針

警戒宣言が発せられた場合、市町村は、市町村地域防災計画及び市町村消防計画に基づき、平常時の業務を停止又は縮小し、消防・救急救助対策活動を実施する。

また、県・市町村は東海地震応急活動要領等に基づく広域的な応援の受け入れ準備活動を実施する。

第2 活動の内容

1 【県が実施する計画】(危機管理部、企画振興部、警察本部)

- (1) 東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、消火薬剤・資機材、救急救助資機材等県が保有する物資、資機材の点検、初動準備を行うとともに、市町村、各防災関係機関の消防対策用資機材の保有状況及び緊急応急対策用員の収集状況を確認する。(危機管理部、警察本部)
- (2) 警察庁、防衛省及び消防庁の応援部隊を受入れるため、あらかじめ定めた活動拠点の施設管理者と連携し、施設を確保する。(危機管理部、警察本部)
- (3) 迅速な救急救助のため体制を確保する。(危機管理部、警察本部)
- (4) 警戒宣言が発せられた場合、報道機関の協力を得て、住民等に対し、火気使用の自粛、消火の準備等火災の発生防止、初期消火などについて広報を行う。(危機管理部、企画振興部)

2 【市町村が実施する計画】

- (1) 消防無線等による正確な情報の収集及び伝達体制を確立するものとする。
- (2) 警察庁、防衛省及び消防庁の応援部隊を受入れるため、あらかじめ定めた活動拠点の施設管理者と連携し、施設を確保するものとする。
- (3) 火災防除のため、現有消防力を有機的に運用し、効果的な警戒を図るものとする。
- (4) 火災発生の防止、初期消火活動については住民等への広報を行うものとする。
- (5) 自主防災組織、自衛消防隊等の消防防災活動に対する指導を実施するものとする。
- (6) 消防団、自主防災組織の協力を得て、消防団詰所、公民館、コミュニティー防災拠点施設等に配置した資機材等の確認を行うものとする。

3 【関係機関が実施する計画】(自衛隊、消防本部)

- (1) 地震予知情報等の収集と伝達体制を確立するものとする。
- (2) 地震に備えての消防部隊の編成強化を行うものとする。
- (3) 資機材及び救急資機材を確保するものとする。
- (4) 迅速な救急救助のための体制確保
- (5) 応援部隊を受入れるため、あらかじめ定めた前進拠点及び進出拠点の施設管理者と連携し、施設を確保するものとする。
- (6) 出火防止、初期消火等の広報を行うものとする。(消防本部)
- (7) 施設、事業所等に対し、応急計画の実施を指示するものとする。(消防本部)

第10節 警備対策

第1 基本方針

警察本部は、警戒宣言が発せられた場合、犯罪及び混乱防止等に関して、主に次の事項を実施する。

第2 活動の内容

【県が実施する計画】（警察本部）

(1) 正確な情報収集及び伝達

警備対策を迅速・的確に推進するため、各種情報を積極的に収集するとともに住民に対して積極的な広報活動を行う。

(2) 不法事案等の予防及び取締り

悪質商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯等生活に密着した犯罪の予防、取締りを重点的に行う。

(3) 避難地域、警戒区域、重要施設等の警戒

避難地域、重要施設等のパトロールの強化、避難所等の巡回を行い、各種犯罪・事故の未然防止を図り、住民等の不安の軽減に努める。

(4) 地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導

民間防犯活動が的確に行われるよう地域の防犯団体や警備業者等の指導及び連携を積極的に行う。

第11節 防災関係機関の講ずる措置

第1 基本方針

防災関係機関は、東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表された場合、平常時の活動を継続しつつ、情報の内容に応じて連絡用職員の確保など必要な対応をとり、東海地震注意情報が発表された場合は、相当の職員の参集を行うとともに、相互に連携して迅速かつ的確な情報収集を実施し、これら情報の共有を図る。

また、防災関係機関は、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合または警戒宣言が発せられた場合は、災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するために必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行うものとする。

第2 活動の内容

1 電力会社

- (1) 地震災害警戒本部を設置するものとする。
- (2) 電力設備の特別巡回点検を実施し、通信網の確保、要員、資機材の確保を図るとともに、その輸送ルートを確立するものとする。
- (3) 社員一人一人が、迅速・的確な行動をとれるよう、個々の行動、役割を記載したカードを全社員が携帯するものとする。
- (4) 訪問者、見学者等の安全避難を図るとともに、テレビ、ラジオ等を通じて利用者に対する具体的な安全措置についての広報を行うものとする。

2 通信（東日本電信電話株、(株)NTTドコモ、KDDI株、ソフトバンク株、楽天モバイル株）

- (1) 地震災害警戒本部を設置し、必要人員を配置するとともに、復旧体制を確立するものとする。
- (2) 重要通信を確保するため、通信の疎通状況の監視を強化し、必要により通話規制等の利用制限措置をとるものとする。
- (3) 通信の途絶を防止するため、災害対策機器の試験・点検を行うものとする。
- (4) 通信のそ通状況・利用制限措置等について利用者への広報を行うものとする。
- (5) 警戒宣言発令後、災害用伝言ダイヤル・iモード災害用伝言版・web171の運用開始に向けた準備を行うとともに、ふくそうが発生した場合は、速やかに運用を開始するものとする。なお、注意情報等発出後においても、同様とする。

3 ガス（ガス事業者）

- (1) 速やかに地震災害警戒本部を設置し、非常体制を確立するものとする。
- (2) 工事中のガス工作物については、安全措置をとり直ちに中止するものとする。
- (3) 巡視、点検を実施し、必要な資機材を確保するものとする。
- (4) 利用者に対し、テレビ、ラジオ、広報車等を通じて、ガス事業者の警戒態勢及び地震発生時のガスに関する安全喚起について広報を行うものとする。
- (5) 警戒宣言が発せられた場合においても、ガスの供給を確保するものとする。

4 金融機関

- (1) 警戒宣言が発せられた場合は、その時点から、民間金融機関における窓口業務は停止するものとする。
ただし、預金取扱金融機関においては、普通預金の払戻業務以外の業務は停止し、その後、店頭の顧客の混雑等の状況を的確に把握し、混乱を起こさないように窓口

における払戻業務も停止するものとする。

(2) 預金取扱金融機関においては、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機（ATM）等において預金の払戻しを継続する等、居住者等の日常生活に支障をきたさないような措置をとるものとする。

(3) 営業停止等を周知させるため、ポスターの店頭掲示、新聞やインターネット等を活用して広報を行うものとする。

※ 「民間金融機関」とは、「預金取扱金融機関」、「保険会社」、「証券会社」等をいい、「預金取扱金融機関」とは、銀行、信用金庫、労働金庫、信用組合、農業協同組合等の預金を取扱う機関をいう。

5 日本郵便(株)信越支社

(1) 日本郵便(株)信越支社は、非常災害対策本部を設置し、発災に備えて災害応急体制及び復旧体制等を整えるものとする。

(2) 警戒宣言が発せられた場合は、その時点から支店、郵便局等における業務の取扱いを停止するものとする。

(3) 日本郵便(株)信越支社は警戒宣言に伴う郵便の業務運営について、報道機関等を通じ広報活動を行うものとする。

(4) 強化地域内に所在する支店、郵便局等において、窓口取扱いを行う事務の種類及び取扱時間並びにその他の必要事項を店頭又は局前等に掲示するものとする。

(5) 警戒宣言が解除された場合は、遅滞なく平常どおりの業務を行うものとする。

第12節 売り惜しみ・買い占め等の防止

第1 基本方針

警戒宣言が発せられた場合、悪質商法や、売り惜しみや買い占め等による物価の高騰等を防ぎ、必要物資の安定供給のための措置が必要である。

第2 活動の内容

1 【県が実施する計画】(県民文化部、警察本部)

- (1) 売り惜しみ買い占め及び便乗値上げを防ぐため、生活必需物資等の価格需給動向について調査、監視を行う。
- (2) 適正な価格若しくは条件による販売、流通を確保するため、関係業界に対して協力を要請する。
- (3) 情報の不足、混乱により損なう消費者利益を回復するため、生活必需物資の価格、供給状況等について必要な情報を提供する。
- (4) 売り惜しみ買い占め、便乗値上げ、警戒宣言に便乗した悪質商法等に対する消費者からの相談に対応するため、相談窓口等を設置する。
- (5) 警戒宣言に便乗した悪質商法事犯の取り締まりや広報啓発活動を行う。(警察本部)

2 【市町村が実施する計画】

- (1) 売り惜しみ買い占め及び便乗値上げを防ぐため、生活必需物資等の価格需給動向について調査、監視を行うものとする。
- (2) 適正な価格若しくは条件による販売、流通を確保するため、関係業界に対して協力を要請するものとする。
- (3) 情報の不足、混乱により損なう消費者利益を回復するため、生活必需物資の価格、供給状況等について必要な情報を提供するものとする。
- (4) 売り惜しみ買い占め、便乗値上げ、警戒宣言に便乗した悪質商法等に対する消費者からの相談に対応するため、相談窓口等を設置するものとする。
- (5) 管内又は広域圏で流通業者との連携を図るものとする。

3 【住民が実施する計画】

集団心理的パニックを防ぐため、自ら冷静な消費行動に努めるものとする。

第13節 交通対策

第1 基本方針

警戒宣言時には、交通の混乱と交通事故等の発生を防止するとともに、住民等の避難の円滑と緊急輸送路を確保するため、次に定めるところにより交通の規制等を実施する。

また、鉄道の運行停止に伴う滞留旅客等に対応するための措置をとる。

なお、県、公安委員会、道路管理者は、警戒宣言前の段階から警戒宣言時の交通規制等の情報について、あらかじめ情報提供するとともに、不要不急の旅行等を控えるよう要請を行うものとする。

第2 活動の内容

1 道路に関する事項

【県が実施する計画】（警察本部）

- (1) 強化地域内での一般車両の走行は極力抑制する。
- (2) 強化地域への一般車両の流入は極力制限する。
- (3) 強化地域外への一般車両の流出は、交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。
- (4) 避難路及び緊急輸送路については、優先的にその機能の確保を図るため、原則として一般車両の通行を禁止又は制限する。
- (5) 高速自動車国道については、一般車両の県内への流入を制限するとともに、強化地域内におけるインターチェンジからの流入を制限する。
- (6) 警察庁指定の広域交通規制対象道路については、必要な交通規制、迂回誘導、自動車利用の抑制の要請等を行う。
- (7) 自動車運転者の執るべき措置の指導

平常時から関係機関と連携して、自動車運転者に対し、次の事項の周知徹底を図る。

○ 警戒宣言が発せられた場合における措置

走行中の時	<p>① 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して地震情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動すること。</p> <p>② 車両をおいて避難する時は、できる限り路外に停車すること。やむを得ず道路に置いて避難する時は、道路の左側に寄せて停車させ、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままでし、窓は閉め、ドアはロックしないこと。</p>
避難する時	第5節でいう「車両による避難」が認められた地区を除いては、避難のために車両を使用しないこと。

【市町村が実施する計画】

- (1) 市町村は、関係事業者と連携した滞留旅客対策を行うものとする。
- (2) 市町村は、警戒宣言前の段階から警戒宣言時の交通規制等の情報について、あらかじめ情報提供するとともに、不要不急の旅行等を控えるよう要請を行うものとする。

【東日本高速道路株、中日本高速道路株が実施する計画】

東日本高速道路株、中日本高速道路株は、その防災業務計画に定めるところにより、警戒宣言の対策を実施するものとする。

【路線バス会社が実施する計画】

- (1) 主要バスター・ミナル、営業所及び車内等の旅客に対し、掲示物、放送等により情報をお伝えするものとする。
- (2) 警戒宣言の情報を入手したときは、車両の運行を中止し、安全な場所に停車し、旅客に避難場所を教示する。児童・生徒については、学校と連絡を取り、必要な対応措置をとるものとする。

2 鉄道に関する事項

【県が実施する計画】

県は、規制の結果生じる滞留旅客等の保護のために行う市町村等の活動について、全体の状況把握に努め、必要な連絡調整を行う。

【市町村が実施する計画】

市町村は、関係事業者と連携した滞留旅客対策等を行うものとする。

【JR会社が実施する計画】

- (1) 東海旅客鉄道株

ア 東海地震注意情報発表時の対応

- (ア) 東海地震注意情報が発表されたとき及び政府から準備行動等を行う旨の公表があったときは、旅客等に対しその内容を伝達するとともに、列車の運転状況、警戒宣言が発令された場合の列車の運転計画を案内するものとする。
- (イ) 東海地震注意情報が発表された後、列車の運転取扱いは次のとおり実施する。
 - ・ 旅客列車は運転を継続するものとする。ただし、長距離夜行列車については、強化地域への進入を禁止するものとする。
 - ・ 貨物列車は強化地域への進入を禁止するものとする。

イ 警戒宣言発令時の対応

- (ア) 警戒宣言が発せられたときは、旅客等にその情報を伝達するとともに、予め定めた方法及び内容により列車の運行状況について案内するものとする。
- (イ) 滞留旅客が発生した場合は、自らの判断において行動する者を除き、関係地方自治体の定める避難場所へ避難させる等必要な措置をとるものとする。
- (ウ) 警戒宣言発令後、列車の運転取扱いは次のとおり実施するものとする。
 - ・ 強化地域内への進入を禁止するものとする。
 - ・ 強化地域内を運転中の列車は、最寄りの安全な駅その他の場所まで安全な速度で運転して停車するものとする。
 - ・ 長距離夜行列車、貨物列車については、強化地域への進入禁止を継続するものとする。
 - ・ 強化地域外においては、坂下駅以北で折り返し可能な駅（南木曽駅）以北の運転を必要に応じ速度を制限して可能な限り確保するものとする。

(2) 東日本旅客鉄道(株)

ア 東海地震注意情報発表時の対応

(ア) 東海地震注意情報が発表された場合は、旅客等に対して、警戒宣言時に列車の運転を中止すること等状況を説明し、旅行の中止を勧めるものとする。

なお、強化地域の境界付近を内方に向かって運転中の列車の旅客に対しては、状況により最寄りの駅で強化地域外へ向かう列車に移乗することを案内するものとする。

(イ) 東海地震注意情報が発表された場合は、次のとおり列車の運転規制手配を行うものとする。

- ・ 強化地域内を運転中、又は、強化地域内へ進入する予定の貨物列車等については、原則として最寄りの貨物駅に抑止を行うが、強化地域外への進出が可能と判断される場合には運転を継続するものとする。
- ・ 強化地域内を旅行目的としない旅客を主に輸送する列車(夜行寝台列車等)は、原則として強化地域内への入り込みを規制するものとする。なお、強化地域内を運転中の旅客列車は、原則してそのまま運転を継続するものとする。
- ・ 強化地域及び隣接する地域においては、帰宅困難者や滞留旅客軽減のため必要により輸送力の増強を実施するものとする。

イ 警戒宣言発令時の対応

(ア) 警戒宣言が発せられた場合は、予め定めた方法により列車の運転状況、旅客の待機状況等を適宜報道機関等に発表するものとする。

(イ) 駅施設内の旅客及び停車した列車内旅客は、自己の責任において行動を希望する者を除き、原則として駅施設内又は列車内に残留させる。ただし、列車の停車が長期間となった場合、危険が見込まれるとき及び発災後は地方自治体の定める避難場所へ旅客を避難させる。また、旅客に対し必要に応じ食事のあつ旋を行うものとする。

(ウ) 警戒宣言が発せられたときの列車の運転規制手配を次のとおり行うものとする。

- ・ 強化地域内への列車の入り込みは、原則として規制するものとする。
- ・ 当該地域内を運転中の列車は、原則として最寄りの安全な駅その他の場所まで安全な速度で運転して停車させるものとする。
- ・ 強化地域外においては、運行状況を勘案し、中央本線塩尻駅、小海線小海駅で速度を制限して折り返し運転を行うものとする。

第14節 緊急輸送

第1 基本方針

警戒宣言発令時における緊急輸送は、地震防災応急対策上必要な、最小限の範囲で実施するものとし、各機関と協議の上、地震災害警戒本部が必要な調整を行うものとする。
なお、県、市町村及び関係機関は、発災後の緊急輸送に備えて、輸送用車両及びヘリポート等の確保を図るものとする。

第2 活動の内容

1 緊急輸送の対象

警戒宣言が発せられた場合、緊急輸送の対象となる人員、物資等の範囲は次のとおりである。

- (1) 地震防災応急対策実施要員
- (2) 地震防災応急対策の実施に必要な食料、医薬品、防災資機材等の物資、資機材
- (3) その他警戒本部長が必要と認める人員、物資又は資機材

2 【県が実施する計画】

(1) 交通規制等

- ア 県公安委員会は、大規模地震対策特別措置法第24条に基づき地震防災応急対策に従事する者若しくは地震防災応急対策に必要な物資の緊急輸送その他地震防災応急対策に係る措置を実施するための緊急輸送を確保するため必要があると認めるとときは、歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限するものとする。(警察本部)
イ 交通規制課は、隣接県との事前協定に基づいて関係隣接県警察の交通規制を要請する。
ウ 交通規制等にあたって必要がある場合は、あらかじめ締結した協定に基づき、(一社)長野県警備業協会に協力を求める。

(2) 輸送手段の確保

- ア 市町村からの要請等に基づき、震災対策編第3章第4節「ヘリコプターの運用計画」により、迅速な運用を図る。(危機管理部)
イ 県庁内各部局と連絡調整し、それぞれが管理する車両の中から、長野県地震災害警戒本部員の活動に必要な車両を確保する。(総務部)
ウ 緊急輸送を実施するため必要に応じて(公社)長野県トラック協会及び赤帽長野県自動車運送協同組合に対して「緊急・救護輸送に関する協定書」等に基づき応援を要請する。(危機管理部)

(3) 物資輸送拠点の確保

県は、緊急輸送を円滑に推進するため、市町村と協議のうえ、必要な物資輸送拠点の指定等準備を行うものとする。

3 【市町村が実施する計画】

- (1) 市町村は、発災後の緊急輸送に備えて、輸送用車両、物資輸送拠点等の確保を図るものとする。
- (2) 市町村は、必要に応じて、震災対策編第3章第4節「ヘリコプターの運用計画」により、ヘリコプターの出動を要請するものとする。

4 【関係機関が実施する計画】

各関係機関は、発災後の緊急輸送に備えて、輸送用車両等の確保を図るものとする。

※ 本県における緊急輸送ルートについては、資料編に掲載

5 緊急通行車両の確認

地震防災応急対策の円滑な実施のため必要がある場合は、震災対策編第3章第9節「緊急輸送活動」の4「緊急通行車両等確認事務」に準じ、緊急通行車両の確認を行う。

第15節 他機関に対する応援の要請

第1 基本方針

警戒宣言が発せられた場合、各機関は地震防災応急対策上の必要に応じて、法令やあらかじめ締結した協定等に基づき、応援を要請するものとする。

第2 活動の内容

1 協定等に基づく応援要請等の準備

【県が実施する計画】

- (1) 県は、災害が発生し、他の都道府県等からの協定等に基づく応援を受け入れることとなった場合に備え、要請可能な内容の確認、受援体制を確保するように努める。(危機管理部)
- (2) 県は、災害が発生し、他の都道府県からの緊急消防援助隊の応援を受け入れることとなった場合に備え、消防庁及び代表消防本部等と連絡体制を確保し、受援体制を確保するように努める。

なお、県は、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、市町村及び関係機関と連携して、東海地震応急対策活動要領等に基づく広域的な応援の受け入れ準備を行う。

2 自衛隊に対する地震防災派遣の要請

【県が実施する計画】

- (1) 知事（地震災害警戒本部長）は、必要があるときは、国の地震災害警戒本部長（以下「本部長」という。）（内閣総理大臣）に対し、次の事項を明らかにして自衛隊の地震防災派遣を要請する。

- ア 派遣を要請する事由
- イ 派遣を要請する期間
- ウ 派遣を希望する区域
- エ その他参考となるべき事項

- (2) また、地震防災派遣を要請する場合は、これに先立って、陸上自衛隊第13普通科連隊に、地震防災派遣を要請する予定である旨、また要請内容について明らかにし、事前準備を依頼する。

連絡先は、震災対策編第3章第5節「自衛隊の災害派遣」のとおり。（時間内は第三科、時間外は駐屯地当直司令）

第16節 事業所等対策計画

第1 基本方針

警戒宣言が発せられた場合、あらかじめ地震防災応急計画を定め、それぞれ関係機関へ届出すべき施設又は事業（大規模地震対策特別措置法第7条第1項に規定された施設又は事業で政令で定めるもの）の管理者、又は運営者（以下「事業所等」という）は、地震災害の未然防止と社会的混乱を避けるため、次の事項を基本として必要な措置をとるものとする。

なお、強化地域外の事業所等や一定規模以下の施設及び事業所にあっても、警戒宣言時の対応措置をあらかじめ定めておくものとする。

これら事業所等においては、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、建物等の耐震性や立地条件、営業や利用状況などを判断して、警戒宣言時の地震防災応急対策を円滑に実施するための確認又は準備的措置をとるものとする。

第2 活動の内容

1 【事業所等が実施する計画】

(1) 施設内の防災体制の確立

- ア 防災責任者などを中心にして、地震災害を未然に防止し、又は軽減するための体制を確立するものとする。
- イ 地震予知情報等必要な情報を正確に入手し、顧客や従業員等に迅速かつ正確に伝達し、避難誘導や安全確保のための措置をとるものとする。
- ウ あらかじめ定められた分担に従って地震防災応急対策を実施するものとする。

(2) 応急保安措置の実施

地震防災応急計画に基づいて、防災体制を整えるものとする。

- ア 火気使用を自粛するものとする。
 - イ 落下物による被害等防災上の点検を行い必要があれば、応急修理を実施するものとする。
 - ウ 消火器具等の消防施設を点検し、出火に備えるものとする。
- なお、夜間、休日等時間外に警戒宣言が発せられた時は、地震防災応急計画に基づいて、ただちに出社し、あらかじめ定めてある応急対策を行うものとする。

2 【従業員の帰宅措置】

事業所等においては、応急保安措置をとった後は、保安要員を残し避難を開始する。

この場合、従業員数、道路交通状況、警戒宣言が発せられた時刻等を考慮して、帰宅経路にかかる状況を確認したうえで、相互協力し時差退社させるものとする。

ただし、帰宅にあたっては、徒步又は自転車によるものとし、原則として自家用車による帰宅はしないものとする。

なお、強化地域内では、鉄道、バス等の運行が停止されるので、帰宅方法等について適切な措置をとっておくものとする。

第6章

南海トラフ地震 臨時情報の運用

第1節 総 則

第1 目的

「南海トラフ地震に関する事前対策活動」は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条の規定に基づく南海トラフ地震に係る地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）を中心に、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、後発地震に備えるためにとるべき対策を定め、防災対策の推進を図ることを目的とする。

第2 防災関係機関が地震防災応急対策として行う事務又は業務の大綱

震災対策編第1章第3節「防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱」のとおり。

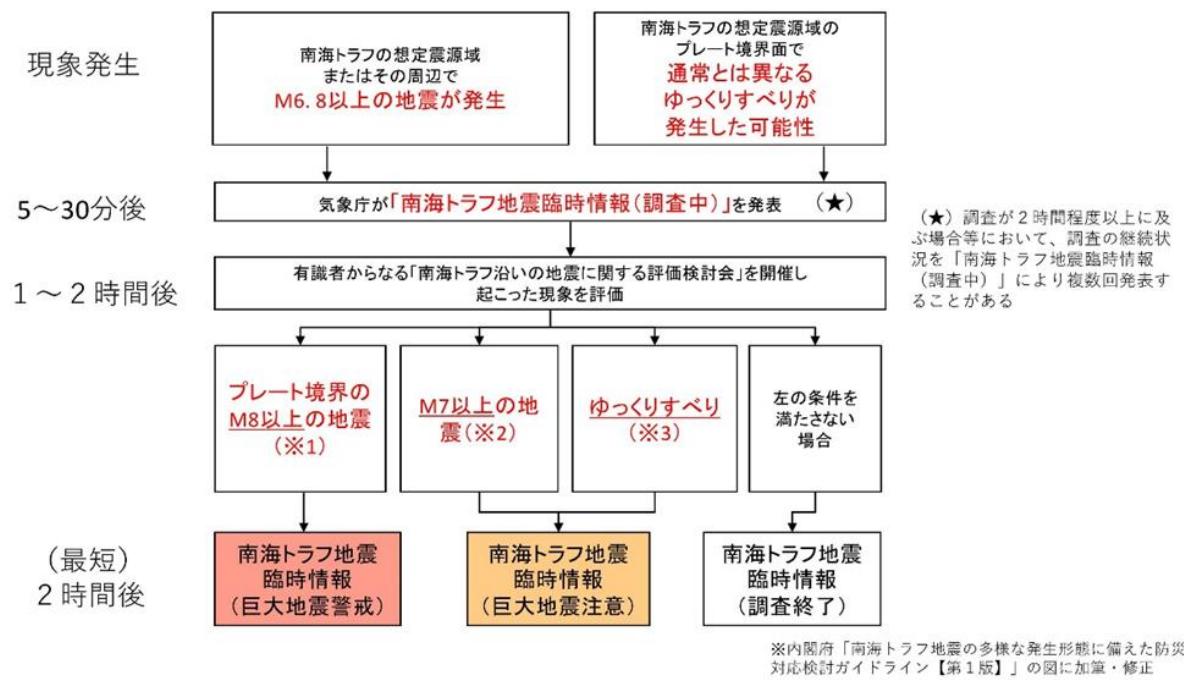
第3 南海トラフ地震臨時情報について

1 南海トラフ地震に関連する情報の名称及び発表条件

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	<ul style="list-style-type: none">○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合。○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	<ul style="list-style-type: none">○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況等を発表する場合。○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし臨時情報を発表する場合を除く）。 <p>※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連開設情報で発表する場合がある</p>

南海トラフ地震臨時情報は、情報名のあとに「調査中」、「巨大地震警戒」、「巨大地震注意」、「調査終了」のキーワードを付記し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の形で情報発表される。

2 異常な現象を観測した場合の情報発表までの流れ



※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合(半割れケース)

※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合、または南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合(一部割れケース)

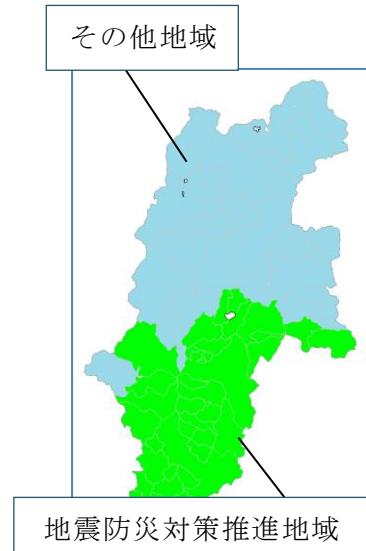
※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合(ゆっくりすべりケース)

気象庁報道発表資料より

第4 推進地域

本県における推進地域は、次のとおり指定されている。また、本章において特段の記述がない限り「市町村」とは「推進地域内市町村」を示すものとする。

岡谷市、飯田市、諏訪市、伊那市、駒ヶ根市、茅野市、川上村、南牧村、下諏訪町、富士見町、原村、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村、松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、壳木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村、上松町、南木曽町、大桑村、木曽町



第2節 南海トラフ地震臨時情報発表時の活動体制

第1 県の体制

1 南海トラフ地震臨時情報の種類ごとの活動体制

情報名	活動体制	業務内容
南海トラフ地震 臨時情報（調査中）	警戒・ 対策本部	○警戒・対策本部の設置 ○南海トラフ地震臨時情報（調査中）の収集及び伝達 ○住民等に密接に関係のある事項の広報
南海トラフ地震 臨時情報（巨大 地震注意）等（※ ₁ ）	警戒・ 対策本部	○警戒・対策本部の設置 ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の収集及び伝達 ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容等の広報
南海トラフ地震 臨時情報（巨大 地震警戒）等（※ ₂ ）	災害対策 本部	○災害対策本部の設置 ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の収集及び伝達 ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容等の広報 ○後発地震に対して警戒する措置の実施

※₁ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等・・・

災害応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容その他これらに関連する情報

※₂ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等・・・

災害応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容その他これらに関連する情報

2 活動体制

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、長野県災害対策本部を設置し、南海トラフ地震臨時情報（調査中）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合、長野県危機警戒・対策本部設置要綱に基づき、警戒・対策本部を設置する。

3 活動体制の終了時期

災害応急対策に係る措置をとるべき期間が終了したときは、活動体制を解除するものとする。

4 職員の参集

職員は、南海トラフ地震臨時情報の収集に積極的に努め、参集に備えるとともに、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の発表に接したときは、動員命令を待つことなく、自己の判断により定められた場所に参集する。

第2 市町村の体制

1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表時の体制

南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたときは、それぞれの地域防災計画等に定めるところにより配備体制をとり次の業務を行なう。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の収集及び伝達
- (2) 住民等に密接に関係のある事項の広報

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等発表時の体制

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表されたときは、それぞれの地域防災計画等に定めるところにより配備体制をとり次の業務を行なう。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の収集及び伝達
- (2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容等の広報
- (3) 後発地震に対して注意する措置の実施

3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等発表時の体制

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたときは、災害対策本部を設置し、それぞれの地域防災計画の定めるところにより、次の業務を行なう。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の収集及び伝達
- (2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容等の広報
- (3) 後発地震に対して注意する措置の実施
- (4) 市町村内における災害応急対策に係る措置の実施

第3 防災関係機関の体制

1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表時の体制

各機関は、必要に応じて担当職員の緊急参集、情報の収集及び共有、地域住民等に密接に関係のある事項に関する周知、その他必要な措置を行なうものとし、その情報伝達の経路、体制及び方法について定めるものとする。

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等発表時の体制

各機関は、各機関相互間及び機関内部において、確実に情報が伝達されるようその経路及び方法を推進計画に明示するものとする。この場合において、勤務時間内及び勤務時間外の時間帯に応じ、伝達が確実に行なわれるよう留意するものとする。

また、各機関は、その実情に応じ災害に関する会議に準じた組織を設置するものとし、その組織内容等必要な事項を定めるものとする。

3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等発表時の体制

各機関は、各機関相互間及び機関内部において、確実に情報が伝達されるようその経路及び方法を推進計画に明示するものとする。この場合において、勤務時間内及び勤務時間外の時間帯に応じ、伝達が確実に行なわれるよう留意するものとする。

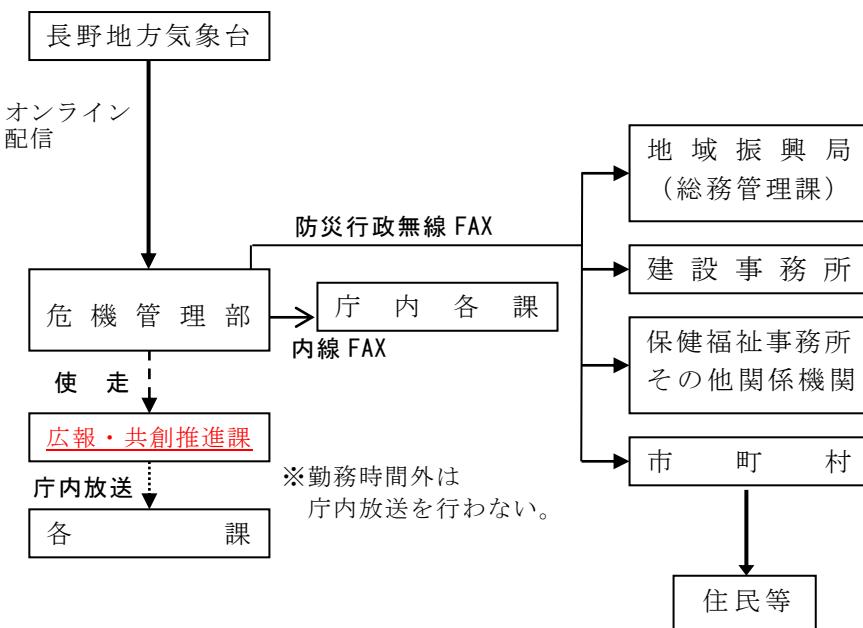
また、各機関は、その実情に応じ災害対策本部に準じた組織を設置するものとし、その組織内容等必要な事項を定めるものとする。

第3節 情報の収集伝達計画

第1 南海トラフ地震臨時情報発表時の伝達

南海トラフ地震臨時情報の伝達については、次により迅速かつ的確に行なうものとする。

1 伝達系統図



2 勤務時間内の伝達要領

- (1) 勤務時間内に、気象庁から南海トラフ地震臨時情報を受理した危機管理防災課長は、直ちに系統図に従い知事へ報告するとともに、県防災行政無線等により市町村、県出先機関、防災関係機関へ伝達する。
- (2) 庁内職員に対する伝達は、放送設備による一斉庁内放送により行なう。

3 勤務時間外、休日の伝達要領

- (1) 勤務時間外及び休日に、気象庁から南海トラフ地震臨時情報を受理した宿日直者は、直ちにこの旨を危機管理防災課長へ報告する。
- (2) 報告を受けた危機管理防災課長は、課職員の登庁を指示するとともに、系統図に従い知事へ報告し、必要な指示を受ける。
- (3) 危機管理防災課職員は、速やかに登庁し、県防災行政無線等により市町村、県現地機関、防災関係機関へ伝達する。

なお、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等発表時には、各部局連絡担当者を通じて配備職員の参集指示を伝達する。

第2 応急対策実施状況等の情報収集・伝達

県、市町村、防災関係機関は、相互に連絡をとり、南海トラフ地震臨時情報発表時に実施する後発地震に対して注意する措置及び災害応急対策に係る措置等の状況の収集を行なう。

この場合において、これらの情報が正確かつ迅速に県災害対策本部等に集約する措置を

震災対策編 第6章第3節
情報の収集伝達計画

とするものとする。

なお、県災害対策本部が収集する主な情報は、次のとおりである。

調査事項	報告ルート
都市施設の状況	各施設管理者－市町村－建設事務所－県災害対策本部（建設部）
電話等の疎通状況、利用制限の状況	電気通信事業者－県災害対策本部（危機管理部）
金融機関の営業状況	金融機関－長野財務事務所－県災害対策本部（危機管理部） (農協－市町村－地域振興局－県災害対策本部)（農政部） (労働金庫－県災害対策本部)（健康福祉部） (その他の金融機関－地域振興局－県災害対策本部)（危機管理部）
道路の交通規制の状況・車両通行状況	東日本高速道路(株)・中日本高速道路(株)－県災害対策本部（建設部） 地方整備局－県災害対策本部（建設部） 市町村－建設事務所－県災害対策本部（建設部）
列車の運転状況、旅客の状況	JR各社－県災害対策本部（企画振興部）
滞留旅客等の状況	市町村－地域振興局－県災害対策本部（危機管理部）

第4節 広報計画

第1 基本方針

県、市町村及び防災関係機関は、南海トラフ地震臨時情報に関して、その発表される情報の種類に応じて広報計画を作成し、これに基づき、広報活動を実施するものとする。

第2 活動の内容

1 【県が実施する計画】(危機管理部、企画振興部)

県は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合は、次により広報を行う。

(1) 広報内容

ア 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合

(ア) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の内容

(イ) 住民等に密接に関係のある事項

イ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等

(ア) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容

(イ) 交通に関する情報

(ウ) ライフラインに関する情報

(エ) 生活関連情報等地域住民等に密接に関係のある事項

(オ) 後発地震に備えるための基本的な防災対応

日頃からの地震への備えを再確認する等、できるだけ安全な防災対応
をとること等

ウ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等

(ア) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容

(イ) 交通に関する情報

(ウ) ライフラインに関する情報

(エ) 生活関連情報等地域住民等に密接に関係のある事項

(オ) 後発地震に備えるための基本的な防災対応

日頃からの地震への備えを再確認する等、できるだけ安全な防災対応
をとること等

(2) 広報手段

テレビ及びラジオ等を活用するほか、同報無線による情報伝達を実施する。この場合において、地域の自主防災組織やその他の公共的団体等の協力を得るなどの多様な手段を用いる。

なお、外国人等特に配慮を要する者に対する広報については、外国語放送等様々な広報手段を活用して行う。

(3) 問い合わせ窓口

住民等からの問い合わせに対応できるよう、警戒・対策本部に問い合わせ窓口等の体制を整備する。

(4) 報道機関との応援協力関係

知事は、南海トラフ地震臨時情報が発せられた場合は、「災害時における放送要請に関する協定」により、放送機関に要請してテレビ、ラジオを通じて直接県民に呼

びかける。

(5) 推進地域外の住民等に対する広報

推進地域外の住民等に対しても、南海トラフ地震臨時情報の内容、交通対策の実施状況等について的確な広報を行い、これらの者に冷静かつ適切な対応を促す。

2 【市町村が実施する計画】

市町村においては、前記1に準じた、内容、手段、方法により県及び防災関係機関等から得た情報等について広報を実施するとともに、同報無線、有線放送、広報車、半鐘等を活用するほか、状況に応じて自主防災組織の協力を得て、住民に広報するものとする。

また、広報活動を実施するに当たっては、報道機関との事前協定の締結等その的確かつ迅速な実施を可能にする措置を考慮するものとする。

3 【防災関係機関が実施する計画】

防災関係機関においては、前記1に準じた、内容、手段、方法により県及び市町村等から得た情報等について広報を実施するとともに、その有する責務に応じて住民に広報するものとする。

また、広報活動を実施するに当たっては、報道機関との事前協定の締結等その的確かつ迅速な実施を可能にする措置を考慮するものとする。

(参考)

県・市町村から住民、企業等への防災対応の呼びかけについて

県及び推進地域に指定されている市町村は、ホームページ、防災行政無線、広報車、SNS等により、住民に対して、以下について広報を行い、併せて、一定期間※、日常生活を行いつつ、日頃からの地震への備えの再確認を促すとともに、できるだけ安全な行動をとることなどについて呼びかけを行う。また、推進地域内の企業等に対しても、適切な防災対応をとるよう呼びかけを行う。

※「一定期間」の目安

- ・半割れケースの場合 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」発表から2週間
- ・一部割れケースの場合 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」発表から1週間
- ・ゆっくりすべりケースの場合 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」発表からすべりが収まったと評価されるまでの期間

ア 住民への防災対応の呼びかけ（第6節、第7節関連）

臨時情報（巨大地震警戒又は巨大地震注意）が発表された際に住民が取るべき防災対応について、以下の観点を踏まえ、住民一人ひとりが防災対応を検討・実施することを基本とし、県及び市町村は必要な情報提供を行う等、防災行動を促す。

○日常生活を行いつつ、日頃からの地震への備えの再確認等、個々の状況に応じて、一定期間地震発生に注意した行動をとること。また、一定期間できるだけ安全な防災行動をとること。

○「臨時情報（巨大地震警戒）」が発表されたときは、さらに次の防災対応をとること。

・土砂災害に対する防災対応

土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域内に居住する住民は、個々の状況に応じて、自主避難を含め、身の安全を守る等の防災対応を検討する。

・住宅の倒壊、地震火災に対する防災対応

耐震性の不足する住宅に居住する住民は、自主避難を含め検討する。また、器具の使用を控えること等により、火災の発生を防止する。

イ 観光客への防災対応の呼びかけ（第7節関連）

推進地域内の観光客に対して、後発地震に備え、必要な情報の収集や地震発生時の注意点の再確認を行うことを呼びかける。

ウ 推進地域外の住民等への防災対応の呼びかけ（第7節関連）

住民及び観光客に対し、「地震に備えた行動」を求めるが、「冷静な対応を行う」ことを合わせて呼びかける。

エ 企業等への防災対応の呼びかけ（第8節関連）

日頃からの地震への備えを再確認する等、個々の状況に応じて適切な防災対応を実施したうえで、できる限り事業を継続することを基本とする。

そのため、以下の対策を行う。

※南海トラフ臨時情報（巨大地震警戒）発表後、一部地域の被害等を踏まえ、人的・物的資源が一部制限されている中で、企業活動を1週間どのように継続するか検討する。

※南海トラフ地震臨時情報の内容等については、各企業内等において確実に情報が伝達されるよう、その経路及び方法を具体的に定める。

※各企業等の防災対応を迅速かつ的確に実施するため、所要要員の確保について検討するとともに、必要に応じ指揮機能を持った組織を設置する。

第5節 災害応急対策をとるべき期間

第1 基本方針

南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、あらかじめ定める災害応急対策をとるべき期間の間、災害応急対策を実施するものとする。

第2 災害応急対策をとるべき期間

災害応急対策をとるべき期間は、発表された南海トラフ地震臨時情報の種類に応じて、次のとおりとする。

1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合

南海トラフ地震沿いの想定震源域内のプレート境界においてM 7.0以上M 8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM 7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地域は除く）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置を行う。

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM 8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震に対して警戒する措置を行う。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置を行う。

第6節 避難対策等

第1 基本方針

市町村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合にとるべき避難対策等について、あらかじめ検討を行い、計画に明示するものとする。検討を行うにあたっては、避難行動の方法や避難先の選定に関する意向について、必要に応じて住民の意見を十分に聴くものとする。

第2 地域住民等の避難行動等

1 土砂災害に対する避難行動等

市町村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合にとるべき後発地震に対する警戒措置について、主に土砂災害警戒区域内に居住する住民と意見交換を行ないながら、身の安全を守る等の防災対応の検討を促すものとする。

また、主に土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設に対しては、施設管理者に対して、入居者の身の安全を守る等の防災対応の検討を促すものとする。

2 住宅の倒壊、地震火災に対する避難行動等

推進地域内市町村は、住宅の耐震化は、突発的に発生する大規模地震への備えにもつながることから、日頃からその対策の重要性を、住民に呼びかけ、積極的に耐震化を推進するものとする。

また、現に耐震性の不足する住宅に居住し、不安のある住民に対しては、知人宅や親類宅への避難について、あらかじめ検討を促すものとする。

第3 避難先の確保

1 避難所の受け入れ人数の把握

- (1) 住民が避難する場合は、知人宅や親類宅等への避難を促すことを基本とするが、それが難しい住民に対して、市町村は、あらかじめ避難者数を想定しておくものとする。
- (2) 要配慮者については、福祉避難所など健常者とは異なる避難所の確保が必要となるため、健常者と要配慮者を分けて人数を想定しておくものとする。
- (3) 宿泊者、観光目的の滞留旅客等については、宿泊施設等関係者と、運航している公共交通機関の最寄りの乗降場所まで輸送する等帰宅方法をあらかじめ検討しておき、必要に応じて、帰宅できない見込み数を想定の受け入れ人数に加えておくものとする。

2 避難所候補リストの作成

- (1) 避難所は、市町村が定める地域防災計画等既存の計画において整理されている指定避難所を参考に検討するものとする。
- (2) 後発地震の発生に伴う土砂災害、耐震性の不足等の想定される危険を避ける観点から、後発地震の発生時に想定される様々なリスクに対して、できるだけ安全な施設を避難所として利用するものとする。
- (3) 各避難所の収容人数については、1週間を基本とした防災対応期間中の避難生活に支障を来さない広さを確保することを念頭に、避難者一人当たりの面積を適切に定め、各避難所で確保できる面積に応じた収容人数を整理するものとする。
- (4) 避難所候補リストを作る際は、以下の例も参考に、避難所として使用する優先順位の検討に必要な情報を整理するものとする。

- ア 施設名、住所、面積、収容人数
- イ 管理者、管理者の連絡先（複数名選定を推奨）
- ウ 耐震性（想定される最大震度に対する建物の安全性）の有無
- エ 非構造部材の落下防止対策の有無
- オ 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域か否か
- カ 学校の状況（授業継続または休校）
- キ 周辺の避難場所からの移動距離
- ク 要配慮者の受け入れ可否（福祉避難所としての機能を有しているか）
- ケ 冷暖房、テレビ、パーテイション等の設置状況
- コ 食料、日用品等の備蓄状況及び近隣の食料、日用品等を確保できる商店の状況

3 避難所の選定

推進地域内市町村は、避難所の選定について次の事項に留意して、避難所の選定を行うものとする。

- (1) 前項で作成した避難所候補リストに基づき、要配慮者に対しては、避難所の環境が整っている避難所を割り当てる、要配慮者以外の住民に対しては居住地域の近くの避難所を割り当てる等、住民のニーズや各施設の状況を踏まえた利用者の属性や居住地域に応じた避難所を選定するものとする。
- (2) いかなる避難先であっても、地震発生時のあらゆるリスクを完全に除去することは困難なため、住民にそれを理解してもらったうえで避難を実施してもらう必要があることに留意するものとする。

4 避難所が不足する場合の対応

- (1) 検討結果として避難所の不足が見込まれる場合は、市町村内の広域の避難や、旅館、ホテル、企業の会議室等民間施設の利活用、周辺市町村と連携した避難等、さらなる避難先の確保を行うものとする。
- (2) 住民に対しては、避難所としてなるべく知人宅や親類宅等を活用することをさらに呼びかけ、必要があれば避難方法の意向調査を再度行い、想定される避難所の利用者等を精査した上で、避難計画を検討するものとする。
- (3) あらゆる検討を行った上で、それでも避難所が確保できない場合は、避難所の廊下やロビー等の活用、グラウンドや駐車場での車中泊やテント泊などあらゆる手段の検討を行うものとする。
- (4) 避難生活に伴うエコノミークラス症候群等、健康への影響が懸念されることから、避難者の健康に十分に配慮するものとする。
- (5) 災害等の状況に応じて、社会福祉施設等の空きスペースの活用や定員を超過して要配慮者等を受入れることについて検討するものとする。
なお、定員を超過して受入れる場合も入所者等の処遇に支障が生ずることのないように十分に配慮するものとする。

第4 避難所の運営

避難所の運営は、避難者が自ら行うことを基本とし、推進地域内の市町村は、住民とともに、あらかじめ避難所を運営する際の体制や役割について検討を行うものとする。

また、被災後の避難ではないため、必要最小限のものを各自で準備することを基本とするものとする。

第7節 住民の防災対応

第1 基本方針

大規模地震の発生時期等を明確に予測できないこと、地震発生時のリスクは、住んでいる地域の特性や建物の状態、個々人の状況により異なるものであることから、地震発生可能性と防災対応の実施による日常生活への影響のバランスを考慮しつつ、一人一人が、自助に基づき、災害リスクに対して「より安全な防災行動を選択」していくという考え方を社会全体で醸成していくことが重要である。

南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、日常生活を行いつつ、住民一人一人が防災対応を検討・実施することを基本とし、その際、県及び市町村は必要な情報提供を行う等その検討・実施について支援を行うものとする。

第2 南海トラフ地震臨時情報発表前に実施する事項

1 推進地域内

住民は、南海トラフ地震臨時情報発表時に、あわてて水・食料等の備蓄や家具の固定をすることがないよう、日頃からの突発地震への備えについて住民一人一人が検討・実施するものとする。

第3 南海トラフ地震臨時情報発表後に実施する事項

1 推進地域内

- (1) 住民は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、家具の固定状況、非常用持出袋、避難場所や避難経路、家族との安否確認方法等の、日頃からの地震への備えを再確認することにより、後発地震が発生した場合に被害軽減や迅速な避難行動を図るものとする。
- (2) 観光客は、観光を行いつつ、後発地震に備え、必要な情報の収集や地震発生時の注意点を再確認するものとする。
- (3) 住民及び観光客は、日常生活を行いつつ、地震が発生した場合に危険性が高い場所を避ける、できるだけ安全な部屋で就寝する等、個々の状況に応じて、可能な範囲で、一定期間、できるだけ安全な行動をとるものとする。

また、ハザードマップ等を活用し、土砂災害等の危険性が高い地域を把握する。日常的に通行する道路周辺のブロック塀の倒壊等の危険性等を確認しておく等、地震に對して警戒するものとする。

2 推進地域外

住民及び観光客は、想定される震度や被害が相対的に小さいことから、地震に備えた行動を求めるが、冷静な対応を行うものとする。

第8節 企業等対策計画

第1 基本方針

企業等は、地震発生時期等の確度の高い予測は困難であり、完全に安全な防災対応を実施することは現実的に困難であることを踏まえ、日頃からの地震への備えを再確認する等警戒レベルを上げることを基本に、個々の状況に応じて適切な防災対応を実施したうえで、できる限り事業を継続することを基本とする。

第2 企業等の防災対応の検討

1 防災対応を検討する手順

南海トラフ地震臨時情報が発表された際に取るべき防災対応について、以下の手順に従って検討するものとする。

- (1) 南海トラフ地震を想定して策定している自社の事業継続計画（BCP）を確認し、自社の脆弱性をまず把握するものとする。
- (2) その上で、今回検討する防災対応の前提となる、南海トラフ地震臨時情報発表時の社会状況等の諸状況を確認するものとする。
- (3) これらを踏まえて、南海トラフ地震臨時情報発表時に、情報別にとるべき防災対応を具体的に検討するものとする。

2 南海トラフ地震に関するBCPの確認

- (1) 南海トラフ地震に関するBCPは、後発地震に備えて取るべき防災対応を検討する際に有効であるため、その確認を実施するものとする。
- (2) BCP未策定の企業については、速やかに策定することの他、事前の防災・減災対策を講ずるなど防災対応力を強化することが望ましい。

3 防災対応検討の前提となる諸条件の確認

- (1) 南海トラフ地震臨時情報の種類ごとに、発表時に想定されるライフラインの状況等を確認し、事業継続に当たっての影響を想定するものとする。
- (2) 個々の企業等の地理的条件を確認し、防災対応を検討する際に踏まえるべき、自社の位置における住民の行動を把握するものとする。

4 企業等の防災対応（巨大地震注意対応）の検討

- (1) 企業等の南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等発表時の防災対応について、個々の状況に応じて、日頃からの地震への備えを再確認する等、後発地震に備えて注意した防災対応を検討する。

5 企業等の防災対応（巨大地震警戒対応）の検討

- (1) 必要な事業を継続するための措置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等発表後、一部地域の避難や被害を踏まえ、人的・物的資源が一部制限されている中で、企業活動を1週間どのように継続するか検討するものとする。

- (2) 日頃からの地震への備えの再確認等警戒レベルを上げる措置

企業等は、突発地震に備えて、日頃から対策を行っておくことが重要であり、その上で、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合に、これらの日頃からの地震への備えを再確認し、地震が発生した場合に速やかに必要な防災対応が行えるようにしておくものとする。

また、日頃からの地震への備えの再確認の例は、以下の措置とし、これらの措置については、後発地震への備えとして、企業等の立地する地理的条件や業種の違いに関わらず、全ての企業等が検討することが望ましい。

- ア 安否確認手段の確認
- イ 什器の固定・落下防止対策の確認
- ウ 災害物資の集積場所等の災害拠点の確認
- エ 発災時の職員の役割分担の確認

(3) 施設及び設備等の点検

地震が発生した場合に被害が生ずるおそれのある施設及び緊急的に移動しないといけない設備等について点検に関する措置を検討するものとする。

また、社会的に及ぼす影響の大きな不特定多数の者が利用する施設、危険物を取扱う施設等を管理又は運営する企業については、第三者に危害を及ぼさないよう必要な点検を確実に実施するものとする。

(4) 地震に備えて普段以上に警戒する措置

地震による被害軽減や早期復旧を図るため、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等発表時に行う日頃からの地震への備えの再確認等に加え、個々の企業等の状況を考慮した上で必要に応じて、同情報発表後に後発地震発生に備えて普段以上に一定期間継続的に警戒した防災行動を行う措置を検討するものとする。

一定期間継続的に実施する警戒措置の例は、以下の措置とし、これらの措置のうち、突発地震に備えた防災対策に加え、既存のBCP等も参考に、同情報発表時に実施することで一時的に企業活動が低下するものであったとしても、後発地震が発生した場合にトータルとして被害軽減・早期復旧できる措置があれば、その実施を推奨する。

- ア 荷物の平積み措置
- イ 燃料貯蔵や車両燃料の常時満タン化
- ウ サプライチェーンにおける代替体制の事前準備
- エ 製品在庫の増産や原材料・部品の積み増し
- オ ヘルメットの携行の徹底
- カ 定期的な重要データのバックアップ
- キ 速やかに作業中断するための準備

(5) 地域への貢献

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等発表時には、普段から取り組んでいる企業活動の延長として、企業の強みを活かして、地域において取られている避難等の防災対応に対する支援を地方公共団体と連携して実施するものとする。

また、それぞれの企業等において、日頃からの自主防災組織との協働体制を構築し、非常食や資機材の提供等について検討するものとする。さらに、避難誘導や要配慮者に対する支援等を実施することができる体制を検討しておくものとする。

(6) 情報の伝達

南海トラフ地震臨時情報の内容等については、各企業内等において、確実に情報が伝達されるよう、その経路及び方法を具体的に定めるものとする。この場合、勤務時間内及び勤務時間外等の時間帯に応じ、伝達が確実に行われるよう留意する。

(7) 防災対応実施要員の確保等

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合に、各企業等の防災対応の実施に必要な要員については、伝達方法及び伝達手段の実態を勘案しながら、実施する防災対応の内容、その作業量、所要時間等を踏まえて、具体的な所要要員の確保について検討するものとする。

また、各企業等の防災対応を迅速かつ的確に実施するため、必要に応じ指揮機能を持った組織を設置し、指揮命令系統、職務分担等の当該組織の内容を明確にし、企業内等にあらかじめ周知する。

第9節 防災関係機関のとるべき措置

第1 基本方針

防災関係機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、個々の状況に応じて、後発地震に対して警戒する措置を行うものとし、その措置についてあらかじめ計画に定めるものとする。

第2 活動の内容

1 消防機関等

市町村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関及び消防団が出火及び混乱の防止等につき、その対策を実施するものとする。

2 警備対策

県警察本部は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、次の事項を重点として犯罪及び混乱の防止に関する措置を講ずるものとする。

- (1) 正確な情報の収集及び伝達
- (2) 不法事案等の予防及び取締り
- (3) 地域防犯団体、警備事業等の行う民間防犯活動に対する指導

3 水道、電気、ガス、通信、放送関係

(1) 水道

県及び市町村は、飲料水の供給が、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても災害応急対策の実施をはじめとするすべての活動の基礎となるべきものであることから、飲料水の供給の継続を確保することが不可欠であるため、必要な飲料水を供給するために必要な体制を整備するものとする。

(2) 電気

電力事業者は、電気の供給が、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても災害応急対策の実施をはじめとするすべての活動の基礎となるべきものであることから、電気の供給の継続を確保することが不可欠であるため、必要な電力を供給するために必要な体制を整備するものとする。

(3) ガス

ガス事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても、ガスの供給を継続するものとし、必要なガスを供給するために必要な体制を整備するものとする。

また、ガス事業者は、ガス発生設備、ガスホルダーその他の設備について、安全確保を実施するとともに、後発地震の発生に備えて、緊急に供給を停止する等の措置を講ずる必要がある場合には、これを実施するものとする。

(4) 通信

電気通信事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても、災害応急対策活動や安否確認の基礎となる通信の確保を行うことが不可欠であるため、通信の維持に関する必要な体制の確保に加え、災害用伝言サービス等の安否確認に利用されるサービスの活用に向けた当該サービスの運用、周知等を実施するものとする。

(5) 放送

ア 放送は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の正確かつ迅速な伝達のために不可欠のものであるため、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の正確かつ迅速な報道に努めるものとする。この場合において、放送事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の発表及び後発地震の発生に備えて、事前に関係機関等と密接な連携をとり、実態に即応した体制の整備を図るものとする。

イ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、放送事業者は各計画主体と協力して、推進地域内の地域住民等に対して冷静な対応を呼びかけるとともに、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報、火災防止等、後発地震に備えた被害軽減のための取組等、地域住民等が防災行動等をとるために必要な情報の提供に努めるよう留意するものとする。また、推進地域外の地域住民等に対しても、交通に関する情報、後発地震の発生に備えた準備等、冷静かつ適切な対応を促すための情報の提供に努めるよう留意するものとする。

なお、情報の提供に当たっては、聴覚障害者等の情報入手に資するよう、テレビにおける字幕放送等の活用に努めるものとする。

4 金融対策

計画主体である金融機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合及び後発地震の発生に備えた、金融業務の円滑な遂行を確保するための要員の配置計画等の準備措置を実施するものとする。

5 交通

(1) 道路

ア 県警察本部は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運転者のとるべき行動の要領について定め、地域住民等に周知するものとする。

イ 県及び市町村は、道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供するものとする。

(2) 鉄道

鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応を実施するものとする。なお、鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表される前の段階から、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運行規制等の情報についてあらかじめ情報提供するものとする。

6 防災関係機関が自ら管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策

県及び市町村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、後発地震に備えた自らが管理等を行う施設等に関する対策として、施設利用者の安全確保及び機能確保のため、速やかに点検等を行うものとする。

なお、具体的な対策は施設毎に定めるものとし、県又は市町村以外が管理する施設の管理者においても対策を講じるものとする。

(1) 防災上重要な施設に関する対策

県及び市町村は、特に、後発地震の発生後においても、防災上重要な施設（災害応急対策の実施上大きな役割を果たすことが期待できるもの）について、その機能を果

たすため、体制を整えるとともに、必要な措置を講ずるものとする。

ア 道路等（橋梁、トンネル、砂防施設、法面、林道等を含む）【建設部、林務部等】

危険度が特に高いと予想されるものについて、通行止め等、管理上必要な措置を行う。

イ 河川・ダム

a 河川【建設部】

水位計、監視カメラ等の動作確認等、施設の管理上必要な操作、非常用発電装置の準備、点検準備、その他の措置を行う。

b ダム【建設部・企業局】

施設点検、貯水量の調整等に係る操作方法の確認等の措置を行う。

ウ ため池・用水路【農政部】

施設点検、貯水量の調整等に係る操作方法の確認等の措置を行う。

エ 松本空港【企画振興部】

滑走路閉鎖・空港内への立入規制、空港内の被害状況の把握、エプロンの使用制限等の必要な措置を行う。

オ 庁舎、合同庁舎その他災害応急対策上重要な施設【各部局】

非常用発電設備、無線通信機器等通信手段の確認、自衛消防団の活動確認等を行う。また、災害対策本部等運営に必要な資機材及び緊急車両等の確保を行う。

(2) 多数の者が出入りする施設に関する対策

学校、社会福祉施設、社会教育施設、社会体育施設、博物館、美術館、図書館、動物園等の多数の者が出入りする施設の管理上の措置の共通事項として以下の対応を行うものとする。

- ・入場者等への情報伝達
- ・入場者等の安全確保のための退避等の措置
- ・施設の防火点検及び設備、備品等の転倒・落下・破損防止措置
- ・出火防止措置
- ・水、食料等の備蓄
- ・消防設備の点検、整備
- ・非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピューターなど情報を入手するための機器の整備

また、以下のとおり各施設の管理上の措置を行うものとする。

ア 県立高等学校・特別支援学校等【県教育委員会】

日頃からの地震への備えを再確認するとともに、後発地震による災害リスクを考慮し、児童生徒や教職員等の身の安全を守ることを最優先に、各校の判断により安全確保のための適切な措置を行う。

なお、「臨時情報（巨大地震警戒）」が発表されたときは、次の対応とする。

- ・推進地域内のうち土砂災害警戒区域等に所在する学校については、学校での災害リスクを考慮し、原則臨時休業とする（1週間程度）。
- ・上記以外の学校については、土砂災害警戒区域等を経由して通学する児童生徒等について、通学の安全が確保できない場合には登校させないなど、安全確保のための措置を行う。

イ 県立学校【県教育委員会以外の各部局が所管する学校等】

後発地震発生による災害リスクを考慮し、児童生徒等に対する安全確保のための

措置を行う。

ウ 保育園、小・中学校等(市町村等所管)

児童生徒等の年齢も考慮の上、地域や家庭環境に応じた対応を行い、後発地震発生による災害リスクを考慮した安全確保のための措置を行う。

エ 社会福祉施設【健康福祉部】

重度障がい者、高齢者等、移動することが困難な者等について、個々の状況に応じた安全確保のための必要な措置を行う。

オ 病院・診療所等【健康福祉部】

患者・入所者の安全確保及び避難に備えた対応の確認、施設点検、患者搬送計画の策定等の必要な措置を行う。また、搬送増加が想定される負傷者の受入れ等に備えた必要な措置を行う。

カ 上下水道施設【企業局、環境部】

処理機能の確保等、施設の管理上必要な操作、非常用発電装置の準備、点検その他の措置を行う。

キ 警察本部の所管する施設（警察署、警察学校、運転免許センター等）

車両、資機材の被災を防止する措置を行うとともに、非常用電源設備の点検、来庁者に対する安全確保のための必要な措置を行う。

(3) 工事中の公共施設、建築物、その他【各部局】

後発地震発生時の対応について、各監督員が現場代理人等と情報を共有し、工事中断の判断や資機材の落下防止等、工事中の建築物その他の工作物又は施設について安全確保上必要な措置を行う。

(4) 防災関係機関は、各施設について、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の緊急点検、巡視の実施必要箇所を選定し、必要な実施体制を整備するものとする。

第10節 関係機関との連携協力の確保

第1 基本方針

防災対応の実効性を高めるためには、企業等が防災対応を検討・決定する際、防災対応の期間の経過後にも大規模地震発生の可能性がなくなるわけではないことや、防災対応の内容によっては企業活動に影響が出てくること等を踏まえ、あらかじめ従業員等一人一人が考え、防災対応を実行することの意義を理解しておくことが重要である。

また、県、市町村、防災関係機関及び企業等の各主体の防災対応は様々なところで相互に関係するため、地域内で各主体の防災対応が調和を図りながら実行できるよう、防災対応を検討・決定する段階から、必要に応じて、南海トラフ特措法に基づく南海トラフ地震防災対策推進協議会等、情報共有や協議等を行う場を地域で整備・活用するものとする。

第2 交通インフラやライフライン

日常生活に密接に関係する交通インフラやライフラインについては、あらかじめ検討した防災対応について、地域住民や利用者等に周知するものとする。また、自社の防災対応についてステークホルダーに事前に周知しておくものとする。

第3 滞留旅客等に対する措置

1 【市町村が実施する計画】

市町村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を講ずるものとする。

2 【防災関係機関が実施する計画】

防災関係機関で南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の避難誘導及び保護を実施すべき機関においては、対策等の結果生じる滞留旅客等に対する具体的な避難誘導、保護並びに食料等のあっせん、市町村が実施する活動との連携体制等の措置を講ずるものとする。

第11節 地震防災上必要な教育及び広報活動計画

第1 基本方針

県及び市町村は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、住民があわてて地震対策をとることがないよう、機会を捉えて、日頃からの地震への備え等について周知することが重要である。

また、住民は南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、日常生活を行いつつ、一定期間、できるだけ安全な行動をとることが重要であり、普段以上に地震に備えて警戒するという心構えを持つことが必要である。

そのため、県及び市町村は、南海トラフ地震臨時情報の発表により、大規模地震の発生の可能性が相対的に高まったと評価された場合、直ちに地震が起きるといった誤解により、避難者の殺到等の社会的混乱が発生しないように努めるとともに、あらゆる機会を捉えて、南海トラフ地震臨時情報等の内容や、情報が発表された場合に取るべき対応について広報に努め、実際に防災対応をとる際に、住民が情報を正しく理解し、あらかじめ検討した対応を冷静に実施できるよう広報を行うものとする。

第2 計画の内容

1 職員等に対する防災上の教育

(1) 【県が実施する計画】

県は、職員等に対して、その果たすべき役割等に相応した地震防災上の教育を実施するものとし、次の内容をその実施内容として行う。

- ア 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）、南海トラフ地震（巨大地震警戒）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- イ 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識
- ウ 地震に関する一般的な知識
- エ 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- オ 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- カ 南海トラフ地震対策として現在講じられている対策に関する知識
- キ 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

(2) 【市町村及び防災関係機関が実施する計画】

市町村及び防災関係機関は、その職員等に対して、その果たすべき役割等に相応した地震防災上の教育を実施するものとし、その教育内容は前記(1)に準じた内容として実施するものとする。

2 住民等に対する防災上の教育

(1) 【県が実施する計画】

県は、過去に発生した東南海・南海地震等による被害の状況や、今後の南海トラフ地震により想定される被害、南海トラフ地震に係る防災意識の普及・啓発に努めるとともに、地域住民等が国からの指示が発せられた場合等に的確な判断に基づいた行動ができる

るよう、教育・広報を実施し、その内容は次のとおりとする。

また、県は推進地域内外の住民等が南海トラフ地震に対する防災意識を向上させ、これに対する備えを充実させるために必要な措置を講ずる。

さらに、教育及び広報の実施に当たって、ラジオ、テレビ、映画、新聞等を含む媒体を利用するほか、可能な限り地域の実情を反映した具体的な内容とするよう考慮する。

ア 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）、

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容

イ 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識

ウ 地震に関する一般的な知識

エ 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）、

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合及び南海トラフ地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識

オ 正確な情報の入手方法

カ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容

キ 各地域における土砂災害警戒区域等に関する知識

ク 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識

ケ 地域住民等自ら実施し得る、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法

コ 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の実施

（2）【市町村が実施する計画】

市町村は、過去に発生した東南海・南海地震等による被害の状況や、今後の南海トラフ地震により想定される被害、南海トラフ地震に係る防災意識の普及・啓発に努めるとともに、地域住民等が国からの指示が発せられた場合等に的確な判断に基づいた行動ができるよう、教育・広報を実施する。

この場合において、地域の自主防災組織の育成及びその活用、各種の商工団体、PTA、その他の公共的団体等の協力を得るなどの多様な手段を用い、できるだけ住民等の立場を考慮した具体的な教育・広報を実施するものとし、前記（1）に準じた内容を実施内容として行うものとする。

また、教育・広報を行う場合は次の事項に留意して行うものとする。

ア ラジオ、テレビ、映画、新聞等を含む媒体を利用するほか、可能な限り地域の実情を反映した具体的な内容とするよう考慮するものとする。

イ 地震対策の実施上の相談窓口を設置する等具体的に地域住民等が地震対策を講ずる上で必要とする知識等を与えるための体制の整備について留意するものとする。

ウ 現地の地理に不案内な観光客等に対しては、パンフレットやチラシを配付したり避難誘導看板を設置したりするなどして、避難場所や避難経路等についての広報を行うよう留意するものとする。

修 正 経 過			
昭和38年 3月 22日	作成	平成12年 3月 17日	第35回修正
昭和39年 3月 4日	第1回修正	平成13年 6月 18日	第36回修正
昭和40年 2月 27日	第2回修正	平成15年 3月 31日	第37回修正
昭和41年 3月 4日	第3回修正	平成16年 5月 21日	第38回修正
昭和42年 3月 15日	第4回修正	平成17年 1月 7日	第39回修正
昭和43年 2月 29日	第5回修正	平成18年 2月 17日	第40回修正
昭和44年 2月 28日	第6回修正	平成19年 6月 22日	第41回修正
昭和45年 2月 27日	第7回修正	平成20年 5月 29日	第42回修正
昭和46年 2月 15日	第8回修正	平成21年 3月 27日	第43回修正
昭和47年 2月 25日	第9回修正	平成23年 1月 11日	第44回修正
昭和48年 2月 13日	第10回修正	平成23年 7月 12日	第45回修正
昭和49年 2月 22日	第11回修正	平成24年 2月 15日	第46回修正
昭和50年 2月 19日	第12回修正	平成25年 2月 19日	第47回修正
昭和51年 4月 1日	第13回修正	平成26年 2月 28日	第48回修正
昭和52年 2月 18日	第14回修正	平成26年11月 20日	第49回修正
昭和53年 2月 28日	第15回修正	平成27年 3月 6日	第50回修正
昭和54年 3月 6日	第16回修正	平成28年 2月 15日	第51回修正
昭和55年 3月 31日	第17回修正	平成29年 3月 31日	第52回修正
昭和56年 3月 25日	第18回修正	平成30年 3月 13日	第53回修正
昭和57年 3月 25日	第19回修正	平成31年 1月 21日	第54回修正
昭和58年 3月 25日	第20回修正	令和 2年 3月 31日	第55回修正
昭和59年 3月 29日	第21回修正	令和 3年 3月 10日	第56回修正
昭和60年 3月 28日	第22回修正	令和 3年12月 20日	第57回修正
昭和61年 3月 25日	第23回修正	<u>令和 5年 2月 13日</u>	<u>第58回修正</u>
昭和62年 3月 19日	第24回修正		
昭和63年 5月 23日	第25回修正		
平成元年 5月 15日	第26回修正		
平成 2年 5月 30日	第27回修正		
平成 3年 5月 21日	第28回修正		
平成 4年 6月 10日	第29回修正		
平成 6年 3月 9日	第30回修正		
平成 7年 3月 20日	第31回修正		
平成 8年 5月 23日	第32回修正		
平成 9年 3月 31日	第33回修正		
平成10年 6月 30日	第34回修正		

長野県地域防災計画 震災対策編

発 行 日 令和 6 年 3 月 29 日 第 59 回修正
 編集・発行 長野県防災会議
 長野県危機管理部 危機管理防災課
 〒380-8570 長野市南長野幅下 692-2
 電話 026(235)7184(直通)
 FAX 026(233)4332
 E メールアドレス bosai@pref.nagano.lg.jp